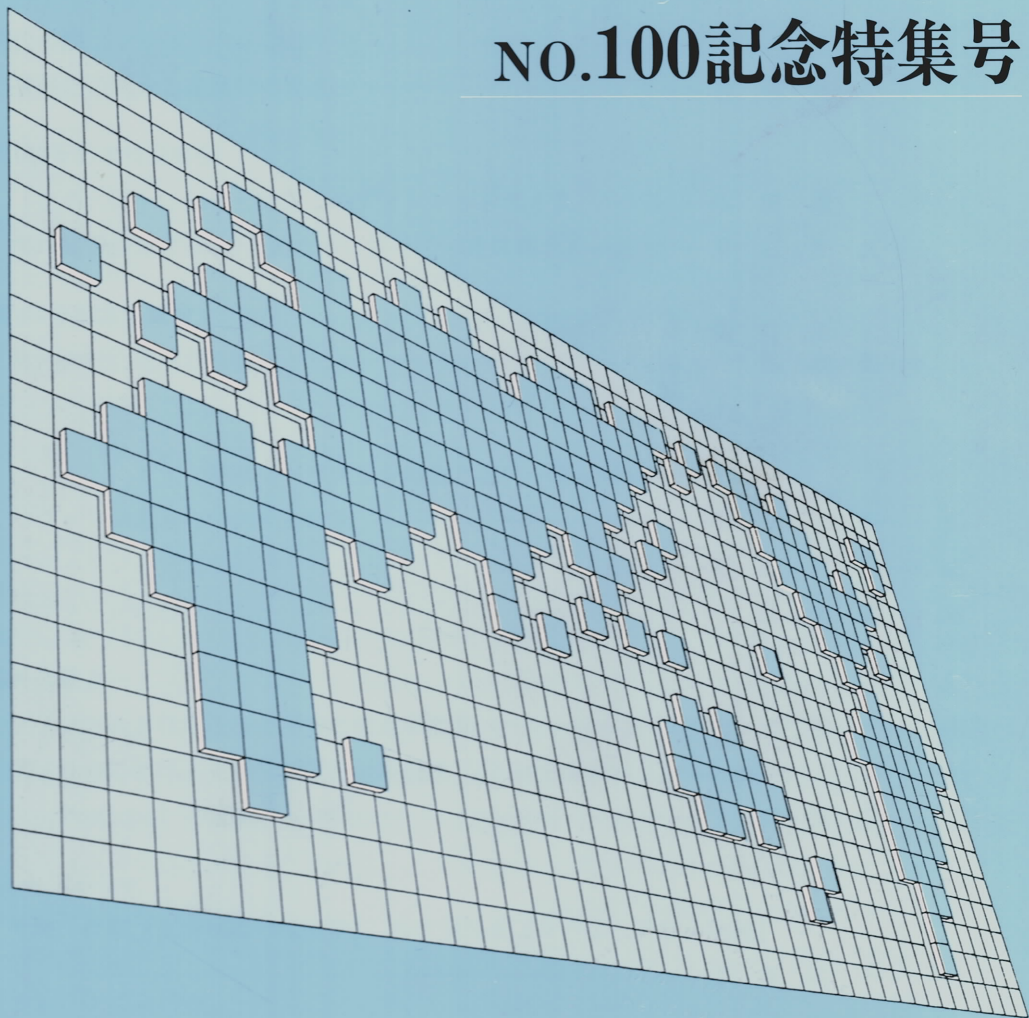


# 海外社会保障情報

*Overseas Social Security News*

**Autumn 1992**

**NO.100記念特集号**



The Social Development Research Institute

社会保障研究所

## 時代の眼

# 普遍化の視点と連動化の視点

宮澤 健 一

今日の社会保障は、日本を含め海外でも、その形成と展開の時代、続く発展と反省の時代から、新しい異質の第三の時代に移行しつつあるように思える。少なくとも次の2点、福祉ニーズ普遍化の視点と、産業社会連動化の視点とは、基本的であるように思う。

これまでの福祉や社会保障のとらえ方は、その視点が、個人や家族の責任では解決できない競争社会からの脱落に対する弱者救済という、社会経済の一局部の問題として位置づけられた残像を伴ってきた。しかし事態の進行は、こうした見方をすでに陳腐なものとしている。現代では、一局部の「付加的システム」ではなくて、社会経済の本体部分に一体として「組み込まれたシステム」として、位置づけ直すことが欠かせなくなった。

なぜなら根本的な理由は2点、高齢化のもと、一つには、現代の福祉の対象は、基礎的生活を維持できない一部の人々だけでなく、福祉ニーズをもつ国民すべてに「普遍化」したからである。二つには、それは市場社会の修正のレベルを越え、補完的手段の地位を越えて、産業社会全般のシステム運行に直接「連動化」する形に変化を遂げたからである。

福祉ニーズ「普遍化」の根拠は、誰でもが直面する退職後の生活リスクへの年金保障、疾病リスクへの医療保障、社会福祉を含む階層間・世代間の所得移転など、家族の在り方を含め、国民すべてにかかわるものに広がったことにもよるが、それだけではない。もう一つには、社会システムの運行の在り方に、じかに関わるように変ったからである。以下、いくつかの局面を拾ってみよう。その際、海外の経験との国際比較も重要論点となる。

第1。医療の領域では、人口高齢化、医療技術の高度高額化が、医療費の傾向的膨張を生み、制度改革を要請していることはよく知られているが、変化はそれにとどまらない。医療機関の効率化は今日、医療機能の外部化・外注化の方向に移行し、メディカル市場、医療関連サービス市場を形成させる。また、アメリカに次ぐ市場規模を持つ日本の医薬品産業は、薬価改定、他業種からの参入、外資企業参入のもと、内需中心型から脱却して海外展開にも進み、医薬品市場の国際化、競争

化の波の中に置かれるようになった。

第2。年金の領域では、人口高齢化、保険負担の高額化に対応して、改めて年金財政の長期安定化、世代間負担の公平化が強く要請されるようになったが、それだけではない。年金の支給開始年齢を、欧米主要国並に引上げる改定は、その前提として、高齢者の再雇用・部分雇用を含むシステム再編を要し、労働市場の再構築を求めている。また、年金財政への寄与を目的に発足した公的年金積立金の高利自主運用は「民間委託」でなされているが、これは民間に受託競争を生み、保険・金融市場に競争化を呼び込んでいる。

第3。社会福祉の分野では、福祉サービスの見直しは、その活動の担い手、範囲、供給主体の再検討にわたって広く求められ、またとりわけ、福祉と医療との連携の必要が、国と地方との役割分担の見直しを要請している。これらの点はよく知られたところだが、しかしそれにとどまらない。介護システムの新しい構築を含むそうした新動向は、公的対応を強く求めると同時に、それに加えて、民間活動を、在宅・施設の両面および介護サービスの分野で誘引して、シルバー市場を形成させ、民間企業の参入を促している。

以上を通覧するとき、医療・年金・社会福祉の三分野とも、産業社会の調整機構の中核である「市場」に対して、それぞれ強い関わりを持つ領域を拡大させ、かつ、それへの関連・依存を深めているのに気づく。高齢化社会の社会保障の問題も、単に高齢化そのものだけではなくて、現代社会の特性たる産業社会のシステム作動と「連立」させ、その中で捉える視点が欠かせなくなった。約言すれば、「高齢化産業社会」究明の視角である。

社会保障の運営システムとして、(租税と並び) 欠かせない働きの期待されている「社会保険」制度についても、同様である。それは今日、急速な高齢化に沿いうる機能を十分に果たし得ているか。そのワーカビリティが改めて問われる。再点検は、両面にわたる。一つは、社会保険の、「保険」としてのリスク分散機能(保険原理)と、「社会」保険としての所得再分配機能(扶助原理)との、両者のバランスのとり直しである。二つは、公的保険と民間保険との、両者の公私役割分担であり、保険市場の作動の再検討である。

社会保障の改革をめぐって、インセンティブ付与と福祉目的との両立化をいかにはかるべきか。海外の経験と、独自の制度デザインと、その適切な組み合わせを求めて、高齢化産業社会の位相の中での捉え直しが不可欠となっている。ここで論じた視角のほかにも、家族機能の再点検・再考察など、他の重要な視角を提起できよう。いま100号を迎えた本誌の、海外の情報と研究とを絆ぐその役割も、また重要性を増したというべきである。 (みやざわ・けんいち 社会保障研究所長)

## 「生活大国」は福祉と経済との ディレンマを考えよ

山 田 雄 三

当誌記念号のための寄稿ということであるが、編集幹事のお許しを得て、表記のような時事随想によって責めをふさぐことにした。ご了承を乞う。

いま「生活大国」を旗印にして経済審議会で計画案を検討中のようであるが、これまでのような経済重視・成長偏重がつづくのではないかと心配している。生活大国という語は、経済大国という語の響きが残っていて、あまり感心できない。私はむしろ福祉国家という語がよいと思うが、それは陳腐だというのであろうか。たしかに西欧ではもちろん、日本でも福祉国家の理念が唱えられてからかなりの年月を経ている。しかし問題は理念をもてあそぶことではなく、その実現を考えることである。とくに、実現を妨げる諸障害は絶えず様相を変えて現れるからそれに挑戦しなければならず、その意味では福祉国家は今日なお模索中であるといえる。福祉国家を生活大国といい直したからといって、いま直面している障害が解消されるわけではない。

何よりもまず、福祉と経済との間にはディレンマの関係があることを考えなければならない。福祉の増進のために経済の増進が必要であるが、福祉の増進を妨げるのもまた経済の増進である。同様に、経済から見ても、その増進のために福祉が必要だが、それを妨げるのもまた福祉なのである。それぞれの国のそれぞれの場合によって、ディレンマの現れかたは多様な相を呈する。福祉＝生活、経済＝生産とすると、同じようなディレンマは生活と生産の間にもあることになる。

日本の場合についていうと、戦後の高度の経済成長が生活の向上と福祉の増進とをもたらしたことは疑いないが、同時に高度成長が外需中心に発展したことから、内需軽視に傾いたことも疑いない。それが顕著に現れたのが最近の「金融バブル」である。外需によって得た「かね」が外需中心の生産に再投資され、さらにそれによって利益を生むことになると、当然のことながら内需転換の必要に迫られるはずである。ところで日本では敗戦のドン底生活から伸しあがってきたために、これまでの生活向上に満足して、なお一層増進の必要な内需にあまり関心をよせようとしない。それに経済偏重が加わって、内需転換の必要は内側から起こらず、むしろ外圧による叫びから起こった。



その結果、外需による「金あまり」は株とか土地とか、さらに絵画とかいう投機物件に流れ、しかも金融も企業も一緒になって「財テク」という慣習をつくりあげた。これによって真の内需転換はさまたげられ、なお増進を必要とする生活や福祉にそっぽを向けることになった。しかしこの「財テク」という経済偏重の手法は（一部を除いて）誤謬でもなければ不道徳でもなく、いわばチャンスに応じた手法であるから、そういうチャンスが起こらないようにするか、起こっても「財テク」に走らないようにするか、制度改善を真剣に考えなければならない。

福祉のうちで住宅や家具のような生活資産、また下水道などの環境施設が日本では西欧に比して著しく遅れていることは、しばしば指摘されていることである。しかし社会保障の問題については、各国制度の差があつてただ水準を高くすればよいわけではない。例えば医療についていうと、イギリスの国営サービス型、ドイツや日本の社会保険型、アメリカの自由保険型（別に老人ケア）などあつて、簡単に水準の高低を論ずるのは危険であろう。しかもいずれも医療費をはじめ一般の給付の上昇に苦しんでいる。英のサッチャーや米のレーガンが社会保障抑制を打ち出したのもそれであるが、日本でも高度成長に急激な高齢化の進行が加わって、給付上昇の対応がここ20年ばかりでの難題であつた。これも経済と福祉のディレンマがあると私は見るが、それは上述の外需・内需の場合とはやや異なつた意味で考えなければならない問題であろう。

いうまでもなく、給付をできるだけ高く、負担をできるだけ低くすることに問題があるのではない。民主主義の社会のもとで、一方では自主的なセルフヘルプの原則を守ろうとする経済的な視点があり、他方ではパブリックな精神を求めようとする福祉の視点があり、そこからディレンマが生ずることを考える必要がある。したがって官僚主義の行き過ぎを改めるのはよいが、それには受益者の保護主義依存が改められるのでなければならない。老人福祉の一部をいわゆる「シルバー産業」に移してビジネス化をはかるのはよいが、それには私的企業の営利主義がどこまで規制できるかが必要である。日本では西欧に比して「民主化の遅れ」があり、パブリックな精神が弱いから、ここでいうディレンマを素通りして、改善が簡単に行われると見るのは危険であろう。

（やまだ・ゆうぞう 一橋大学名誉教授、元社会保障研究所長）

## 海外社会保障情報100号記念号に寄せて ——創成期の思い出

平 石 長 久

『海外社会保障情報』（以下、『海外情報』と略称）の100号記念号の刊行にあたり、編集担当者から創成期の苦労話を求められた。まず、通算100号の刊行に慶賀を述べさせて頂く。それにしても、『海外情報』は私が編集に参加して創刊されてから、いつの間にか100号になっていたらしい。

ところで、元来、呑気な私は過ぎ去ったことに興味がないし、そのようなものは忘れてしまうので、「創成期の話を」といわれても、書くことはないのである。強いて思い出しても、苦労したことはほとんど覚えていない。大した苦労ではないが、若干の例をあげれば、読み易いように活字を少し大きくしたり、空白の部分を多くしたり、硬い感じを避けるために、漢字を少なくするなどの工夫をした。しかし、これらが成功したとも思われない。また、当初では、厚生省、国会図書館、健保連、全社協などの好意と協力により、それらの各ブロックと社会保障研究所（以下、研究所と略称）が、それぞれ材料を提供する仕組みになっていたので、原稿を集める苦労は余りなかった。しかし、そのうちに原稿が少なくなったときには、あたかも綻びをつくらうように、私がよく穴埋めの原稿を書いていた。

それはともかく、創刊当時に、ISSA（国際社会保障協会、本部はジュネーブ）は各国から届けられた各種の論文の抄訳を、『要約』（ここでは略称）として各国の加盟団体に配布していた。その『要約』は各給付部門別に色分けされ、1編ずつが1枚の用紙の表と裏（字数をほぼ定めて）に、ISSAの用いる公式用語の英語、フランス語およびスペイン語でそれぞれ印刷され、研究所には英語版が届いていた。他の出版物と同様に、その『要約』はISSAの方針で他の国語に翻訳し、刊行できないことになっていた。『海外情報』を創刊するときに、私達はこの『要約』を拝借しようと考えて、ISSAが調査・研究活動の協力要員（世界中に約60の個人と組織を登録していた）としていた私の立場（現在でも続いている）を利用し、当時の事務総長で、私の知人であったウィルドマン氏（引退後に故人）に、「『要約』をできるだけ多くの人びとに紹介したいので、無料で配布する研究所の出版物に、日本語の抄訳を掲載させて欲しい」と頼んだ。同氏の配慮によりISSAの承認を得て、初期

の頃には、『要約』から選んだ数編ずつが、〈ISSA 海外論文要約より〉というタイトルで毎号に利用されていた。『海外情報』が研究所の外部で販売されるようになり、無料の配布というウィルドマン氏との約束が反故になるので、交渉を担当した本人としては大いに弱った。しかし、そのうちに、ISSA が『要約』の活動を停止し、『要約』は配布されなくなったので、困った事態も解消された。

ちなみに、『要約』には、その当時、日本でも多くの人びとの援助と協力を頂いて、色々な論文の抄訳が研究所から ISSA に届けられており、私とその連絡を担当していた。参考のために、『要約』の利用に協力してくれたウィルドマン氏と研究所の ISSA 加盟に触れておこう。私が時折連絡を交わしていた彼は研究所に好意的で、研究所の ISSA 加盟をかねがね強く希望していた。しかし、予算に余力がなかった研究所は、ISSA に加盟していなかった。そのうちに、ウィルドマン氏から準会員として加盟しないかといわれたり、また、研究所の様子も変わってきた。いつ頃のことだったのか忘れたが、研究所は改めて加入の申込みや申請を提出しなかったのに、ISSA の運営機関は研究所を準会員として加盟させることを決定した。ウィルドマン氏がなんらかの配慮をしてくれたのだろう。その決定が彼から届いたので、研究所は安い負担金の準会員になったのである。かつて、ある団体が ISSA に加入するときに、「どのような手続きで加入したのか」と尋ねたので、私は上記の事情を簡単に説明した。主として、ウィルドマン氏と私の個人的な付き合い、そして彼の尽力により、研究所がややあいまいな形と手段で ISSA に加盟したという話を聞いた人は、面食ったかも知れない。なお、各国の色々な人びとや組織との付き合いは大切に、ISSA 事務総長と私の個人的な付き合いは、彼の後任のリス氏、そして現職のホスキンス氏にも続いている。

社会保障は各国で多様な形をし、色々な内容と機能をもっており、また、変化を続けている。『海外情報』は各国のそのような社会保障の情報を、多くの人びとにできるだけ早く伝える重要な役割を果たしており、今後もその役割が期待されるのである。『海外情報』が今後ますます発展を続け、より一層立派なものになることを期待する。

(ひらいし・ながひさ 岐阜経済大学教授、元社会保障研究所調査部長・研究部長併任)

## 海外の社会保障の新潮流

### 出席者・担当国（五十音順）

炭谷 茂	厚生省保健医療局企画課長（イギリス）
藤井 良治	千葉大学法経学部教授（フランス）
古瀬 徹	日本社会事業大学社会福祉学部教授（ドイツ）
丸尾 直美	慶應義塾大学総合政策学部教授（スウェーデン）
堀 勝洋	社会保障研究所研究部長（司会）

本誌100号を記念して、「海外の社会保障の新潮流」をテーマにイギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの社会保障の各専門家5人による座談会を行った。1980年代のサッチャー・レーガンに代表される新自由主義的な福祉政策の後、各国の社会保障はどこをめざしているのか。高齢化への対応など将来の社会保障について、①社会保障に対する基本姿勢、②出生率や高齢化など社会の変化と社会保障、③社会保障制度改革の動き——の3つの視点から自由に論じていただいた。

### □『海外社会保障情報』の歴史と座談会のねらい

堀 社会保障研究所は、昭和39年の社会保障研究所法に基づく特殊法人として昭和40年1月に設立されました。それ以来、社会保障のさまざまな分野について研究を行い、研究叢書を刊行するとともに、季刊誌『季刊社会保障研究』と『海外社会保障情報』という2つの雑誌を刊行して、社会保障研究の中心的な機関としての役割を果たそうと努めてきました。

『海外社会保障情報』は、昭和43年1月に第1号が刊行され、年4回発行の季刊誌として25年を経、今回100号を迎えることになったわけです。

当初、この雑誌の刊行のねらいについて、当時の山田雄三所長が創刊号に「発刊に際して」と題して、こう書いておられます。

「海外における社会保障制度の変化や学界の動向などに関する情報を収集し、実務家並びに研究者の便に供したいためである。」

したがって当初は、海外の社会保障に関する情報誌としての性格をもっていました。しかし、昭和55年6月に50号を刊行するに際して、従来の情報中心の雑誌からもう少し研究的な論文を主体にするよう編集方針を変えました。それは、海外の情報については他の雑誌にもいろいろ取り上げられるようになってきたため、社会保障研究所の雑誌らしく、より掘り下げた分析や調査を中心にしようとしたためです。

今日は、この雑誌の100号記念ということで、



右から炭谷，藤井，丸尾，古瀬，堀の各氏

西欧諸国の社会保障研究の代表的な専門家にお集まりいただき、「海外の社会保障の新潮流」という題でさまざまなお発言をいただきたいと思っています。

この趣旨は、1973年のオイルショックによる財政困難もあって、1980年代にサッチャー政権、レーガン政権が出てきて、新保守主義による福祉施策がとられ、社会保障の適正化が図られました。その後1990年代に入ってそうした過程を経て、各国、特に西欧諸国が社会保障に対して

どういう考えで臨んでいるのか、また高齢化や低出生化、あるいは EC 統合、そのような社会・経済の変化に対して各国がどう対応しているかを報告していただきたいというのが、今日の座談会のねらいです。

こうした大きなテーマですので、テーマを3つにしぼりました。1つは、社会保障に対する基本姿勢。2つ目は、出生率や高齢化などの社会の変化と社会保障の関係。3つ目は、社会保障制度改革の動きについてです。

---

## 社会保障に対する基本姿勢，経済・財政との関連

---

まず社会保障に対する基本姿勢ですが、政府与党あるいは野党の社会保障、あるいは福祉国家に対する考え方について、基本理念や経済・財政との関連、また EC 統合などとの関連で論じていただきたい。

### □市場メカニズムの重視へ

#### ——スウェーデン

堀 最初にスウェーデンは最近、社民党から保守党政権に変わりました。スウェーデンは E

C に加盟していませんが、E C が 1992 年末に経済統合する。それに対して加盟の動きがあります。それと社会保障との関連についてお話しいただきたい。

丸尾 スウェーデンは、6年ぶりに社民党系の政権から保守系の政権に変わりましたので、相当の変化があります。私も『スウェーデンの経済と福祉』（中央経済社刊）という本を書き、数日前に出ましたが、その中で紹介したことが、さらにまた少し変わってきています。

1976年に社民党から保守政権に変わった時に

は、変化は非常に少なかった。その時の経験にこりたというか、新しい潮流を反映してといたしますか、今回の保守系政権はかなり思い切って新自由主義的な市場経済の長所を取り入れようとしています。

確かにスウェーデン型福祉国家は、よくいわれるようにあまりに公的な支出の比重が高くなり、それを支える税金、社会保険拠出金の負担が大きくなり過ぎた。これはスウェーデンの福祉国家を擁護する論者さえも懸念していたことです。スウェーデンでは、公的部門に働く人が3分の1ほどになりました。それに年金生活者など社会保障給付で生活している人を加えると、成人人口、あるいは家庭の5割を超えます。これでは、選挙をやっても、公的部門の削減はなかなかできないといわれてきました。

ある意味では、ここで一度保守系政権に戻って、少し行き過ぎた公的部門や安易に拡大した社会保障の一部分を効率の観点、あるいは最適性の観点から調整するのは悪いことではないと思います。同時に市場メカニズムを重視する。これはスウェーデンの本来の姿勢であったわけですが、1960年代頃と比べると公益性を重視するあまり、市場メカニズムの重視という姿勢が少し弱くなっていました。そういうのを再考して、公民の、あるいは公と民とインフォーマル部門のより最適なミックスにむしろ戻る。少し公に偏りすぎていたのを戻すという意味では、社会保障と公的部門のあり方として悪いことではないし、大きい後退だとは思っていません。少なくとも予算で見ても、1992/93年度の福祉予算は去年より5.85%増えています。後退といってもそれほどの大きな後退ではありません。

スウェーデンが効率と市場競争、税負担の軽減を重視する1つの背景には、ECに加盟しな

くはならないために、税金などもある程度、イコール・フットィング（平等の立場）に立たなくてはなりません。米英でも所得税率の引き下げや税率の簡素化を行いました。こうした背景のもと、スウェーデンでもすでに社民党政権のときから思い切った税制改革をやっています。ですから地方税プラス国の所得税では、国の所得税は一律に20%で非常に低くなってしまいました。ただ、地方税が非常に高く30~31%あります。

しかし、両者を加えても51%を超すことは原則としてないということになりました。そういう意味では、日本のサラリーマンの高給取りよりは所得税率はむしろ低くなったといえます。つまり、EC統合が公的部門と税金の抑制の1つの背景にあるのです。それと同時に、レーガン、サッチャー等の流れを少し遅れたかたちで——タイムラグがあり、税制改革をはじめとするそれほど強烈なかたちではないけれども——微調整をやっているという感じです。

微調整といっても、個々の部門で見ると、私立学校の申請が非常にたくさん出ている、保育所とか老人関係の施設等で民間のものが出てきています。これは、政府が積極的に助成する方針になったからです。福祉関係だけではなく、いろいろな公的政策の料金が有料になってきたなど、実生活でかなり大きく変化しているという印象は強いようです。

**堀** 政府部門の効率化、公的な支出のカットという場合、社会保障部門が削減・合理化の対象になるのでしょうか。

**丸尾** 傷病欠勤が多い年は二十数日になりました。給付が従前給与の9割と寛大過ぎたということで、1993年から、待機期間として2日間は傷病手当を払わないようにして、3日目から



9割払うようにしました。それまでは最初の3日間は給付率を低くして、その後は9割払うということでした。

年金も大改革しようと検討中で、まだはっきりした方針は出ていませんが、本来は65歳で年金支給だったのが、その前に部分年金を取る人が非常に多く、事実上の平均退職年齢が63歳から62歳になってきました。これはいけない、もう少し長く働いてもらおうという方針で、年金制度も貯蓄と勤労を促すように変えようとしています。具体的に出てくる方針は、65歳以上でも働いた場合の年金割増率を引き上げること、部分年金を廃止するぐらいですね。

**堀** 具体的な制度改革はまたおうかがいしますが、従来スウェーデンでは、社民党も保守系の政党も基本的に福祉社会、福祉国家を維持するという点では一致しているといわれていました。今回の保守政権でも、そうした基本的な考え方は変わっていないのでしょうか。

**丸尾** ベーシックな保障に対しては、国が究極的な責任を持つ。これは非常に強調しています。ただ、それ以上の部分はより選択の自由を認めるといい方で、医療、福祉、教育に関して、かなり民営化を進めようという姿勢があります。この姿勢は、前回の保守党復帰のときとはかなり違います。

## □ビスマルクの伝統と東西統合の負担 ——ドイツ

**堀** 次にドイツです。ドイツは保守党のコール政権がずっと続いており、社会保障に対する考え方はあまり変わっていません。あるいは90年代もそれほど変わらないと思うのです。一番の大きな問題は、東ドイツの統合に伴う経済や



丸尾直美氏

財政問題であると思います。それも踏まえて社会保障、あるいは福祉国家に対する考え方について90年代どのように変わっていくのか、お話し願いたい。

**古瀬** 従来のドイツ紹介の議論は、旧西ドイツを念頭に議論してきたので、旧西ドイツの中における各政党の考え方と社会保障という議論がとりあえずのテーマでした。90年10月の統合以降は、むしろ旧東ドイツを取り込んだところでどうするかということになり、少し歴史的に長いスパンで見ないとドイツの場合は理解しにくいと思います。

ドイツは、ビスマルクが統合した1870年代にはむしろ後発の資本主義国でした。国家をつくる、統合する時の1つの非常に大きな基盤として社会保険制度を提起したことはご承知のとおりで、1880年代にすでに健康保険、年金保険を創設して、これはヨーロッパ各国にも影響を与えました。つまり社会保障、当時は社会政策、社会保険による制度を政治的に非常に重要なものとして使うという伝統がすでにあったのです。

今回の統合でも、東ドイツの人にも西ドイツの戦後発展をしてきた社会保障のシステムを基

本的には同等に与えることを、東西統合の非常に大きな柱としています。こうした点で、再び社会的な制度、社会的に安定することを政治のねらいにすることが、1世紀おいて復活しているところがあります。そのところが今の時点で、ドイツの社会保障を議論する時にとっても重要な、これまで日本において議論されていたところと相違する点ではないかと思えます。

統合するにあたって、さまざまな技術的な問題、かつての東の制度を西の制度に合わせるといふことは、世界史上でも初めてのことです。経済制度も、社会保障制度も初めての実験といふべきです。

これについては、本誌の昨年秋号で詳細な特集が行われており、技術的なところは省きます。政党も統一されて、従来ある保守党、社民党は引き続いて統合ドイツでも主要な政治勢力となっています。統合の時もそうでしたがドイツでは野党、SPDが1959年に非常に大きな政策転換をしました。いわゆるゴータスベルク綱領といわれているもので、階級政党から国民政党への脱皮を綱領にしました。その時の原理が、CDUという保守党と極めて類似しています。

現にその後の選挙で、ドイツでは大連合といわれていますが、保守党と社民党が手を組んで全与党という時期があります。そういう時期を経ていますので、細かなところで相違はありますが、社会保障を国の政策理念の重要な部分にするという考え方、個別の政策でもかなりの点で保守党と野党との間で一致が見られる点が大きな特色ではないかと思えます。

**堀** 統合して、東ドイツの社会保障のための財政負担は、非常な規模になるといわれています。経済全体が東に足を引っ張られて成長率の低下や失業の問題などがありますが、社会保障

に対してどういう影響を与えるのでしょうか。

**古瀬** これは非常に大きな影響を与えるわけです。例えば年金制度では、ビスマルクによる創設時と戦後1957年に大改革を行い、それにすぐ非常に大きな改革を1992年に実施しているのですが、統合時にすでに東ドイツを統合した場合の年金財政で議論をしています。ですから基本的には経済運営の問題になりますが、中期と短期にわけて考える必要があります。当面10年ぐらいは、少なくとも旧東ドイツの社会保障、あるいは公共的な経済のいずれについても旧西側が支えるということで合意があると思えます。

数多くの試算があり、1990年の統合の時点から2000年までの10年間で、社会保険部分に限っても1,000億マルクの補助がいるという試算が明らかにされるなど、非常に大きな負担であることは間違いありません。

ここで直近の状況に移ると、統合の結果、西側が相当膨大な負担をすることになって、これまで50年代から70年代に享受したような旧西側の経済成長、その余沢としての社会保障の発展という図式はどうも雲行きが怪しいという不安を生み出しています。先般、公的組合の大幅なストライキがあり、なかなか調整ができなかったということで、政治的にはこれからも非常に不安を生み出していくのではないかと思えます。

**堀** 社民党と保守党との社会保障に対する施策は、基本的に違いはないのでしょうか。

**古瀬** これは、日本人からいうと、全く同じだと思います。例えば後で触れますが、いま最も大きな社会政策上のテーマは介護保険問題です。これについて政府与党の中心部分であるCDUとSPDは、労働省の原案に対してほんの

小さな差違はあるが、完全に合意をしています。年金、医療保険についても、基本的には大きな差がありません。

これは先ほど触れましたが、両方が政権を担当していたわけです。コール政権は10年たちますが、その前は社民党がやっていた。その1つ前の時代は、大連合で両方がやっている。社会保障のように非常に長期的なものについては、差が非常に少ないのです。その議論よりはむしろ、統合して旧東ドイツの社会保障の考え方や制度が、旧西ドイツのものとなつてつながっているわけです。ビスマルクの制度が旧東ドイツにおいても、受け継がれていたのです。

#### □サッチャリズムによる福祉国家の改革 と新政権の課題 ——イギリス

堀 次はイギリスです。イギリスは、政権政党自体は変わらなかったが、サッチャー政権からメージャー政権に変わり、極めて厳しいサッチャー政権の政策からやや緩和されたという印象を受けます。イギリスの場合には、労働党と保守党でかなり福祉に対する考え方が違い、労働党は平等主義的で、保守党はマーケット・メカニズム中心という違いがあります。それからEC統合でもイギリスだけが社会憲章に反対したということも含めて、サッチャー政権からメージャー政権に変わって、社会憲章に対する態度も変わるのかどうか。その辺も含めてお話しただきたい。

炭谷 イギリスの社会保障の基本的な流れは、戦後一貫して福祉国家をつくってきたということであり、サッチャー政権ができるまでは、ほぼ同じような流れで進んできたと思います。それが、1979年にサッチャー政権が登場して、



古瀬 徹氏

社会保障に対するイギリス政府の取り組み方、基本的な姿勢ががらりと変わりました。

これについては、いろいろ紹介されているので詳しく述べることは避けます。サッチャリズムは福祉国家という大枠を維持しながら、その中で改革を進める。改革の分野は年金、生活保護などの所得保障、ナショナル・ヘルスサービスを中心とする保健医療政策、福祉サービス、住宅給付、教育。このように各般にわたって抜本的な改革を行ったのが、サッチャー時代ではないかと思います。

ですから、サッチャーの社会保障は非常にクリアで、勉強しやすい社会保障でした。それが、1990年11月にメージャー政権にバトンタッチをされました。なぜサッチャー政権が倒れたか、その原因はEC統合に対するサッチャーの姿勢、または人頭税が響いたといわれています。

そこで、メージャー政権になってどのように社会保障が変わっていくのかということですが、政権ができてからまだ2年たちません。また、メージャー自身がサッチャーの後継者、サッチャーから指名・支持を受けて登場したという背景があります。そして、メージャー自身もサッチャーによって引き上げられて、政治キャリア

が非常に若くして、重要なポストを経ています。

したがってメジャーは、サッチャーの申し子といわれており、メジャー自身はサッチャリズムをどうしても引き継がざるを得なかった。また、社会保障は急に変わるわけにはいきませんから、サッチャーの敷いた路線を歩んでいるのが現状でしょう。

しかし、サッチャー自身の社会保障は、必ずしもサッチャーの政権時代に完成したわけではなく、特にナショナル・ヘルスサービスの改革という重い遺産をメジャーが引き継ぎました。1991年4月からナショナル・ヘルスサービスの改革がスタートしたので、非常に混乱が起きました。そのために、4月から5月にかけて行われた地方選挙、下院議員補欠選挙で相次いで保守党が敗北したのです。メジャーとしてはサッチャーのマイナスの遺産を引き継いだスタートだったといえます。

ただし、メジャー自身の社会保障に対する考え方は、サッチャーとは基本的に違うのではないかというのが私の観察です。まだその姿が見えてこないが、基本的にはメジャーはかつて社会保障の担当大臣も務めたということ、またその人生経歴が非常に貧しい家庭に生まれて、弱者に対する思いやりを強く感じているという性格をもっているのです。サッチャーのように効率を重んずるという社会保障から、やや人間の顔をした社会保障へと徐々に変わってくるかと思います。その兆しが少しずつつながり始めています。

一方、先ほどのスウェーデンやドイツの話を聞いていますと、なぜ労働党がだめになったかわかった気がします。というのは、ドイツではSPDが1959年に階級政党から国民政党に脱皮したと指摘されたわけですが、労働党は相変わ

らず階級政党のままにとどまっています。そこが、伸びない最大の原因ではないでしょうか。

イギリスは、ご承知のように階級制が基盤にあり、資産階級と労働者階級が対立しているという構図があります。しかし、世の中が変わっているのは、イギリスも例外ではなく、特に中産階級を育てていくのがサッチャーの基本的な政策でした。保守党はそのような階級制を打破しようという動きを取っているにもかかわらず、労働党は相変わらず階級制を前提にした政策しか打ち出していない。したがって、社会保障でいえばすべて公的にやる、民間活用はとらないということで終始一貫しました。そのためには、増税をしてもよいという政策を今回、1992年4月に行われた総選挙でも掲げました。

そこに、労働党の読みの違いがあったのです。かつては世論調査をすれば、イギリス人の3分の2以上の人が公的福祉対策のための負担の増加を是認するという結果でしたが、だんだん所得水準が上がって中産階級が増えてきた時代になると、税金が増えるのは嫌だ、自分の選択を増やしたい傾向になる。これは先ほどの選択の自由を認めようというスウェーデンの方向とも一致します。選択の自由を認める政策を、国民全体が望み始めている。それに労働党が気づかなかった。気づいていたかもしれないが、階級政党のイデオロギーが党内事情、特に労働組合出身の左派勢力が依然として強いことから脱却ができなかった。ここに労働党が伸びない、またこれからも伸びていかない原因があるのではないかと思います。

今回の選挙では、労働党がある程度勝って、ハング・パーラメント（不安定な議会）になるといわれましたが、結局は保守党が労働党の弱点、現在の社会の状態を見抜いた政策を取らな

かった、つまり労働党が掲げた増税一本にしぼって攻撃をして、最後の3日間で逆転をしたのではないかと思われま

す。また一方、EC統合については、イギリス自身の特殊な事情があると思います。まず、サッチャー自身がなぜ退陣を余儀なくされたか、結局はヨーロッパ対策が失敗したことが原因の1つに挙げられます。サッチャリズムの基本は、イギリスの国力を高めようというところにあったわけで、それがどうしてもEC統合によってヨーロッパ合衆国の中の1つに、栄誉あるイギリスが組み込まれてしまうことに我慢ができなかった。保守党の右派は相変わらず隠然とした力を持っているので、メジャー政権は保守党右派に片足を置いた政権運営をせざるを得ません。ヨーロッパ政策についても去年の12月、オランダのマーストリヒトで行った会議でもソーシャル・チャーターにおいてイギリスは例外で、欧州共通通貨についても留保権を持つことになりました。

それは、特にイギリス自身の国家主義、またほかにいわれているのは、アメリカとの関係を重視していかななくてはいけないという外交政策もありました。

特に、ソーシャル・チャーターだけ、なぜあそこまで鋭く対立して留保したかについては、サッチャリズムでは労使の関係はできるだけ国家が介入しないという原則を取っているわけで、それともろにぶつかる。そして、労働組合の力をできるだけ弱めようとしてきたサッチャー政権時代の成果がここでくずれることを心配したと伝えられています。

堀 保守党と労働党では、NHS、年金についても相当に意見が違って、政権交代があればNHS改革、あるいは年金改革も見直す。両党は



炭谷 茂氏

基本理念は自由主義と平等主義、そこに対立があって、それが政策に反映されている。このように考えてよろしいのでしょうか。

炭谷 基本的な政策は、確かにそのとおりだと思います。しかし、実際に社会保障は簡単に変えられないわけで、労働党が仮に今年の春に勝っても、特に年金制度は急には変わらなかったのではないかと思います。またナショナル・ヘルスサービスの改革も、一部、例えば現在進めているような病院トラストなどについて、ストップはかかったでしょうが、民間活力を入れていく方向は労働党政権になっても、ある程度入れていかざるを得なかったというのが私の推測です。

#### □社会党政権下の福祉政策と EC 統合の波及 ——フランス

堀 最後にフランスです。ミッテラン政権が非常に長期にわたって続いています。ただ、フランスの政治制度は複雑で、大統領は社会党、政府は保守党系という時代があって、政策がどのように決定されるのか理解がむずかしい。少なくとも、ミッテラン大統領が続いて、あまり

政策に変化がなかったのでしょうか。保守党系が内閣を組織した時は、若干の政策の違いがあったのでしょうか、その辺のところをおうかがいしたい。もし、ミッテランが退陣して保守派の政党が政権についた場合、政策変更がありうるのか。あるいは、政党間の社会保障、経済・財政に対する基本的な考え方に違いがあるのか、お話しいただきたい。

藤井 まず、いままで話された国とフランスとは、事情が違うということを確認しておく必要があります。というのは、イギリスもドイツも、現在の政権担当は保守党であり、スウェーデンも社民党から保守に変わったこと、それぞれ保守政権が現在の政権担当をしていることです。

フランスだけ1980年代を通じて、社会党政権でした。これが大きな特徴です。これは、オイルショック以後、ポンピドー、ジスカルデスタンと保守政権が、オイルショック以後の失業問題や福祉国家の危機、あるいは見直しといわれる時代の経済社会政策を担当してきました。それがうまくいかなかったので、1980年代に社会党政権が生まれた事情があります。

現在から考えると、ある意味で遅れてきた社会主義という感じもしないではない。その後、社会党政権が取ります政策そのものが、「遅れてきたケインジアン」とフランス国内でいわれています。

どういうことかということ、最初に福祉政策によって経済の活性化を図った。それが、ご存じのように失敗し、その後、現在首相をやっていますペレゴボワが当時福祉行政を担当していました。この時に大きくケインジアンの施策から緊縮財政に変わりました。つまり社会党が長い間標榜してきた政策を引っ込めざるを得な

かったのです。その結果、保守政権が取ってきた施策とあまり変わらない施策になっていったのが1980年代の前半です。

福祉政策が経済に足を引っ張られて、社会党政権の政策が実施できなかったのが1980年代の前半であったと思います。80年代半ばに保革逆転、つまり保守党がミッテラン大統領のもとで政権を取るという逆転状況が起きました。この時、社会党による国営化がかなり進行していたのですが、またもう一度民営化に戻す作業をやっています。2年後また保革逆転で、もう一度社会党が政権を担当します。その時、民営化をまた国営化に戻すかということ、あまり戻さなかった。つまり、戻す余地があまりなく、逆にいえば、それだけの活力がありませんでした。

そういうことからいうと、1980年代の後半は保守も革新＝社会党も選択の幅が非常に狭かった。これは、経済政策において選択の幅が狭かったため、社会政策や福祉政策でも選択の幅を狭くしていたといえます。

最初に戻ると、ケインジアン政策は、例えば病院を増やして、病床を増やして、そして病院従業員を増やす。それによって雇用を増やす政策を取りました。それは逆に、医療費を上げてしまい、社会党政権にさまざまな思惑違いがありました。後半は、病床を減らし従業員も減らすという社会党が長い間国民に約束してきたものと全く違う政策を取らざるを得なかった。これは、1980年代のフランスの社会党政権下での福祉政策を象徴的に示していると思います。

政治的な状況でいうと、フランスは社会党政権といってもイギリスのように労働党と保守党の2大政党が対立、あるいは拮抗するという状況ではなく、保守の中でもばらばらになっています。例えば、ジスカルデスタンとシラク、



あるいはそのほかの保守の代表的な党首は EC 統合についても政策が違う。それと同じように社会党政権の中でも、例えばロカール、ベレゴボワ、あるいはファビウスといった首相経験者においてかなり違います。社民党的な人から旧社会党的な経済政策、福祉政策の考え方の人もいるわけです。

その中で選択していくのですから、保守にしる革新にしる、政策が非常に幅広い中で選択され、結局は最大公約数を取る。あまり大きく違う政策を取らざるを得なかったというのは、政治的な状況からも説明できます。

もう1つは、社会党支持者たちの多くが、かつては労働組合出身だったことです。フランスはイギリス、ドイツに比べて労働組合の組織率が、最近のものすごく低く、十数パーセントだと思います。ドイツは30%台ですので、半分以下の組織率です。ところが現在の支持層は、ホワイトカラーなのです。教員、それからエリート官僚です。いわゆるブルーカラーの支持者もいますが、むしろ中産階級が社会党政権を多く支持をしています。そういうことから考えても、社会党の福祉政策はあまり急進的な政策を取れないのです。

そういう中でどういう政策が取られてきたかという、1つは最低所得保障をまず重視してきたことだと思います。これは大きな成果で、かなり反対もありましたが、例えばRMIとよばれる最低所得保障を導入することによって、社会党政権らしい政策は行ってきました。

もう1つは、税制面で富裕税の強化を行い、かなり富裕階級や保守党から反対がありましたが、そういったかたちでは社会党らしい政策を最低限維持してきています。

もう1ついいたいことは、EC 統合の問題で



藤井良治氏

す。EC 統合でフランスは、中心的な役割を果たしているし、果たしたいと思っている国だと思います。それは、1つにはドイツとの政治的・経済的な関係です。もう1つは、先ほど問題になったイギリスとの関係です。特に、ドイツとの関係はフランスが非常に神経質になっています。

ただ、EC 統合によって経済的な問題だけではなく、社会的な問題が生じるという点で、かなり神経質になっている人が多い。特に保守党支持者たちの中で、EC 統合にかなり危機感を持っています。EC 統合によって EC 人というか、EC 加盟国の人たちとフランスにいる EC 加盟国以外の人たちとの社会的な問題、あるいは社会保障の問題が政治的な問題と同時に起こってくるのではないかと。現在でもその問題があるが、EC 統合が今後フランスの社会保障の1つの問題になってくると思います。

もう1つは、ほかの国でも同じですが、EC 統合によって社会的な移動、つまり社会保障の格差が必ずしも一挙に是正されないわけで、その格差によって低いところから高いところへ流れるのではないかと。一部ではそういう危機感もあります。そういう問題がからんで、果たして今

後 EC 統合をフランス国内でどのように社会保障と調整していくのかという問題があります。

実は1990年代に入って、もう一度保革逆転が起りそうな状況、つまり社会党のミッテラン政権から保守党政権に変わる可能性も、最近の地方選挙等でかなり高いと思っています。もし、保守党政権に変わった場合、EC 統合による社会的な問題に対して保守党政権は保守党支持者

たちの声を受けて、どう対応していくのかとなると、先はまだはっきりしないのではないかと思います。

ただ、EC 統合の中では社会的な保障をできるだけ早い時期に調整しようという努力が行われており、フランスだけの問題ではないので簡単にはいかないでしょう。

---

## 出生率の低下・高齢化と社会保障の将来

---

堀 次に出生率の低下や高齢化など社会の変化と社会保障という観点から、出生率や高齢化の現状、将来見通し、それに対して政府がどのように対応していくのか。つまり、出生率を上げる、また高齢化に対して社会保障制度をどうしようとしているのか。あるいは労働力がどうなるのか。そのような点も踏まえてお話しいたきたい。

### □人口政策はタブー、抜けていた介護問題 ——ドイツ

堀 まずドイツはヨーロッパの中では、低い合計特殊出生率が続いたが、最近若干上がったというデータがあるようです。ただし、労働力の側面で見ると、東ドイツが統合されたので大丈夫なのかとも思いますが、その辺はどうでしょうか。

古瀬 ドイツでは合計特殊出生率はあまり使わないようですが、国際的に使われているデータだと87年で1.38です。日本でだいぶ騒いでいますが、そんなものではなく、1974年から人口の純減が続いています。ですから、木村尚三郎

先生は、「ドイツの統合は人口に対する減少をこれで救おうということがあった」とまでいっておられます。

しかしドイツは、人口は政策の対象ではなく、政策の結果と考えており、これは特に、ヒットラーの人種政策の後ですから、公共的な政策によって人口を増やすことはタブーになっています。74年から人口の純減があった後、ドイツの取った対応はヨーロッパを中心にする外国人を労働者として受け入れることです。

ですから、人口の長期見通しでは、1.38が急に反転して高くなる推計は行われていません。したがって、直接的に高齢化の見通しとも関係しますが、現在は65歳以上人口の比率が西側では約15%で、東では高く13.3%です。旧西側の部分は2020年で22%、2030年で28%と日本より高い。東を含めた人口推計は、まだ今のところ明らかにされていませんが、基本的には、非常に厳しいという認識をしています。

ただし、対応としては家庭を重視するとか、女性を重視するという議論は十分あり、それに対する政策体系はあります。しかし、人口を公共的なターゲットにするよりは、むしろ人口自

体は国際的に爆発的に増えているわけで、そういう時代に人口が減ったということで、一国的な思考ではないと思います。国際的にはむしろ人口は抑えるべきではないか、そういう時に自国の繁栄など議論をするべきではないというのは、当時のシュミット首相も国会で答弁をしています。

**堀** 1992年からの年金改革は高齢化に備えるかと伝えられています。そのほか、高齢化に対して社会保障改革の動きはあるのでしょうか。

**古瀬** 高齢化に対する動きは、いまの年金改革、これは財政問題です。医療費問題は89年に構造改革法ができており、非常に高齢化を意識した改革を行っています。いま最も大きな課題になっているのは、介護保険政策で、公的介護保険を導入するかどうか。これは、今年の6月までに提案することが法律上、構造改革のときに明記されています。

高齢化問題の中で最も重要である介護を必要とする人に対する政策体系が、ドイツではなく、今までそこに光があたっていませんでした。ドイツの社会保障制度がもっている一番の弱いところでは。

## □ 出産と就業の両立、婚外出生の社会的認知 ——スウェーデン

**堀** 次にスウェーデンは、非常に低い出生率から最近、人口置き換え水準の2.1程度までに回復したといえます。回復した理由、それが一時的なものか、あるいはこれからも続くのかを、社会保障の関係でお話しいただきたい。

**丸尾** 日本もスウェーデンもそうですが、合計特殊出生率で非常に関係あるのは、1つは初婚年齢です。それがまた、女子の就業率と非常



堀 勝洋氏

に関係してくる。

スウェーデンもある時期までは、その要因に非常に影響されてきました。それが崩れて、出生率が回復しました。その要因の1つは、女子の出産と就業とを両立させる家族政策と労働環境政策がいくつかとられてきたことです。有名な父母保険という制度による育児をはじめ、労働環境政策の妊産婦や高齢者への適応です。労働時間を短くフレックスにしたこと、妊娠女性や子育て期に仕事を変更できることなどです。子供のある家庭に寛大に支給される住宅手当制度、児童手当制度という金銭的なこと。教育コストの家庭の負担が非常に少ないこと。それらがセットになって行われました。特に就業に関わる出産前後の休暇と給付について、9割給付、近年では12カ月まで9割給付で、後3カ月が最低所得保障でフレックスに休暇を取れるという制度と、介護休暇制度が導入されたことです。

もう1つは、あまりよいことではないですが、初婚年齢と出生率との逆相関を断ち切ったということです。断ち切ることはよいのですが、断ち切り方に問題があります。日本の場合、初婚年齢が高くなってきた府県でいうと東京が一番高く、合計特殊出生率が全国で1.54のときに、

東京は1.2ぐらいしかない。時系列的に見ても、初婚年齢と出生率とは非常に相関があります。

日本は結婚しないと子供を生まない。あるいは、子供ができたなら、少なくとも結婚する。それが、70年代に崩れたのです。だから、結婚しない同棲と婚外出生がごく当たり前になった。名字も別に変えず、夫婦別姓でよいし、婚外出生児でも法的な取り扱いもあまり変わらない。だから、出産と初婚年齢とがあまり関係がなくなってきた。結婚しなくても、子供ができる。その2つのことが、出生率回復に影響していると思う。後者の一部は、あまり日本がまねすべきことではないと思うのです。前者は、かなり参考にできると思いますが。

**古瀬** 後者は、多少政策的にも意図されていた……。

**丸尾** 政策的に意図されたというより、結果的に、例えば税金を初めは夫婦一緒に家庭単位で課していたのをセパレートにした。そうすると、両方で働いたほうが得になるという感じになったわけです。

**堀** これは、今後も続くという見通しなのでしょうか。

**丸尾** その前に、もう1つ出生を促したというか、要するに日本でいう嫡出子でなくても、婚外で生まれても同等の権利を与えた。そういうのは政策的に促したのでしょうかね。

最近の動きは、またちょっと保守化し、波があるのです。一番ひどかった頃は、70年代後半でしょうか。女子が非常に男性化した時代があります。だけど再び、少しクラシックなおしゃれをするようになった(笑)。その風潮と微妙に関係しています。70年代だったら、結婚しないと同棲するのがファッションブルでかっこよいと思った。いまは、結婚式をやって結婚するの

がかっこいい、ファッションブルだとみる若い人も出てきた。そういう感じも出てきたから、少し戻っているのでしょうか。

**堀** その出生率の回復は、今後も続くという見通しですか。

**丸尾** これ以上、婚外出生の比率が増えることはないと思います。少し落ち着いて、家庭が少し戻るという感じはもっています。

## □家族手当と女子の就業計画、広がる ひとり親問題 ——フランス

**堀** 次にフランスは、昔から児童、あるいは家庭に対する各種の手当が非常に手厚くて、子供を生む環境は整っている。したがって出生率も、合計特殊出生率が1.8前後で、模範の国のようにいられていますが、どうでしょうか。

**藤井** 合計特殊出生率1.8が公式の数字で、これについてはいろいろ批判もあるようで、必ずしも1.8ではないのではないかとということもあります。しかし、だいたい1.8はクリアしているのではないかと思います。

ただ問題は、これは外国人の多産によってもたらされたものということがあります。

数日前に読んだものでは、一夫多妻であっても社会保障をこれから認める、つまり普通われわれの考えているのは一夫一婦制ですが、一夫多妻でも家族手当を支給することを考えるという国会答弁が出ています。これは、外国人に制度まで合わせていこうというかなり積極的な思想だと思います。保守派からは、かなり反発を受けるのではないかとはいいますが、少なくともそういう国会答弁が出ていました。

フランスは合計特殊出生率が1.8ですけれども、家族政策で2に近づけたいというのが一般

的なフランスの目標です。ただ、なかなか2には近づかない。でも、いずれ2に近づくと政府はいつもいっています。そのために家族政策をやっている。ただ現実問題として、高失業率があるという中で、子供をどんどん生めるのかどうか、なかなか難しいでしょう。

人口の高齢化とどう関わるのかという問題ですが、1.8のまま推移して2.1を下回れば、人口は将来減ることになる。少なくとも当面は増えて、2040年頃がピークです。これは、各国同じだと思います。第2次大戦後のベビーブーム世代が年金世代として踊り出てきて、その世代をいかに乗り切るかが、当面の社会保障の課題です。それが年金改革につながっていくというのが、フランスでの認識です。

もう1つは、合計特殊出生率が1.8ですと、将来長期的に見た場合、労働力の問題が出てきます。この労働力に関しては女子の就業が重要課題であり、フランスの社会党政権はいままでスウェーデンの社会民主主義的な政策をモデルにしてきた感じがします。ただ、スウェーデンが政権交代しているのです、モデルを失った感じもしないでもありません。少なくとも女子就業計画などの政策は、フランスでも積極的に進めてきた。そういうことで、当面しのいでいこうという政策でしょう。

さらに、先ほどスウェーデンでいわれた社会的な変化で、婚外による出生という問題。フランスはカソリックの国で知られており、今まで離婚が正式に認められなかったものを1975年に離婚を認めたことで、婚外の出生も増え、こうした社会的な変化を受けて、法律をさまざま改正しました。それによって、フランスでは法的な結婚をしている夫婦の出生率と婚外のペアの出生率が、ほとんど変わらないという結果が

出てきています。

そういうことから、婚外のペアを法的に差別することが好ましくない、むしろ同等な扱いをするということを現在ではやっています。これも保守政権の下では、どう変わるかわからないが、少なくとも社会党政権のもとではそのように進んできています。保守政権の下で離婚法も改正されており、全体的な社会の流れとしては変わらないと思います。

もう1つの問題は、ひとり親問題が各国同様にあります。フランスでもかなり問題になっており、これは社会保障の問題です。出生率と直接関係しないが、社会的な変化ということでヨーロッパにおいては社会保障の1つの課題ではないでしょうか。これは日本ではまだ影響していないし、また日本にあまり広がってもらいたくないということで、丸尾先生のご意見と似たようなところがあります。

堀 他のラテン諸国は、出生率が非常に低くなっており、例えばイタリアでは1.3台ぐらいです。フランスは、ラテン系でしかもあまり下がっていないのは、家族に対する手当が影響しているのか、あるいは別の要因があるのでしょうか。

藤井 家族に対する手当、あるいは生まれてきた子供に対するさまざまな保護、女子の就業ができる環境を積極的に整備しようと保育施設設置などの努力をしており、そのため出生率があまり低下しないのではないかと。

もう1つは、やはり外国人の問題。これは常に無視できず、旧植民地から来た人たちの出生率に支えられていると思う。

堀 ただ、金銭的なものはあまり出生率にインセンティブを与えないといわれています。フランスでは、額がずいぶん高いみたいですね。

**藤井** 家族手当がどの程度、出生率に影響を与えるかという議論があると思います。直接、家族手当のおかげで子供を生むという時代ではもうなくなってきている。むしろ、生まれてからどう子供を育てられるか、育てられる環境を作るかに関心が移っているのではないか。

**丸尾** 家族手当1つなら、それほど大きくないけれども、住宅手当は子供の数が多いほど多い。本来なら教育に払うお金を公的に負担してくれる。これが3つ重なると、やはりインセンティブになるのではないか。

**古瀬** ドイツは例外で家族手当も非常によい。住宅手当もある。教育も最近、大衆化しましたが、非常によい。しかし、そういうレベルの問題ではない。ドイツでは、人口問題はそう受け止められています。そういうレベルの単純な問題ではないのではないかと思います。

**丸尾** 家族手当、住宅手当と2ついったが、それに加えて経済ということもあるでしょう。

**炭谷** スウェーデンの合計特殊出生率は2.1でしたか、非常に高いですね。外国人の影響はあるのですか。スウェーデンは、外国人の占める割合が相当高いのですか。

**丸尾** 労働力でみて約5%です。デンマークとかフィンランドとか周辺国の人が多く、出生率の高い外国人の比率は低いので、スウェーデン全体の出生率には大きくは影響していません。

## □対応すんだ高齢化問題、焦点はひとり親の児童福祉 ——イギリス

**堀** 最後にイギリスでは、出生率や高齢化の問題があまり騒がれていないという気がするのですが、どうでしょうか。

**炭谷** おっしゃるとおりです。ですから私もイギリスに老人問題の海外調査に行つて、非常にギャップを感じて、「どうしてそんなに高齢化を心配するのか」と、イギリス人は思うという印象を持っています。例えば、以前に OECD 主催の社会保障サミットでも、参加国の中には高齢化問題についていま一つ腰の入れ方が足りなかった国もあるという印象を持っています。イギリスでは、高齢化問題とか出生率の問題についての熱意と政策的な関心度は比較的低いことは事実です。

まず高齢化の問題では、たまたま私は昭和50年代、1975年頃にキャラハン政権時代のイギリスへ勉強に行っていました。その頃は、高齢化問題が大変だといろいろといわれ、政府が体系的に政策を打ち出しました。特に保健医療面、福祉面の対策を打ち出して、ちょうどその頃はイギリスも高齢化がやや心配だった時期ではないでしょうか。ですから、その頃にある程度整えた社会保障制度が現在うまくいっているのかと考えてもいます。

しかし、サッチャー政権時代の高齢化問題への対処例を1つ挙げると、年金改革があると思います。現在、生産年齢人口が退職年金受給者を支えている割合は2.7人に1人です。それが2021年には2.4人に1人、2031年には2人に1人を支える時代になるので、1988年に年金制度を改革しました。しかし一般的には、社会保障が正面から高齢化に取り組むことは比較的現時点では少ない。

一方、出生率の問題も同様に、合計特殊出生率が現在1.8程度ですから、そう低いわけではないことも原因しています。しかし現在、保守党政権、特にサッチャーの時代では家庭政策、ファミリーポリシーを非常に重視しました。特に



女性の首相であったことも大きな要因であると思いますが、それにたいへん力を入れました。

例えば児童給付を手厚くする、また仕事を辞めて結婚した場合、税制上で不利にならない、むしろ優遇するような税制改正を行うなど、家庭を守り育てていく施策はサッチャー政権の大きな柱の1つでした。

人口問題でイギリスが最も悩んでいることは、先ほど出ましたひとり親問題です。これはイギリスの社会保障制度ではトップ・プライオ

リティーで、日本人との感覚の大きなずれを生じているのではないかと思います。

堀 それは、経済的な意味ですか。

炭谷 いえ、これは児童福祉の面です。義務教育、つまり15歳になるまでに6人に1人は親が離婚をしてしまう状態ですから、親が離婚することによって子供の健全な育成が妨げられると、政治面だけではなく、宗教界、また社会的ないろいろな団体から問題が指摘されています。

---

## 社会保障の改革——年金・医療・福祉

---

堀 それでは、最後の柱の社会保障制度改革の動きについて、年金、医療、福祉サービスの各分野での制度改革の動きを、思想的な背景などに踏み込んで論じていただきたい。

### □困難な年金支給開始年齢の引き上げ、 医療費抑制に強力な方針——フランス

堀 最初にフランスでは、年金改革が最大の問題ではないかと思います。これは、ミッテランが政権について65歳支給を60歳に引き下げたということで、それを今度は高齢化に備えて引き上げようとしています。もちろん財政問題もあるが、労働力の高齢化や労働力不足の問題も背景にあると思います。その他に、医療やヘルスサービスについても何か制度改革の動きがあれば、お話し下さい。

藤井 労働力不足の問題は、当面はだいたい10%前後の失業率で、これは周辺の国に比べてもかなり高い失業率です。この問題があるので、支給開始年齢の引き上げは、いまのところフラ

ンスではあまり触れられていません。

堀 もともと60歳に引き下げたのは、若い世代に労働の機会を与えるという意味もあったのでしょうか。

藤井 結果的には、そうですね。

フランスでは、年金改革に向けて年金白書が昨年、出ています。もう1つは同じく昨年に、病院改革法の改正が行われています。そして、それを受けて医療保険改革が今年行われつつあり、社会福祉は1980年代の終わりに、すでに社会福祉サービスに関する分権化が進められています。

そういう各面で改革が進められてきており、当面問題になるのはやはり年金改革です。年金改革の1つは、年齢に関してどう考えるかです。年齢は今のところさらに引き上げようという積極的なところまではいっていません。むしろ、部分年金などを柔軟かつ必要に応じて対応していくことです。年金支給開始年齢を一律にもう一度もとに戻すことは、失業問題が解決していませんので、無理だと思います。もう1

つの要因は、欧米では早期退職がブルーカラーの伝統的な希望としてあり、このことは社会党の以前からの綱領でもあったのです。

さらに改革として、年金水準の引き下げがあります。今のままでは、各国で問題になっている世代間の不公平がフランスでも大きな問題になってきます。現在、37.5年でフル年金であるのを日本と同じように40年にしたいという案が出されています。もう1つは、年金の支給率を少し下げたい。これは平均賃金の算出方法で下げていく案が出ています。

これも、2040年頃のベビーブーム世代の年金支出の増大と世代間の不公平をなくすことが直接の目的で、それから先の長期的な改革はまだはっきりしていません。

医療に関しては病院改革で、ご存じのように病院医療が開業医療に比べて非常に高いウェートを占めているので、そのウェートを落とすために1980年代の初め、84年に病院の医療費支払い方式を変えました。つまり、それまで各病院ごとにかかった費用をそのまま請求できる原価計算方式だったのを、年間の総枠を決めて総枠予算方式という方式でしぼりかける、かなりきついやり方をしました。

この上に、さらに病院改革法を1991年に改正して、それを進めていく組織的な問題、たとえば病院の中の委員会や協議機関を整備しました。それから、いままでは総枠予算方式を一律にかけて、非常に評判が悪かった。それをもう少し緩やかにしていく、今までの経験を踏まえた改革を法律的に病院改革法として91年に行っています。

それを受けて今度は、開業医療に関する改革を行おうとしています。開業医療にも、同じ総枠をはめる。これは、ドイツ方式に似てますが、

ドイツのように必ずしもがっちりした方式ではなく、より緩やかなかたちで総枠をはめるものです。総枠を超えたときには、場合によって金を返す。つまり、医療保険に払い戻すことをやる。いまのところ不明確ではありますが、いずれそういう方向へ向うことが、今年の初めに医療保険と医師団体と政府との間の協定で決められました。

わが国で行っているような社会保険医療に、かなり枠がはめられていく方向にあります。これは、医療費を何としても抑えたいということであり、フランス経済がそれほどよくないこと、医療費水準がアメリカが国内総生産の約10%、フランスが9%で非常に高いという背景があります。

## □サッチャー政策の生活者の視点による 微調整

——イギリス

堀 次に、イギリスはサッチャー政権、あるいはそのあとのメージャー政権時代にも引き継がれて、社会保障のあらゆる分野の改革がなし遂げられたという気がします。年金改革やNHS改革をやった。福祉も、NHSと同じ法律で改革をやった。児童法も統合法典を作り、改革はこれで一段落か、あるいはもう少し問題として残っているのか、その辺をお話し下さい。

炭谷 サッチャー政権時代に社会保障に関する各分野の法的改革が、一応フルセットで行われ、現在、メージャー政権になってこれをいかにスムーズに実施していくかという役割だと思っています。サッチャリズムの改革は、それだけ抜本的であり、各方面で摩擦を生じており、それをいかに修正しながら進んでいくかがメージャーに課された使命です。

例えば、生活保護の改革ですと、非常に簡素化をした。簡素化をして、いわゆる貧困のわなを解消するための改正を行った。一方、きめ細かいニーズは社会基金という制度を導入し、例えば葬祭料は給付制度で行いますが、一般的には貸し付け制度で行うものです。また、ソーシャルワーカー、社会福祉基金を担当する職員の裁量にかなりの部分がゆだねられているので、相当に問題が指摘されています。例えば、そのような社会基金の手直しがこれから行われてくると思います。

また、医療の面でも、1991年4月から発足した病院トラスト制度はいろいろところで衝突が起こり、国民的な反発をまっていることも事実ですから、あまり急激に行うのではなく、いかに国民の理解を得ながら進むかという方向に行くのではないのでしょうか。

このように進んでいっても、医療面、また福祉の分野でも抜けているものがあります。例えば、身体障害者、また精神障害者の面が非常に欠けています。特にコミュニティーケアは、福祉制度の改革でサッチャー政権時代に制度的には整いましたが、実態面でまだ不十分で、てこ入れが行われると思います。

そこでメジャー政権は、何か新しいことを政権維持として行っていかなければならない。その中で掲げようとしているのは、日本と同じく生活者の視点です。彼の独自の政策は、市民憲章で、国民の立場、消費者の立場、生活者の立場に立って公共的なサービスを見直していくというものです。公共的なサービスの中の代表的なものは、保健医療サービス、年金などの所得保障などがあります。

昨年示されたものには、例えばナショナル・ヘルスサービスの大きな問題点は、入院期間が

非常に待たされると、国民から不評をかっています。それに対しては、2年以上待たせない。2年以内には必ず入院させることを、市民憲章の1つの目玉として打ち出しています。

また、所得保障でいうと、生活保護であれば4日以内に必ず給付支給決定をする。それから、イギリス人は計算ミスが多いので、それを何とか95%まで計算ミスをなくし、正確な給付を行うようにする。5%は間違っても仕方がないというものをしています。このように地味な政策を打ち出しています。

メジャー政権は、大胆な大向こうを張ったような改革はないでしょうが、国民の立場に立ったきめの細かい政策が展開されつつあると見えています。

## □年齢引き上げで勝負ついた年金改革、 医療費抑制と関わる介護保険——ドイツ

堀 次に、ドイツでは年金改革が行われ、1970年代から医療改革が行われてきました。今度は、福祉にからむ介護保険の問題です。介護保険は民間ではいろいろな国で発売され、社会保険で対応するのは、私が知っている限りではイスラエルが初めて導入しました。社会保険のパイオニアのドイツでそれが成立すると、画期的なものになります。これを含めて今後の改革の動きを、お話ししたい。

古瀬 年金は、92年から施行されている法律はかなり長期を見通したもので、専門家の間では人口構造の問題がありますが、支給開始年齢を60歳から引き上げ65歳とします。これは2006年からフルに動きます。年金水準の計算方法はネット45年加入で70%。これは今の実績です。ネットというのは、租税などを引いて計算する

やり方で、それを水準の目標にします。これは、給付水準の引き下げです。それを長期にわたって確保する意味で、83年のアメリカ、85年の日本、あるいは86年のイギリスの改革と同じトレンドのものと評価されています。これはSPDも賛成なのです。全野党一致で、このまま放置すると年金の将来に危険があると認識されているから、基本的には当面、年金は勝負がつきました。全体の社会保障財源の問題が残っているかと思えます。東も同じように行います。

医療についてドイツは、社会保険方式で国家が介入しない自治管理で払う方と疾病金庫と医者の方の協議にゆだねることで伝統的にやってきました。1977年の医療費節減法以来、いくたびもドイツはこれを試みています。最も新しく、また体系的なものが85年から施行されている構造改革法です。

今年の3月に、ドイツの医療保険のご専門である土田武史先生がドイツに行かれましたが、先日、その様子をおうかがいしたところ、給付率、一部負担を増すとか、さまざまな方法で給付範囲をカットしています。この効果は、すでにもうなくなりつつあるそうです。ドイツの医療費はGNP比で9%とかなり高い。介護保険が非常に難しくなっているのは、医療費全体を抑える手法がないということがあります。これからも医療費をどうコントロールするかが、非常に大きな問題として残ると思えます。

日本と比べてドイツがきついのは、医師数について国家的なコントロールが憲法上の問題からできないので、明らかに過剰です。人口10万対比で西で300人、東でも240人ですから、かなり多い。医師が過剰で、病床もかなり過剰だと観察をされています。その結果、日本でいう社会的入院で病院に老人がいっぱい入っている。

これが介護問題を難しくして、これをまだときほぐせないでいます。

関連して介護問題では、平均3,000マルクぐらいの月々の年金をもらっても、老人ホームには入れません。医療機関からは追い出される状況があるわけで、それを受け入れる経済システムがない。日本の措置費がないので、生活保護でやる。生活保護は最後の砦という方法は同じなので、生活保護費が最後の制度だったのに、老人ホームに入っている人の8割は全部生活保護に依存している。それが介護問題の発端です。今のところ、まだ楽観を許さないと思えます。

自由党は政党の中では少数派で、議席を6%ぐらいしか持っていないのですが、政策の影響力はかなり大きい。ここと経済界とが非常に反対をしています。ですから、予断を許さないで、自由党と財界が難色を示している財源問題、政府の案では2%の保険料率を半分ずつ被保険者と使用者が持つことになっていますが、この財源問題への難色が1つです。

さらにこれは技術論ですが、医療と介護との関係について判定基準が各州で非常に違っており、技術的に非常に難しいという議論もあります。これは、日本でも課題になっています。もし、そういう制度ができて、ドイツでは医療供給の過剰と看護婦を中心とするマンパワーの不足が問題ですから、介護スタッフは日本と同様で、非常に深刻な不足問題があります。制度をいじってすむ問題ではないという認識のところまでできています。

率直に言って、ドイツの介護政策は医療問題をまず片づけようという発想があり、医療問題がまだ見通しがついていないと言ってよい。ですから90年代は当面、医療問題をやり、何とか医療問題の中で介護をやるということで着手し

ましたが、それはほんの入口なのです。

社会保障給付の対 GNP 比は75年の33%をピークに90年で29.4%です。非常に下がっているので、そういう枠の中で介護保険をどう抱えることができるか。それから東ドイツを抱え、10年間で1,000億マルクという負担があるので、経済問題との関連でまとまりが非常にきつく、伸びていた時代とは違うやり方になるでしょう。

### □年金水準引き下げの動き、民営化による貯蓄と労働の促進——スウェーデン

**堀** 最後にスウェーデンでは、政権が保守党に変わって、思想的にも少し変わり、制度も手直しされたということです。今後、社会保障制度の大きな改革の動きがあるのでしょうか。

**丸尾** 傷病手当と医療保障は、少し厳しくなりました。

**堀** 厳しくというのは、自己負担を高めるという意味ですか。

**丸尾** そうです。高めるだけではなくて、同時に民営化と規制緩和との組み合わせです。一方で、公的なものに安易に乗っかるものは厳しく、他方、民間の政策は促し、利用者の選択の幅を拡げる、それを全体として定めました。

しかしながら、やはり福祉を軽視した印象を与えないために、基本的、ベーシックなものは非常に守る、むしろ強化するという面があります。例えば、精神障害者などのグループハウス、障害者に対する手当、家庭への手当、あるいはファミリーポリシー。そういう点は、むしろ改善するかたちで、全面的後退という印象をなくそうとしています。

大きくお金が節約できる年金では、まだはっきりいっていません。最近議論している話は、

年金の給付率を決めるときに、現在は最も所得が高かった15年間の年金ポイントの平均を取るが、それをもう少し長くする。平均年金ポイントを計算するときは、一番所得が高いところを取るから、20年、30年になれば、もっと年金ポイントの平均が低くなる。それと、満額のための年金資格加入期間を長くする。いろいろいわれていますが、実質的な給付率の引き下げになり、それをあまり露骨にならないかたちでやるのではないかと思います。年金支給開始年齢をかつてのように、67歳に戻すことを検討するとともに、政府の予算書の中で示唆されています。

それから、同時に貯蓄と労働を促す改革になることを強調しています。スウェーデンは個人貯蓄率が非常に低い。ときどきマイナスになったりする。それを公的貯蓄で補っており、公的貯蓄といっても財政自体の黒字はそんなに出せないから、社会保障財政が黒字を作っている。かつては公的年金の積立が大きな貯蓄になっていた。今や年金が成熟して満額になって、支給されるようになると、ほっておけば貯蓄にならない。これを何とかすると思います。

しかし、それを公的年金の積立として増やしていくと、保守党としてはどうも自分たちの方向に合っているとは思わない。積立の部分がある程度、民間でやってもよい。そういう方式が考えられます。そして、民間で間接的に株を持って運営していくというアメリカの ESOP (従業員株式所有プラン) 的なものが出るかどうかかわからないが、とにかく貯蓄を促すけれども、公的年金の積立金を増加させていくという形だけではないと思います。個人には貯蓄意欲を促すことと、年金の場合でも、積立と給付の関係をよりはっきりさせることを意図しています。

高齢者就労の促進のために、65歳以上働いた

割増率を高めるのはすでにやりました。女子にも働いてもらわなくてはならない。労働時間は短かく、フレックスにしながら、働く人の範囲を拡大して、社会保障の費用負担者の比重を高め、受給者の比重の増加を抑えるのです。そのインセンティブを高めるような方法をやると思います。

一言でいえば、競争と市場、個人の選択の自由を重視する方向です。一方では、安易な福祉拡張や福祉の非能率的なものは抑えるが、基本的なものはきちんとやり、ある面では強化する。勤労意欲や貯蓄を促すシステムに改めていく方向性です。

堀 医療も福祉サービスもスウェーデンは公的に供給するというスタンスだったのが、ある

程度の民営化、効率化で維持するのか、それとも大胆に民間に任せていくのでしょうか。

丸尾 福祉や教育の施設を直接、公的に供給するだけでなく、民間に供給させて、それを公的に補助する方針は強く出ています。そんなに強くは出さないと思うが、民間の医療機関も認めていく。家庭医を重視するとよくいっています。家庭医の重視は、必ずしも民間ではないけれども、いわゆる在宅ケアでのノーマライゼーションの観点でケアチームをつくっていく方向にいきます。どれぐらい民間の開業医を増やすか、あるいは民間の病院にするかまだわかりませんが、少なくとも今よりかなり増えることは間違いないでしょう。

---

## まとめ——社会保障の新潮流と時代への対応

---

堀 そろそろまとめに移り、最後に何か一言あればいただきたい。

藤井 フランスでは1980年代を通じてその底流にあるのは、保守党を中心とする民営化の動きです。それが医療保険に関する民営化を認めた。ただし、民間保険を完全に行うのではなく、かなり厳しい条件での民営化です。年金には補足保険があるが、これに対応するように公的医療保険の上乗せという形で、民営化をしました。もし1990年代に保革逆転すると、その傾向がもう少し大きくなって、より民営化を進めるかもしれません。

年金に関して、年金財政が賦課方式か積立方式かという論争を行ってきました。経済社会発展計画を行うときに、必ずこの論争があり、今回もありました。今回の年金改革の際に、積立

方式派はかなり強かった。特に現政権の計画大臣をやっているストロス・カーンという経済学者は、積立方式の支持者です。彼は中立的な人ですが、もし保守政権下になった場合、積立方式がもう少し強化されるかどうか90年代の1つの問題点です。

炭谷 最近の社会保障の各国の流れを見ると、どうも特に先進諸国は同じ方向に行っているのではないかと、1つの方向に収斂しつつあるというのが、私の仮説です。特に従来、スウェーデン型、イギリス型、ドイツ型、フランス型とそれぞれ自動車のモデルのようにいわれてきました。今日、特にスウェーデンの話聞いて、イギリスとほとんど同じ方向に、否、イギリスがスウェーデンに近づいているのかもしれませんが、基本的な同じ思想が流れつつあるの



ではないかと思えます。

ただフランスやドイツは、医療保障の制度が違うために同一性が見えにくいですが、もう少し深く突っ込んでいくと、結局同じところに行っているのではないかと思えます。

それはなぜかという点、EC統合という大きな流れがあり、社会保障はあくまで経済・政治という基盤の上に成り立っています。そうすると、その共通的なものがある以上、その上にある社会保障も同じものに向かわざるを得ない。スウェーデンがEC加盟に向かっていろいろ調整をされているという話ですが、ある国だけが独自の変わった、飛び離れた社会保障制度を持つことが許されなくなっている。そういうことで、社会保障政策は共通化しつつあるという印象を今日も私は強く感じました。

目に見える形には、なかなかありませんが、底流には特にヨーロッパや日本は同一の基調に

あるという印象を強くもちました。

**古瀬** ドイツの場合、基本的に旧西ドイツが戦後達成した社会国家としての成果を、「ヒューア一・アレ・ドイッチェン」（すべてのドイツ人に）といっています。生産性が低い部分を包みながら一定水準の社会保障費をどう実現するかという課題が、中心になるでしょう。

**堀** どうも長時間ありがとうございました。今日の話は広範にわたるので、簡単にまとめはできませんが、感想を1つ申し上げると、社会保障は高齢化や出生率の低下など社会経済の状況に対応した改革を続けていかなければいけない。改革に際して、国民や政党などの考えの違いも反映される。社会保障は決して固定的なものではない。時代に応じて、ニーズに対応して変革をしていかねばならない。こう感じました。どうもありがとうございました。

(1992年5月22日・東海大学交友会館にて)

## ベヴァリジ報告と公的年金政策

檜原 朗

### 1 ベヴァリジ報告と公的年金の基礎にある考え方

福祉国家はアングロサクソンの世界では、すぐれて急進的なイギリスの発明のようにみえた。事実、福祉国家は1942年のベヴァリジ報告『社会保険および関連サービス』から始まると考えられる傾向がある。しかし、イギリスの現在の社会保障の内容についてみると形としては大部分は変更されている。それにもかかわらず、ベヴァリジ報告は一種のバイブルのようにあつかわれている。報告から50年間の大きな変動にもかかわらず、社会政策への非常に異なったアプローチを支援するために、多くの関係者や学者が都合のよいところを選別的に使ったのである。そして社会問題への非常に異なったイデオロギー的な説明のための保証書(warrant)として引用したり。

ベヴァリジ報告はベストセラーになった。「報告の出現への大衆の希望と誇張された華麗な文体(rhetoric)はそれをより良い戦後の世界への約束のシンボルにした<sup>2)</sup>。」海外でも非常な反響を呼んだ。そして多くの人びとが好意的であった。しかし、採用した方式が同じようなものになったわけではなかった。フランスは1985年に解放後、設置された社会保障制度確立の40年祭を祝った。フランスの社会保障の創設の父とみ

られているピエール・ラロック(Pierre Laroque)は、当時普遍的な制度や中央集権的な国家行政とともに、ベヴァリジ計画を考慮した。40年祭のときのル・モンドの特別版のインタビューで、彼は「戦後すべての国は同様な先入主をもった。しかし、おのおのの国はそれ自身の歴史にしたがって、それらに答えそして出発点として現存の社会保険制度をとった」と結論しなければならなかった<sup>3)</sup>。規定されたりスクに対する国民保険により普遍的にカバーするというベヴァリジの主張が受け入れられても、それはベヴァリジの行政的解決を意味しなかった。その結果フランスは大陸原則(職域中心=収入比例)をとり、イギリスはイギリス・北欧原則(地域=均一)をとったのである。

それにもかかわらず、ベヴァリジ報告はフランス社会保険のたいていのテキストで参考に値するものとして、いまなお引用されているという。デュヒルウ(Depeyroux)は「この報告の発表は社会保障史における基本的な日取りである。窮乏の問題は以前には深淵かつ体系的な分析の主題とされたことはなかった」といった<sup>4)</sup>。

要するに、ベヴァリジはイギリスの制度のこれまでの展開を背景に、窮乏に対する対策として、資力調査によるものを極力おさえ、権利としての社会保険を対策の中心にすえ、それを国民全部に拡大することを目標にした。そしてそ

これは選別主義から普遍主義へ、残余モデルから制度的モデルの流れにそうものであった。

ただ、年金政策の領域では、しばしば考えられたほど急進的なものでも、全く新しいものでもなかった。新しかったのは立法が基礎としていた国家と社会であった。ベヴァリジは戦争のさなかの明らかな障害にもかかわらず、ILOの援助をえて、ドイツも含めた他の国の社会保障制度の比較を試みた。その上でなおかつ平等主義にベヴァリジは固執した。そしてそれから50年が経過した1992年の現在、大きく変更されつつあるにもかかわらず、なおかつ、往々その主張が議論されるのは何故であろうか。

それはおそらくその基礎に市民権の考え方があることであろう。それは以前労働組合が信奉していた、社会的準備は市場によってつくられた不平等ではなくて、民主的社会における政治領域に存在する市民権の平等を反映すべきだということ(1930年代にアメリカのCIOなども同じ考え方であった)<sup>9)</sup>。パルメは年金権を社会権としてみようとするが、社会権の研究のための興味ある出発点は市民であること(citizenship)の発展における第3段階として、福祉国家のなかでのT.H.マーシャル(Marshall)の拡大された社会的施策の概念によって与えられているとみる。その最初の段階は平等な市民権と政治的権利の達成である<sup>10)</sup>。マーシャルは福祉国家の施策をすべての国民に対してつつましい生活を保障することを目標とした、一連の社会的市民権とみたのである。イギリスその他幾つかの国は、市民の概念にもとづいた明白な平等主義的なイデオロギーの強い国であった。「市民の概念に含意された平等主義的なエトスは同様に処遇される社会保障を求めた<sup>11)</sup>。」もっとも、ベヴァリジでは、市民の考え方はすべてに

いきわたっていたわけではないが、このことは給付は以前の収入に関係なくすべて同じであるべきであるという考え方につながった。そして同様に計画はすべてからの平等な拠出により資金調達されるべきであった。拠出はインセンティブ目的のためではなくて集団的参加および市民の感覚を保障するためにとどめられるべきであった<sup>12)</sup>。同時にそれを通じて市民の権利になるものであった。もちろん、後に、老齢に対する国の準備の制度において市民の原理の厳密な固執を緩和し市場で発生した不平等を認める必要(収入比例)が確認されるようになるが、この時期には給付が老齢者に対し、市民の賃金すなわち基礎保障の形で与えられることこそ必要であった。ベヴァリジによって提案された年金の基礎的な均一給付方式はスウェーデン(1946)、オランダ(1947)、カナダ(1951)を含めてかなり多くの国で推進された。もっとも、必ずしも拠出については同じではなかったし、年金形態自体が後に修正された。

もうひとつ、ベヴァリジが現在でも引合いに出されるのは、基礎保障の考えとともに、彼が最低限のみを保障し、自助を強調する考え方であった。ある意味でベヴァリジの最低限の保障は自助と表裏の関係にあったといえよう。1985年の保守党の『社会保障改革』のグリーン・ペーパーが「個人と国家の間のパートナーシップ」を強調したのは「ベヴァリジの考え方の明らかな反響」でもあったのである<sup>13)</sup>。

そうすれば、それまでのイギリスの年金はどうであったであろうか。イギリスの最初の年金制度は実質的に定額の無拠出の1908年の年金であった。それは救貧法の援助を離脱させるために設けられたものであるが、若きベヴァリジが当時観察したように、ホイッグのオーソドキシ

が生き残り、困窮者への政府の特別の施し物であった<sup>10)</sup>。しかもその包括範囲は狭かった。その後、給付額は改定されたが、やがて財源が問題となり拠出制度が考えられるに至った。幾多の曲折の後、1925年に拠出制寡婦・孤児・老齢年金が成立した。ある意味で新制度は1908年の政策からの重大な離脱であった。というのは、それは国の老齢年金において拠出原則を最終的に承認したからである。同時に拠出年金は財政的に実行可能な代替案であった。他方で過去の政策が1925年法を形づくった。主たる参加者のすべてについて拠出制度を現存の無拠出制度にかえることは不可能とみられた。主要な問題はいかにして、この2つを組み合わせるかであった。結局、拠出年金は65～70歳の被保険者の年齢グループに適用された。拠出年金の加入者は65～70歳の間拠出年金を受けて70歳で資力調査なしに1908年の無拠出年金に移るものであった。

いくつかの技術的な統合的な措置は別にして、1925年法によって確立された年金接近は実質的な変更なしに第2次大戦後まで継続された。

経済の改善と都会居住者の疎開で、第2次大戦の初期には、政策的な注意は戦間期の失業から、多くの高齢のイギリス人の貧困へそそがれることとなった。そのため1940年には失業扶助局が扶助局と名称を変更して資力調査のある補足年金を与えることとなった。2年以内に50万人の無拠出年金受給者の殆ど半分がこの機関から現金扶助を受けることとなった<sup>11)</sup>。年金構造は耐えがたいものになっていた。保険を通じて資力調査のある給付の範囲を狭めることが必要であった。高齢者に給付を行い、同時に節約を奨励し、基金を浪費しないようにしなければな

らなかった。

1908年以来、ベヴァリジほど年金問題を注視していた人はいなかったし、彼ほど一貫した拠出制の保険プログラムを総合的平等的なやり方で求めたものはなかった。そしてその結果、1941年のベヴァリジと文官の委員会において老齢年金 (superannuation) の考え方は形成されていくが、その政策的な脈絡は、これまでの耐えがたい年金構造への反応によって、しらすらすのうちにすえられていった。詳細な点については意図しないやり方で、TUC (労働組合会議) との密接な協議の過程において、イギリス社会保険そしてその中心をなす年金の全面的な改装へのヒントをえていった。

## 2 均一社会保険の原則と年金

ベヴァリジは年金その他を普遍化することを望んだ。普遍主義は事実上、以前は貧困者だけに留保されていたものを富裕なものに与えることを意味した。しかし、法定年金を最低のみすばらしい水準以上にひき上げる企ては、裕福なものに憤慨された。それは必要な費用の調達のための課税が強化されるばかりでなく、自助に対する直接的なペナルティが激化されるためであった。そのベヴァリジの解決方法が「保障された最低限の所得に対する社会権を自由のリベラルな原則と福祉についての主観的な見解とを調和させる大胆な企画であった<sup>12)</sup>」。それは基礎的なニーズをみたす所得に対する権利を与えることであった。その結果、イギリスでは右も左もすべての人に対する年金を支持した。それは均一にするものであった。

均一給付はもちろん生活費の安い地域では不十分というわけではない。その他の地域、こと

に都市では、差をつけることは、すべてが実質的に平等に扱われることを保証するために必要であった。ベヴァリジに生活費による差を捨てフラット給付に固執するように主張せしめたのは低家賃の地方の代表者であった。こうしてベヴァリジの制度は4つの属性と2つの最悪の結果をさけるための企てによって特徴づけられた<sup>13)</sup>。給付は普遍的で生存費保障、均一率の維持とニードを条件としないことであった。

こうして均一(定額)の社会保険を中心にし、ニードを資格の条件から除去した。しかし、資格の条件としてニードを除去することはいくつかの優先項目の1つにすぎなかった。すべてに給付を与えることは限られた資源を非効率的に使うこととなる。ベヴァリジの課題は高齢に準備し、節約あるいは自助を奨励することであり、しかもニードを考慮することなく、それらを支出することにより、基金を浪費しないことであった。ニードのテストなしに生存給付を与えることは国の準備と民間の準備を結合することになる人の中で人気があると考えられた。しかし、すでに補足を受けている困窮者には何の役にもたたなかった。こうした考慮は全面適用の新制度において新しく登録される人に年金を与える費用を制限するために必要悪として資力調査を維持することが必要だという方向にベヴァリジを導いていた。

そのより良い解決方法は労働組合によってもたらされた。費用を削減するために、彼らは退職を年金支給の条件にすることを提案した。退職条件の利益は1930年代の大量失業からえた教訓であった。ベヴァリジは当初、退職条件は間接的な資力調査を意味すると考えた。しかし、大蔵省が彼の提案の費用を削減するキャンペーンをするに及び、彼の考えを軟化させていった。

1942年の春には、退職条件が資力調査の不愉快な含蓄やあるいは不幸な結果をとまわずに資力調査と同じ効果を達成できることを認めるようになっていた。しかし、ベヴァリジの考え方は組合と全く異なる関心により動機を与えられていた。予想される戦後の労働不足とともに、社会保険制度の直面する財政問題はより長い労働生活を優遇する必要に結びついた。退職の延期に対して高率の給付を与えることが費用の節約とともに労働の奨励につながると考えたのであった。こうして事実上、「退職条件は正常受給年齢をこえて働き続ける高齢者に対して仮装された資力調査を導入することとなった<sup>14)</sup>。」

退職条件とともに費用を節減し、資源を有効に使うために、ベヴァリジは移行期を提案した。退職条件は所得を継続して得る高齢者を年金から排除するが、移行期対策は新しく加入する者及び以前の被保険者の間の困窮していない人に徐々に完全給付率に拡大することであった<sup>15)</sup>。

現実には、当時、それ以前にわずか5か年間しか保険に加入していなくても、そしてその間の最近の3年間、平均39回の保険料を払っていたか、または疾病失業によりこれを免れる理由があったかした限りは、104回の実際の保険料払込みを必要としたのみであった。ベヴァリジも政府案もこの条件はきびしくすべきだと考えた。ベヴァリジにとって「保険料払込の原則」からの逸脱は危険なことであった。ただ、保険料納入の条件は制度開始の際、16歳以上の人びとに対しては緩和すべきであると考えた。

ベヴァリジは新規の年金支給開始の期日を1964年から1965年に下げて、最初保険料を徴収されてから20年間新規の保険料を払込んでいる人びとは——1945年に45歳以下であったすべての男子、及び40歳以下であったすべての女子、

ならびに1965年までその退職を延期しようとするそれより年齢の多い人びと——資格要件がえられるようにした<sup>16)</sup>。1965年以前に退職するようになるそれ以上の年齢層および当時の年金生活者については、以下のような提案をした<sup>17)</sup>。

1. 当時の制度による被保険者でない者は10年間の保険料納付を最低要件とする。10年間の保険料納付後退職した人（単身者）については14シリング、夫婦については25シリングの年金で、保険料納付年度が1年増すごとに単身者1シリング、夫婦1シリング6ペンス増加し、20年間の保険料納付者が1965年以降に24シリング及び40シリングの全額給付を受けられるようにする。梯子段式年金の一種。

2. 当時の被保険者は彼らが当時の制度により、給付受給中であるかぎり、1945年に14シリングおよび25シリングの開始の際の給付率の年金を受ける。そして2年目ごとに自動的に1シリング及び1シリング6ペンスを増額して受けとり、1965年に全額給付に達するようにする。エスカレーター式年金の一種。

こうした精巧な計画案は当時の年金率から新規の年金率への転換に20年の期間を要することを意味する。長期的には気前のよい年金であったが、最初は年金受給者にわずかの利益しか与えないものであった。

高齢者が年金を要求しなかった限り、彼らに与えられるいかなるものも浪費であると、政府のアクチュアリーは大蔵省に説明していた。困窮者はすでに補足年金を受けていたので、資力テストの廃止で、政府にとって実質的な節約はなかった。以前に除外されていた階級に完全年金を与えることは裕福な者に資金を払うことを意味したのである。ベヴァリジの移行期の考え方は、こうした人びとに出発時点で何も与えな

いものであった<sup>18)</sup>。

### 3 ベヴァリジ報告以後

#### (1) ベヴァリジ報告の検討と白書

給付を必要としない者に稀少な資源を割当てて浪費するのを制限しようとするベヴァリジの企てにもかかわらず、以前に独立独行とみなされた階級をも平等に処遇することの政治的魅力は抵抗しがたいことが理解された。やがて公的な機構の調査などを通じて、彼の勧告ははじめて社会保険の受給者になるグループの影響を反映するよう変更された。ベヴァリジの移行期の対策は、報告書を検討するために任命されたフィリップス委員会 (the Phillips Committee) において疑問視された。委員会は完全拠出を長期間の削減された給付と結びつけることは、政治的に臆病であると感じられるおそれがあると結論づけた。他方、委員会は、他の国で行われている収入比例の接近は富裕者の間の自助の欠如を反映しているという高慢な観察で、均一率の給付はイギリスにとって正しいとして受け入れた。また、それは家賃や他の費用と結合した変動レートを拒否し、生存費水準は達成されないことになった。絶対的に決定された最低基準よりもむしろ給付は資力調査のある補足とともに、一般的に可能と思われる水準で支払われるべきであった。それゆえ、現実の額について、委員会は報告書の理論的な正当化を拒否しながらも、実際には彼の提案を大枠で受け入れて、ベヴァリジの勧告にしたがったのである。また、フィリップス委員会と仲間は、普遍主義にも、いくらかの疑念をいだき、愛憎並存の感情でみていたが、その後の内閣委員会はこのような欠乏の時代に裕福な状況にある者をすら統合化す

るという特質に対するくすぶりつづける疑念を克服しようとした。そして高齢者に対する寛大な処遇に賛成する感情は、ベヴァリジにより提案されたものより、一層大きな給付を与える方向にみちびいていたが、一方それは将来に対する一層高い額を阻止するものであった<sup>19)</sup>。

労働党と組合はベヴァリジにより提案された均一原則などの改革を支持したが、労働党も労働組合会議もベヴァリジの移行期の対策を拒否して、早く高い年金に移ることを求めた。ベヴィン (E. Bevin) は夫婦に対して直ちに35シリングの年金の支払いを求めている。

1943年の報告書についての討論の後、連立政府はゆっくりと立法化の方向へ進んでいった。チャーチルは止むなく受け入れたが、普遍主義は世論によって要求された行政的に厄介な仕事と考えられていた。移行期の対策と生存費は拒否されたので、給付率は政府が自由に定められるようになった。

1944年にはベヴァリジ報告を追撃する形で、4つの白書が発表された。その1つが社会保険の白書であった。白書は政府が躊躇していたのとは対照的に、戦争によって促進された国民連帯と統一 (unity) の表明として、その原則を歓迎した。移行期の対策と生存費原則を拒否したので、直ちに支払われる給付が目標になった。

「給付については対価が支払われねばならない。そして高い水準の給付は高い水準の拠出を意味する。政府はそれゆえ、正しい目標は窮乏に対し合理的な保険を提供し、同時に大多数の拠出者が適正に負担を求められうる最高拠出を徴収する給付率であると結論する」といった<sup>20)</sup>。白書は給付に対する基礎として生存費をとることは実行不可能であるといった。「社会保険は当然平均的生活必要と必要を賄うものでなければ

ならない。それは殆ど無限に近いさまざまな個人的諸条件に適應することはできない。……個々人の必要に個々の支払いを正確に関連せしめるという考え方は、保険制度で事実上実現できるものではない。……一つの等級または集団内で平等な保険料に対し平等の給付が提供されるべきである、というのが保険制度の根本的特色である」と述べている<sup>21)</sup>。後に1946年に、労働党政府は広範な生存費基礎 (a broad subsistence basis) を導入して国民最低限を事実上放棄した<sup>22)</sup>。

白書はベヴァリジの人の生活必要をみたく生計費推定については何の判断も示さなかったが、連立内閣はベヴァリジの給付率——独立者24シリング、夫婦40シリング、および成年の扶養家族1名について16シリング——を失業及び疾病給付の基準として採用した。ベヴァリジの出発点は1938年である。そして戦時のインフレを考慮するために1938年の生存費水準であると思われるものに25%を追加した。ベヴァリジは1938年の水準の30%以上生計費が上昇しない限り、彼が提案した給付は引き上げる必要はないとしていた。しかし、1945年のアンダーソンの予算演説では130%というより、150%の段階にあるものと考えた。

## (2) 国民保険法による新年金の成立以後

戦後、連立政府は解体され、社会政策における遠大な変化の導入を基礎にした戦略をもった労働党が勝利した。もっとも、社会保険については労働党政府は白書 (社会保険) の提案を殆ど完全に採用した。

年金制度はイギリス本国に居住する16歳以上の男子65歳、女子60歳 (退職年齢) までの者すべてを強制加入にした。この法律は(1)被用者、

(2)自営者、(3)無業者の3種とし、分類規準を所得源泉にして社会的階級に統一していた。保険料は男子週4シリング3ペンス、成年女子3シリング6ペンス、第2種の自営者の成年男子4シリング3ペンス、成年女子3シリング9ペンス、(3)の無業者は成年男子3シリング9ペンス、女子3シリングであった。それは以前の制度からみると大幅な負担の増加であった。ただし、週30時間以下の労働の者には負担を軽くしていた。退職年金については男子65歳、女子60歳に達したとき、定常的職業からの引退により資格をえる。通常、給付標準率は週26シリング、60歳未満の妻のあるときは16シリングの追加、60歳以上の妻に対しては別個の年金として週16シリングであった。ベヴァリジのいう段階的な制度は放棄され、擬制的な拠出記録により資格を与えられた。国民保険法にもとづく年金は1946年から実施された。そして1925年法にもとづく老齢年金の受給者は、以前の10シリングに比べ、単身者で26シリング、夫婦で42シリング受けることとなった。それゆえ、1945年の支給額の6,600万ポンドは1948年には3億2,000万ポンドに達した。もっとも補足年金制度の受給者は減少した。そして新たに実施された国民保険制度のもとで新たに被保険者となった人びとは、最低10年間の拠出で退職年金を受け取ることとなった。ベヴァリジの予測に反した措置は自立的な保険制度に大きな矛盾をもたらすこととなった。しかし、短期的にはそれは、新たに資力調査にもとづく給付に依存する人を大きく削減した。

しかし、楽観は短命であった。1948年の国民扶助の実施は、制度間の大きな構造的な問題を顕在化せしめていった。主要な困難は、国民扶助が保険制度からはずれる人びとに対する安全

網であると考えられていたことであった。その水準は基礎的なニーズにそなえる最低限に固定されたが、これをこえるニーズをもつ人に裁量の加算が可能であった。問題はこれらの基礎的なニーズは家賃を含んでおらず、その費用は給付に追加して支払うべきであったことである。保険給付は平均的家賃を含めて生存費水準を維持していたために、1948年に発表された扶助額は他の所得のない多数の申請者にとり保険給付より実質的に高かった。そのため、48年に675,000人もの人が扶助給付により、彼らの保険給付に追加を受けることになった。そして51年には100万人に上昇した<sup>23)</sup>。

こうした2つの異なった制度間のオーバーラップの問題は容易に解決しなかった。

さらに悪いことには、政府は人びとがフルタイムの労働についていた場合よりも、国民扶助を受けている場合の方が、裕福になる傾向があることに悩まされた。これは直接的には年金受給者と関係はなかったが、世帯主がフルタイムの仕事についている場合は資格を拒否し、そうでない場合、全ての家族の資格は賃金ストップをかけられることとなった。

1950年代の初期には、すべての国民保険の受給者の25%が国民扶助を受けた。国民扶助はインフレを反映させるために増額された。国民保険はそうではなかった。両方を受ける比率は30%以上まで上昇した。ベヴァリジは一層多くの世帯が国民扶助に資格があるようになるので、このやり方はベヴァリジの制度をナンセンスにしたと主張した。しかし、それは社会保険の基本原則を反映していた。給付と拠出の関係は後に放棄されたが、このことは両方の給付を受ける比率の一層の増加を防ぐ以上のことはしなかった<sup>24)</sup>。70年代には、年金はインフレ率以上に上



昇した。しかし、高齢者に対する補足給付率（1966年から）も同様に増加したのである。補足給付を受ける高齢者の比率は年金受給者の他の資力の増加とともに下落した。しかし、これは70年代から80年代の失業者の増加と給付率の不完全なスライド及び80年代初期の収入比例補足の撤回（66年から他の給付についても比例制がとられていた）の結果、相殺されたのである。

#### 4 ベヴァリジ原則からティトマス 原則へ——国民退職年金へ

1951年の第2次総選挙における労働党の敗北以後、13年間、政権は保守党に移った。その間、実質的に扶助に依存する年金受給者の窮状は未解決のままだった。しかし、年金の考え方は大きく変化することとなる。

1950年代の半ば、労働組合はまだ均一拠出率の生存費に固執し続けていたけれども、労働党の一部の人はこの原則はもはや生育不能であり、将来の発展の障害になることをさとって、それを知らしめるべく最善をつくした。支払う能力による差別的な拠出が必要であった。こうした政策を形成するために、グリフィス（Griffith）、サマースキル（Summerskill）およびLSEのティトマス（Richard Titmuss）などの学者を含み、そしてクロスマン（Richard Crossman）によりひきいられた研究グループが労働党により任命された。

研究グループは没落と建設を組み合わせた。彼らはベヴァリジの大砲への組合の忠誠に怒りの反撃をあげた。不十分な国民年金としばしば給与被用者のみをカバーする職域年金（それは退職直前の収入に関連づけて給付を計算することにより給与被用者に二重の特権を与えてい

た）は高齢者の間の不平等を助長したと考えた<sup>25)</sup>。

ティトマスはつぎの10年以内に、ベヴァリジから生まれた均一率の制度は崩壊すると考えた。もともと均一拠出は最低の収入の者を基準に定められねばならなかった。そしてそれが年金を時代遅れのものにするとともに財政をも窮地におとし入れていた。財政的な拘束服（strait-jacket）は最貧困者に十分な準備を与えるために他の所得源の探求を必然化する。それゆえ、代替案が必要であった。彼らの計画はすべてが収入に比例して拠出し、その基金から退職後、収入比例の給付が行われる、職域年金に範をとった、国家により運営されるより再分配的な、国民退職年金の導入であった。それを具体化したのが1957年の労働党の文書『国民退職年金—老齢保障のための労働党の政策』であった。そのなかで、「均一の最低生活年金—幻影と化しつつある希望」と述べ、「均一拠出は給付を最低賃金額にクギづけすることを意味する」といっていた。そして同時に労働党の案はホワイトカラーよりもブルーカラーに一層の注意を払っていた<sup>26)</sup>。

労働党の提案は全体的なイギリスの年金構造をスカンジナビアほど再分配的にしなかったであろうが、「貧困者に対する非比例的な最低率と労働者に対する意識的に節目をつけた関心（articulated concern）の結合は、スウェーデンあるいはデンマークの計画よりも明らかに労働階級向けの風味を与えていたのである<sup>27)</sup>。」それゆえ、それは国家の保険原則の大変革を含むものであった。

結局、労働党は選挙に勝利できず、保守党が引き続き政権を維持することになったので、それは決して履行されなかった。しかし、それは

いくらかの国民保険の受給者の所得を、以前の所得を基準にした追加を引き上げ、資力調査の範囲をせばめる将来の提案の基礎を提供することとなった。

保守党も財政問題の解決の必要性は考えていたが、これまでの制度の放棄までは考えていなかった。それゆえ、年金について「保守党政府の見地からは、労働党の提案はひとつの挑戦でもあり、天から授った解決策でもあった<sup>28)</sup>。」大蔵省に一層依存することの必要を削減する退職年金を検討して、当時の国民保険大臣ボイド・カーペンター (John Boyd Carpenter) は後に「納税者にとり良い取引」(a good bargain for tax payer) と記したのである<sup>29)</sup>。保守党にとって3つの考慮が必要であった<sup>30)</sup>。それは国民保険の赤字は削減されねばならないこと、収入比例年金の広範な需要は退職年金制度が最貧困者にも配分され、そして最終的に職域制度が維持され奨励されうるような方法で満たされねばならないことであった。こうして、保守党は労働党の案の内容を改悪して横取りすることとなった。

保守党は自身の案を1958年の白書『高齢者の保障』で具体化した。それは定額部分の上に、ゆるやかな比例部分を上乘せする差等年金 (graduated pension) であったが、目的は根本的に労働党と異なっていた。保守党が魅力的と感じた国民退職年金の局面は、それが国民保険基金の将来の赤字に対処する豊かな課税源をつくり出すことであった。そして同時に、民間の職域年金の邪魔にならないことが必要であった。当然上限は低くおさえられた。第2に、つましい均一 (定額) 年金は低所得を稼ぐ人を罰することなしに、均一 (定額) の拠出によって資金調達しつづけられないことであった。こ

のジレンマを解決する方法が1959年初めに生まれた適用除外の考え方であった。それは国の制度に完全に組み入れることと除外することの区別を否定することであった。部分的適用除外あるいは減額 (abatement) を認めることにより、国家の制度は民間の職域年金制度が彼ら自身の給付を与え改善する能力をそこなうことなくその給付を供与し改善するものである<sup>31)</sup>。この方式のもとでは、所得比例年金の最高額以上の年金を支給することができる職域年金制度は雇主の選択により適用除外 (contracting-out) を受けることができると規定された。

国民保険の改正法は1959年に成立し、61年に実施された。保守党は比例拠出の基金を積立てる約束をするのに慎重であった。かわりに、比例拠出の形で徴収された資金は定額年金の経常支出にまわされた。そして次第にその部分が増加していった<sup>32)</sup>。メイナード (John Maynard) は「回顧して差等年金給付 (比例給付—graduated benefits) は比例拠出という食事を飲みやすくする丸薬にすぎなかったということは明らかである」といった<sup>33)</sup>。この改正は最初、年金のみに適用された。それは旧構造の上に比例拠出によって調達された比例給付を生み出す社会保険の新制度を生み出したが、それはイギリスばかりではなく、スウェーデン、オランダ、カナダによっても実施されることとなった。

国民保険給付を改訂する問題は扶助制度の批判者たちの「貧困の再発見」の議論と彼らの生存費の必要ばかりでなく、相対的貧困の問題に反応することの重要性の議論にも幾らか火をつけられてますます政治問題になっていった。相対的貧困は曖昧な概念であった。それは社会における他の人びとにより享受されている生活水準に相対的な貧困も意味したが、また給付を受

ける人の最近享受されている生活水準に相対的な貧困をも意味した<sup>34)</sup>。エイベル・スミスがいうように、1960年代には退職、失業および疾病においても以前の賃金に比例した給付が必要と考えられた。

1960年代初期に、労働党は福祉国家のなかの貧困の持続の挑戦と社会保障改革をとりあげた。彼らは63年に「社会保障のニュー・フロンティア」と呼ぶ改革のプログラムを発表したが、それは国民保険における収入比例拠出と引きかえに収入比例の給付と、現在の年金受給者を扶助制度から引き離すための最低所得保証を提案した。ベヴァリジ型の年金からの離脱は着々と進んでいた。64年11月10日、下院でランカスター公領国の大法官ホーウトン (D. Houghton) は「国民保険制度の長期改革について、われわれは目標を明確にしなければなりません。ベヴァリジ革命は数年前に過ぎ去りました。……現代の社会保障の概念はウェッジ夫妻やベヴァリジが考えていたたぐいの国民最低限をはるかにこえて進んでおります」といった<sup>35)</sup>。しかし、彼らは給付制度の改善の支払いのための経済成長の付託を受け入れていた。その結果、結局、疾病や失業給付への比例加算のようなものにその対策は終わった。早くから約束していた収入比例年金の構想は大幅に遅れた。ホートンとゴードン・ウォーカー (Patrick Gordon Walker) の間新しいものは出なかった。最終的にクロスマンが社会保障大臣としてウォーカーから引きついで、1969年に保健社会保障省から『国民老齢退職年金と社会保険』(National Superannuation and Social Insurance) として出された。これこそクロスマンの Mark II であった。57年の案が破棄されたのは、それが高所得者から低所得者へ相当高い所得の移転を含むためであっ

た。労働党の収入比例年金のひとつの目標は補給給付委員会の役割を大幅に減ずることであった。ベヴァリジ制度が実施されて20年間に資力調査のある給付への依存は着実に増加していた。1920年代には老齢年金受給者の9%のみが追加的な救貧法の戸外救済を受けていたが、1968年の終わりに、退職年金受給者の29%が補給給付委員会から所得の補助を受けていた<sup>36)</sup>。それゆえに、それは低所得者は彼らの拠出水準が正当化するであろうよりも幾らか高い年金が認められるべきであった。しかし、この129条からなるこの案も最終読会に移されようとした1970年、解散した議会の総選挙で、労働党が破れたため実現しなかった。

1971年9月保守党政府は白書『年金戦略』(Strategy for Pension) を公表した。この頃までの戦後の特徴は職域年金が大幅に伸びたことであった。そして公的年金と職域年金のパートナーシップがいわれていた。白書は、国家制度の費用の上昇と職域準備の機会の増加という背景から、国家制度の健全な財政基礎を確立するための公平な長期的な解決は、基礎的な定額年金のために収入比例拠出の制度をとり、比例部分は職域年金制度に移し、職域制度のない場合に、積立年金制度を設ける2本建を求めている。この案は1973年社会保障法として成立し、75年4月より実施される予定であったが、同年2月の政権交代により、新拠出体系など一部を除いて実現されなかった。

74年2月のウィルソン労働党内閣の発足から半年後、カースル (Barbara Castle) 社会サービス担当大臣は白書『より良い年金』(Better Pensions) を発表した。それは保守党の73年の年金にかえて以前の型のものを新装開店し、職域年金制度の非加入者の不利な状態を改善する

とともに、インフレの年金に及ぼす影響への十分な防護策を講じようとするものであった。白書は「800万人年金受給者のうち約200万人—約25%—は補足年金を受けている。寡婦は彼らのうちの最も貧しいグループを形づくり、彼らの場合、補足年金の受給率は60%である」といった<sup>37)</sup>。白書の案は、年金が賃金の後払いという事実を反映して、人びとはより高い年金の資格をえるであろうといった。この案は法案にほぼそのままり込まれ、1975年社会保障年金法として、福祉立法としては異例にも保守党の賛成をえて成立した。1973年社会保障法の拠出体系は1975年社会保障年金法として先に成立していた。新年金法は78年4月より施行された。

この年金は定額の基礎年金と所得比例年金の2階建あるいは2層方式 (Two-tiered system) で、「国の収入比例年金」(State Earning-Related Pension Scheme) である。1階は基礎年金 (Basic Component) と呼ばれるものであった。ここでは課税年度の拠出額の合計が、週下限所得の52倍に保険料率を乗じた額を上回る場合、その年度を資格年度と呼んだ。就業期間の $\frac{9}{10}$ がこれであれば基礎年金は全額支給される。それゆえ、資格年度は1年間の保険料拠出の最高水準を定めたものである。下限所得は上限所得のおよそ $\frac{1}{7}$ であり、上限所得は全国平均賃金の1.5倍の水準である。基礎年金の受給には最低20年の有効拠出期間が必要であった。

付加年金 (Additional Component) は所得比例年金であり、職域年金制度加入者にとっては適用除外が可能な部分であった。付加年金の算出根拠になる所得には上限があり、それは基礎年金加入要件の約7倍であった。計算は就労した各年の賃金を再評価した後、それぞれから退職時点における通常の基礎年金額を差し引いて

$\frac{1}{80}$ を乗じた額を合算した金額である。これには就労期間のうちでもっとも賃金水準の高かった20年間をとった。これにより、基礎年金額を上回る本人の賃金部分の $\frac{1}{4} \left[ \frac{1}{80} \times 20 \right]$ が保障される。適用除外はここではふれない<sup>38)</sup>。

以上の動きは実質的にこれまでの「新ベヴァリジ」あるいは「ベヴァリジに戻れ」(Back to Beveridge)の動きを終焉にみちびいた感があった。「新ベヴァリジ」提案にとっての問題は国民保険給付を補足給付によって定められた最低限にまで引き上げるのに何故それほど大きな費用が必要なのかということであった。それはベヴァリジが知っていたように千差万別である住宅費用にあった。そしてより少ない程度において、幾つかの特殊目的のための他の資力調査のある給付であった。1978年のミード報告 (J. E. Meade, The Structure and Reform of Direct Taxation, p. 276) は保険給付は平均住宅費用分だけ引き上げられるべきだとしたが、これは貧困にあると思われる数の半分のみの引下げを意味する。現実には労働党政府は住宅費用を資力調査を条件に満たされる追加的クレームとして決定していた。それはベヴァリジによって勧告されたものよりも寛大であった<sup>39)</sup>。1973年法によるような定額年金に対する差等拠出は、オランダの福祉国家では長く確立された特徴であった。それゆえ、他でそれが受け入れることができないというのは当然だとは考えられない。いかなる差等拠出も、何らかの再分配機構が比例制度のなかに組みこまれないかぎり、貧困者の援助にはならない。改正された比例年金ですらこうしたものは少なかった。ただ確認されねばならなかったのは政治的見地から、比例年金は新ベヴァリジ提案に比べて巨大な利益をもって<sup>40)</sup>。比例拠出は直ちに始まったが、比例年金

の支払いは将来であった。最終的には期限が到来するが、比例制度が完全に成熟するには20年を要したのである。こうしてベヴァリジ制度から転換したものの、所得代替率でみると世界の主要国に比べ最低のランクに屈することとなった。

## 5 ベヴァリジとサッチャー ——ベヴァリジへの回帰の欲求

Serpsの誕生は完全にベヴァリジ原則を葬り去ったようであった。しかし、サッチャーは再びベヴァリジを持ち出したのである。それは21世紀の高齢化社会における年金費用の爆発への対処と、保守党ことにサッチャーの新保守主義の考え方、職域年金よりも個人年金の支援の問題によった。

1979年に政権をひきついだ保守党は防衛費、法・秩序関係費と社会保障費の増大は容認するといったが<sup>41)</sup>、その重点は社会保障費にはなかった。それにもかかわらず、社会保障費は80年代の初期に予想をこえて急速に増大していた。そして他方で「貧困のワナ」、「失業のワナ」などの問題が生じていた。年金については第2層の所得比例年金と、それを適用除外した職域年金部分が大きくなり、そのため年金産業へは巨大な資金が集中する一方、その集中が自由な経済社会の発展を阻害していると考えた。基礎年金も費用が大きくなるが、比例年金については退職後のインフレの費用が大きくなるが、政府の負担は膨大になり、同時に早期退職者や転職者が、国の年金を適用除外した職域年金の恩恵に浴しえないという困った問題もあった。また何よりも職域年金加入者は絶対数でも増加が止まっていた。制度に欠陥があると考えられた。

職域年金は積立てるが、Serpsはそうではない。適用除外年金の国の支払う部分もそうではない。公的年金の払う部分は財政方式は賦課方式であるが、加入者は増加しないのに反して、退職者は急増する。そして増加するのに対処するのは将来の予測の困難な給付建てによる負担であった<sup>42)</sup>。

年金制度全体に対する検討は、すでに1983年秋から始まっていた。そして84年7月には『個人年金』(Personal Pensions, A Consultative Document)に関するペーパーが発表された。その後、改革の検討は社会保障全体に拡大され、85年にグリーン・ペーパー『社会保障の改革』(Reform of Social Security, Vol.1. Cmnd. 9517, Vol. 2. Cmnd. 9518, Vol. 3. Cmnd. 9519)が発表された。

そのなかで、50年で年金の受給者は40%増加するのに対し、拠出者は増加しないであろうと警告した。そしてSerpsは収入の増加と歩調をあわせるとすれば、2034年には費用は4倍になると推計した。それは必然的に経済の運営に大きな障害をもたらすと考えた。そこで将来の財政問題を考えるために、国と個人の2本柱(the twin pillars)をあげたのである。それがベヴァリジへの回帰とつながった。グリーン・ペーパーはつぎのようにいった。

「国の準備は個人を支援するのに重要な役割を果たす。しかし、それは自身への依存をおさえるべきではないし、個人の準備や責任に立ちだかつてはならない<sup>43)</sup>。」「これがウィリアム・ベヴァリジ卿の1942年の中心的なテーマであった<sup>44)</sup>。」そしてベヴァリジ報告から引用した。「国は、保障を組織化するにあたっては、行動意欲や機会や責任感を抑圧してはならない。またナショナル・ミニマムを決めるにあたって

は、国は各個人が彼自身および彼の家族のためにその最低限以上の備えをしようとして、自発的に行動する余地を残し、さらにこれを奨励すべきである<sup>45)</sup>。」グリーン・ペーパーは引続き、それにもかかわらず、国の社会保障の範囲と役割は大きく拡大し、資格の形成をまたずに直ちに支払う決定はベヴァリジの概念を実質的に変更したとする。「収入比例給付と拠出の後の展開は1942年の報告の一層の離脱であった」といった。そこで政府はこれを改善するのに、新法実施から3年以内に所得比例年金を廃止し、1975年社会保障による基礎年金と国の所得比例年金を、職域年金・個人年金に移したものと間の、すなわち公私のパートナーシップに置きかえることを意図した。すなわち、基礎的な国民保険年金は退職給付の中心であるのでこれまでどおり残し、基礎部分に国の援助を集中しようとした。それは実質的に公的年金の民営化であった。予定された新制度のもとでは、なんらかの職域年金あるいは個人年金に加入を義務づけられる予定であった。

その年の終わりに出されたホワイト・ペーパー『社会保障の改革』は、1千万人がSerpsにそして1千100万人が職域年金に加入しているが、年金受給者の数は84年の930万人から、2035年の1,320万人になると予想した。Serpsの1つの問題は白書によると、それが資源を先取りしてしまい、将来の政府の柔軟性をなくすことであった。もうひとつの問題は、我々が将来の世代にゆずり渡していく実質的財政負担があることであった。白書は我々は将来に対して約束するかもしれない。しかし我々の子どもがそれに対応することは一層困難であるかもしれないと警告した<sup>46)</sup>。

こうして、保守党はSerpsの将来の費用の間

題とベヴァリジの「個人と国とのパートナーシップをひきあいに出して、比例部分を廃止しようとした。もっとも、ベヴァリジは周知のとおり社会保障の拡大を求めている。それにもかかわらず、保守党はその政権を維持している間を通じて資力調査のある給付の範囲を拡大していた。それについてこうした政策を拡大しようとする一層の提案は、ベヴァリジが予想しえなかった変化するニーズを参照することにより正当化されると考えたのである。労働党は逆に対照的にすべての国民に対する強制的国民保険の基本的原則を支援すると主張していた。1980年代の保守党の改革への労働党の反対はベヴァリジへ帰れ (back to Beveridge) ——国民保険給付の再評価と彼の制度の拠出原則の再確認——のレトリックに依存していた。しかし、実際には年金や児童給付の増額は別にして、必ずしも明瞭ではなかった。そして1975年のSerps制度の導入はベヴァリジの収入比例の施策に対する反対への挑戦であった<sup>47)</sup>。Serpsを廃止するという政府案は圧倒的な反対に直面したため、Serps自体は廃棄されなかった。すなわち同年12月のホワイト・ペーパーは残すことに同意した。しかし、3つの点において改悪された。将来、年金資格は最良の20年よりも生涯の収入を基礎とする。第2に寡婦は将来はこれまでのように元の年金のすべてではなく、夫の年金権の半分のみをひきつぐ。第3は以前は付加年金について基礎年金額を上回る本人の賃金部分の $\frac{1}{4}$  (25%) —40ページ参照—であったものを20%に引き下げることであった。

Serpsのもとでえられる貧弱な収益は、明らかに民間の年金をより魅力的にする。88年にSerpsを去り、民間の年金を選択し、あるいは職域年金を選ぶインセンティブが与えられた。

1986年の社会保障法のもとで Serps を去る者は、国の制度が個人年金あるいは職域年金の弁償をするために国の制度にいったであろう拠出をえることにした。そして1993年まで保健社会保障省（88年の保健省との分離により現在は社会保障省）は、被用者自身の拠出にさらに2%を追加することにした。これは2%の賄賂といわれた。同じインセンティブは民間の契約をするを欲する職域制度のメンバーにも利用されうる。

以上は保守党がベヴァリジのいう十分性を放棄し、つねに適度なものを求めた結果の終着駅であった。ベヴァリジの改革は比例制の導入とともに廃棄されたが、保守党はそれを元に戻すことはできなかった。その結果、形は維持されたが、内容は改悪されたことになった。75年の制度によってすら、それが成熟していないこともあってか、給付構造その他の比較によってすら、だいたい年金額の所得代替率等の OECD 諸国での比較ではほぼ最低のランクに陥っている。またパルメの年金の社会政策モデルとして、残余モデル、基礎保障モデル、所得保障モデル、制度的モデル (Institutional Model) にわけた。1980年代の年金についての一定の計算のもとで、分類すると、フィンランド、ノルウェイ、スウェーデンが制度モデルに属し、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、日本は所得保障モデルに、カナダ、デンマーク、オランダ、ニュージーランドが基礎保障モデルに属した。オーストラリア、アイルランド、スイス、イギリス、アメリカが労働者年金の代替率が50%以下、あるいは最高年金代替率が完全年金よりも10%以上多くなく、そして最低年金が十分でなく、市民権として認められない残余モデルに属していた<sup>49)</sup>。86年改正法による効果

があらわれるとさらに悪くなるであろう。

ベヴァリジ報告から50年を経た今日、ベヴァリジの考え方を中心として成立した年金制度は大きく変容した。保守党も労働党もそのときどきにベヴァリジの考え方の維持を主張した。しかし、その背後にある考え方は異なっていた。保守党は当然、国の関与すべき範囲の削減を求め、その意味での国民最低限を目標にした。その一方でベヴァリジという十分性の確保を否定し、資力調査のある給付を拡大してきた。労働党はしばしば「ベヴァリジに帰れ」を旗印にしたが、年金に関しては確実にベヴァリジから離れていった。すなわち職域年金を国の年金にとり入れて労働者全体が収入比例の恩恵にあずかれるようにしようと努力した。しかし、当初の労働党の考え方には職域年金を国の制度に完全にとり込もうということもあった。現実にはそうはならなかった。保守党も収入比例の年金の廃止を目標にしながら結局そうはならなかった。それぞれの思惑とは別の方向に進んだといえよう。そしてその間にそれぞれがベヴァリジ報告をそのイデオロギー的な説明のために使ったのである。その意味でそしてイギリス的な制度のあり方のなかに依然、ベヴァリジの考え方は残っているが、こうした推移はベヴァリジの遺産から着実に離脱しつつあることを示しているといえよう。現代の姿におけるベヴァリジ自身の政党—自由民主党—は決定的な離脱をした。反貧困政策に対する基礎所得政策をとっているためでもあるが、彼らはベヴァリジをもはや現代のニーズに無関係なものとして追放している。しかし、報告書とその遺産に対する最もきびしい攻撃はフェミニストから来ていることもつけ加えておこう。無給の家事労働者、あるいは第2次的な稼得者としての既婚女性の役割

についてである。女性に関しては、ベヴァリジは単に1906年以来の自由党および労働党の国民保険政策を具体化したのだといわれている。

#### 参考文献

- 1) Robert Leaper, 'Introduction to the Beveridge Report', *Social Policy & Administration*, Vol. 25, Number 1, March 1991, Beveridge Special Number, p. 3.
- 2) Hugh Hecló, *Modern Social Politics in Britain and Sweden*, 1974, p. 146.
- 3) Leaper, 'Introduction to the Beveridge Report', *ibid.*, p. 11.
- 4) Leaper, *ibid.*, p. 11.
- 5) John Myles, *Old Age in the Welfare State, The Political Economy of Public Pensions*, Little, Brown and Company, 1984, p. 38.
- 6) Joakim Palme, *Pension Rights in the Welfare Capitalism, The Development of Old-Age Pensions in 18 OECD Countries 1930 to 1985*, 1991, Stockholms Universitat, p. 15.
- 7) Myles, *ibid.*, p. 41.
- 8) Gaston V. Rimlinger, *Welfare Policy and Industrialization in Europe, America, and Russia*, 1971, p. 151 : Myles, *ibid.*, p. 39-41.
- 9) Bill Jordan, 'Want', *Social Policy & Administration*, Vol. 25, Number 1, March 1991, p. 14.
- 10) Myles, *ibid.*, p. 39.
- 11) Hecló, *ibid.*, p. 254.
- 12) Bill Jordan, *Rethinking Welfare*, 1987, p. 102.
- 13) *ibid.*, p. 117.
- 14) Peter Baldwin, *The Politics of Social Solidarity, Class Bases of European Welfare State 1875-1975*, 1990, p. 126.
- 15) *ibid.*, pp. 126-7.
- 16) Francois Laffitte, *Britain's Way to Social Security*, 1945. 藤林敬三・角田豊訳『社会保障制度—英国社会保障への道—』好学社, 昭和24年, 110-1頁。
- 17) Reported by William Beveridge, *Social Insurance and Allied Services*, 1942. 山田雄三監訳『社会保険および関連サービス』至誠堂, 昭和42年, para. 242, 143-4頁。
- 18) Baldwin, *ibid.*, p. 127.
- 19) Baldwin, *ibid.*, p. 128.
- 20) *Social Insurance*, Cmd. 6550, 1945, para. 13.
- 21) *ibid.*, para. 12.
- 22) Maurice Bruce, *The Coming of the Welfare State*, Fourth edition, 1968, p. 313. なお, 詳細については拙著『イギリス社会保障の史的研究II』法律文化社, 昭和55年, 660頁参照。
- 23) Pete Alcock, *Poverty and State Support*, 1987, p. 57.
- 24) A.W. Dilnot, J.A. Kay and C.N. Morris, *The Reform of Social Security*, 1984, pp. 20-2.
- 25) Baldwin, *ibid.*, p. 235.
- 26) *ibid.*, p. 236.
- 27) *ibid.*, p. 237.
- 28) Tony Lynes, *French Pensions*, 1962, p. 139.
- 29) Baldwin, *ibid.*, p. 239.
- 30) *ibid.*, p. 239.
- 31) Hecló, *ibid.*, p. 276.
- 32) 1962年に老齢年金の経常費に支出された比例(差等)拠出は19%であった。1968年までには29%になった。差等年金制度は個々の拠出者の究極的な年金に限界的な差をつくったのみであった。その意味で差等年金は詐欺であった。(J.C.Kincaid, *Poverty and Equality in Britain, A Study of Social Security and Taxation*, 1979, p. 84.
- 33) John Maynard, *Social Security*, edited by Michael H. Cooper, *Social Policy*, A survey of recent developments, 1973, p. 186.
- 34) Alcock, *ibid.*, p. 60.
- 35) Edited by Maurice Bruce, *The Rise of the Welfare State*, 1973, pp. 276-7.
- 36) Kincaid, *ibid.*, p. 204.
- 37) *Better Pensions, Fully Protected Against Inflation, Proposals for a new pensions scheme*, cmd. 5713, 1974, para. 3, p. 1.
- 38) 1975年の年金およびその適用除外等については拙著『イギリス社会保障の史的研究III』法律文化社, 昭和63年, 163-208頁参照されたい。



- 39) Thomas Wilson and Dorothy J. Wilson, *The Political Economy of the Welfare State*, 1982, pp. 84-5.
- 40) Wilson, *ibid.*, pp. 89-90.
- 41) *The Government's Expenditure Plan*, 1980-81, 1979, Cmnd. 7746, 1979, para. 9.
- 42) 拙著『イギリス社会保障の史的研究III』
- 43) *Reform of Social Security*, Vol. 1, Cmnd. 9517, para. 1.7, p. 1.
- 44) *ibid.*, para. 1.8, p. 2.
- 45) Edited by William Beveridge, *Social Insurance and Allied Services*, Cmnd. 6404, 1942, para. 9.
- 46) *Reform of Social Security*, para. 1.9.
- 47) Jordan, 'Want', *ibid.*, p. 14.
- 48) Joakim Palme, *Pension Rights in Welfare Capitalism, The Development of Old-Age Pensions in 18 OECD Countries 1930 to 1985*, 1990, pp. 87-89. イギリスの年金制度自体は残余的な制度とみることはできないであろう。しかし、補足給付(現在の所得補助)などとのつながりをみると、所得代替率の計算ではこういう結果になる。もちろん計算のための前提を少しかえれば違うところへ入る。これについては1992年の年金学会誌をみられたい。

(かしはら・あきら 神戸学院大学教授)

## ベヴァリジと児童手当

星野 信也

### 1. ベヴァリジ報告前の児童

イギリスの賃金は基本的に「能率給」であり、わが国のように「生活給」的色彩が濃い場合と異なって、児童数が増加してもそれにつれて加算されることがない。そこでは、多子家族が有力な貧困原因となりうる。

救貧法は院外給付についてほぼ児童数に応じて給付額を増額する方式を取っていたが、いわゆる「劣等処遇 (less eligibility)」原則が厳存し、給付総額が勤労から得られるであろう賃金を上回らないという制約があったから、家族数が増加しても、たとえば第5子以降は給付を増額しないということが行われていた。

さらに、世界大恐慌によって激増した長期失業者に失業保険では対応しきれなくなって1935年に導入された失業扶助は、現行の所得援助 (Income Support)、1988年までの付加給付、1966年までの国民扶助の直接の前身であるが、1975年まで存続した「賃金ストップ (wage stope)」制を正式に制度化したことで特記されなければならない。それは、扶助額は児童数に応じて増額されるが、多子家族の場合、失業前の賃金ないし勤労したら得られるであろう賃金を超えないとする原則である。それは、自立・自助している者との社会的公正、および勤労意欲へのマイナスの回避、の2点を目的とするが、

救貧法の「劣等処遇」原則の継承に外ならない。

19世紀末から20世紀初頭にかけて相次いで成立した社会保険の場合、制度創設当初はどれも扶養児童加算を持たなかったが、第2次世界大戦までに、医療保険の傷病手当金給付を除いて、いずれも加算を制度化した。給付水準自体を引き上げるより、加算による方が安上がりかつ現実的であったのであろうが、社会保険の保険原則を崩し、かつ能率給賃金との間に不整合を生ずることとなった。

所得税法上の扶養児童控除は、歴史的には1798年にはじめて導入されたが、ナポレオン戦争を控えた1806年に早くもいったん廃止された。それが復活されるのは、1世紀以上たった1909年であった。第1次大戦後の1920年、それは1人あたり年30ポンドに引き上げられ、所得の上限も撤廃されたほか、学生について年齢制限も緩和された。1936年までに控除額は60ポンドに引き上げられたが、戦時下の1940年には50ポンドに引き下げられた。

以上にみたとおり、第2次大戦前の広義の社会保障制度における扶養児童加算および控除は、整合性のないバラバラな制度として存在した。

## 2. ベヴァリジ報告における児童手当

### (1) 3つの前提条件

ベヴァリジ報告は、社会保障 (Social security: イギリスでは医療が国営医療のため、社会保障はもっぱら所得保障保険をさす) によって国民に一定レベルの所得を保障することを中心テーマとするが、そのためには次の3つの前提条件が満たされる必要がある。

- ① 児童手当 (Children's Allowances)。
- ② 総合的な保健医療およびリハビリテーション・サービス (Comprehensive Health and Rehabilitation Services)。
- ③ 完全雇用の維持 (Maintenance of Employment)。

第2次世界大戦後の実際の制度との対応では、

- ① 児童手当が、初め家族手当 (Family Allowance), 1977年以降児童給付 (Child Benefits)。
- ② 総合的な保健、リハビリテーション・サービスは、国営保健サービス (National Health Service) として制度化され、はじめほとんど無料であったものが、まず処方箋、一定の歯科診療、眼鏡などの有料化が行われ、1970年代以降2度にわたる地域組織の整備を経て、最近では医師患者関係の改善 (informed consent) とともに、病院トラスト、家庭医ファンドなど内部マーケット制の導入が進められている。
- ③ 完全雇用の維持は、単に雇用政策にとどまらず、景気対策、インフレ抑制策、経常収支改善策、金融政策、通貨政策、移民政策など政府の多様な経済政策と関わって

るが、とりわけ、金融緩和等の景気刺激策をとると間もなく経常収支赤字が拡大し、すぐに金融引き締め、緊縮財政などを余儀なくされるという、いわゆるストップアンドゴー政策が、戦後イギリス経済を特徴づけてきたといえよう。

### (2) 児童手当の必要性

2つの世界大戦間の社会調査によれば、1900年から1930年までに実質賃金は30%以上増大したが、貧困はさほど解消されなかった。残された貧困はほぼ2つの理由から生じており、それは、第1に失業や疾病、老齢退職による所得の中断ないし喪失、第2に多子家族、である。

児童手当は、扶養児童の養育にあてる手当を児童のケアに当たっている者に直接支給するものだが、ベヴァリジが所得保障の前提としてそれを必要不可欠とした理由は、次のとおり説明される。

- ① 失業や傷病によって所得が中断した場合に社会保障によって最低生活費を保障するには、稼働中に十分な所得を保障していなければ無理を生ずる。失業ないし傷病中の所得が稼働中の所得を上回ってはならないからである。ところが、賃金は労働に対して支払われ家族員数とは関わらないから、賃金だけではあらゆる規模の家族にナショナルミニマムを保障することはできない。
- ② 失業や傷病によって所得が中断した場合、社会保障給付が稼働中の賃金と同じないしそれを上回るようなことがあっては危険だが、稼働中と失業中を問わず児童手当を給付することによってしかこの危険は回避できない。それは、これまで失業保険給付や失業扶助において、何度となく経験さ

れたところである。

- ③ 完全雇用の維持は、社会保障の3前提のうち最も重要なものだが、第2次大戦後は、これまでより労働力その他資源の流動性を高めなくてはその実現は困難である。それには、稼働中の所得と稼働が中断した場合の所得との間のギャップを、すべての人にとって、できるだけ大きなものにしておかななくてはならない。ところがそれは、大家族には、失業ないし傷病中の給付を不十分なものにするか、さもなければ稼働中と所得中断中を問わず同じように児童手当を給付するのでなければ、達成できない。
- ④ 社会保障本来の必要理由に加えて、人口と児童福祉の観点からも必要性を議論できる。現在のイギリスの人口再生産ペースでは、イギリス人種 (the British race) の存続が困難になるから、近年の出生率低下傾向を逆転させる方法を見いださなくてはならない。児童手当その他の経済的インセンティブが、それだけで子どもを欲しがらない両親に子どもを育てようと考えさせることになるとは思われないが、もっと子どもを欲しいと考えている両親には、すでに生まれている子どもの機会を危うくしないで次の子どもを持つことを可能にさせるものである。また、国が子どもに関心を寄せているシグナルとして、大衆世論の動向を育児に有利な方向に向けることも期待できよう。また、児童福祉の観点からは、今日の小規模家族は、少ない児童に最善のケアを与えて健全に育成しなくてはならない。心身健全な成育の基礎は児童期に築かれるから、児童手当は、両親がその責任を果たす援助として、またコミュニティが新しい責

任を承認した証として、認められるべきである。

### (3) 社会保障の整合性

ベヴァリジが社会保障について提案している内容を児童手当に即して要約すると、次のようになる。

- ① 所得の中断ないし喪失に対して、社会保険が、均一掛け金、均一給付の保険原則に従って、一般財源負担なしに、最低生活水準を保障する。
- ② 特別の必要に対しては、一般財源からの国民扶助で対応する。
- ③ 稼働中の勤労所得よりも失業中の社会保険給付の方が高くなるような危険を回避するため、稼働中と失業中を問わず、一般財源から児童手当を支給する。

要するに、主要な貧困原因である所得の中断ないし喪失および多子家族について、前者に保険原則による社会保険、後者に一般財源による児童手当を組み合わせ、最低生活水準を保障しようとする。

劣等処遇原則を継承した「賃金ストップ」をできるだけ回避するには、多子家族に対して稼働中にも十分な所得を保障しなければならないが、児童手当はその有効な手段たりうる。すなわち、賃金体系と整合性を持って保険原則による社会保障を成り立たせるには、一般財源による児童手当が必要不可欠と考えられたのである。

### (4) 児童手当の内容

ベヴァリジは、児童手当の実施細目について、財源問題、手当の基準額、対象児童の範囲等にわたって詳細に提言している。

第1に、財源問題に関しては、社会保険のように拠出金によるのではなく、すべて租税財源によるものとする。それは、社会保険の均一掛け金が相応の高さになると予想され、それが人頭税ないし雇用税と同様の性格のものになるとすれば、一定限度以上には増額できないからである。また、別に児童に対しては現物給付が行われるから、拠出財源によるよりも租税財源による現金給付の方が、現物給付と現金給付の関係を調整しやすい。

第2に、対象児童の範囲について、国は児童扶養経費を家族とシェアするのであるから、親が働いている場合には、第1子は児童手当の対象範囲から除外する。ただし、親が所得を中断ないし喪失した場合には、第1子に対しても児童手当を給付する。すなわち、社会保険からは扶養児童加算の必要を解消する。

第3に、児童手当額は、衣食費および光熱費を合計すると1938年価格で週7シリングになるが、一方で戦後のインフレ、他方で学校給食や安価なミルクなどの現物給付を考慮すると、8シリングが適当であろう。

対象児童の問題をさらに敷衍すると、児童手当によって児童の養育コストを親と社会がシェアするには、2つの方法がありうる。すなわち、すべての児童手当を実際に要する養育コストよりも低いものにするか、あるいは第1子には手当を支給せず、他の児童に比較的大きなあるいは必要養育費用の全額を給付することである。ベヴァリジは、最低大人2人と子ども1人を養えないような賃金はごく例外的なものであるとして、後者を採用したが、それは、①親にあまり大きな負担をかけることなく、社会コストを大幅に減額できる。また、②家族が大きくなるにつれて社会が負担するコスト比率が高まるか

ら、貧困防止効果は向上し、大家族奨励効果もえられる（表1参照）。

児童手当の最も簡単な実施方法は、親が働いている場合の第1子を除外して、すべての児童にユニバーサルに給付することである。どのような所得制限を設けてみても格段の節減ができるわけではない。ただ、児童手当がミーンズテストなしに支払われることはニードのない裕福な人にも給付することになるという非難があるとすれば、所得税の扶養児童控除を調整して是正することが可能であろう。

児童手当は、16歳を上限に、教育機関に所属する期間支給される。児童が就労した最初の6か月間ないし1年間、初任給が不十分な間継続されるべきだとする意見があるが、それは青少年の賃金を補助する形になり、かえって賃金水準を押し下げることになるおそれがある。戦後は、若年労働力の不足が予測されるから、若年労働者の賃金は上昇し、補助を必要とすることはないのである。

児童手当の基準額について、1人の児童が1938年価格で7シリング（戦後の貨幣価値でたとえば9シリング）として、6人で42シリング（戦後価格で54シリング）は過大と認められるかもしれない。しかし、7シリングは家賃につ

表1 児童手当の効果（1人当たり金額）

（単位：週当たりシリング）

家族の児童数	週当たり手当額	児童1人当たり平均額
1人	0	0
2	8	4
3	16	5/4
4	24	6/—
5	32	6/5
6	40	6/8

資料：Beveridge Report, p. 156

いてまったく考慮していないから、多子ということが食料、衣料、燃料経費を少しは節約させるにしても、それは家賃の必要が増すことを相殺するにはとうてい足りない。現実には4人の子どもに1人の子どもの4倍を使ったり、6人の子どもにその6倍も使う親はいないに違いないが、それは逆にいえば、子どもの数に応じて増えない所得からは、子どもの数に比例して消費することができないからかもしれない。

児童手当は、実際には均一であるべきではなく、年齢が進むにつれてかなり急にニーズが高まると考えられるから、本来、年齢に応じて段階が設けられてよい。また、年齢に応じて異なった現物給付を受けることが、現金給付に反映されてしかるべきである。しかし、社会福祉政策の原理が、国が親の責任にすべて取って代わるのではなく、親が責任を理解しそれを果たすのを援助することにあるとすれば、むしろ均一でよいであろう。

以上を勘案して、親が働いている間は第1子には手当を支給せず、第2子以降および親が年金を含む公的給付を受けている場合は第1子を含めて、現行の現物給付に加え、児童手当週8シリングを給付するものとする。

このように親が稼働中は第1子を除外すると、児童手当に要する国家予算は、親の状況に関わりなく全児童に手当を支給する場合と比較して1億ポンド近く節約できる。もちろんこれと同じように、親が稼働中さらに第2子についても除外するとか、第2子の手当を半額の4シリングにするとかの選択がありうる。そして、後者の方式では、さらに23百万ポンド節約できる。しかし、あまり節約をすると、逆に人々の稼働中と所得中断中の所得格差をますます縮小することになってしまう。たとえば後者の方式

で子供2人以上の場合、所得中断中は、稼働中よりも少なくとも週12シリング余計に給付を受けることになる。稼働中の賃金が児童手当プラス社会保険給付より少なくともその額以上高くなければ、失業ないし疾病中の所得の方が稼働中よりも高くなる状態が起り得る。

### (5) 児童手当の位置

ベヴァリジ勧告における児童手当の位置は、表2のベヴァリジ前後の社会保障費推計に現されている。老齢年金が1.2倍、傷病手当が1.8倍、保健サービスが2.2倍程度であるのに、児童手当はほぼ10倍増し、児童手当経費は社会保障経費全体の約16%と大きな比率を占める。また、社会保障経費は4.15億ポンドから6.97億ポンドへ2.82億ポンド増大するが、そのうちの実に1/3がユニバーサルな児童手当新設に要する経費で、ほぼ国営保健サービス創設のための保健医療経費増に匹敵する。

## 3. 家族手当の実現

第2次世界大戦後実際にイギリス政府が採用した社会保障制度は、いくつかの点でベヴァリジ勧告とは異なっていた。第1に、20年程度の積立期間を想定したベヴァリジの退職年金案とは異なって、すぐに pay-as-you-go 方式(賦課方式)による社会保険給付を開始した。第2に、ベヴァリジが無期限と考えた失業保険給付に一定の期限が設けられた。前者は、保険原則を崩して一般財源負担導入を余儀なくさせ、そのしわ寄せを受けて児童手当は、次のように家族手当の形で制度化された。

- ① 給付対象は義務教育修了前児童2人以上の場合その第2子からとする。

表2 社会保障の歳出推計（ベヴァリジ案と現行制度の比較）

（単位：百万ポンド）

現行社会保障制度及び関連サービス		ベヴァリジ社会保障案	
年金給付		退職年金	126
拠出制年金		寡婦、保護者給付	29
老齢及び寡婦（60以上）	94	扶助年金	39
寡婦（60未満）	12		
無拠出制年金	10		
付加年金	47		
	163		194
失業関連		失業、訓練給付	110
保険及び扶助給付	84		
傷病（労災、出産を含む）		障害給付	57
国民健康保険		労災障害給付（含年金）	15
傷病、障害給付	27	出産手当及び給付	7
出産給付	3		
労働災害補償保険	13		
	43		79
児童給付		ユニバーサルな児童手当	110
児童手当			
上記社会保険の加算	11	国民扶助（除扶助年金）	5
他の扶助			
公的扶助	15	結婚一時金	1
他の現金給付	—	葬祭一時金	4
行政経費（上記のサービス）	20		
保健サービス		上記サービスの行政経費	24
国民健康保険の分	19		
その他一般財源負担	60	総合的保健制度	170
	79		
総計	415	総計	697

資料：Beveridge Report, p. 204

② 手当額は、ベヴァリジのおよそ半額、週5シリングとする。

家族手当導入にあたって、社会保障制度と税制に次のような調整が行われるが、それは基本的にベヴァリジ提案に従いながら一部異なるやり方をとった。

- ① 働く貧困者（working poor）は国民扶助（National Assistance）から排除する。
- ② 失業中の扶助受給者には賃金ストップ制適用を堅持する。

③ 各種社会保険の扶養児童加算を、軍人年金の場合を除き、第1子に限定する。

④ 家族手当は課税対象とし、他方、所得税の扶養児童控除は継続する。

これによって、家族手当は、社会保障制度全体に整合性をもたらすものとして成立したが、半面でそれは、働く貧困者の国民扶助からの排除と賃金ストップ制とによって、「劣等処遇原則」を継承するものであった。

#### 4. イギリスにおける貧困の再発見

家族手当は1948年から1966年にかけて2度しか引き上げられなかった。①1951年にようやく5シリングから8シリングに引き上げられ、②1956年からは均一制を破棄して第3子以降2シリング上げて10シリングとした。それは、この間、第1子に対する社会保険の扶養児童加算が8度も引き上げられたことと対照的である。また、早くも1951年には、小額ながら第2子以降にも扶養児童加算が再開された。

1960年代初頭、タウンゼント(P. Townsend)等によって貧困が再発見され、高齢者とともに児童の貧困が明かとなった。貧困世帯の19.6%がフルタイムの勤労者世帯であり、貧困者の34.6%が児童であった。そうした児童の貧困原因は、第1に、イギリスの社会扶助が働く貧困者(working poor)を排除していること、第2に、国民扶助のテイクアップ率(受給資格がある者のうち実際に受給する者の百分比)が予想外に低いことにあると考えられた。

貧困の再発見を受けて、所得保障におけるユニバーサリティ(universality)の重要性が主張され、家族手当の引き上げと働く貧困者に対する所得保障適用の必要が論ぜられた。しかし、財源難であったから、ユニバーサリティの立場から強く主張されたセレクトティブな所得保障、国民扶助のユニバーサルな所得税制への一元化、いわゆる「ニガティブな所得税制(Negative Income Tax)」は見送られ、代わって1966年、国民扶助はいちおう制度としてユニバーサルな社会保険制度に統合され、保険原則に基づく社会保険給付に対する一般財源からの付加給付(Supplementary Benefits)として一本化され

た。

少し遅れて1968年には、ようやく所得税の扶養児童控除を削減して浮いた財源を充当して家族手当の大幅な引き上げが図られた。家族手当の50シリング(10進法)の引き上げが中流所得層には丁度扶養児童控除の削減で失われる計算であったから、この改正を「むしり戻し(claw back)改正」と呼んでいる。

#### 5. 家族手当と扶養児童控除の融合 ——劣等処遇からの脱却

1971年にようやく働く貧困者対象に家族所得補助(Family Income Supplement = FIS)が制度化され、救貧法以来厳しく公的扶助から排除されてきた働く貧困者家族の児童にもはじめて社会扶助が及ぶことになった。それは限度額と所得額の差の50%を給付するもので、限度額と給付の上限が児童数に応じて均一額増額される。なお、家族手当とは並給される。

もっとも政府は、翌年ユニバーサルな制度、ニガティブな所得税制「税クレジット(Tax Credit)」を提案し、その実現とともに家族所得補助は廃止するとしていた。家族所得補助のテイクアップ率が政府の大規模な広報宣伝にもかかわらずほぼ50%程度にとどまったからである。しかし、1974年の政権交代によって、結局、税クレジットは棚上げされ、家族所得補助は継続された。

それでもその提案に含まれていた「家族手当と所得税の扶養児童控除の一本化」は実現し、1977年に児童給付(Child Benefits)が成立した。主な改正点は、

- ① 児童給付はユニバーサルに第1子からすべての義務教育修了前児童に給付する。



- ② そのための必要財源として、所得税の扶養児童控除は全廃する。
- ③ ただし児童給付は非課税とする。
- ④ ユニバーサルな児童給付を契機に、社会扶助の「賃金ストップ」制は廃止する(1975年)。
- ⑤ 近い将来、社会保険短期給付の扶養児童加算を全廃する(1984年にほぼ実現)。

第1子を含めたユニバーサルな児童給付によって、稼働中の賃金と失業中の社会保険給付とのギャップを維持するための賃金ストップ制の必要は減少すると考えられたのである。家族所得補助と児童給付によって、ようやく劣等処遇原則の残滓から脱却し、改めて賃金、社会保障と所得税制の整合性も回復されることとなった。その点で、家族手当と扶養児童控除の融合、児童給付の創設を、ベヴァリジ原則の復活とみることができる。

## 6. 失業問題とひとり親問題の顕在化

ベヴァリジ報告当時から大きく社会変動をきたした点に、①イギリス経済の停滞を反映した高失業率の継続、そして②2人稼働世帯の著しい増加とひとり親家族の顕著な増大、があげられる。

ひとり親家族の特徴は、一般世帯の母親の就労率よりもひとり親の就労率の方が低いことである(表3参照)、もし育児に専念した場合、経済成長からも2人稼働世帯の所得増大からも取り残されて、多子でなくとも貧困に苦しむことになる。それはベヴァリジの児童手当ではほとんど解決されない問題であり、本来ベヴァリジが家族制度の安定を当然の前提としていたとすれば、それはベヴァリジ体制を越えた問題とい

うべきかもしれない。

高い失業率の持続は、失業保険給付にとどまらず、退職年金ひいては社会保障全体のあり方にも深刻な影響をもたらした。もともと完全雇用の維持がベヴァリジの3大前提の一つであったとすれば、10%を超えるほどの失業率は、やはりベヴァリジ体制を越えた問題といわなければならない。ここでは失業問題に深入りしないが、1966年にそれまで均一給付であった失業保

表3 母親の雇用状況(家族類型別, Great Britain)

(単位: %)

	1977-9	1982-4	1984-6年
ひとり親			
結婚しない母親			
常勤	25	12	13
パートタイム	11	12	12
合計	36	24	25
別居			
常勤	19	18	16
パートタイム	24	21	23
合計	43	39	39
離婚			
常勤	26	21	23
パートタイム	26	23	26
合計	52	45	49
死別			
常勤	16	15	14
パートタイム	34	34	42
合計	50	48	56
ひとり親計			
常勤	22	17	18
パートタイム	24	22	24
合計	47	39	42
夫婦家族の母親			
常勤	15	14	15
パートタイム	37	35	35
合計	52	49	50

資料: J. C. Brown, *Why don't they go to work? Mothers on benefit*, London, HMSO, 1989, p. 18.

険給付に導入された最初の26週間の賃金比例制加算が1982年に打ち切られたから、失業世帯の児童給付と付加給付への依存はいっそう高まったであろうことを指摘しておかなければならない。

(1) ひとり親加算の導入

1969年にイギリスの離婚法が破綻主義に基づく離婚を制度化したこともあって、離婚が増加すると共に、結婚しない母親も著しく増加した。ひとり親家族は、1961年には家族全体の5.7%であったものが、1971年8.0%、1981年13.0%、1987年14.0%と著増する。ひとり親をタイプ別、規模別によるその推移をみると、表4のとおりである。

それは、ベヴァリジが想定した多子による貧困とはいささか異なった態様の貧困をもたらしたから、1974年に「ひとり親家庭」問題について答申したファイナー委員会報告 (*the Finer Committee Report on One-Parent Families*, Cmnd 5629, HMSO, London) に基づいて、1976

年から「ひとり親手当 (One Parent Benefit)」が導入された。それは児童給付に対する加算で、父親または母親にのみ養育されている第1子に、おおむね児童手当の75%程度が加算される。それは1990年で、7.25ポンド対5.60ポンドであった。

ひとり親は一般に夫婦家族に較べれば小家族が多いが(表5参照)、その点では1977年の児童給付への転換、第1子からのユニバーサルな給付は、ひとり親児童の貧困問題に大きなプラスといえる。

(2) 児童扶養制度の導入

ひとり親家族への社会保障支出は、1991年価格で1981/82年度の14億ポンドから1988/89年度には32億ポンドへと激増した。その間、1980年に33万人であった所得援助受給ひとり親家族が1988年には72万人、1989年には77万人へと急増した。それはおよそベヴァリジが想定しなかった事態といえる。その間、父親の扶養料を受け

表4 ひとり親家族の増加 (家族類型別, Great Britain)

(単位: 千人, %)

家族類型	実数 (,000)				増加率 (%) 1976-86	家族全体に占める比率 % (1986)	
	1971	1976	1985	1986			
ひとり親家族							
結婚しない母親	90	130	210	230	+77	23	3.2
別居した母親	170	185	180	190	+3	18	2.6
離婚した母親	120	230	400	410	+78	41	5.6
死別した母親	120	115	90	80	-30	8	1.1
母親計	500	660	880	910	+38	90	12.5
ひとり父親	70	90	90	100	+11	10	1.4
ひとり親合計	570	750	970	1,010	+35	100	13.9
夫婦家族							86.1
家族総計							100.0

資料: Cm 1264, *Children Come First*, Vol. II, London, HMSO, 1990, p. 3

表5 家族当たり児童数(家族類型別, Great Britain, 1986)

(単位:%)

家族類型	扶養児童数				
	1人	2人	3人	4人	計
ひとり母親					
結婚しない母親	77	18	5	-	100
別居	44	35	12	8	100
離婚	47	37	13	3	100
死別	63	27	7	2	100
合計	55	31	10	3	100
ひとり父親	56	29	13	2	100
夫婦(子供あり)	38	43	14	4	100
家族総計	40	42	14	4	100

資料:表3に同じ, p.16

取っている所得援助受給ひとり親の比率は、同じ1981/82年度から1988/89年度にかけて、50%から23%へ急減した。この扶養料受取ひとり親比率の変化を家族類型別にみると、表6のとおりで、とくに結婚しないひとり親の場合の低さが顕著である。

そこで政府は、まず1989年児童法(the Children Act)で、それまでの親権概念に代えて「親の責任(Parental Responsibility)」概念を導入し、次いで1990年には、「児童を優先させよう(Children Come First)」という白書を公表し

て、父親の扶養責任を強調した。それらを経て、1991年には、多くのひとり親の反対を押し切って、家族扶養法(the Family Support Act)を成立させ、国が家族扶養機関(Family Support Agency)を設置し、積極的に父親の扶養確保を図ることとした。

父親の扶養責任追求は、母親が子どもの父親が誰であるかを明らかにするのとなければ実施困難である。そのことについて、政府は、母親が子どもの父親を明らかにしない場合、最初の1年間に限って所得援助の25%をカットすることを制度化し、扶養料確保に力を注いでいる。しかし、母親のなかには、虐待に耐えかねて離別したので、今さら子どもの父親の顔もみたくないにもかかわらず、逆に母子の所在を相手方に知られてしまうことを恐れるケースが少ないといわれ、家族扶養機関がどこまで公正かつ有効に扶養料確保の役割を果たせるかはなお予断を許さない。

## 7. 1988社会保障改革と児童手当

1988年の社会保障制度改正は、所得比例制年金の縮小を別にして、付加給付を基準額どおり実施される所得援助と裁量による社会基金に分

表6 所得援助と扶養料支払いの停滞(England &amp; Wales)

(単位:10億ポンド, 千世帯, %)

家族類型	所得援助/扶養料受取家族数			
	1981/82	1988	1989	1990/91
ひとり親家族への支出計(Billion)	1.4			3.2
内所得援助受給家族数(,000)	330	720	770	
内扶養料受取比率(%)	50		23	
離婚ケース	64		38	
別居ケース	51		25	
結婚しない母親	29		12	

資料:表4に同じ, p.11

表7 社会保障財政 (1949/50-1988/89年, England &amp; Wales)

(単位: 百万ポンド, %)

項目別	49/50	59/60	69/70	79/80	84/85	88/89年
歳出 (1984/85価格)						(同年名目価格)
拠出に基づく給付	4,164	7,078	12,574	18,627	20,848	(24,819)
一般財源ミーンズテストなし給付	1,575	1,658	2,377	5,543	6,174	( 7,074)
一般財源ミーンズテスト付給付	837	1,093	2,412	4,183	9,276	(11,349)
給付対応歳入構成比(%)						
社会保険給付の負担者						
使用者拠出	32.2	38.2	43.1	47.1	44.0	—
被用者その他拠出	38.8	38.3	39.2	31.2	42.2	—
一般財源(税)	23.5	17.5	14.9	17.6	11.5	—
その他	5.4	6.1	2.8	4.1	2.2	—
社会保障給付総計の負担者						
使用者拠出	20.4	27.5	31.2	30.9	25.3	—
被用者その他拠出	24.6	27.6	28.4	20.5	24.3	—
一般財源(税)	51.6	40.6	38.4	45.9	49.2	—
その他	3.4	4.4	2.0	2.7	1.3	—

資料: 1984/85までは, HMSO, *Reform of Social Security Vol. 3*, pp. 27-29. 1988/89は, John Hills (ed.), *The State of Welfare*, Oxford, Clarendon Press, 1990, pp. 334-335.

割し, 家族所得補助を家族クレジット (Family Credit) に改革し, 1974年に制度化された住宅給付 (Housing Benefit) とあわせて三者のミーンズテストの基準を一本化するなどの改正を行い, ほぼ無修正で継続された児童給付とともに, 改めて社会保障制度の整合性を復活するものであった。

しかし, 失業者の増大, 2人稼働世帯の増大およびひとり親家族の激増は, ベヴァリジ勧告が予測しなかった事態であり, その点では, 保険原則による制度と一般財源による制度を峻別し, 小さな社会扶助を前提に, 児童給付によって賃金体系と社会保障制度間の整合性を確保しようとしたベヴァリジ体制は, もはや現状に不足するものになったといえよう。

ベヴァリジが, 社会保障をもっぱら使用者と労働者の保険拠出中心に賄い, 一般財源からの

児童手当と社会扶助をそれほど大きな比重で考えていなかったことは表2からも読み取れるが, その比重は, 戦後40年間, 現実には表7のとおり推移しており, ここにベヴァリジ体制からの乖離が集約されているというべきであろう。

## 参考文献

- 1) Cmd. 6404, *Social Insurance and Allied Services*, London, HMSO, Reprinted in 1958
- 2) Cmnd. 9517-9519, *Reform of Social Security*, Vol. I-III, London, HMSO, 1985
- 3) Cm. 1264, *Children Come First*, Volume I & II, London, HMSO, 1990
- 4) A.B. Atkinson & Holly Sutherland, *Tax-Benefit Models*, London, STICERD, 1988
- 5) Geoffrey Beltram, *Testing the Safety Net*, London, Bedford Square Press, 1984
- 6) Richard Berthoud et. al., *Reshaping*

- Benefits : the Political Arithmetic*, London, Policy Studies Institute, 1985
- 7) Joan C. Brown, *Family Income Supplement*, London, Policy Studies Institute, 1983
- 8) Joan C. Brown, *The Future of Family Income Support*, Policy Studies Institute, 1987
- 9) John C. Brown, *Child Benefit : Investing in the Future*, London, Child Poverty Action Group, 1988
- 10) Joan C. Brown, *Why don't they go to work ? Mothers on benefit*, London, Social Security Advisory Committee, 1989
- 11) Joan C. Brown, *In Search of a Policy : The Rationale for Social Security Provision for One Parent Families*, London, NCOF, 1990
- 12) Joan C. Brown, *Victims or Villains ? Social Security Benefits in Unemployment*, London, Joseph Rowntree Memorial Trust, 1990
- 13) Frank Field, *What Price a Child ? A historic review of the relative cost of dependents*, London, Policy Studies Institute, 1985
- 14) Peter Golding, *Excluding the Poor*, London, Child Poverty Action Group, 1986
- 15) John Hills (ed.), *The State of Welfare : The Welfare State in Britain since 1974*, Oxford, Clarendon Press, 1990
- 16) Deborah Mitchell, *Income Transfers in Ten Welfare States*, Aldershot, Avebury, 1991
- 17) David Piachaud et. al., *Child Support in the European Community*, London, Bedford Square Press, 1980
- 18) David Piachaud et. al., *Lone Mothers, Paid Work and Social Security*, London, Bedford Square Press, 1984
- 19) Jennie Popay et. al., *One Parent Families*, London, Study Commission on the Family, 1983
- 20) Peter Townsend, *Poverty in the United Kingdom : A survey of household resources and standards of living*, Harmondsworth, Penguin, 1979
- 21) Alan & Carol Walker (eds.), *The Growing Divide*, London, Child Poverty Action Group, 1987
- 22) Alison Walsh & Ruth Lister, *Mother's Life-Line : A survey of how women use and value child benefit*, London, Child Poverty Action Group, 1985
- (ほしの・しんや 東京都立大学教授)

## ベヴァリジ報告とNHS

### 一 圓 光 彌

#### 1 はじめに

周知のとおり、1941年6月に設置された「社会保険および関連サービスに関する関係各省委員会」に与えられた諮問の内容は、「労働者災害補償をも含めて社会保険および関連サービスに関する国の現行諸制度を、とくにそれらの相互関係に注意をはらって、調査し、勧告をおこなうこと」であった<sup>1)</sup>。したがって、翌1942年の11月に委員長ベヴァリジの署名で提出された報告のタイトルも『社会保険および関連サービス』であり、医療保障のあり方そのものは、この報告が扱うテーマとはなっていなかった。にもかかわらずベヴァリジは、イギリスの戦後の医療保障制度である国民保健サービス(NHS)の生みの親であるかのように理解されることが少なくない。たとえばアメリカの経済学者のフェックスは、医療経済学の教科書の中で医療保障制度の発展について触れ、イギリスの国民保健サービスがベヴァリジとベヴァンによって導入されたものであると紹介している<sup>2)</sup>。

たしかに、ベヴァリジ報告を軸にして確立された社会保障に対する国民の合意は強固で、その影響は報告が直接扱った所得保障の問題を越えて、戦後の社会政策の改革一般に及んだことは想像に難くないが、所得保障の改革に対するベヴァリジ報告の影響と、国民保健サービスに

対する同報告の影響とが、同列に論じられないことはいうまでもないであろう。ベヴァリジ自身も、自分が国民保健サービスの創設者のようにいわれるのにひどく困惑し、その表現が当たるとしたら保健大臣であった労働党のベヴァンだけだろうと述べている<sup>3)</sup>。

国民保健サービスが、もしフェックスのいうようにベヴァリジとベヴァンによって生まれたとしたら、ベヴァンの役割がより直接的で、改革を実施する担当大臣として、それまでに内容がある程度固まっていた国民保健サービス制度を実際に軌道にのせた点にあり、ベヴァリジの方はより間接的で、所得保障の体系を明らかにする過程でその前提として医療保障の問題を扱い、そうすることで将来の医療保障改革の方向を示した点であったということが出来る。その限りでの寄与ではあったが、また医療保障に関する内容もすでに表明されていた一般的な意見を踏襲するものでベヴァリジの功績として評価するほどのものではなかったが、なおかつそれがベヴァリジ報告の中で明確に位置づけられていたことは、その後の国民保健サービスの実現に重要な意味を持っていたということが出来るであろう。

ここでは、国民保健サービスが成立するまでの経緯を整理し、ベヴァリジ報告の中で医療保障ないし医療制度がどう位置づけられどの程度までその内容に言及されていたかを明らかに

し、そうすることで現実の国民保健サービスとベヴァリジ報告との関係を確認することにした。

## 2 国民保健サービスの成立とその背景

国民保健サービスがどのような経緯で成立したかについては、わが国でも多くの研究があるし<sup>4)</sup>、小稿に与えられた課題でもない。ここでは、英国医師会雑誌の150周年記念号に掲載された、Frank Honigsbaumによる The Evolution of the NHS と題する論文<sup>5)</sup>から、国民保健サービスの特徴を形成することになった背景を整理するにとどめたい。

著者はこの論文で、保守的なことで知られているイギリスの議会制度の下で、なぜこれ程までに革新的で包括的な公的保健医療サービスの制度ができたのかを、イギリスの医療保障の歴史の中で明らかにしようとしている。国民保健サービスの成立への歴史の大きな流れを整理するとおおよそ次のとおりであろう。

### (1) 自治体の保健サービスの発展

国が個人の医療に最初にかかわるようになるのは救貧法によるが、それは貧困者のみを対象としており、だれもが出来ることなら受けたくないと思うような差別的な医療であった。これに対し19世紀になると、自治体が保健サービスを提供するようになり、環境衛生の事業に始まり、精神疾患患者に対する施設や伝染性疾患患者に対する隔離病院に及び、やがては個人的な保健医療の分野にも広がるようになった。こうした自治体の保健事業には、人々は抵抗感を持たず、自治体の医官が提供する無料の母子保健サービスは、一般の人々に広く受け入れられる

ようになった。

こうした自治体の活動実績から、ウエップ夫妻のように、救貧法を解体して医療を自治体の事業にすべきだという考えが生まれるようになり、役人の間でも、医療に関しては差別的な取扱いや劣等処遇の原則は適応されるべきでないとする者がでるようになった。

自治体で医療を提供するというウエップのような考え方は、1929年の地方自治法によってある程度実現し、この法律により救貧行政は自治体の管理下におかれ、救貧法の施設は自治体立の病院となり、病院医療も在宅医療もはるかに自由に提供できるようになった。それでも開業医や民間非営利団体による篤志病院が困らないように、ミーンズテストは残され、支払い能力のある人には費用負担が求められていた。

健康保険の適用からはずされていた女性、児童、失業者などは、自治体の一般的な保健サービスの発展を支持したが、そのことで所得を失う人々、特に開業医は自治体の医療事業の発展をおそれていた。逆に保健省の役人や医官達は、健康保険の医療が実施されて以来、これを含めてすべての医療を自治体の制度に統合することを望んでいた。こうした考えは1943年の保健省による改革案に現れているが、この案では一般医は自治体が設立する保健センターの勤務医になり、国民保健サービスはすべて自治体の医官の管理下におかれることになるはずであった。

この論文の著者は、もし保健省がこの考え方にと固執していたら、国民保健サービスは今日のような普遍的な制度にならず、一定所得以下の人々を対象にスタートせざるを得なかったに違いないと述べている。それだけ自治体の管理に対する医師の反対は強かったのである。1948年からスタートした現実の国民保健サービスで

は、若干の事業を除いて、病院のサービスも一般医のサービスも自治体の管理からはずされることになった。そして残されていた地域保健事業ですら、1974年からは自治体の事業でなくなっている。

国営医療は国民保健サービスの重要な特徴の1つであるが、医療がこのような形で国営になるのが良かったかどうかは、今となれば疑問であろう。対象人口が制限され、したがって普遍性を犠牲にすることになったとしても、医療を自治体の事業として実施することの方が良かったという判断も有り得るからである。福祉サービスは自治体の所管であるので、保健医療サービスが自治体の事業となっておれば、両者の調整や連携ははるかに容易になったはずである。

## (2) 健康保険の発展と国家介入への期待

救貧法を嫌う労働者は、病気の際に医療費を支給する相互扶助組織を結成するようになるが、こうした相互扶助組織では、医師は患者に直接必要な処置や投薬（1911年に健康保険が成立するまでは医薬分業ではなかった）を行い、相互扶助組織は医師に人頭報酬を支払うことが多かった。こうした相互扶助組織が増えて医師の生活が人頭報酬に依存するようになると、医師は低い人頭報酬に不満を持つようになると同時に、自分達が組織の運営に参加できないこと、素人の事務員に管理され診療上の自由がおかされることに不満を抱くようになった。19世紀の中ごろより医師はさまざまな改革を試みるが、代わりの医師が容易に得られる状況で、どれひとつ成功しなかった。医師は、相互扶助組織や労働者の組織である友愛組合の支配から脱するには、国家の力が必要だと考えるようになった。

1911年に健康保険が成立する時期は、医師が

国家の力を借りて友愛組合の影響力から離脱する絶好の機会であったが、実際には医療給付を管理するために設けられた保険委員会の委員の6割は友愛組合に割り当てられることになった。その後も医師団体と友愛組合との確執は続くが、その中で医師達はよりはっきりと、国家が医療費をまかなうこと、友愛組合ではなく国家が被保険者と医師との間に立つことを望むようになった。

友愛組合の影響力はその後次第に弱まり、これに代わって開業医達の脅威になったのは、すでに述べた自治体の医療サービスである。自治体の診療所は急速に増加し、1929年の地方自治体法により病院も増加した。自治体の医官は健康保険の適用からもれた女性や児童に対するサービスに取り組むようになり、自治体の母子診療所が、開業医の患者を横取りする状況が生じた。医師はこの脅威に対しても、国家の介入を望んだ。医師は、健康保険の適用が家族にもまた専門医療にもおよぶことを求めた。こうすることで、自治体の診療所が実施している医療サービスを、開業医が取り返せると考えていた。1929年に英国医師会が改革案を提示した時は、自治体による管理を望んだが、1938年にはむしろ保険医委員会と組んだ方がよいと考えるようになっていた。

## (3) 労働組合評議会と医師会とベヴァリジ報告

もちろん医師にとっての理想は、自治体の規制からも友愛組合の干渉からも自由になることであったが、これを助けたのは労働組合であった。健康保険発足当時でも、認可組合のうち労働組合の組織率は11%でしかなく、それも1938年には8%にまで低下し、簡易保険の影響力が強くなっていた。労働組合は労働災害の補償に



関しても、保険会社や雇い主と対立していた。医師の方は、労働災害の被災者に十分な医療が提供できることを望んでいたし、出産給付の扱いに関して保険会社と対立していた。こうして1936年には、医師会と労働組合評議会とで共同会議が設けられるまでにいたっていた。

医師会と労働組合評議会との運動は功を奏し、1939年には緊急医療サービス法が成立したが、これは戦時下にあって病院サービスの抜本的な組織改革を実現した。また1941年には、労働組合評議会の要求もあって、ベヴァリジを委員長とする社会保険に関する委員会が発足し、ベヴァリジは労働組合の意見を取り入れ、社会保険から簡易保険の影響を排除するとともに認可組合の制度を廃止するよう報告をまとめている。一方医師会は、1940年に医療計画委員会を設立し、1942年の6月にその中間報告を発表し、人口の90%をカバーする包括的な保健医療サービスの設立を求めている。この提案は、早速ベヴァリジ報告で引用され、社会保障の前提として包括的な保健医療サービスが必要であるという報告の主張をサポートする形になっている。

ベヴァリジ報告が取りあげた認可組合の廃止も包括的な保健医療サービスの実施も政府によって支持されることになる。最後まで紛糾したのは、保健サービスの管理を自治体とするかどうかであったが、ベヴァンが自治体の管理を排除するよう妥協し、1948年からNHSが実施に移された。

この論文の著者はこのようにまとめた上で、こうした一連の動きの中で、一般国民、消費者の声が聞かれなかったこと、しかし彼らの支持がなければ医師達の提案が実現する可能性はなかったであろうことを強調している。しかしこの点では、ベヴァリジ報告をめぐる国民的合意

の形成の意義が重要であるように思われる<sup>6)</sup>。この点こそ、国民保健サービスの成立に対するベヴァリジ報告のもっとも重要な貢献であったというべきかも知れない。

またこうして誕生したNHSの特徴のうち、戦前と比べて大きく変化した点は何かを検討してみると、1)医療の財源を保険料ではなく租税に転換したこと、2)包括的な保健サービスを、3)全国民に、4)無料で提供したことの4点が特に重要であるように思われる。そして供給側の条件については、むしろ戦前とそれほど断絶がないように思われる。病院の医療は戦前の管理組織と似た病院管理委員会に、一般医の医療は戦前の保険医委員会と同様の執行委員会に委ねられ、病院に勤務する専門医には俸給が支払われ、開業医(一般医)にはこれまで同様人頭報酬が支払われることになった。病院の専門的な医療の提供で中心的な機能を果たしてきた民間の篤志病院を国営化した点が、戦前からの特筆すべき変化のように見えるが、篤志病院は両大戦間で実質的に国庫補助に大きく依存するようになっており、専門医も国営病院で給与を保障されるようになることに抵抗はあまりなかった<sup>7)</sup>。供給面での変化で強調すべきは、むしろ5)自治体の機能が厳しく制限された点であったといえよう。こうしたNHSの特徴に関して、ベヴァリジ報告はどのような提言をしていたであろうか。

### 3 ベヴァリジ報告における国民保健サービス

ベヴァリジの社会保障計画の第一義的な目的は、社会保険を通してすべての国民にあらゆる事故に対してナショナル・ミニマムを保障する

ことである。ナショナル・ミニマムの保障を定額の給付で達成しようとするために定額の拠出が導かれ、この定額拠出定額給付の社会保険を成り立たせるために、社会保険に国庫負担が取り入れられたり、この社会保険の前提として、児童の養育費をまかなうための全額国庫負担の児童手当制度と、ナショナル・ミニマムの所得保障の体系とは別枠の医療保障制度の確立と、雇用の維持の必要性が強調されている。

医療保障を扱っているのはベヴァリジ報告の第IV部「社会保障と社会政策」においてであるが、その最初のパラグラフ (para. 409) で次のように報告に占める医療保障の位置づけを確認している<sup>8)</sup>。

「この報告書でもちいられる社会保障という語は、一定の所得を確保できるようにすることを意味する。この報告書で説明された社会保障計画は、所得維持によって窮乏からの自由を得ようとする計画である。……窮乏からの自由は、人類に必要な自由の1つにすぎない。狭義における社会保障のためのなんらかの計画は、それと提携するところの多くの分野にまたがる社会政策を前提するが、これらの政策の分野の大半については、本報告でそれを論ずるのは不適當であろう。ここに提案された計画は、3つの特殊な政策を前提し、それらは計画と密接に関連しているから、計画自体の理解のためにも簡単に論議する必要がある。これらの前提される政策とは、児童手当、包括的な保健およびリハビリテーション・サービス、ならびに雇用の維持である。」

この引用文中の「多くの分野にまたがる社会政策」に関しては、別のところで「われわれの社会保障計画は、社会政策の一般的計画の一部として提起されるのである。それは5つの巨大

な悪への攻撃の一部にすぎない」(para. 456)と述べて、有名な窮乏、疾病、無知、陋隘、無為という5大巨人の説明を行っている。この5大巨人から、ベヴァリジのいう社会政策には、少なくとも所得維持を目的とする社会保障のほか、医療、教育、環境や住宅、雇用などの政策が含まれるものと考えられる。そのうち社会保障の計画に特に関係するものとして、児童手当、医療保障と雇用の維持が、社会保障の計画に関係する限りで提言されたわけである。

ただしこの3つの前提それぞれと社会保障との関係は、必ずしも同等ではない。まず児童手当であるが、社会保険をとおしてナショナル・ミニマムを保障するための不可欠の前提として児童手当の必要性が主張されるが、それが現金で支給される所得維持制度である点は、社会保険となんら変わりがない。上に引用したベヴァリジ自身の社会保障の定義からしても、児童手当を所得維持のための社会保障の構成要素に含めることは、それほど不都合ではない。

第2の前提である医療保障は、現金の給付ではなくサービスの提供をめざしたもので、所得維持のための社会保障制度に混同できるものではない。しかし、その前身は所得維持と医療の提供の両者を目的としていた戦前の健康保険であり、医療保障制度は労働不能時の現金給付制度と密接に関係する仕組みでもある。その意味では広義の社会保障の範囲に含めてもよい前提である。実際、ベヴァリジ報告の付録で政府のアクチュアリーが社会保障の予算を推計する部分では、社会保障の範囲の中に国民保健サービスの経費（およびその財源）が含まれている。

最後の雇用の維持は、社会保険に重要な影響を持つものではあるが、その政策には社会保障とはかなり性格を異にする手法が求められ

る<sup>9)</sup>。したがって、ベヴァリジ報告との関係では、より遠いあるいはより基礎的な前提であるということができよう。

こうしたベヴァリジの社会保障計画の構造を図示するとおよそ図1のようになるのであろう。その中で国民保健サービスは、広義の社会保障を構成する関連性の高い前提であるが、所得維持のための体系とは明確に区別されたサービス保障の体系として提示されていたことが確認できる。こうした捉え方は、保健サービスは保健当局が一元的に管理すべきであるという提案とも密接に関係するし、ニュージーランドの1938年の社会保障法で明示された所得保障と医療保障の2大体系の捉え方とも共通するものであった。

それでは、具体的な国民保健サービスの条件について、ベヴァリジはどこまでその内容に踏み込んで論じていたのであろうか。

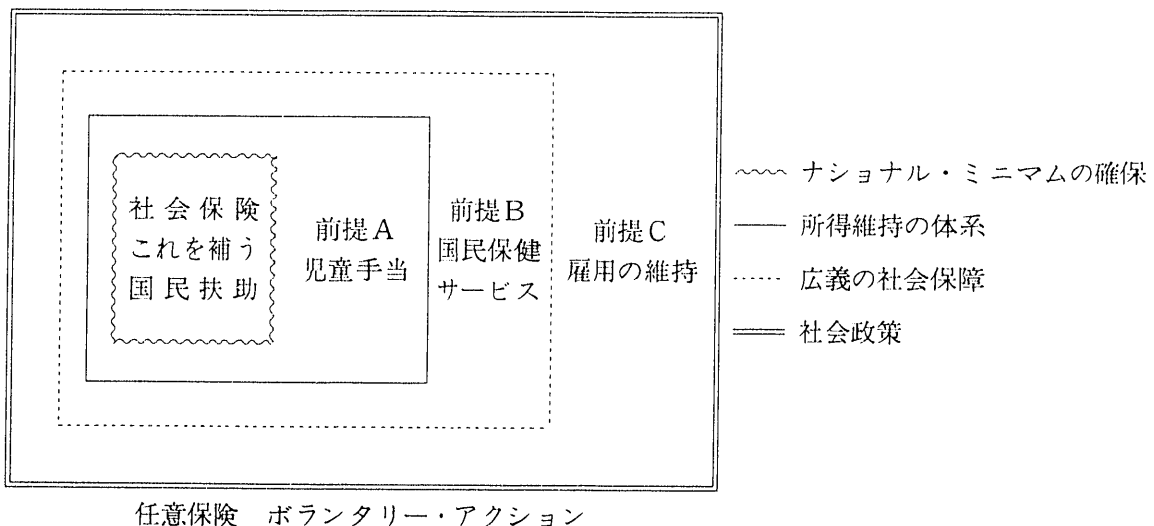
ベヴァリジはこの前提が必要な理由について、「労働不能の場合に高額の給付を支払うことの論理上の必然の結果として、給付の支払件数を少なくするため国家によって断固たる努力がなされねばならないのである。また労働不能の

場合に高額の給付を受け取るということの論理上の必然の結果として、個人は健康を保ち、予防できる間に早期の診断のあらゆる処置に協力することを義務とすべきである」(para. 426)と述べて、国の責任と国民の義務とから、早期治療が達成される条件の整備の必要性を強調している。そしてそのことが、「支払件数」を少なくする、換言すれば医療費を節約するための条件であると理解していた。

また「疾病と災害に対しては、生産力が減退する場合も、全然働けない場合も、たとえ保険給付に直接よらないとしても、つねに支給が行われなければならない」と述べ、拠出があろうがなかろうが、労働能力との関係でどのような状態でも、必要な医療が提供されることの必要性を訴えている。他方では、「疾病と災害に対して公然かつ直接に保険方式で支払ったほうが、間接に支払うよりもよいという理由の1つは、このことが経費をめだたせ、予防への刺激を与えるからである」(para. 426)とし、費用意識をもたせるためにも保険料を財源とすることが望ましいと考えていた。

以上のような原則が認められると、国民保健

図1 ベヴァリジ計画の構造と国民保健サービス



サービスの具体的な内容もある程度固まってくる。すなわち、「全国民に対してその必要とする医療がどのようなものであろうと、またその必要とする医療がどのような形のものであろうとも、すなわち在宅治療であろうと、入院医療であろうと、一般医、専門医、あるいは顧問医であろうと、包括的な国民保健サービスがすべて利用できることを確保するということであり、また歯科や眼科や外科用の補装具、保育・助産や災害後のリハビリテーションなどの給付を確保するということである」(para. 427)と述べ、このような包括的なサービスを確保するには、「(1)それは社会保険所管の省によってではなく、国民の保健に対して、また治療と同時に積極的・予防的処置に対して責任を負うところの部局によって運営される」べきであり、「(2)それは、拠出なしで、必要な場合はいつでも供給されるべきである」(para. 427)と条件を示している。

ベヴァリジは、以上の提言が的はずれでないことを、包括的な医療サービスの整備と、誰もが必要とする医療サービスを利用できるようにすることを唱えた、英国医師会の医療計画委員会の中間報告を引用しつつ補っている (para. 427)。

このように国民保健サービスは、戦前のように健康保険をとおして提供されるのではなく、包括的な保健サービスの一部として保健省が管理してすべての国民に提供されることになるが、その具体的な仕組みまではベヴァリジ報告の扱うところではない。ベヴァリジ報告が明らかにしなくてはならないのは、財政問題である。

ベヴァリジは、財源政策のあり方について、戦前の健康保険が在宅治療をまかなっていたことを例示しながら、「もし現金給付の場合に拠出

の原則を保持することが重要であるとすれば、医療にとっても拠出は重要である。在宅医療の費用の一部を保険料に含ませることには理由があるように思われる」と述べ、その具体的な方法につき、「このことは、社会保険基金の受取分の一部が、医療サービスの経費のための交付金として保健局に支払われることを意味する。この金の管理はその部局にまかされる」(para. 430)と続けている。

この財源政策のより具体的な内容は、付録のアクチュアリーによる計算に現れている。国民が拠出する保険料から、国民保健サービスの方にまわせる部分は、総保険料収入3億3,100万ポンドのうち4,000万ポンド程度であるので、国民保健サービスの予想される総費用1億7,000万ポンドの残りの1億3,000万ポンドが国庫負担になると計算されている(付録A para. 62, 63, 82)。そうしてこうした考え方は、戦後の国民保健サービスの財源政策に実際に適用されることになった<sup>10)</sup>。

ベヴァリジは、金持ちも貧乏人もすべての国民がその保険料の一定額を国民保健サービスに支払うという財源政策からすると、国民保健サービスは全人口を対象とするものでなくてはならないとし、英国医師会の医療計画委員会の中間報告の、人口の90%程度をカバーする提案を退けている。これは、金持ちが自由診療を利用することを禁じることではないが、私費診療の範囲を狭める可能性が高く、医師の反対が予想された。戦後の国民保健サービスが全人口を対象にスタートできた理由の1つに、ベヴァリジの普遍主義的な提案があったということができらるであろう。

戦後の国民保健サービスの運営に絡んで、ベヴァリジが患者負担をどう考えていたかも興味

のある点である。ベヴァリジは、患者が経済的な理由で治療を遅らせるようなことのないよう、必要な医療サービスを提供しなくてはならないと考えていたから、健康維持的・予防的な保健医療も含めて、受診時無料を原則としていたと考えられる。この点で例外は、入院した場合の「宿料」と食事の費用の問題である。ベヴァリジは、「社会保険制度が被保険者およびその扶養家族の食物・燃料に関する要求をみたすための給付を将来提供するものであるとするならば、それらの人々が自分の家においてではなく、病院において食事をしたり暖をとったりしている間は、そういう目的のために支給される金は直接病院に支払われるのが合理的であるように思われる」と述べ、病院財政にとっては大した問題ではないと断りつつも、個々の家庭にとっては決して無視できない節約額であることに注意を促し、病院にいることのほうが有利になるようなことのないよう、患者負担があってもよいと述べている (para. 434)。

歯科についても、予防を重視する必要から、またそれにより需要が増加し、それに見合う必要な供給が確保されるためにも、利用の際には無料がよいとしている。ただし、入れ歯については、これを注意深く使用させるためにも、その費用の一部を患者に負担させるのが合理的だと主張する。同じ論法で、眼鏡についても一部負担を認めている (para. 435)。

#### 4 むすび

ベヴァリジは、「医療サービスの組織化の諸問題の大部分は、本報告の範囲外にある。たとえば医師の自由選択、集団診療と個人診療、国の計画における民間病院と公的病院のそれぞれの

地位というような問題について、意見を表明する必要はない。医療サービスの諸条件、各種の医師や歯科医や看護婦の報酬などについても、……意見を表明する必要はない」(para. 428)と述べ、医療サービスがどのように供給されるかについては具体的に意見を述べるのを控えている。ベヴァリジが提言したのは、社会保険がうまく機能して、拠出を条件にあらゆる場合にナショナル・ミニマムの現金給付が保障できるようにするために必要な限りでの、医療保障の条件であった。

その内容を整理すると、受診の際には原則的に無料で必要な医療が受けられること、その財源としては租税ではなく保険料が望ましいこと、保険料の方が望ましいが社会保険の保険料から医療にまわせる余裕は少ないから租税負担が大きくならざるを得ないこと(この点はむしろアクチュアリーの子算の推計結果からでてい)、医療費の節約のためにも予防が重視され早期受診が強調されていたこと、予防やリハビリテーションを重視する立場から保健省(もしくは保健局)による包括的な保健医療サービスの統合的な管理が求められていたこと、などであろう。

2節で、NHSの特徴のうち戦前との違いの大きい要素を5点あげたが、第5の供給面での変化については、ベヴァリジ報告は詳しく言及していない。これに対して需要サイドの条件を示す4つの要素については、ほぼベヴァリジ報告が取り上げたとおりに実施されたということができよう。その主張も、さかのほれば労働党や労働組合あるいは医師会の提案の中に見られたもので、決してベヴァリジ報告ではじめて取り入れられたものではないが、ベヴァリジ報告の中で、社会保障の体系の不可欠の前提として

提示された意義は、ベヴァリジ報告を軸とする国民的合意の形成が強固であっただけに、決定的な意味を持っていたというべきであろう。

最後に、戦後実施された国民保健サービスに対するベヴァリジの評価について、ハリスの研究に基づいて触れておきたい。ベヴァリジは、福祉国家という表現を好まず社会サービス国家という表現を使っていたが、それだけに福祉国家の父と呼ばれることをこころよく感じていなかった。それ以上に困惑したのが、国民保健サービスの生みの親といわれることであったが<sup>11)</sup>、実際の国民保健サービスに対する評価は決して低くはなかった。少なくとも1946年の国民保健サービス法については、「この国の価値観を革命的に変革するもの」という表現で歓迎している。この点は、ベヴァリジ報告の中心的なテーマである社会保険について、戦後の労働党政府がナショナル・ミニマムの水準をまもらなかったことなどに関して厳しく批判したのとは対照的であった<sup>12)</sup>。実際、ベヴァリジ報告の中でも中心となる所得保障の部分は、形式的に整えられはしたものの、核心となるナショナル・ミニマムの水準が十分でなく実質的に報告内容が無視された形になっており、そうした点からすれば、むしろ国民保健サービスの方が、ほぼ報告の内容どおりに実施に移されているということもできる。またベヴァリジは、1950年代になって国民保健サービスの費用が問題になったときに、その費用は他の先進諸国と比べてはるかに低い点を指摘しつつこれを擁護していた<sup>13)</sup>。

ベヴァリジが国民保健サービスについて批判的であったのは、彼がベヴァリジ報告の中では詳しく触れることを控えた、サービスの供給組織に関する点である。たとえば、彼はより完全な形での社会化医療を望んでいたので、独立し

た契約者として人頭報酬を受ける開業医よりも俸給を受ける勤務医を好んだであろう。またハリスによると、彼が予防を重視した点と関係が深いと考えられるが、病院と開業医と自治体の保健事業との連携を問題にした最初の人物であるといわれる。そして、大蔵省が厳しく管理する予算で事業運営するよりも、長期的な展望を持って資本支出も計画できるような公共企業体のような仕組みが良いと考えていたようである<sup>14)</sup>。そういう意味では、今日問題になっているようなNHSの内部市場論や自主運営の病院基金などは、比較的ベヴァリジの考えに近いものなのかも知れない<sup>15)</sup>。

またベヴァリジは、国民保健サービスの内においても外においても、人々の自発的活動（ボランティア・アクション）を重視し、私費診療の発展を歓迎していた。国民保健サービスの病院に私費診療用のベッドがあり、金持ちがこれを利用することにより入院待機患者の順番を飛び越す結果になっているとの批判に対し、彼はなによりも待機患者が生じないようにすることの必要性を指摘している。さらに、国民保健サービスの医療の機能を補う意味で、療養施設や患者を楽しませるサービス、高齢者のケア、ホームヘルプサービスなどについて、ボランティアなどの活動が取り入れられ、その分職員が自分達でなくてはできない仕事を十分に果たせるようになることを重視していた<sup>16)</sup>。

ベヴァリジ報告の中には、最低限度までは平等主義と普遍主義を貫き、これを上回る部分についてはできるだけボランティアや市場のシステムを生かそうとする、2つの要素が混在していた。NHS創立当初は、平等主義的普遍主義的な要素が優位を占め、そのことにより当時の国民の医療ニーズにかなう医療保障制度が実現し

た。しかし今日では、国民の医療に対する期待も当時とは大きく変化し、NHSの持つ硬直性や官僚性が問われるようになってきているのかも知れない。もしそうだとすれば、ベヴァリジ報告では十分展開されず、従ってこれまであまり注目されることのなかった、民間活動やボランティア・アクションなど行政以外の活動の位置づけについて、ベヴァリジを改めて見直すことが求められているのかも知れない。

## 注

- 1) 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告書・社会保険および関連サービス』至誠堂, 1969年, 3ページ。
- 2) フェックス著, 江見・田中・二木訳『保健医療の経済学』勁草書房, 1990年, 54ページ。
- 3) José Harris, *William Beveridge; a Biography*, Oxford, 1977, p. 459.
- 4) 比較的最近単行書として出版されたものとして、榎原 朗氏による『イギリス社会保障の史的研究(I, II)』(法律文化社, 1973年, 1980年)がある。
- 5) Frank Honigsbaum, 'The Evolution of the NHS', *BMJ*, Vol. 301, 3 October 1990, pp. 694-699.
- 6) ベヴァリジ報告に対する国民の支持の強さは、この難解な報告書が1年で25万6,000部売れたということからも想像できるであろう。ベヴァリジは一種の救世主とみなされていた (P. Gregg, *The Welfare State*, George Harrap, 1967, p. 19, p. 24.)。
- 7) これらの点については、拙稿「イギリスの国民保健サービスと医療の社会化」(『国際社会保障研究』No. 16, 1975年9月)を参照されたい。
- 8) 上掲『ベヴァリジ報告書・社会保険および関連サービス』, 237ページ。以下『ベヴァリジ報告書』からの引用は、パラグラフの番号で表示する。
- 9) ベヴァリジは、雇用の維持に関する報告を1944年に発刊している (William Beveridge, *Full Employment in a Free Society*, Allen and Unwin, 1944)。また1948年には非営利の民間活動の重要性を論じた報告を発刊している (William Beveridge, *Voluntary Action, A Report on Methods of Social Advance*, Allen and Unwin, 1948)。
- 10) 戦後の国民保健サービスの予算は、ベヴァリジ報告の予想以上に大きかった。一方国民保険からは、ベヴァリジ報告と同額の4,000万ポンドしか支払われなかったから、総支出に占める国庫負担の割合はさらに増加した (拙稿「イギリス社会保障の財源政策」『国際社会保障研究』No. 23, 1979年3月)。
- 11) José Harris, *op. cit.*, p. 458.
- 12) *ibid.*, pp. 460-461.
- 13) *ibid.*, p. 461.
- 14) *ibid.*, p. 461.
- 15) Ellie Scrivens, 'Disease', *Social Policy and Administration*, Vol. 25, No. 1, March 1991, pp. 27-38.
- 16) José Harris, *op. cit.*, pp. 461-2.  
(いちえん・みつや 関西大学教授)

【海外の動き】

## アメリカにおける医療と年金の最近の動向

府川哲夫

1991年末から1992年初めにかけて入手した資料をもとに、アメリカにおける医療と年金の最近の動きや研究の動向についてスケッチしてみたい。

### 1. 医療

#### (1) 医療費の動向

アメリカの1990年における医療費（国民保健費）は6,662億ドルで、対GNP比も前年の11.6

%から12.2%に上昇している。医療費は今後も拡大を続け、対GNP比は中位推計によると2000年に16.4%、2030年には26%に達する見込みであるが（表1）、大規模な医療制度改革が1992年から実施され、医療サービスの価格、量がともに抑制されたと仮定しても、医療費の対GNP比は2030年には14.4%になると推計されている。さらに、改革の実施が1996年あるいは2000年におくれた場合には、2030年の医療費の対GNP比はそれぞれ16.2%、17.6%になると

表1 国民保健費の実績及び将来推計（中位推計）

	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030年
国民保健費(10億ドル)	27.1	74.4	250.1	666.2	1,615.9	3,369.6	6,801.9	13,199.3
対人医療費(10億ドル)	23.9	64.9	219.4	585.3	1,456.0	3,056.5	6,211.6	12,133.2
計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入院費(%)	38.9	43.0	46.7	43.7	44.9	46.7	48.6	48.3
医師診療費(%)	22.2	21.0	19.1	21.5	24.8	24.9	24.5	24.1
ナーシングホーム費(%)	4.2	7.6	9.1	9.1	9.0	9.1	9.3	11.1
その他(%)	34.7	28.4	25.1	25.7	21.3	19.3	17.6	16.5
GNP(10億ドル)	515	1,015	2,732	5,465	9,865	17,528	30,010	50,669
国民保健費の対GNP比(%)	5.3	7.3	9.2	12.2	16.4	19.2	22.7	26.1
国民保健費の財源構成(%)								
私的財源	75.5	62.8	58.0	57.6	52.1	51.3	49.3	46.7
民間保険	21.0	23.4	29.3	32.5	30.5	30.5	29.4	26.9
自己負担	49.1	34.4	23.8	20.4	17.9	17.1	16.3	16.4
その他	5.4	5.0	4.9	4.7	3.7	3.7	3.6	3.5
公的財源	24.5	37.2	42.0	42.4	47.9	48.7	50.7	53.3
メディケア	—	9.7	15.1	16.7	19.8	22.1	25.5	28.6
メディケイド	—	6.9	10.5	11.3	15.1	14.3	13.3	13.3
その他	24.5	20.6	16.4	14.4	13.0	12.3	11.8	11.3

出典：文献4), 5)



見込まれている。

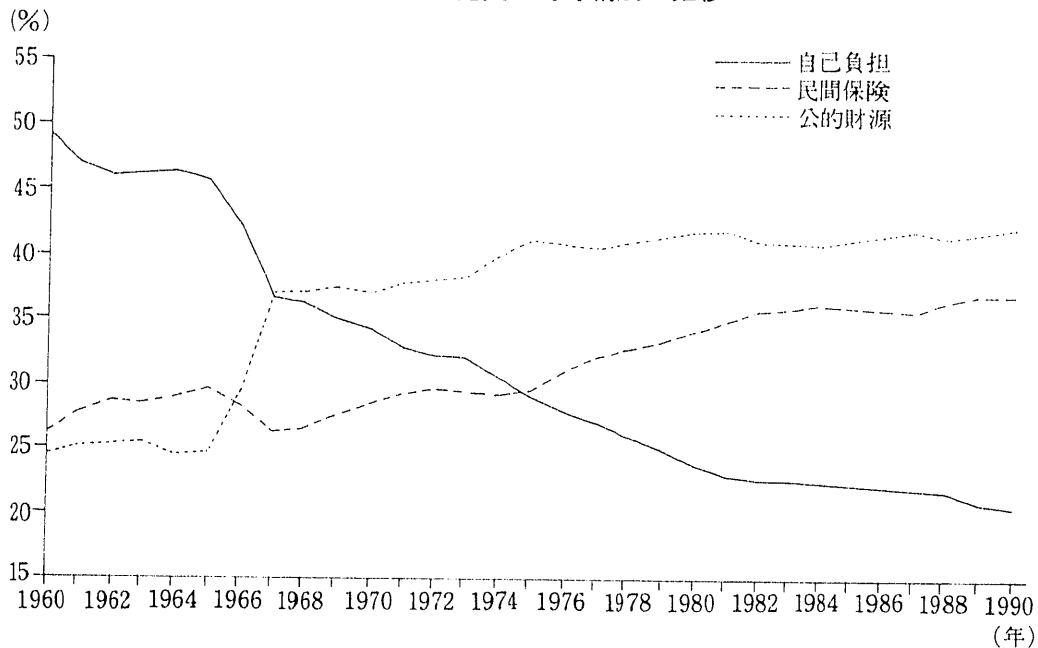
国民保健費の財源構成は過去30年の間に大きく変化し、自己負担の比率が49%から20%に低下し、その分第三者支払いの比率が高まっている(図1)。また、将来は公的財源が50%を超えると見込まれている。

国民保健費の約90%を占める対人医療費の1990年における内訳は入院費43.7%、医師診療費21.5%、薬剤費9.3%、ナーシングホーム費9.1%等となっているが、対人医療費の主な構成要素の財源構成の推移は表2のとおりであり、入

院費とナーシングホーム費では公的財源が既に50%を超えている。

先進10か国の1人当たり医療費(ただし、GDP購買力平価で換算したUSドル表示)を多い順にならべると表3のとおりである。これで見ると、アメリカの医療費はイギリスの2.8倍、日本の2.3倍であるが、乳児死亡率は10か国中最も高く、平均寿命は男で最低、女もイギリスに次いで低い。乳児死亡率や平均寿命と1人当たり医療費との相関は弱いが、80歳の平均余命と1人当たり医療費との相関は平均寿命の場合よ

図1 国民保健費の財源構成の推移



出典：文献4)

表2 対人医療費の財源構成

(単位：%)

年	入院費			医師診療費			薬剤費			ナーシングホーム費		
	自己負担	公的財源	民間保険	自己負担	公的財源	民間保険	自己負担	公的財源	民間保険	自己負担	公的財源	民間保険
1960	20.4	41.9	36.6	62.3	7.5	30.2	97.6	2.4	0.0	80.0	10.0	10.0
1970	9.0	53.4	37.6	42.6	22.1	35.3	90.9	5.7	3.4	46.9	46.9	4.1
1980	5.2	53.3	41.5	27.0	30.1	43.0	79.6	8.5	12.4	43.5	52.5	4.0
1990	5.0	54.7	40.3	18.7	34.9	46.3	73.6	11.2	15.2	45.0	52.2	3.0

出典：文献4)

表3 先進10か国の医療費等の比較 (1988年)

	医療費(1989年)			人口1,000人対		死亡に関する指標					
	対GNP比	公的制度のシェア	1人当たり医療費 <sup>a</sup>	ベッド数	医師数	乳児死亡率(出生1000対)	周産期死亡率	平均寿命(年)		80歳の平均余命(年)	
								男	女	男	女
アメリカ	11.8%	42%	2,354	5.1	2.3	10.0	9.7	71.5	78.3	6.9	8.7
カナダ	8.7	75	1,683	6.9	2.2	7.2	7.6	73.0	79.7	6.9	8.9
スイス	7.8	68	1,376	9.9	2.9	6.8	7.6	73.9	80.7	6.9	8.6
スウェーデン	8.8	90	1,361	13.3	2.9	5.8	6.8	74.2	80.0	6.3	8.1
フランス	8.7	75	1,274	10.2	2.6	7.7	9.2	72.3	80.6	6.8	8.6
ドイツ	8.2	72	1,232	10.9	2.9	7.6	6.5	71.8	78.4	6.1	7.6
オランダ	8.3	73	1,135	11.7	2.4	6.8	9.2	73.3	79.9	6.7	8.6
イタリア	7.6	79	1,050	7.5	1.3 <sup>b</sup>	9.3	12.3	72.7	79.4	6.2	7.7
日本	6.7	73	1,035	15.6	1.6	4.8	6.2	75.5	81.3	6.9	8.4
イギリス	5.8	87	836	6.5	1.4	9.0	9.1	72.4	78.1	6.4	8.1

注：a = USドル (GDP購買力平価で換算)

b = 病院の医師数のみ

国は1人当たり医療費の多い順。

出典：OECD Health Data, 1991.

り強く、また、アメリカの80歳の平均余命が表3の10か国の中でも長い方であることが注目される。医療のOutcomeを変えずにどこまで医療費を下げられるかが1つの大きな研究テーマである。

## (2) メディケア

1990年の医療費の中でメディケアは16%を占め、その対GNP比は2.0%であるが、今後の高齢者数の増加(65歳以上人口の比率は1989年の12.5%から2030年には22%に上昇)により、2060年のメディケア支出はGNPの6.8%に達すると見込まれている。

メディケアは入院費用をカバーするパートAと医師の診療報酬をカバーするパートBに分かれている。パートAでは1983年10月以降、477の診療群(DRG)ごとに予め支払額が決められている事前支出式(PPS)が導入された。こ

れによってメディケア患者の入院数及び在院期間が減少し、パートAの医療費は削減されたが、パートBの医療費は増加している。

パートAの保険料は賃金(ただし、上限は1991年で12.5万ドル)の2.9%(被用者の場合は労使で1.45%ずつ)であるが、2010年までに4%以上に、2030年までに7%以上に上げられる見込である。一方、パートBは任意加入で、支出の25%は保険料で、75%は国庫負担で賄われている。

医師の診療報酬の増加及びパートAへのPPSの導入による入院から外来へのシフトにより、パートBの支払方式も変更されることになった。各医療サービスを提供するのに必要な医師の時間、技術水準、難易度、その他のコストを調査したハーバード大学の研究に基づいた相対価格スケール(RVS)が1991年11月に公表され、1992年からRVSによる診療報酬の支払

いが実施に移された。パート A の PPS と同様、RVS の導入によって特定のサービスの価格は事前に決定され、翌年の診療報酬を高めるため、今年できるだけ高い料金をとるというインセンティブが排除された。しかし PPS とちがって、RVS はあくまでも診療行為（サービス）ごとの価格を決めるもので、患者に対してサービスの数量を増やせば診療報酬も増加するという構造は変わっていない。このため、各ケースで提供されるサービス量の標準値が設定され、サービス量の増加を抑制するインセンティブも導入されている。

高齢者の収入に占める医療費の支出は1972年の8.9%から1988年には12.1%に増加している。メディケア受給者の大部分はメディケア以外の医療保険にも入っている。およそ4分の1がもとの事業主による退職者医療保険の適用を受け、約15%はメディケイドの適用を受けている。

### (3) 無保険者

65歳未満人口の84%は何らかの医療保険に入っているが、残りの16%、3,440万人は公的保険の適用もなく、民間の医療保険にも入っていない、いわゆる無保険者である。最近の世論調査

では94%の人が医療は全ての人（支払えない人も含めて）に提供されるべきであると答えている。

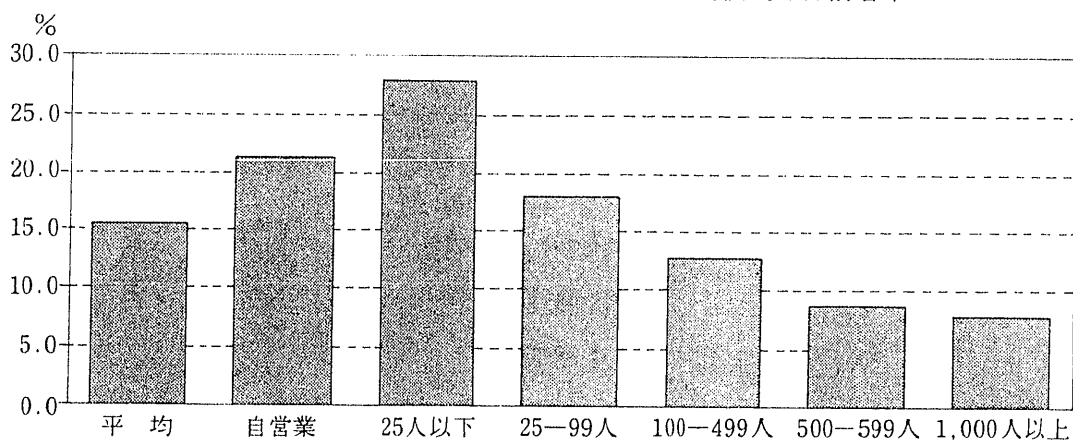
18歳以上65歳未満の就業者では1,880万人が無保険者で、その半数は自営業者または25人未満の企業の被用者である。無保険者の率は図2に示されているように、就業者全体では15%であるが、自営業者では21%、25人未満の企業の被用者では28%にのぼっている。

無保険者は低所得者層で特に多い。65歳未満の無保険者3,440万人のうち約60%は世帯収入が年2万ドル未満の世帯に属している。就業者の年収階級別無保険者率をみると、1万ドル未満では28.3%ときわめて高く、4万ドル以上では約4%にとどまっている（図3）。

### (4) Comparative Health Care Policy Research Project

スタンフォード大学東北アジア・アメリカフォーラムでは1990年から保健政策比較研究プロジェクトを開始し、日米の比較研究も活発に行われている。スタンフォード大学における同プロジェクト参加メンバーは表4のとおり学際的で、進行中（終了したのものも含む）の研究テ-

図2 18歳以上65歳未満の就業者の企業規模別無保険者率



出典：文献1)

図3 18歳以上65歳未満の就業者の所得階級別無保険者率

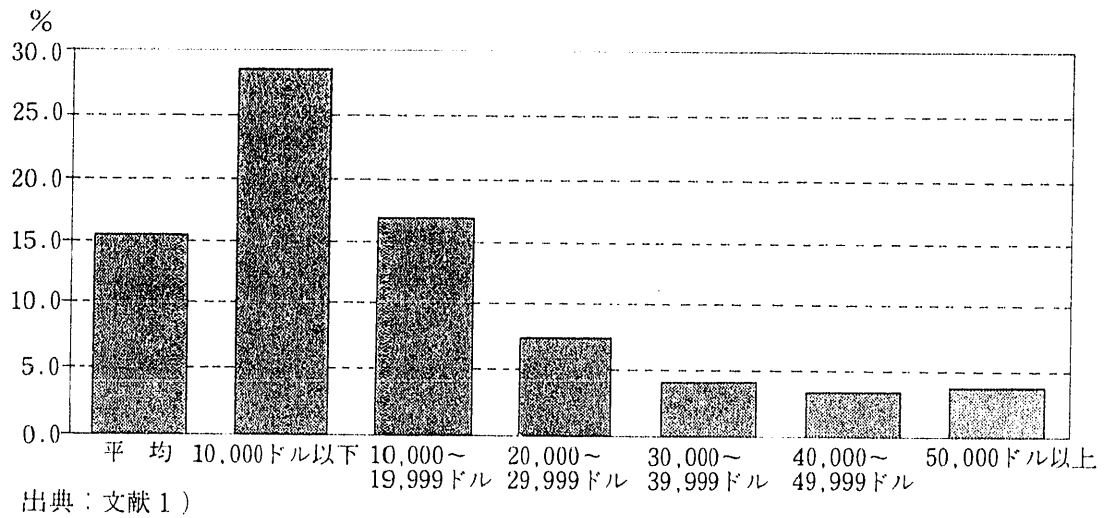


表4 スタンフォード大学保健政策比較研究プロジェクト参加者

Prof. Daniel Okimoto <i>Project Director</i>	Asia/Pacific Research Center and Political Science
Prof. Alan Garber <i>Deputy Director</i>	Medical School
Dr. Aki Yoshikawa <i>Associate Director</i>	Asia/Pacific Research Center
Dr. John Danaher	Stanford Medical Center
Prof. Carl Djerassi	Chemistry
Prof. Alain Enthoven	Graduate School of Business
Prof. Victor Fuchs	Economics
Prof. Hank Greely	Law School
Prof. Mark Hlatky	Medical School
Dr. David Hopkins	Stanford Medical Center
Prof. John Hornberger	Medical School
Prof. Ken-ichi Imai	Stanford Japan Center-Research
Prof. Kenneth Melmon	Medical School
Mr. James Raphael	Asia/Pacific Research Center
Prof. Thomas Rohlen	Asia/Pacific Research Center and School of Education
Dr. Javaid Sheikh	Medical School
Prof. Carol Winograd	Medical School

マには次のような課題が含まれている。

- 1) 日本の皆（医療）保険制度の評価
- 2) 日本・アメリカ・ヨーロッパにおける新しい医療技術の導入・普及についての分析
- 3) アメリカおよび日本における老人医療
- 4) アメリカ・日本・ヨーロッパにおける脳死と臓器移植についての比較分析
- 5) アメリカ・日本・カナダにおける ESRD 治療の比較分析
- 6) 日本の医療政策と政治についての研究
- 7) 経口避妊薬の日本への導入について
- 8) 日本・アメリカ・ヨーロッパにおける製薬産業の構造変化について
- 9) アメリカおよびイギリスの在宅・代替施設ケアについて
- 10) 日本およびアメリカにおける医育病院の役割と組織の比較

## 2. 年金—老齢・遺族・障害保険 (OASDI)

OASDI は最近では1972年、77年、83年、90年に改正されている。特に1983年の改正では、適用範囲の拡大、保険料率の引上げスケジュールの前倒し、老齢年金支給開始年齢の65歳から67歳への段階的引上げ等の大改革が行われ（表5）、これによって OASDI の短期的な財政問題と中期的な財政見通しは著しく改善された。1983年の改革で積立方式への政策的シフトはなかったとされている。今日、被用者の95%が OASDI に適用されており、残りの5%、700万人のうち約200万人は1984年以前に採用された連邦公務員（連邦公務員の約半数）である。

現在の仕組みによると、OASDI 給付の粗代替率は平均的な被用者だった夫婦の場合で平均

表5 1983年の OASDI 改正の主要点

- (1) 適用の拡大  
連邦政府及び非営利団体の新規採用職員等にも適用する。(1984年)
- (2) 社会保障税率の引上げ  
社会保障税率の引上げ予定を前倒して実施する。  
自営業者の税率を被用者の場合（本人＋事業主）と同じ率とする。(1984年)
- (3) 物価スライド時期の繰延べ、物価スライドの特例措置の導入  
・物価スライド実施を7月から1月に6ヵ月延期する。  
(1983年7月→1984年1月)  
・年末の信託基金の資産が予想される支出の15%未満（1989年からは20%未満）の場合、スライドは物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で行う。(1985年)
- (4) 高額所得者の年金への課税  
収入と年金給付の年額との合計額が25,000ドル（夫婦32,000ドル）を超える者について、年金給付の半額又は上記合計額のうち25,000ドルを超える分の半額のいずれか少ない額に課税。(1984年)
- (5) 繰下げ受給の増額率の変更  
現行の年3%から8%に段階的に引き上げる。(1990年)  
なお、繰下げ限度年齢は現行72歳から70歳に引き下げられる。(1983年12月以降)
- (6) 支給開始年齢の引上げ  
2003年から2009年にかけて65歳から66歳に、2021年から2027年にかけて66歳から67歳に段階的に引き上げられる。(62歳からの減額繰上げ受給は存続)

賃金の63%である。高い所得の被用者が比較的低い代替率であるのに対し、低所得の被用者は比較的高い代替率を得ている。給付算式は、将来の退職予定者についても同様の代替率を保障しようスライドされている。現在の給付算式は、OASDI の目的と一致した基本的な退職給付を保障するものと一般に受け入れられている。

表6 1991年財政見通しの主な経済的仮定

(単位：%)

年	実質 GNP 増加率	貨金 上昇率 ①	物価 上昇率 ②	①-②	年平均 利率	年平均 失業率	年平均 労働力 増加率
Past experience :							
1960--64	3.9	3.4	1.3	2.1	3.7	5.7	1.3
1965--69	4.4	5.4	3.4	2.0	5.2	3.8	2.1
1970--74	2.4	6.3	6.1	.2	6.7	5.4	2.3
1975	1.3	6.7	9.1	-2.4	7.4	8.5	1.9
1976	4.9	8.7	5.7	3.0	7.1	7.7	2.4
1977	4.7	7.3	6.5	.8	7.1	7.0	2.9
1978	5.3	9.7	7.7	2.0	8.2	6.1	3.2
1979	2.5	9.8	11.4	-1.6	9.1	5.8	2.6
1980	-.2	9.0	13.4	-4.4	11.0	7.2	1.9
1981	1.9	9.7	10.3	-.6	13.3	7.6	1.6
1982	-2.5	6.5	6.0	.5	12.8	9.7	1.4
1983	3.6	5.0	3.0	2.0	11.0	9.6	1.2
1984	6.8	7.2	3.5	3.7	12.4	7.5	1.8
1985	3.4	4.3	3.5	.8	10.8	7.2	1.7
1986	2.7	4.3	1.6	2.7	8.0	7.0	2.0
1987	3.4	5.0	3.6	1.4	8.4	6.2	1.7
1988	4.5	5.1	4.0	1.1	8.8	5.5	1.4
1989	2.5	3.5	4.8	-1.3	8.7	5.3	1.8
1990	.9	4.9	5.3	-.4	8.6	5.5	.7
Alternative I :							
1991	0.6	3.7	4.4	-.7	8.0	6.5	.9
1992	3.6	4.9	2.8	2.1	7.3	6.1	1.0
1993	3.5	5.2	3.1	2.1	6.6	5.7	1.2
1994	3.3	5.0	3.0	2.0	6.1	5.4	1.2
1995	3.1	5.1	3.0	2.1	6.1	5.2	1.1
1996	3.0	5.1	3.0	2.1	6.1	5.0	1.1
1997	2.9	5.1	3.0	2.1	6.1	4.9	1.1
1998	2.8	5.0	3.0	2.0	6.1	4.9	1.0
1999	2.8	5.1	3.0	2.1	6.1	4.8	1.0
2000	2.8	5.1	3.0	2.1	6.1	4.8	1.0
2005	2.6	4.7	3.0	1.7	6.0	5.0	1.0
2010及びそれ以降	2.3	4.7	3.0	1.7	6.0	5.0	.6
Alternative II:(中位)							
1991	-.1	3.7	4.9	-1.2	8.0	6.6	.8
1992	3.1	5.5	4.0	1.5	7.6	6.3	.9
1993	2.7	5.5	4.0	1.5	7.2	6.0	1.1
1994	2.3	5.3	4.0	1.3	6.8	5.9	1.0
1995	2.2	5.5	4.0	1.5	6.8	5.8	.9
1996	2.2	5.4	4.0	1.4	6.7	5.8	.9
1997	2.2	5.4	4.0	1.4	6.6	5.8	.9
1998	2.2	5.3	4.0	1.3	6.5	5.8	.9
1999	2.2	5.3	4.0	1.3	6.5	5.8	.9
2000	2.2	5.3	4.0	1.3	6.4	5.7	.8
2005	1.9	5.1	4.0	1.1	6.3	6.0	.7
2010及びそれ以降	1.8	5.1	4.0	1.1	6.3	6.0	.5
Alternative III:							
1991	-2.3	2.5	6.1	-3.6	8.3	7.0	.6
1992	1.2	6.2	5.6	.5	8.5	7.5	.5
1993	2.6	7.5	6.4	1.1	8.7	7.1	.9
1994	.7	6.1	6.2	-.1	8.6	7.0	.9
1995	-.7	4.1	4.8	-.7	8.2	8.0	.6
1996	3.3	6.8	5.0	1.8	7.6	7.4	.8
1997	2.4	6.2	5.0	1.2	7.0	7.0	1.0
1998	1.7	5.8	5.0	.8	6.9	6.8	.9
1999	1.6	5.8	5.0	.8	6.8	6.8	.8
2000	1.6	5.8	5.0	.8	6.7	6.8	.7
2005	1.3	5.6	5.0	.6	6.5	7.0	.5
2010及びそれ以降	1.3	5.6	5.0	.6	6.5	7.0	.4

出典：文献6)

表7 1991年財政見通しの主な人口統計的仮定

年	TFR	性・年齢 調整死亡率 (人口10万)	平均余命			
			0 歳		65 歳	
			男	女	男	女
Past experience:						
1940	2.23	1,532.8	61.4	65.7	11.9	13.4
1945	2.42	1,366.4	62.9	68.4	12.6	14.4
1950	3.03	1,225.3	65.6	71.1	12.8	15.1
1955	3.50	1,134.2	66.7	72.8	13.1	15.6
1960	3.61	1,128.6	66.7	73.2	12.9	15.9
1965	2.88	1,103.6	66.8	73.8	12.9	16.3
1970	2.43	1,041.8	67.1	74.9	13.1	17.1
1975	1.77	934.0	68.7	76.6	13.7	18.0
1976	1.74	923.2	69.1	76.8	13.7	18.1
1977	1.79	898.0	69.4	77.2	13.9	18.3
1978	1.76	892.4	69.6	77.2	13.9	18.3
1979	1.82	864.2	70.0	77.7	14.2	18.6
1980	1.85	878.0	69.9	77.5	14.0	18.4
1981	1.83	853.4	70.4	77.9	14.2	18.6
1982	1.83	827.8	70.8	78.2	14.5	18.8
1983	1.81	835.0	70.9	78.1	14.3	18.6
1984	1.80	828.2	71.1	78.2	14.4	18.7
1985	1.84	830.0	71.1	78.2	14.4	18.6
1986	1.84	822.8	71.2	78.3	14.5	18.7
1987	1.87	813.9	71.3	78.4	14.6	18.7
1988	1.93	822.6	71.2	78.4	14.6	18.7
1989	2.00	790.1	71.8	78.6	15.2	18.9
Alternative I:						
1990	2.05	784.5	72.0	78.7	15.2	18.9
1995	2.09	765.3	72.7	78.9	15.3	18.9
2000	2.12	753.6	73.0	79.1	15.3	18.9
2005	2.15	743.3	73.3	79.3	15.3	18.9
2010	2.17	732.9	73.5	79.4	15.4	19.0
2015	2.20	723.1	73.7	79.6	15.5	19.0
2020	2.20	713.7	73.9	79.7	15.6	19.1
2025	2.20	704.6	74.0	79.9	15.7	19.2
2030	2.20	695.8	74.2	80.1	15.7	19.3
2035	2.20	687.2	74.4	80.2	15.8	19.4
2040	2.20	678.9	74.5	80.3	15.9	19.5
2045	2.20	670.8	74.7	80.5	16.0	19.6
2050	2.20	663.0	74.8	80.6	16.1	19.7
2055	2.20	655.4	75.0	80.7	16.1	19.8
2060	2.20	648.0	75.1	80.9	16.2	19.9
2065	2.20	640.8	75.2	81.0	16.3	20.0
Alternative II:(中位)						
1990	2.05	791.7	71.9	78.8	15.3	19.0
1995	2.03	754.2	72.3	79.4	15.6	19.3
2000	2.00	722.8	72.9	79.9	15.9	19.6
2005	1.97	690.7	73.8	80.4	16.1	19.8
2010	1.93	667.8	74.3	80.8	16.3	20.0
2015	1.90	649.8	74.7	81.1	16.5	20.2
2020	1.90	633.2	75.0	81.4	16.7	20.4
2025	1.90	617.2	75.3	81.7	16.9	20.7
2030	1.90	601.9	75.6	82.0	17.1	20.9
2035	1.90	587.3	75.9	82.2	17.3	21.1
2040	1.90	573.2	76.2	82.5	17.5	21.3
2045	1.90	559.8	76.4	82.8	17.7	21.5
2050	1.90	546.8	76.7	83.1	17.9	21.7
2055	1.90	534.4	77.0	83.4	18.1	22.0
2060	1.90	522.5	77.3	83.6	18.3	22.2
2065	1.90	511.0	77.5	83.9	18.5	22.4
Alternative III:						
1990	2.05	800.4	72.0	78.9	15.3	19.0
1995	1.96	758.6	72.3	79.9	15.9	19.7
2000	1.87	738.8	72.0	80.5	16.4	20.2
2005	1.78	683.7	73.3	81.3	16.8	20.7
2010	1.69	623.0	75.1	82.1	17.2	21.1
2015	1.60	586.5	76.1	82.7	17.6	21.5
2020	1.60	560.2	76.7	83.3	18.0	21.9
2025	1.60	537.1	77.1	83.8	18.4	22.3
2030	1.60	515.4	77.5	84.3	18.8	22.7
2035	1.60	494.6	78.0	84.8	19.1	23.1
2040	1.60	474.7	78.5	85.3	19.5	23.5
2045	1.60	455.6	79.0	85.9	19.9	24.0
2050	1.60	437.4	79.5	86.4	20.3	24.4
2055	1.60	420.1	79.9	86.9	20.7	24.8
2060	1.60	403.6	80.4	87.4	21.1	25.2
2065	1.60	388.0	80.9	87.8	21.5	25.6

出典: 文献 6)

1977年および1983年の改革によって、OASDIに関する主要な争点は解決されたと考えられている。OASDIの当面する争点は、今後20年間の信託基金の蓄積と連邦政府の財政赤字問題全般との関係、膨大な基金の蓄積期のあとに起こる長期的な財政問題、および年金受給者の所得制限撤廃問題である。

(1) 財政見通し

社会保障庁(SSA)は毎年OASDIの財政に関する向こう75年間の推計を作成しなければならない。表6および表7は1991年財政見通し作成に用いられた主な経済的仮定および人口統計的仮定を示したものである。中位推計結果をみるとOASDIの信託基金(積立金)は1990年には年

表8 OASDIの各種基準値

年	スライド率(%)	上限所得(ドル)	旧法による上限所得(ドル)	年金受給者の所得制限		四半期適用の最低所得	PIA 計算式のベンドポイント		MFB 計算式のベンドポイント		
				65歳未満	65歳以上		第1	第2	第1	第2	第3
Actual experience :											
1975	8.0	14,100		2,520	2,520						
1976	6.4	15,300		2,760	2,760						
1977	5.9	16,500		3,000	3,000						
1978	6.5	17,700		3,240	4,000	250					
1979	9.9	22,900	18,900	3,480	4,500	260	180	1,085	230	332	433
1980	14.3	25,900	20,400	3,720	5,000	290	194	1,171	248	358	467
1981	11.2	29,700	22,200	4,080	5,500	310	211	1,274	270	390	508
1982	7.4	32,400	24,300	4,440	6,000	340	230	1,388	294	425	554
1983	3.5	35,700	26,700	4,920	6,600	370	254	1,528	324	468	610
1984	3.5	37,800	28,200	5,160	6,960	390	267	1,612	342	493	643
1985	3.1	39,600	29,700	5,400	7,320	410	280	1,691	358	517	675
1986	1.3	42,000	31,500	5,760	7,800	440	297	1,790	379	548	714
1987	4.2	43,800	32,700	6,000	8,160	460	310	1,866	396	571	745
1988	4.0	45,000	33,600	6,120	8,400	470	319	1,922	407	588	767
1989	4.7	48,000	35,700	6,480	8,880	500	339	2,044	433	626	816
1990	5.4	51,300	38,100	6,840	9,360	520	356	2,145	455	656	856
1991	4.8	53,400	39,600	7,080	9,720	540	370	2,230	473	682	890
Estimated future experience :											
1992	4.0	55,800	41,400	7,440	10,200	570	387	2,333	494	714	931
1993	4.0	57,900	42,900	7,680	10,560	590	401	2,417	512	739	964
1994	4.0	60,900	45,300	8,040	11,160	620	422	2,544	539	778	1,015
1995	4.0	64,200	47,700	8,520	11,760	650	444	2,679	568	820	1,069
1996	4.0	67,500	50,100	9,000	12,360	690	467	2,816	597	862	1,124
1997	4.0	71,100	52,800	9,480	12,960	720	492	2,966	629	908	1,184
1998	4.0	74,700	55,500	9,960	13,680	760	518	3,122	662	955	1,246
1999	4.0	78,600	58,500	10,440	14,400	800	545	3,286	696	1,005	1,311
2000	4.0	82,800	61,500	11,040	15,120	840	573	3,456	733	1,057	1,379

出典：文献6)



間給付費の75%であったが、2000年には229%、2020年には387%に達し、その後減少し始め、2040年頃にゼロになると見込まれている。

今後20年間の信託基金のこのような規模拡大に関しては、①信託基金の規模は年間給付費の100%程度に保ち、その分現在の社会保障税の税率を下げたらどうか、②信託基金の規模拡大は将来の給付の支払いに本当に役立つのか、それとも連邦政府の財政赤字の穴埋めに利用されているだけなのか、等が議論の対象となっている。政府がこの基金を使って私的な資産を購入することの経済に与える影響について憂慮するものもある。さらに、議会がこの基金を蓄積しておかずに給付を上げたり、社会保障制度の拡充に向けるのではないかと恐れる意見もある。より長期的な問題としては、最終的な社会保障税の税率はどこまで上げる必要があるかが論点となっている。

**(2) 年金受給者の所得制限**

年金受給者に収入があっても、一定額までは年金は満額支給される。しかし、年収がその額を超えると、65歳以上70歳未満の者については一定額を超える収入3ドルにつき1ドル、62~64歳の者については2ドルにつき1ドル、年金が減額される。(70歳以上の者は減額されない)。これは所得制限 (earnings test) と呼ばれ、1991年における上限額は65歳以上70歳未満では年9,720ドル、62~64歳では年7,080ドルである。この所得制限の額は、平均賃金の上昇率に応じて毎年自動的に改定される(表8)。この所得制限は就業意欲を阻害するものとしてきわめて不人気であり、争点の1つとなっている。

**表9 基本年金額の退職前所得に対する代替率(1991年中位)**

(単位：%)

	正規退職			65歳退職		
	低	平均	高	低	平均	高
1995	57.3	42.3	24.6	57.3	42.3	24.6
2000	56.1	41.7	25.2	56.1	41.7	25.2
2005	59.2	43.6	27.2	55.1	40.5	25.3
2010	56.0	41.7	26.8	52.6	39.1	25.2
2015	56.0	41.7	27.4	52.6	39.1	25.7
2020	60.2	44.9	29.6	52.6	38.6	25.6
2025	57.9	42.7	28.2	49.5	36.3	24.1
2030	55.7	41.6	27.4	48.9	36.3	24.1
2035	55.7	41.5	27.4	48.9	36.3	24.0
2040	55.7	41.6	27.4	48.9	36.3	24.0
2045	55.7	41.6	27.4	48.9	36.3	24.0
2050	55.7	41.6	27.4	48.9	36.3	24.0
2055	55.7	41.5	27.4	48.9	36.3	24.0
2060	55.7	41.6	27.4	48.9	36.3	24.0
2065	55.7	41.6	27.4	48.9	36.3	24.0

出典：文献6)

**(3) 年金額の水準**

正規の年金支給開始年齢に退職した人の基本年金額(PIA)の退職前所得に対する割合を代替率とし、退職前の所得水準として平均(裁定年次の社会保障税課税所得の平均値)、低(平均所得の45%)、高(社会保障税課税上限所得：平均所得の2.4倍程度)の3レベルに対する年金の代替率をみると、1995年の推計値で低所得者57%、平均所得者42%、高所得者25%程度であるが、長期的にもこの水準が維持されることになっている(表9)。

配偶者に対する年金額は退職者の基本年金額(PIA)の50%であり、18歳未満の未婚の子に対しても退職者のPIAの50%の年金が支給される。

このように老齢給付の受給者は退職者本人だけでなく、配偶者や子も独立した受給者となっ

表10 高齢者世帯の所得五分位階級別所得の種類別構成比（年齢・人数調整），1984年と1989年  
（単位：％）

所得五分位	年	稼働所得	OASDI 給付	財産所得	企業年金	その他
1	1984	1.8	77.8	4.2	1.9	14.2
	1989	2.1	79.6	4.1	3.2	10.9
2	1984	5.1	73.5	8.7	6.6	6.0
	1989	6.1	72.3	8.8	7.1	5.7
3	1984	11.1	56.6	15.6	13.4	3.4
	1989	11.2	55.5	14.9	15.4	3.0
4	1984	18.4	37.9	24.4	17.4	2.0
	1989	18.9	37.2	21.6	19.7	2.6
5	1984	27.8	17.3	39.0	14.6	1.3
	1989	32.1	15.9	33.2	17.1	1.7
上位5％	1984	30.6	9.9	46.2	11.6	1.8
	1989	35.8	8.9	40.2	13.6	1.5

出典：文献7)

ている。しかしながら、1人の退職によって支給される給付の総額には家族給付上限(MFB)が設けられており、家族給付上限の額は、基本年金額の150～約188%の範囲で、個人ごとに決められ、1991年においては、基本年金額(PIA)の473ドルまでの150%、473ドル以上682ドルまでの272%、682ドル以上890ドルまでの134%、PIAの890ドルを超える分の175%の合計額として計算されている(表8)。

65歳以上の高齢者(夫婦又は1人)の所得に占めるOASDI給付のシェアは約40%であるが、これを所得階級別にみると年収1,000万ドル未満の高齢者の所得の70～80%はOASDI給付である。高齢者の世帯を所得五分位に分けると、最も所得の低い第1五分位の高齢者世帯ではOASDI給付のシェアは約80%であるのに対し

て、上位5%の世帯では総所得の約10%に過ぎない(表10)。

#### 参考文献

- 1) *EBRI Special Report*, April 1991.
- 2) *EBRI issue brief* No. 115, June 1991.
- 3) *EBRI Special Report*, September 1991.
- 4) *Health Care Financing Review* 13 (1), 1991.
- 5) *Health Affairs* 10 (3), 1991.
- 6) *1991 Annual Report of the Federal OASDI Trust Fund*, May 1991.
- 7) Robert Clark, *Economic Status of Older Persons in the United States and Current Issues facing Social Security*, February, 1992.

(ふかわ・てつお)

国立公衆衛生院社会保障室長)

## アメリカにおける児童扶養履行強制制度 (Child Support Enforcement Program)の展開

下 夷 美 幸

### 1. 児童扶養履行強制制度の概要

アメリカでは、ここ十数年の間に、養育費支払義務の履行強制制度が急速に進展してきている。それは、母子家庭の増大にともなう<sup>1)</sup>AFDC(要児童扶養扶助)<sup>2)</sup>の財政圧迫<sup>3)</sup>を背景に、父親の扶養責任への関心が高まり<sup>4)</sup>、その履行を強制する制度の必要性が認識されたからである<sup>5)</sup>。もちろん、制度の目的としては、福祉支出の削減のみではなく、子どもの福祉も重視されているが、近年の制度の推進は、やはり財政削減の要請によるところが大きいと考えられる。

さて、児童扶養履行強制制度(Child Support Enforcement Program)は、1975年に社会保障法IV章にパートDとして創設され<sup>6)</sup>(以下、74年法と記す)、その後、84年の法改正<sup>7)</sup>(以下、84年法と記す)で養育費徴収の強制手段が導入され<sup>8)</sup>、さらに88年の家族援護法(以下、88年法と記す)<sup>9)</sup>の制定を経て、履行強制の内容がほぼ整備されてきた。これは、具体的には、ひとり親家庭の子のもう一方の親、すなわち子を監護していない親(非監護親)に関して、①非監護親の所在が不明の場合に、その居所を探すこと(親探し)、②子が婚外子の場合に、父親を確定する

こと(父親の確定)、③非監護親の支払うべき養育費を確定すること(養育費の確定)、④非監護親から養育費を徴収すること(養育費の徴収)の4つのサービスを行政機関が行う制度である。AFDCの申請者・受給者は受給の要件として自動的にこの制度の適用を受け<sup>10)</sup>、州が非監護親から養育費を徴収する。徴収された養育費は、AFDC受給家庭と州政府と連邦政府に分配される。また、AFDC受給者以外(以下、non-AFDCと記す)も、この制度を利用することができ、その場合、行政機関によって徴収された養育費は、母子家庭が受けとることになる<sup>11)</sup>。

連邦政府と州政府には、この制度を担当する専門部局がそれぞれ設置されている<sup>12)</sup>。制度の実施体制は、本来、扶養義務が各州の家族法の領域に属すことから、州政府が独自のプログラムを責任をもって実施し、連邦政府は州政府に対し、監督ならびに技術的・財政的援助の提供を行っている。

また、州が行う4つのサービスに要する行政経費については、連邦政府が行政経費の66%を州政府に償還している<sup>13)</sup>。

さて、以下では、この4つのサービスのうち、「養育費の確定」と「養育費の徴収」とりあげ、さらに、この制度の「行政コスト」につい

て、その状況をみてみたい。

## 2. 養育費の確定

### (1) 司法システムによる養育費確定の問題点

親の扶養義務は家族法の領域に属する問題であり、従来より養育費の確定は裁判所において当事者双方の事情が考慮され、ケースバイケースで決定されていた。このような司法システムには、個々のケースの実情を反映した養育費を決定することができるという利点がある。

しかし、反面、裁判官や裁判所によって、また、時には同じ裁判官であっても、同じような状況のケースに対し、かなり異なった養育費の決定がなされており、養育費の決定に一貫性を欠くと指摘されていた<sup>19)</sup>。しかも、このような司法裁量による決定では養育費が概して低額にとどまってしまうという<sup>20)</sup>。また、裁判所システムでは、確定までに時間がかかるため、進行中の義務の確定には不向きであること、そのうえ、弁護士料など費用がかかるという問題も生じていた。

### (2) ガイドラインによる養育費の算定

#### ①ガイドラインの要請

そこで、まず、養育費決定における一貫性の欠如を是正するため、養育費の算定にガイドラインが採用されている。各州は、84年法の要請により、具体的な養育費額が算出できるガイドラインを制定したが、84年法では、ガイドラインは養育費の決定に拘束力を持つものではなかった。しかし、88年法では、養育費の決定にはガイドラインの利用が義務づけられ、ガイドラインによる算出額が養育費として推定されることになった。すなわち、ガイドライン算出額を

養育費と決定しない場合には、それを正当と認める裁判官の書面による証明が必要となったのである。これによって、基本的には、すべての養育費は算定ガイドラインに基づいて客観的に算出されることになった。

#### ②算定ガイドライン

現在、各州で採用されているガイドラインは3種類に大別され、「所得パーセント方式」、「所得シェア方式」、「メルソン方式」と呼ばれている。

「所得パーセント方式」とは、監護親の所得に関係なく、非監護親の所得に一定のパーセントを乗じる方法で、たとえば、ウィスコンシン州のように、子ども1人で17%、2人で25%、3人で29%、4人以上で31%を非監護親の所得に乗じて養育費を算出する方法である。これは、親は常に子どもとその所得を分けあうという考え方に基づいている。この方式は、養育費の算出が簡単で、しかも、非監護親の所得の変化に応じて自動的に養育費が改定されるという利点がある<sup>21)</sup>。しかし、監護親が相当の所得を得ても、非監護親の養育費が減額されない点から（たとえば母親が高所得で、父親が低所得であっても、父親の養育費は減額されない）、近年、所得パーセント方式から所得シェア方式への移行傾向がみられる。

「所得シェア方式」とは、まず、父親と母親の所得を合計し、それにパーセントを乗じた額を子どもの生活費とし、つぎに、それを両親の所得の割合によって分担し、その分担額をそれぞれの養育費とする方法である。この方式では、両親の合計所得に乗ずるパーセントが、所得の上昇にともない低下するのが一般的である。これは、所得全体に占める子どもの生活費の割合は、高所得になるほど低くなるという調査結果

に基づいている。この方式は、子どもが両親と生活すると仮定した場合、そこで得られる生活水準を子どもに保障するという考え方による。この方式については、所得パーセント方式と異なり、母親の所得も養育費の決定に考慮されるという点が支持されている。

「メルソン方式」では、あらかじめ子どもと両親の最低生活費がそれぞれ決定されており、まず、子どもの最低生活費を両親の余力（所得から最低生活費を控除した金額）の割合で分担し、最低生活費に対する分担額を算出する。次に、非監護親の余力からその分担額を差し引き、それに一定パーセントを乗じ、これを非監護親が子どもに提供する付加的な生活費とする。そして、先に算出した最低生活費の分担額と子どもへの付加的な生活費を合計したものが非監護親の支払うべき養育費となる。この方式は、両親は自己の最低生活費を確保した上で、子どもの最低生活費を保障し、さらに親の残りの所得は子どもとシェアすべきという考え方に基づいているが、計算が複雑になるという欠点がある。

以上の3方式のうち、メルソン方式を採用しているのは、デルウェア、ハワイ、ウエストバージニアの3州のみであり、ほとんどの州は所得パーセント方式か所得シェア方式を採用している。90年2月時点で、最も広く普及しているガイドラインは所得シェア方式で、32州とプエルトリコが採用しており、所得パーセント方式を採用しているのは、15州とワシントンD.C.となっている<sup>17)</sup>。

いずれにせよ、同じ方式に分類されるガイドラインであっても、各州における所得の規定（総所得か課税所得かなど）や特別な支出の取扱い（医療費や保育費など）は、各州のガイドラインによってそれぞれ細かく異なっているのが現

状である<sup>18)</sup>。

### (3) 行政的システムによる養育費の確定

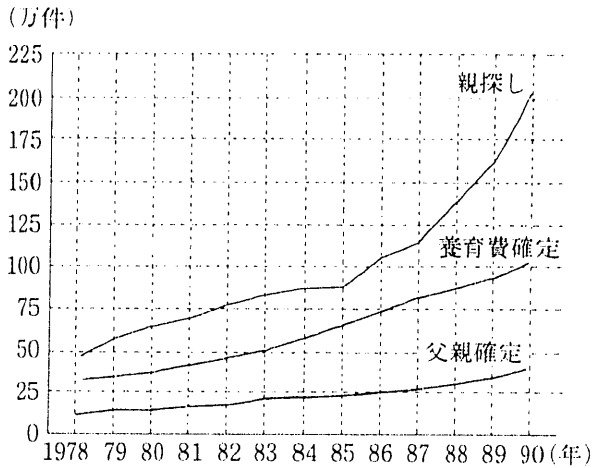
また、裁判所システムでは、養育費確定までに時間と費用を要するという問題に対しては、純粋な司法システムではなく、「行政的システム」や「準司法的システム」と呼ばれるプロセス、すなわち、行政機関が主に養育費確定のプロセスを行う方法を採用することで対応している。このようなシステムでは、基本的には、ガイドラインによって算定された養育費を所定の手続きによって決定していくので、確定までの時間が短縮されるほか、法廷費用・弁護士料もかからないという利点がある。

なお、そのプロセスにおいては、非監護親に対して、適正な手続きの処遇を受ける権利を保障することが留意されており、父親が事前に告知を受ける権利<sup>19)</sup>や審問を要求する権利、一連の手続きに関して、司法機関による審査を請求する権利<sup>20)</sup>が保障されている。

### (4) 養育費の確定状況

児童扶養履行強制制度を通じて養育費が確定したケースは、年々増加し、78年の32万件から90年には100万件に達している（図1）。

以上のように、「養育費の確定」は裁判官によるケースバイケースの決定から、ガイドライン算出額を行政的手続きによって迅速に決定していく方向へと大きく移行している。そうになると、ガイドラインが重要な位置を占めることになる。その点を踏まえ、88年法も、各州に対し、ガイドラインを4年毎に見直すよう要求している。しかし、ライフコースが多様化し、離婚・再婚によるステップファミリーが大勢を占める現在、複雑な家族構成を養育費の算定にどのよ



資料) 図1～7はいずれも、U.S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement, *Annual Report* (各年版), U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means, 1991, *Overview of Entitlement Programs, 1991 Green Book: Background Material and Data on Programs Within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*. U.S. Government Printing Office, より作成。

図1 親探し、父親確定、養育費確定の件数

うに考慮するか、ますます困難な問題となっている<sup>21)</sup>。したがって、養育費の算定に際し、いかなる要因を優先するかの評価判断が必要となるが、それぞれの公平感を保持しつつ、しかも、算定の簡便性という要請をも満たすガイドラインの開発は容易ではない。

### 3. 養育費の徴収

#### (1) 給与天引による徴収

さて、確定した養育費が実際に支払われることが最も重要であることはいうまでもない。そこで、養育費の効果的な徴収方法といわれているのが給料からの天引きである。84年法によって、1か月の養育費滞納ケースに対して、給与

天引が導入されたが、88年法では滞納の有無にかかわらず、初めから給与天引する方法が導入された<sup>22)</sup>。それによって、養育費の支払いは、税金や社会保険料と同様に、給与天引によって支払われることが確定した。

給与天引のプロセスにおいても、非監護親に適正な手続き的処遇を受ける権利を保障することが留意されており、父親が事前に告知を受ける権利や、異議申立の機会を得る権利<sup>23)</sup>が与えられている。また、雇用主は、給与天引を理由に非監護親を不当に扱った場合には罰金が課されるほか、非監護親が転職した場合には、その情報を提供することが義務付けられた。

#### (2) 養育費の徴収状況

##### ① 徴収件数

児童扶養履行強制制度を通じて徴収が行われたケース数は、一貫して増加しており、80年の75万件から90年には200万件を越えるまでになっている。とくに、non-AFDC ケースの増加が著しいが、これには、84年法で連邦政府が non-AFDC ケースの徴収を奨励金(州政府がうけとる)の対象にしたことも影響している。85年に

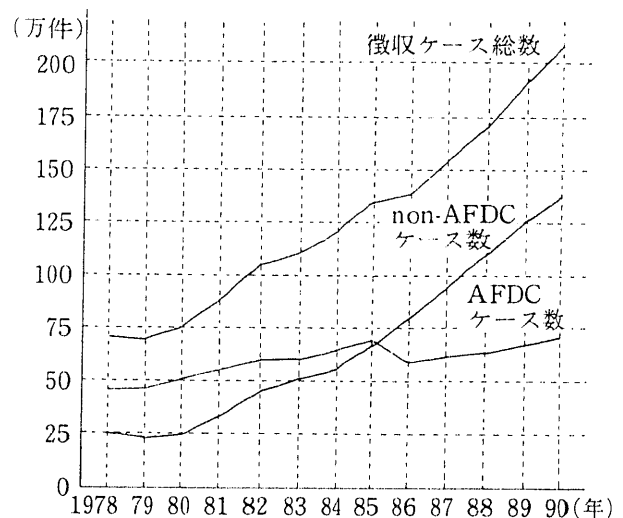


図2 養育費の徴収が行われた件数 (1978-1990年)

AFDC ケースと non-AFDC ケースが逆転して以降、ますますその格差は大きくなっている(図2)。

②徴収額

徴収額は、80年代前半までは、低い伸びにとどまっているが、80年代半ばからは急速に増加し、90年には78年の6倍に相当する60億ドルに達している。とくに、non-AFDC ケースの徴収額の増大が著しく、90年には全徴収額の7割を占めている(図3)。AFDC ケースの徴収額も着実に伸びており、その AFDC 支給額に対する割合(AFDC 償還率)も80年の5.2%から90年には10.3%となっている<sup>24)</sup>。

③徴収率

このように徴収額自体は増加しているものの、支払義務額に対する徴収額の割合(徴収率)は低く、89年の平均徴収率は22%で、残りの78%は徴収できていない結果となっている。とくに、過去の支払義務額に対する徴収状況が振わず、当年分の徴収率が48%であるのに対し、過去分の徴収率はわずか7%にすぎない<sup>25)</sup>。この徴収率の格差は、いったん滞納状態になると徴収が困難になることを意味し、ここに即時の給与天引の意義が感じられる。

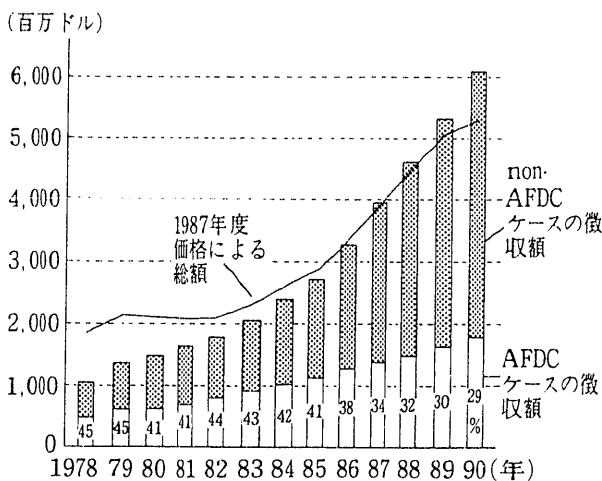


図3 養育費徴収額の推移(1978-1990年)

④徴収方法

徴収方法別に徴収額の割合をみると(図4)、非監護親からの自発的な支払いが減少し、給与天引による徴収が増加している。90年には給与天引による支払いが徴収額の43.7%を占めている。

(3) 母子家庭への経済的効果

徴収された養育費の平均額は明らかでないが<sup>26)</sup>、養育費が徴収されたことでAFDCの受給を離脱した家庭は、79年の約2万世帯から、90年には約24万世帯へと増加している。このことから、養育費の徴収が母子家庭に与える経済的効果が確認される。

以上のように、「養育費の徴収」は、強制的な徴収方法の導入により、徴収額は大幅に増加しているが、それにもかかわらず、徴収率は2割程度という状況である。しかし、即時の給与天引が普及することで、徴収率はかなり上昇するものと見込まれる。

給与天引が一般化することになり、課題となるのが、自営業者に対する徴収方法である。ア

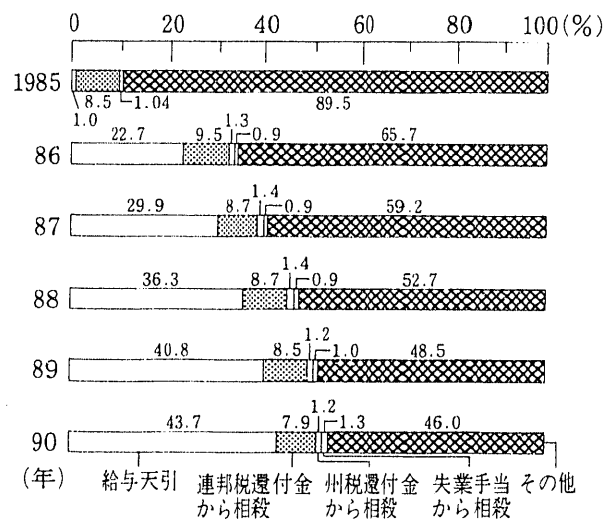


図4 養育費徴収額の徴収方法別割合(1985-1990年)

アメリカでは連邦租税還付金から養育費滞納額を相殺する方法が1つの有効な徴収手段となっているが、この方法は、還付金を有しない親には利用できない。自営業者については、給与所得者に比べて、実質的な所得の把握が難しく、養育費の徴収段階だけでなく、養育費の算定段階でも給与所得者との不公平が予想される。

#### 4. 行政コスト

##### (1) 連邦政府と州政府の収支構造

こうしてみると、これらのサービスの実施にともなう行政コストが気になるところである。児童扶養履行強制制度に関する財政収支は、サービスの提供に要する行政コスト、すなわちマイナス分と、AFDC ケースに対して徴収された養育費のうちから政府に分配されるプラス分から判断される。AFDC ケースに対して徴収された養育費は、AFDC 受給家庭と州政府と連邦政府に分配されるが、その分配方法は、次の通りである。①まず、徴収額から月額50ドルが協力金として、AFDC 受給家庭へ無条件に支給さ

表1 AFDC ケースの徴収例

(単位：ドル)

	徴収額	行政経費	計
州政府	125+19.50=144.50	68	+76.50
連邦政府	125-19.50=105.50	132	-26.50
AFDC 受給家庭	50.00	0	+50.00
計	300.00	200	+100.00

資料) U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1991, *Overview of Entitlement Programs, 1991 Green Book: Background Material and Data on Programs Within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*. U. S. Government Printing Office.

れる<sup>27)</sup>。②次に、徴収額から50ドルを差し引いた残額が、連邦政府と州政府による AFDC への財政負担の割合に応じて、それぞれに分配される。③それから、州の徴収効率に応じて、徴収金の一定割合が奨励金として、連邦政府の分配金から州政府へと移転する。

たとえば、AFDC ケースに対して、徴収額が300ドル、行政経費が200ドル、連邦政府と州政府の AFDC の負担割合が50%ずつというケースでその収支を計算してみよう(表1)。この場合、まず、徴収額300ドルから50ドルが AFDC 受給家庭へ支給され、残りの250ドルが AFDC の負担割合に応じて、連邦政府と州政府へそれぞれ125ドルずつ分配される。ここでは、300ドルの徴収に200ドルの経費となっているので、徴収効率は1.5となり、その奨励金率に基づき(表2)、徴収金300ドルの6.5%、19.5ドルが奨励金として連邦政府から州政府へ移転する。一方、行政経費の66%は、連邦政府から州政府に償還されることになっているので、200ドルの66%、132ドルは連邦政府が負担し、68ドルを州政府が負担することになる。その結果、AFDC 受給家庭は50ドルのプラス、州政府は76.5ドルのプラス、連邦政府は26.5ドルのマイナスとなる。

表2 奨励金率

徴収効率	
1以上1.4未満	6.0
1.4以上	6.5
1.6以上	7.0
1.8以上	7.5
2.0以上	8.0
2.2以上	8.5
2.4以上	9.0
2.6以上	9.5
2.8以上	10.0

資料) 表1に同じ



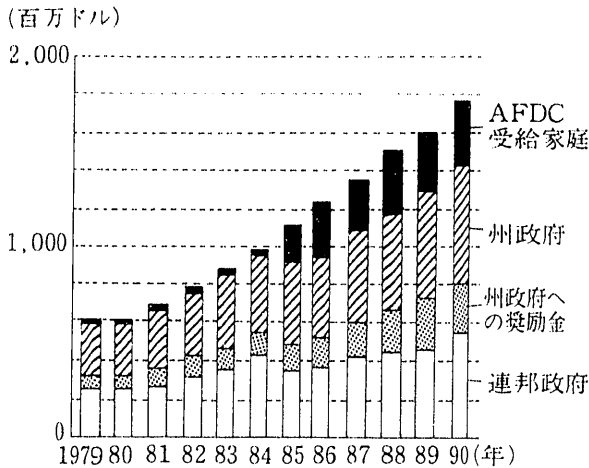


図5 AFDC ケースの養育費徴収金の分配 (1979-1990年)

実際に、AFDC ケースの徴収金の分配状況の推移をみると(図5)、85年以降、AFDC 受給家庭への分配が増大しているが、そのほとんどはAFDC 家庭への50ドルの協力金である。89年の協力金の総額は2億6,900万ドルで、これは、AFDC ケースの徴収総額の15%に相当する<sup>28)</sup>。

(2) 連邦政府と州政府の収支

このように、この制度は連邦政府の財政負担が重くなる仕組みとなっているが、連邦政府と州政府のそれぞれの収支をみても(図6)、連邦

政府はつねにマイナス、州政府は常にプラスという結果となっている。とくに、85年以降、連邦政府のマイナスが毎年大きくなっている。

(3) 連邦政府・州政府合計の収支

連邦政府と州政府の収支を合計し、政府全体として、収支状況を見ると(図7)、84年までは毎年1億ドル以上のプラスとなっているが、84年から85年にかけてプラス分が2億6,000万ドルから8,600万ドルへと大幅に減少している。これは、すでに述べたように、AFDC 受給家庭への50ドルの協力金支給の影響である。その後、

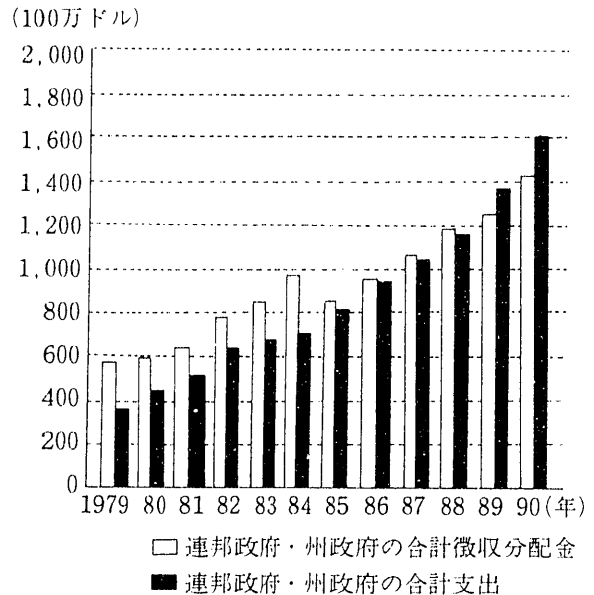


図7 連邦政府・州政府の合計収支 (1979-1990年)

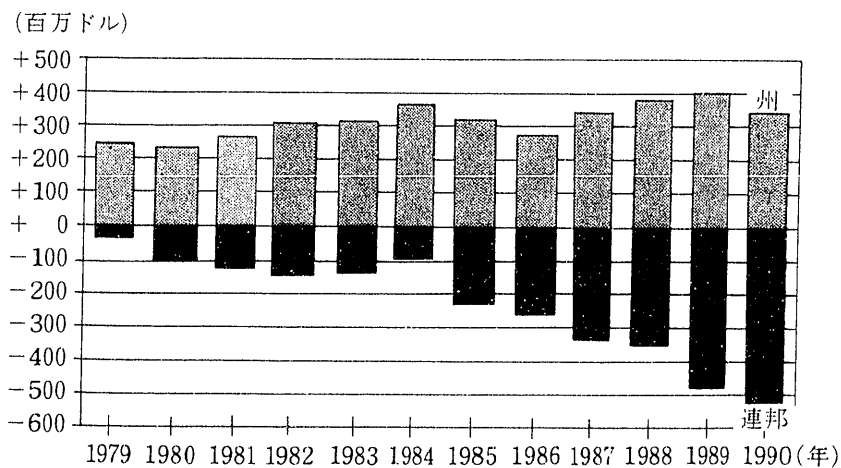


図6 連邦政府・州政府の収支 (1979-1990年)

88年までは、収支はほぼ同額を維持しているが、89年にはマイナスに転じ、90年には前年の2倍以上のマイナスとなっている。これは、AFDCケースの徴収額の伸び悩みとともに、制度の整備にともなう経費の増大によるものと思われる。

このように、政府全体の収支はマイナスとなっているが、制度の整備が完了し、システムが成熟すれば、収支の改善も見込まれよう。つまり、ガイドラインにより適正な養育費が迅速に確定され、それが給与天引を通じて確実に支払われるようになると、多額なコストを要せずに、これまでよりも多くの徴収が期待できる。なお、支出の内訳をみると、ここではとりあげていない「親探しサービス」と「父親の確定サービス」の経費が支出の約25%を占めているが、この2つのサービスについても、コンピューターネットワークによる親探しや遺伝子テストによる父親確定などの進展で、収支改善の可能性も大きいと予想される。

## 5. おわりに

以上のように、アメリカにおける児童扶養履行強制制度は、84年法と88年法を通じて、かなり整備されてきている。このように制度の具体化が急速に実現したのは、AFDC 財政への危機感という背景のほかに、父親の扶養義務の強制ということが、保守層、ならびに、女性団体を含む革新層の両方から支持を得られたからである。また、コンピューター技術や遺伝子技術など、科学技術の進歩が効果的なサービスの実施を可能にしたという点も見逃せない。

このように、アメリカでは、養育費の問題がそれまでの完全に司法制度で扱う問題から、行

政機関が扱う問題へと移行してきたが、養育費問題への行政機関による取組みは、欧州諸国にもみられる。とくに、北欧諸国では、扶養義務の強制よりも、子どもの生活保障が重視されており、すでに早くから養育費を公的に保障する制度が定着している。そのほかの欧州諸国においても、このような子どもの生活保障を重視した養育費制度の進展がみられる<sup>29)</sup>。

日本では、欧米諸国に比し、母子家庭の割合が低く、養育費問題の議論もほとんどきかれないが、離婚母子家庭の養育費受給率が14%という現状から<sup>30)</sup>、養育費を確保する制度の必要性が感じられる。諸外国での制度の内容、実施状況、効果など、その体験的資料も参考にしながら、日本における養育費制度が早急に検討されることを期待したい。

## 注

- 1) アメリカの母子世帯数は、1970年の約340万世帯から90年には約840万世帯に増大し、この20年間に2.5倍となっている。これを18歳未満の子どもがいる家庭に占める割合でみると、70年の11.5%から、90年には24.2%と、子どもがいる家庭の4分の1は母子世帯という状況である。とくに、黒人では母子家庭の割合が高く、子どもがいる家庭の半数以上が母子家庭となっている(白人の18.8%に対し、黒人では56.2%、90年)。また、母子世帯になった理由にも変化がみられ、死別による母子家庭の割合は70年の20.0%から90年には7.1%に減少する一方、離婚や婚外子の増加を反映し、離婚母子家庭は70年の32.5%から90年には38.0%に、未婚母子家庭は70年の7.3%から90年には33.0%へと急増している [CPR.1990, table H]。
- 2) AFDC: Aid to Families with Dependent Children は、母子家庭に支給される公的給付。
- 3) AFDC の給付総額は、60年の10億ドルから70

- 年には49億ドル、80年には125億ドル、89年には175億ドルへと増大し、その受給世帯のほとんどを離別母子家庭が占めるようになっていく。[U. S. Department of Health and Human Services, Social Security Administration. 1991, *Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1991*]
- 4) 連邦統計局による養育費調査は、1978年の養育費から開始され、その後、83年、85年、87年の調査結果が公表されている。1987年の養育費調査によると、養育費の裁定を得ている割合は、全体の59%にとどまっており、そのうち実際に支払われたのは、全額支払いが51%、一部支払いが25%、全く支払いなしが24%となっている [CPR.1990]。
  - 5) 親の扶養義務の不履行によって、税金からなるAFDC支出が増大している以上、親の扶養義務は納税の義務と同様の重要性を持って強制されるべきであるといった議論もみられる。Katz, S.N.1983
  - 6) Social Services Amendments of 1974 (P.L. 93-647)
  - 7) Child Support Enforcement Amendments of 1984 (P.L. 98-378)
  - 8) 徴収手段には、1か月の滞納後の給与天引、連邦租税還付金との相殺、州の租税還付金との相殺、失業給付からの控除、財産の先取特権、債券差押えなどがある。
  - 9) Family Support Act of 1988 (P.L. 100-485)。児童扶養履行強制制度は、88年家族援護法のタイトルIにChild Support and Establishment of Paternityとして規定されている。家族援護法は、母子家庭の自立促進を目的としており、その中心は、Title II. Job Opportunities and Basic Skills Training Program (JOBS)といえる。
  - 10) AFDCの申請者・受給者は、非監護親に関する情報提供など、制度への協力が義務づけられる。ただし、子の福祉にかんがみ、正当な理由が認められた場合には、その協力義務は免除される。しかし、正当な理由なく協力を拒否した場合には、その監護者のAFDC受給資格は失われ、子に対するAFDC給付のみがその監護者以外の者に適切な方法で支給される。
  - 11) 州は25ドル以下の手数料を課すことができる。
  - 12) 連邦政府には、Department of Health and Human Services (DHHS)にOffice of Child Support Enforcement (OCSE)が、各州にはSocial Service、または、Human Resourcesの部門にChild Support Enforcement Agencyが設置されている。このような専門部局の設置は、74年法の要請によるが、これは児童扶養履行強制制度の明示性を高める重要な役割を果たしている。
  - 13) 連邦政府から州政府への行政経費の償還率は、75年の75%から82年には70%へ、88年には68%へと徐々に引き下げられ、90年以降は66%に固定されている。
  - 14) White & Stone. 1976., Yee. 1979
  - 15) Advisory Panel on Child Support Guidelines and R. Williams. 1987
  - 16) Garfinkel & Melli. 1990
  - 17) Takas. 1991
  - 18) Levin. 1990
  - 19) 扶養の対象である子どもの氏名、父の権利、無回答の場合にとられる措置、回答期限、滞納額、命令が確定した場合にとられる徴収手段など。
  - 20) 行政命令までのプロセスで非監護親の権利が侵害されていないか、権限を越えた命令となっていないか、実質的な証拠に基づく決定となっているかなど。
  - 21) Takas. 1991
  - 22) 1か月滞納後の天引に関しては、その間に父親の所在が不明になること、実際に給与天引が開始されるまでに3～4か月を要することなど、その非効率性が問題となっていた。そこで、88年法は、90年11月1日から児童扶養履行強制制度による養育費命令に対し、また、94年1月1日からは制度の利用に関係なくすべての養育費命令に対し、即時給与天引を義務づけた。連邦政府は、即時給与天引のためにオートメーションシステムの導入も推進しており、ハードウェアも含めてその費用の90%を州政府に償還している(95年10月1日まで)。
  - 23) 天引金額の誤り、ならびに、本人であることの実事確認についてのみ、異議を申立てること

ができる。

- 24) U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1991, p. 660 Table 1
- 25) U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement. 1989
- 26) 養育費全体（履行強制制度によらないものも含む）の平均受給額は、78年から85年までは実質減少しているが、85年から87年にかけては実質増加している。87年の平均受給額は2,710ドルで、これは受給した世帯の所得の約20%に相当し、養育費が家計に与える効果は決して小さくはない [CPR. 1990]。
- 27) 50ドルの支給は、AFDC 受給者の協力を奨励するために84年法で導入されたものである。なお、養育費が裁定額を超えて徴収された場合、その超過分は AFDC 受給家庭に支払われる。
- 28) U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement. 1989
- 29) Kahn, A.J. and S.B. Kamerman. 1988., OECD, 1990
- 30) 厚生省児童家庭局『昭和63年度 全国母子家庭等調査』

#### 参考文献

- Advisory Panel on Child Support Guidelines and R. Williams. 1987, *Development of Guidelines for Child Support Orders: Advisory Panel Recommendations and Final Report*, U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement.
- Garfinkel, I. and S. McLanahan. 1986, *Single Mothers and Their Children: A New American Dilemma*, Urban Institute Press.
- Garfinkel, I. and M.S. Melli. 1990, "The Use of Normative Standards in Family Law Decisions: Developing Mathematical Standards for Child Support," *Family Law Quarterly*, Vol. 24, No. 2, pp. 157-178.
- Kahn, A.J. and S.B. Kamerman. 1988, *Child Support*, SAGE.

- Katz, S.N. 1983, "A Historical Perspective on Child-Support Laws in the United States," Cassetty, J. ed. *Parental Child-Support Obligation*, pp. 17-33.
- Lewin/ICF. 1990, *Estimates of Expenditures on Children and Child Support Guidelines*, U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement.
- OECD. 1990, *Lone-Parent Families*, OECD Social Policy Studies No. 8.
- Takas, Marianne. 1991, *The Treatment of Multiple Family Cases Under State Child Support Guidelines*, U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement.
- U. S. Bureau of the Census. 1990, Current Population Reports (CPR), Series P-23, No. 167, *Child Support and Alimony: 1987*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. Bureau of the Census. 1990, Current Population Reports (CPR), Series P-20, No. 447, *Household and Family Characteristics: March 1990 and 1989*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement. 1989, *Child Support Enforcement Statistics, Fiscal Year 1989. Fortieth Annual Report to Congress for the Period Ending September 30, 1989*.
- U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1989 (a), *General Explanation of the Family Support Act of 1988*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1989 (b), *Child Support Enforcement Program: Policy and Practice*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1991, *Overview of Entitlement Programs, 1991 Green Book: Background Material and Data on Programs Within the Jurisdiction of the Com-*

*mittee on Ways and Means*. U. S. Government Printing Office.

White, K.R. and R.T. Stone. 1976, "A Study of Alimony and Child Support Rulings with Some Recommendations," *Family Law Quarterly*, Vol. 10, pp. 75-85.

Yee, L.M. 1979, "What Really Happens in

Child Support Cases : An Empirical Study of the Establishment and Enforcement of Child Support Awards in Denver District Court," *Denver Law Quarterly*, Vol. 57, pp. 21-68.

(しもえびす・みゆき 社会保障研究所研究員)

竹崎 孜著『生活保障の政治学』

(青木書店, 1991年)

岡沢憲芙著『スウェーデンの挑戦』

(岩波新書, 1991年)

伊藤 周平

I

スウェーデンでは、1991年秋の総選挙で社会民主党が敗退し、その政権交代の結果、ドラスチックな形での福祉政策の再編が進展していると聞く。周知のように、スウェーデンは、1960年代の経済成長の時期には、世界で最も先進的な福祉社会を建設した国として高く評価されてきたが、1970年代以降の先進諸国における経済成長の停滞と財政危機の到来という状況の中で、反福祉論者の格好の攻撃対象となった。いわゆる「スウェーデン・モデル」への評価は、現在、賞賛と批判が混在する複雑なものとなっており、福祉国家スウェーデンは、多くの問題を抱えつつ、その方向性を模索しているといえる。

とはいえ、よきにせよ、あしきにせよ、スウェーデンが先進諸国の中でも先駆的な福祉政策を展開してきたことは否定できず、日本でも、スウェーデンに関する概説書や研究書は枚挙にいとまがないほど出版されてきている。ここで取りあげる2つの著作も、スウェーデンの社会保障制度、生活保障のシステムについて論じたものであるが、単なる概説書にとどまらず、それを支えている理念、政治や社会のしくみに焦

点を当てている点に大きな特徴がある。その意味で、転換期にあるといわれている「スウェーデン・モデル」の実態と本質を知るうえでの格好の入門書といえよう。スウェーデンについては全く門外漢の評者が、専門家によるこうした著作を書評するのはいささか気がひけるが、福祉先進国スウェーデンの先駆的な試みから、我々が何を学び、何を今後に生かしうるかという観点から、両書の内容を紹介し、若干のコメントを加えてみたい。

II

竹崎孜著『生活保障の政治学』は、序章、1～4章、終章から構成されている。

序章で、社会保障の実現にとって、相応な社会的基盤の成立、とくに健全な社会経済と富と所得の再分配の機能が必要であることが強調された後、「1. 生活安定と向上の仕組み」では、家族の変容や高齢化といったスウェーデン社会の現状、さらに、スウェーデン社会政策の内容が紹介されている。もともと、スウェーデンは、19世紀には貧しい農業国であったが、20世紀に入って、世界でも有数の工業国、福祉先進国へと発展した。それを可能としたのは、いかなる理念であり、いかなる政治や社会のしくみであ

ったのが、この著作全体を通しての著者の問題関心となっている。

「2. 保障の法律と制度」は、次章とともに本書の中核的部分を占める章で、スウェーデンの社会保障の制度と体系が詳細に記述されている。まず、民主主義、平等、連帯といった社会政策の基本理念、公的サービス主義などの社会政策の機能を保障する制度が紹介され、ついで、スウェーデンの社会保障関係の法律、そして、保障の実際が所得保障、住宅事情、ケア・サービスに渡って概観されている。特に、ケア・サービスの分野では一極集中型から分散型のケア・サービスへの転換が進展していること、「社会保障と保護・措置とが無関係」(69頁)になっていることなど、スウェーデン福祉サービスの先進性をうかがわせるものが多い。また、スウェーデンでも高齢化が進展しているが、年金等の充実で、老後の自立した生活の継続が可能となっていると同時に、介護の問題についても、私的介護の社会的再評価の先例が存在している。老後に不安を感じる人が多く、介護もなかなか社会的に評価されにくい日本の現状とは大きく異なっているといえよう。

「3. 政治と法律の役割」では、こうしたスウェーデンの生活保障のシステムを支えている政治と行政の役割が述べられている。そのうえで、スウェーデンの総合的社会政策の成立には、社会民主党の役割が大きかったこと、社会保障政策に関して強力なナショナル・コンセンサスが形成されていることが力説されている。行政制度については、スウェーデンにおける国と地方公共団体の関係は、地方の自治権が強いヨコの関係になっており、その役割分担も明確になっているという特徴が挙げられている。一方、社会福祉の領域においては、かつて

はスウェーデンでも、高齢者や障害者などは、裁量と決定に重きをおく特別法の対象とされていたが、現在では、特別法が消え、国民全員に共通する一般法または普通法にとってかわられているとされる。そこには、ノーマライゼーション、インテグレーションの理念の徹底がある。次に、近年、日本でも議論が盛んになっている民間活力の導入とその範囲について、スウェーデンの現状が概説されている。筆者は、ボランティア活動がスウェーデンでは皆無に近く、また、期待もされていない理由として、サービス需要をほぼ満たす公的制度がシステムとして整備されていること、ボランティア活動が平等の原則に反することなどを挙げている。また、民間活力の導入についても、スウェーデンでは、公的責任を明確にした上で、主要部分を社会保障関連サービスに担わせることを前提に補足部分について行われているとしている。最後に、国際化と社会保障という現代的な問題が扱われ、スウェーデンの移民政策等について記述されている。

以上のようなスウェーデンの生活保障システムの特徴が概観された後、「4. 将来の展望」では今後の展望と課題が3点に渡って示されている。第1が、「量」の社会政策から「質」の社会政策への移行であり、第2が、職員の確保の問題、第3が、6時間労働と社会活動参加義務制の構想である。特に、今後の高齢化社会の進展の中で、日本においてもホーム・ヘルパーや福祉職員の確保は深刻な問題となると考えられるが、労働条件の改善にとどまらず、働きやすい職場にするために、職員を小グループに再編し、徹底した権限の分散、自己決定方式を導入したスウェーデンの試みは大きな参考となろう。

終章では、先進的な生活保障制度を実現させてきたスウェーデン社会のノウハウから学ぶべきものは何か、政治と行政の領域に渡って述べられている。政治面では、社会保障の範囲と水準を決定するのはあくまでも政治であり、選挙などの政治的参加を怠らないこと、行政面では、制度や事務手続の簡略化、権限の分散、公的部門における計画性、コストの計算や把握を明確にすることの重要性が主張されている。そのうえで、スウェーデンとの比較において、日本では、経済力を生活向上のために置き換える社会的メカニズムが不在であることが指摘されている。結論として、サービスを提供する住民とサービスを用意する行政体とのあいだに介在する「政治」の重要性が強調されており、『生活保障の政治学』という標題もこの点に由来すると考えられる。

### III

岡沢憲芙著『スウェーデンの挑戦』は、序章、第1～4章、終章の6章構成となっている。本書の主題は、著者が「はしがき」でも述べているように、スウェーデンの先進的な福祉社会がどのようにして建設されてきたのか、現在、いかなる課題に直面しているかを明らかにすることにあり、『生活保障の政治学』の著者とほぼ同様の問題関心に立っているといえるが、政治史・社会史についての記述が詳しいのが特徴である。

まず、序章では、福祉大国スウェーデンへの評価が多様であることが紹介され、スウェーデンが、高齢化、国際化、高度情報化といった政策課題にいち早く取り組んだ貴重な経験を提供してくれる実験室であり、知識と情報の保管所であることが強調されている。著者の意図は、

単なるスウェーデンの歴史と現状の紹介にとどまらず、スウェーデンの先駆的な試みを検討することを通じて、現代の政策課題の解決の展望をさぐろうという、きわめて現代的、実践的なものである。

第1章「貧しい農業国から豊かな先進福祉国家へ」では、19世紀末から1960年代までのスウェーデンの歴史が政治史を中心に概観されている。ここでは、事実の記述が主であるが、スウェーデンが貧しい農業国から先進的な福祉国家に発展した政治的要因として、著者が特に強調しているのが、社会民主党と全国組合組織LOとの強力な連携による積極的な社会政策の展開であり、「コンセンサス・ポリティックス」と呼ばれる合意形成型の政権運用技法であることは、『生活保障の政治学』の内容とも共通する点であり、注目される。

第2章「福祉社会の理念と構造」では、「スウェーデン・モデル」という概念が、福祉政策だけではなく、スウェーデン型社会運営方式の全体を指して使われていること、その特徴として、包括的な福祉システム、平和的・協調的な労働市場、合意形成を優先させる政治課題解決技法等が挙げられている。ついで、スウェーデン福祉社会の基礎理念が、自由、平等、機会均等、平和、安全、安心感、連帯感・共同、公正という8つに渡って考察され、そうした理念に立脚したスウェーデンの社会政策の具体的な姿が、労働環境、高齢者対策、在住外国人対策について各論的に記述されている。特に労働環境について、最低5週間から12週間にまでに及ぶ有給休暇、それがほぼ100%消化される労働環境、男女機会均等の徹底と女性の稼働率の高さ、それを可能にする女性の労働環境の整備、機会均等オンブズマン、残業なしの週40時間労働と時間



短縮への努力などの記述に接する時、過労死が社会問題とまでなっているのに、何ら有効な対策が立てられていない日本の労働環境との相違を痛感するのは、評者だけであろうか。

第3章「スウェーデン政治のメカニズム」では、こうした先進的な福祉社会を支えている政治のしくみについて論じられている。著者は、スウェーデン政治の特徴として、社会民主党機軸の連合政権、労働組合 LO と社民党の複合体を挙げ、それらが「巨大な権力複合体を形成しており、その基盤が揺るがない限り、(社民党が)たとえ一時的に政権の座からおりることがあっても、スウェーデン政治の駆動装置として機能し続けるであろう」(126-127頁)と強調している。合意形成型の政権運用技術の存在は、スウェーデン政治における民主主義の定着度の高さを意味しているといえよう。

第4章「苦悩する生活大国」では、1970年代以降、しだいに行き詰まり、苦悩している「スウェーデン・モデル」の姿が如実に描かれている。著者は「スウェーデン・モデル」の行き詰まりの原因として、パブリック・セクターの肥大化、テクノロジー特権の崩壊、石油危機以降の膨張主義経済と国際競争力の低下、及び労働意欲や経営意欲の低下等を挙げている。こうした70年代の「スウェーデン・モデル」の危機は、1976年選挙での社民党の敗退をもたらし、中央党を中心とする野党の三党連合政権が樹立されるが、著者の指摘する強固な社民党-労働組合 LO の権力複合体の存続は、1982年選挙での社民党の政権奪回を可能にした。とはいえ、1986年のパルメ首相の暗殺、その後の1988年の選挙は、コンセンサスの政治から対立の政治への移行、さらには「スウェーデン・モデル」の地殻変動を予感させることとなった。

終章「どこへ行く『未来社会・スウェーデン』」では、転換期にある「スウェーデン・モデル」の将来が展望されている。「スウェーデン・モデル」の変動過程を論ずるにあたり、著者は、3つの社会変化を指摘している O.ルインの議論を引用している。すなわち、伝統的な政治参加スタイルの変質、国家レベルでの大政治の関心の希薄化、既成政党への忠誠心の低下と新しい政治組織の大量発生という3つである。それらの変化要因は、合意形成型の政権運用技法を基礎とする「スウェーデン・モデル」そのものの崩壊をもたらす危険性を内在していると考えられ、無視できないものである。また、福祉予算は依然として財政を圧迫しており、パブリック・セクターの肥大化は著しく、納税者、経営者の投資意欲は減退せざるをえず、スウェーデン国内での産業空洞化が進展しつつある。こうした状況を踏まえ、著者は、近い将来の政権交代を予言しつつも(それは、1991年秋の選挙で現実のものとなったが)、スウェーデンの今後を「フロンティア国家のノーマリゼーリング」(207-208頁)の実験と結んでおり、その問題解決能力に一定の期待を寄せているように思われる。

#### IV

以上のような内容を持つ両書の著者がともに主張しているのは、すでに何度か指摘したように、スウェーデンの先進的な社会保障制度を支えている「コンセンサス・ポリティックス」と呼ばれる合意形成型の政治システムの存在である。『生活保障の政治学』では、主として制度的観点から、『スウェーデンの挑戦』では、主として政治史・社会史的な観点から、このことが実証的に立証されている。その意味で、いずれも、

福祉国家スウェーデンの姿をその政治や社会のあり方にまで踏み込んで分析した力作であるといえよう。以上の概要を念頭に置いたうえで、評者なりに2, 3コメントを加えて結びとした。

第1に、両書とも、スウェーデンの社会政策や社会保障制度を支える基礎理念が紹介されているが、理念の単なる羅列や解説にとどまらず、その理念がいかなる背景のもとで生まれてきたのか、民主主義思想や人権思想とどのように関連するのかについての言及がもう少しほしかったように思う。特に近年、社会的ハンディキャップを持った人の自己決定権ということが社会福祉の分野で強調されるようになってきており、この点は、見逃せない論点であると考えられる。

第2に、スウェーデンの現状と日本の現状との相違を指摘する箇所が、両書の随所にみられるが、スウェーデンのように民主主義や福祉理念の十分な定着がみられない日本において、スウェーデン的な試みは果たしてどこまで可能なのか、より突っ込んだ分析が必要ではなかったかと思われる。

第3に、先に、『スウェーデンの挑戦』が、スウェーデンの先駆的な試みを検討することを通じて、現代の政策課題の解決の展望をさぐろうという現代的、実践的な意図を持った著作と述べたが、この試みは必ずしも十分なされている

とはいいがたい。両書とも、スウェーデンをはじめとする現代の福祉国家が抱えている諸問題への分析がやや不十分であるからである。現代の福祉国家の抱える諸問題を評者なりに列挙してみると、生態系の危機、いわゆる「労働社会」のゆらぎ、既存の政治システムの動揺と「新しい社会運動」の台頭などが挙げられよう。そして、岡沢氏が指摘しているように、現代のスウェーデン社会では「スウェーデン・モデル」の安定装置であったブロック政治が変化吸収力を低下させ、合意形成がそれだけ難しくなっている一方で、重要な課題が山積みされており、旺盛な合意形成力が要請されていると考えられるが、そのことは、他の先進諸国にも該当するだろう。「スウェーデン・モデル」型の合意形成装置は、さまざまな課題に直面している現代の福祉国家における有効な合意形成システムになりうるのか否か、特に EC の政治的統合が具体的日程にのぼっている現在、この点について、両著者の見解と展望を知りたいところである。もっとも、スウェーデンの生活保障システムの解明に主眼を置いている両書にそこまでを要求するのは酷かもしれない。これらの論点は、むしろ、今後のわれわれの研究課題として残されているといえよう。

(いとう・しゅうへい 社会保障研究所研究員)

## 海外社会保障關係文獻目錄

1992年1月~3月 社会保障研究所圖書室受入分

### 社会保障・社会政策一般

#### 単行本

- Adler, Michael et al. ed.  
*Sociology of social security*  
Edinburgh, Edinburgh University Press,  
1991  
vi, 314p 23 cm.
- Betten, Lammy ed.  
*Future of European social policy* 2d ed.  
Deventer, Kluwer Law and Taxation  
Publishers, 1991  
xxi, 250p 25 cm.
- Kleinhenz, Gerhard ed.  
*Sozialpolitik im vereinten Deutschland 1*  
Berlin, Duncker & Humblot, 1991  
139p 23 cm.
- Mitchell, Deborah  
*Income transfers in ten welfare states.*  
Aldershot, Avebury, 1991  
241p 23 cm.
- 專門誌
- Berlinguer, Giovanni  
The welfare state, class, and gender.  
*Internat. J. of Health Services* 22 (1) 1992,  
p. 45-51.
- Cantillon, Bea  
Mutations socio - demographiques et  
securité sociale. *Droit soc.* (2) fév. 1992,  
p. 150-58.
- Chamberlayne, Prue  
New directions in welfare? France, West  
Germany, Italy and Britain in the 1980s.  
*Critical Soc. Poli.* (33) Winter 1991-92, p. 5-  
21.
- Dupuis, Jean-Marc  
Le financement de la protection sociale en  
France : 45 ans de projets de reforme. *Droit  
Soc.* (2) fév. 1992, p. 100-07.
- Edin, Kathryn  
Surviving the welfare system : how AFDC  
recipients make ends meet in Chicago. *Soc.  
Problems* 38 (4) Nov. 1991, p. 462-74.
- Every, Jo Van  
Who is 'the family'? the assumptions of  
British social policy. *Critical Soc. Poli.* (33)  
Winter 1991-92, p. 62-75.
- Graycar, Adam/Jamrozik, Adam  
Welfare and the State in Australia. *Soc.  
Poli. & Admin.* 25 (4) Dec. 1991, p. 271-83.
- Gregorio, José de  
Welfare costs of inflation, seigniorage, and  
financial innovation. *IMF Staff papers* 38  
(4) Dec. 1991, p. 675-704.
- Libault, Dominique  
Le financement de la sécurité sociale après  
la contribution sociale generalisée. *Droit  
soc.* (2) fév. 1992, p. 108-14.

- Lightman, Ernie S.  
Social assistance in a shrinking Canadian welfare state. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 44 (1-2) 1991, p. 111-20.
- Liu, Lillian  
Social security for state-sector workers in the People's Republic of China : the reform decade and beyond. *Soc. Sec. Bull.* 54 (10) Oct. 1991, p. 2-16.
- Marie, Etienne  
Le parlement et la sécurité sociale. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 284-94.
- Meier, Utta  
La politique sociale et familiale en Allemagne. Les évolutions depuis la réunification. *Rev. franç. des Affaires soc.* 45 (3) jui. - sep. 1991, p. 95-111.
- Perl, G.  
L'interprétation des instruments de coordination de sécurité sociale. *Rev. belge de Sec. soc.* 33 (8-9) août. - sep. 1991, p. 459 - 78.
- Piachaud, David  
Social policy beyond the social services. *Policy Studies* 12 (4) Winter 1991, p. 47-52.
- Pierre, Robert G.St./Puma, Michael J.  
Controlling federal expenditures in the national school lunch program : the relationship between changes in household eligibility and federal policy. *J. of Pol. Anal. & Mgmt.* 11 (1) Winter 1992, p. 21-41.
- Plaschke, Jürgen  
Die Sozialpolitik in den Monaten September, Oktober, November, Dezember 1991 und ein sozialpolitischer Rückblick auf das Jahr 1991. *Nachrichten Dienst* 72 (2) Feb. 1992, p. 40-44.
- Puidak, Peter  
Social security implications of a reunified Germany. *Soc. Sec. Bull.* 54 (12) Dec. 1991, p. 30-35.
- Saint-jours, Yves  
La protection sociale complémentaire d'entreprise. *Droit soc.* (2) fév. 1992, p. 141-49.
- South, Scott J.  
Age structure and public expenditures on children. *Soc. Sci. Quart.* 72 (4) Dec. 1991, p. 661-75.
- Steiner, J.M.  
Social security for EC migrants. *J. of Soc. Welfare & Family Law* (1) 1992, p. 33-47.
- Svallfors, Stefan  
The politics of welfare policy in Sweden : structural determinants and attitudinal cleavages. *British J. of Sociology* 42 (4) Dec. 1991, p. 609-34.
- Titterton, Mike  
Managing threats to welfare : the search for a new paradigm of welfare. *J. of Soc. Poli.* 21 (1) Jan. 1990, p. 1-23.
- Urbanetz, H  
Modalités de conservation des droits et de calcul des prestations dans la convention européenne de sécurité sociale et autres instruments de coordination. *Rev. belge de Sec. soc.* 33 (6-7) juin-juil 1991, p. 347-73.
- Voirin, Michel  
Social security and the European internal market : what kind of Community

measures for 1993?. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 44 (1-2) 1991, p. 41-73.

Yakushev, L.P.

New approaches to social security provision in the USSR. *Internat. Lab. Rev.* 130 (3) 1991, p. 329-37.

Zweig, Gerhard

Anmerkungen zum Sicherungswert einer Pflegeversicherung. *Soz. Fortschritt* 40 (11) Nov. 1991, p. 259-61.

## 社会保険

### 単行本

Glaser, William A.

*Health insurance in practice: international variations in ...*

San Francisco, Jossey-Bass Publishers, 1991

xix, 542p 26 cm.

### 専門誌

Cornwell, Christopher et al.

Opportunistic behavior by firms in implicit pension contracts. *J. of Human Resources* 26 (4) Fall 1991, p. 704-25.

Creutz, Helmut

Survivors' pensions and death benefits: current issues and future perspectives. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 44 (1-2) 1991, p. 95-109.

Durin, Francois

Regimes surcomplementaires et fonds de pension. *Droit soc.* (2) fév. 1992, p. 136-40.

Faupel, Georg

Rentenüberleitungsgesetz: Ein Schritt für weitere Reformen. *Soz. Sicherheit* 40 (10) Okt. 1991, p. 299-303.

Glombik, Manfred

Gesetzliche Rentenversicherung und Zusatz- und Sonderversorgungssysteme der früheren DDR. *Rentenversicherung* 32 (10) Okt. 1991, p. 186-89.

Kangas, Olli

Politics of Universalism: the case of Finnish sickness insurance. *J. of Soc. Poli.* 21 (1) Jan. 1990, p. 25-52.

Luzadis, Rebecca A./Mitchell, Olivia S.

Explaining pension dynamics. *J. of Human Resources* 26 (4) Fall 1991, p. 679-703.

Marburger, Horst

Rentenreform: Neue Hinzuverdienstgrenzen für Rentner. *Rentenversicherung* 32 (10) Okt. 1991, p. 181-86.

Ruland, Franz

Europäische Binnenwanderung und europäischer binnenmarkt-Konsequenzen für die gesetzliche Rentenversicherung. *Rentenversicherung* 32 (11) Nov. 1991, p. 201-08.

Schewe, Dieter

Rente vor Reha?/Reha vor Rente?: Der Zugang zur Rehabilitation in der Rentenversicherung. *Soz. Fortschritt* 40 (10) Okt. 1991, p. 239-42.

Seburn, Patrick W.

Evolution of employer-provided defined benefit pensions. *Mthly. Lab. Rev.* 114 (12) Dec. 1991, p. 16-23.

Voß, Herbert

Das deutsche rentenverfahren nach euro-  
päischem Recht unter Berücksichtigung  
der Besonderheiten zwischen Deutschland  
und Belgien. *Rentenversicherung* 33 (1) Jan.  
1992, p. 8-16.

Weaver, Carolyn L.

Reassessing federal disability insurance.  
*Pub. Interest* (106) Winter 1992, p. 108-21.

## 社会福祉

### 単行本

Adam, Jan ed.

*Economic reforms and welfare systems in  
the USSR, Poland, and Hungary...*

London, Macmillan, 1991

xv, 182p 22 cm.

Blau, David M. ed.

*Economics of child care*

New York, Russell Foundation, 1991

xi, 192p 24 cm.

Brown, Hilary/Smith, Helen ed.

*Normalisation : a reader for the nineties*

London, Routledge, 1992

xxii, 189p 22 cm.

Moroney, Robert M.

*Social policy and social work : critical  
essays on the welfare...*

New York, Aldine de Gruyter, 1991

xiii, 257p 24 cm.

Palme, Joakim

*Pension rights in welfare capitalism : the  
development of ...*

Edsbruk, Inst. for Social Forskning, 1990

viii, 187p 24 cm.

Room, Graham ed.

*Towards a european welfare state ?*

Bristol, SAUS publications, 1991

282p 22cm.

Stoesz, David/Karger, Howard Jacob

*Reconstructing the American welfare state*

Lanham, Rowman & Littlefield Publishers,  
1992

xxix, 197p 24 cm.

Veiel, Hans O.F./Baumann, Urs ed.

*Meaning and measurement of social  
support...*

New York, Hemisphere Publishing  
Corporation, 1992

xiv, 327p 24 cm.

Wilson, Thomas/Wilson, Dorothy ed.

*State and social welfare : the objectives of  
policy*

London, Longman, 1991

311p 24 cm.

Wuthnow, Robert ed.

*Between states and markets : the voluntary  
sector in...*

Princeton, Princeton University Press, 1991

318p 24 cm.

### 専門誌

Albert, Steven M.

Cognition of caregiving tasks : multi-  
dimensional saling of the caregiver task  
domain, *Gerontologist* 31 (6) Dec. 1991,  
p. 726-34.

Alperin, Diane Elias

Family service agencies : responding to  
change in a conservative decade. *Families*

- in Society* 73 (1) Jan. 1992, p. 32-39.
- Bass, David M. et al.  
 Predisting the volume of health and social services: integrating cognitive impairment into the Modified Andersen Framework. *Gerontologist* 32 (1) Feb. 1992, p. 33-43.
- Buhr, Petra/Voges, Wolfgang  
 Eine Ursache kommt selten allein ... *Soz. Fortschritt* 40 (11) Nov. 1991, p. 261-70.
- Collins, Dr. Rosemary/Macleod, Alison  
 Children first? Welfare reports in unmarried parent cases. *J. of Soc. Welfare & Family Law* (6) 1991, p. 442-53.
- Dattalo, Patrick/Benda, Brent B.  
 Providers of services to the homeless: problems and prospects. *Admin. in Soc. Work* 15 (3) 1991, p. 105-19.
- Deutscher Verein für öffentliche und private Fürsorge  
 Referntenentwurf eines Ersten Gesetzes zur Änderung des Kinder - und Jugendhilfegesetzes sowie die stellungnahme des Deutschen Vereins. *Nachrichten Dienst* 71 (12) Dez. 1991, p. 401-10.
- Dreßler, Rudolf  
 Die Position der SPD-Bundestagsfraktion zur gesetzlichen Pflegeversicherung. *Nachrichten Dienst* 71 (12) Dez. 1991, p. 419-21.
- EGgebeen, David J./Lichter Daniel T.  
 Race, family structure, and changing poverty among American children. *Amer. Sociolo. Rev.* 56 (6) Dec. 1991, p. 801-17.
- Elliott, Doreen  
 Substitute family care for children in Britain. *Soc. Ser. Rev.* 65 (4) Dec. 1991, p. 564- 81.
- Frank, Werner  
 Zur Absicherung des Risikos der Pflegebedürftigkeit. Die Position des Deutschen Vereins. *Nachrichten Dienst* 71 (12) Dez. 1991, p. 411-15.
- Gormley Jr., William T.  
 Day care in a Federal system. *Soc. Ser. Rev.* 65 (4) Dec. 1991, p. 564-81.
- Hadfield, Brigid/Lavery, Ruth  
 Public and private law controls on decisionmaking for children. *J. of Soc. Welfare & Family Law* (6) 1991, p. 454-68.
- Herbert, Margot D./Mould, John W.  
 Advocacy role in public welfare. *Child Welfare* 71 (2) Mar./Apr. 1992, p. 114-30.
- Hess, Peg et al.  
 Family connection center: an innovative visiting Program. *Child Welfare* 71 (1) Jan./Feb. 1992, p. 77-89.
- Hutchison, Elizabeth D.  
 Child welfare as a woman's issue. *Families in Society* 73 (2) Feb. 1992, p. 67-77.
- Jung, Karl  
 Die Position des Bundesministeriums für Arbeit und Sozialordnung zur gesetzlichen Pflegeversicherung. *Nachrichten Dienst* 71 (12) Dez. 1991, p. 415-18.
- Latting, Jean Kantambu  
 Eight myths on motivating social services workers: theory-based perspectives. *Admin. in Soc. Work* 15 (3) 1991, p. 49-66.
- Litvin, Sandra J.  
 Status transitions and future outlook

as determinants of conflict: the caregiver's and care receiver's perspective.

*Gerontologist* 32 (1) Feb. 1992, p. 68-76.

Maume, Jr. David J.

Child-care expenditures and women's employment turnover. *Soc. Forces* 70 (2) Dec. 1991, p. 495-508.

Nash, James et al.

Level of parental involvement on early childhood intervention teams. *Families in Society* 73 (2) Feb. 1992, p. 93-99.

Orfield, Gray

Cutback policies, declining opportunities, and the role of social service providers: the social service review lecture. *Soc. Ser. Rev.* 65 (4) Dec. 1991, p. 516-30.

Pecora, Peter J. et al.

Intensive home-based family preservation services: an update from the FIT project. *Child Welfare* 71 (2) Mar./Apr. 1992, p. 177-88.

Rhodes, Margaret L.

Social work challenges: the boundaries of ethics. *Families in Society* 73 (1) Jan. 1992, p. 40-47.

Smith, Roger

Child care: welfare, protection or rights?. *J. of Soc. Welfare & Family Law* (6) 1991, p. 469-81.

Takeuchi, David T. et al.

Economic stress in the family and children's emotional and behavioral problems. *J. of Marriage & the Family* 53 (4) Nov. 1991, p. 1031-41.

Taylor, Joseph et al.

Managing mergers of human service agencies: people, programs, and procedures. *Child Welfare* 71 (1) Jan./Feb. 1992, p. 37-52.

Thompson, Penny R./Molyneaux, Nancy J. Enforcing child care standards. *Pub. Welfare* 50 (1) Winter 1992, p. 20-25.

Verstraeten, J.

Le financement du secteur des allocations familiales. *Rev. belge de Sec. soc.* 33 (8-9) août. -sep. 1991, p. 503-21.

## 高齢者問題

### 単行本

Jamieson, Anne ed.

*Home care for older people in Europe: a comparison of ...*

Oxford, Oxford University Press, 1991  
356p 24 cm.

Ludwig, Frederic C.P.... ed.

*Life span extension: consequences and open questions*

New York, Springer Publishing Company, 1991

xi, 160p 23 cm.

Pacolet, Jozef/Wilderom, Celeste ed.

*Economics of care of the elderly*

Aldershot, Avebury, 1991

xx, 221p 22 cm.

### 専門誌

Baum, Martha/Page, Mary

Caregiving and multigenerational families.

*Gerontologist* 31 (6) Dec. 1991, p. 756-61.



- Collins, Clare et al.  
 Assessment of the attitudes of family caregivers toward community service. *Gerontologist* 31 (6) Dec. 1991, p. 756-61.
- Gibbs, Ian  
 Income, capital and the cost of care in old age. *Ageing & Soc.* 11 (4) Dec. 1991, p. 373-97.
- Hendricks, Jon/Leedham, Cynthia A.  
 Toward a political and moral economy of aging : an alternative perspective. *Internat. J. of Health Services* 22 (1) 1992 p. 125-37.
- Jack, Raymond  
 Social services and the ageing population. *Soc. Poli. & Admin.* 25 (4) Dec. 1991, p. 284-99.
- Karolus, Stefan  
 Altenhilfe als gemeinwesenorientierter Ansatz ein kleiner, aber hoffnungsvoller Versuch im ortenaukreis. *Nachrichten Dienst* 72 (2) Feb. 1992, p. 53-56.
- Minkler, Meredith/Cole, Thomas R.  
 The political and moral economy of aging : not such strange bedfellows *Internat. J. of Health Services* 22 (1) 1992 p. 113-24.
- Radner, Daniel B.  
 Changes in the incomes of age groups, 1984-89. *Soc. Sec. Bull.* 54 (12) Dec. 1991, p. 2-18.
- Washington, D.C., The Brookings Institution, 1991  
 xiii, 158p 24 cm.
- Bole, Thomas J./Bondeson, William B. ed.  
*Right to health care*  
 Dordrecht, Kluwer Academic Publishers, 1991  
 380p 23 cm.
- Cohen, David R./Henderson, John B.  
*Health, prevention and economics*  
 Oxford, Oxford University Press, 1991  
 vii, 175p 24 cm.
- Frech, H.E. III ed.  
*Regulating doctors' fees : competition, benefits, & controls.*  
 Washington, D.C., The AEI Press, 1991  
 xviii, 446p 24 cm.
- Loveridge, Ray/Starkey, Ken ed.  
*Continuity and Crisis in the NHS : the politics of design ...*  
 Buckingham, Open University Press, 1992  
 xv, 237p 24 cm.
- Rhodes, Robert P.  
*Health care politics, policy, and distributive justice...*  
 New York, State Univ. of New York, 1992  
 viii, 339p 24 cm.

保健・医療

単行本

- Aaron, Henry J.  
*Serious and unstable condition : financing America's health ...*
- Birch, Stephen  
 Health care funding. *Soc. Poli. & Admin.* 25 (4) Dec. 1991, p. 300-10.
- Björas, Gunilla  
 Can a community development model be used for health programmes in an

- industrialized country?. *Health Planning and Management* 6 (3) Jul. - Sep. 1991, p. 209-19.
- Blomqvist, Ake  
Doctor as double agent: information asymmetry, health insurance, and medical care. *J. of Health Econ.* 10 (4) 1991, p. 411-32.
- Burke, Thomas P.  
Alternatives to hospital care under employee benefit plans. *Mthly. Lab. Rev.* 114 (12) Dec. 1991, p. 9-15.
- Cichon, Michael  
Health sector reforms in Central and Eastern Europe: paradigm reversed?. *Internat. Lab. Rev.* 130 (3) 1991, p. 311-27.
- Clarke, Lee/Estes, Carroll L.  
Sociological and economic theories of markets and nonprofits: evidence from home health organizations. *Amer. J. of Sociol.* 97 (4) Jan. 1992, p. 945-69.
- Halseth, Greg/Rosenberg, Mark W.  
Locating emergency medical services in small town and rural settings. *Socio-Econ. Plan. Sci.* 25 (4) 1991, p. 295-304.
- Imershein, Allen W. et al.  
Restructuring Patterns of elite dominance and the formation of state policy in health care. *Amer. J. of Sociol.* 97 (4) Jan. 1992, p. 970-93.
- Moreau, Yannick  
Depenses de santé: un regard international. *Droit soc.* (2) fév. 1992, p. 115-24.
- Personick, Martin E. et al.  
Profiles in safety and health: fabricated structural metal. *Mthly. Lab. Rev.* 114 (12) Dec. 1991, p. 3-8.
- Pescosolido, Bernice A.  
Beyond rational choice: the social dynamics of how people seek help. *Amer. J. of Sociol.* 97 (4) Jan. 1992, p. 1096-138.
- Rodriguez, Josep A.  
Struggle and revolt in the spanish health policy process: the changing role of the medical profession. *Internat. J. of Health Services* 22 (1) 1992 p. 19-44.
- Ruggie, Mary  
Paradox of liberal intervention: health policy and the American welfare state. *Amer. J. of Sociol.* 97 (4) Jan. 1992, p. 919-44.
- Semrau, Peter  
Günstige Finanzentwicklung. *Bundesarbeitsblatt* (12) Nov. 1991, p. 10-14.

## 雇用と失業

### 専門誌

- Atkinson, Anthony B./Micklewright, John  
Unemployment compensation and labor market transitions: a critical review. *J. of Econ. Lit.* 29 (4) Dec. 1991, p. 1679-727.
- Barbier, Jean-Claude et al.  
La mesure du chômage: repères pour un débat complexe. *Rev. Franç. des Affaires soc.* 45 (3) jui. -sep. 1991, p. 131-49.
- Blackaby, D.H. et al.  
Unemployment, duration and wage determination in the UK evidence from the FES 1980-86. *Oxford Bull. of Econ. &*

- Statist.* 53 (4) Nov. 1991, p. 377-99.
- Bridges, William P./Villemez, Wayne J.  
Employment relations and the labor market: integrating institutional and market perspectives. *Amer. Sociolo. Rev.* 56 (6) Dec. 1991, p. 748-64.
- Clark, Robert L./Ogawa, Naohiro  
The effect of mandatory retirement on earnings profiles in Japan. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 45 (2) Jan. 1992, p. 258-66.
- Deakin, Simon/Wilkinson, Frank  
Social policy and economic efficiency: the deregulation of labour market in Britain. *Critical Soc. Poli.* (33) Winter 1991-92, p. 40-61.
- Dex, Shirley/Walters, Patricia  
Franco-British comparisons of women's labour supply and the effects of social policies. *Oxford Econ. Papers* 44 (1) Jan. 1992, p. 89-112.
- Dorion, Georges  
Accidents du travail et maladies professionnelles: l'adaptation aux réalités d'aujourd'hui. *Droit soc.* (2) fév. 1992, p. 128-35.
- Evans, M.D.R./Kelley, Jonathan  
Prejudice, discrimination, and the labor market: attainments of immigrants in Australia. *Amer. J. of Sociol.* 97 (3) Nov. 1991, p. 721-59.
- Fields, Judith/Wolff, Edward N.  
The decline of sex segregation and the wage gap, 1970-80. *J. of Human Resources* 26 (4) Fall 1991, p. 608-22.
- Frick, Bernd  
Verlaufsanalysen zur Bershäftigungs (in) stabilität Schwerbehinderter. *Soz. Fortschritt* 40 (11) Nov. 1991, p. 270-75.
- Humbert, François  
La rupture du contrat de travail pour inaptitude physique du salarié. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 244-49.
- Jones, Loring P.  
Unemployment: the effect on social networks, depression, and reemployment opportunities. *J. of Soc. Ser. Res.* 15 (1-2) 1991, p. 1-22.
- Klein, Peter et al.  
Chancengleichheit in der Hilfe zur Arbeit?. *Nachrichten Dienst* 71 (11) Nov. 1991, p. 386-91.
- Lawlor, Michael S.  
Keynes, Meltzer and involuntary unemployment: the intensional and extensional logic of definitions. *Rev. of Soc. Econ.* 49 (3) Fall 1991, p. 317-38.
- Mazeaud, Antoine  
Le licenciement en cas de maladie prolongée ou d'inaptitude physique d'origine non professionnelle. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 234-40.
- Osterman, Paul  
Welfare participation in a full employment economy. *Soc. Problems* 38 (4) Nov. 1991, p. 475-91.
- Sauret, Alain  
La gestion prévisionnelle de l'emploi: aspects juridiques. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 253-58.
- Savatire, Jean

Droit disciplinaire conventionnel et droit disciplinaire legal. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 227-31.

Silvestri, George/Lukasiewicz, John

Occupational employment projections. *Mthly. Lab Rev.* 114 (11) Nov. 1991, p. 64-94.

Soubie, Raymond

Cause du déclin syndical. *Droit soc.* (1) jan. 1992, p. 11-15.

Spyropoulos, Georges

Le droit du travail à la recherche d'un nouvel équilibre entre le social et l'économique. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 259-64.

Supiot, Alain

La réglementation patronale de l'entreprise. *Droit soc.* (3) mar. 1992, p. 215-26.

Swaim, Paul/Podgursky, Michael

The distribution of economic losses among displaced workers: A replication. *J. of Human Resources* 26 (4) Fall 1991, p. 742-55.

Valletta, Robert G.

Job tenure and joblessness of displaced workers. *J. of Human Resources* 26 (4) Fall 1991, p. 726-41.

Wöhrl, H.G.

Situation und Eingliederungschancen von Langzeiterbeitslosen älteren Schwer behinderten. *Soz. Fortschritt* 40 (11) Nov. 1991, p. 275-79.

## 貧困問題

単行本

Handler, Joel F./Hasenfeld, Yeheskel

*Moral construction of poverty: welfare reform in America*

Newbury Park, Sage Publications, 1991  
vii, 269p 22 cm.

## 専門誌

Aponte, Robert

Urban Hispanic poverty: disaggregations and explanations. *Soc. Problems* 38 (4) Nov. 1991, p. 516-28.

Barthe, Marie-Annick

Pauvretés et Etat-Providence; l'approche du Comité mendicité en 1791. *Rev. franç. des Affaires soc.* 45 (3) jui. -sep. 1991, p. 167-86.

Bohanon, Cecil

Economic correlate of homelessness in sixty cities. *Soc. Sci. Quart.* 72 (4) Dec. 1991, p. 817-25.

Borooah, Vani K./McGregor, Patrick

The measurement and decomposition of poverty: an analysis based on the 1985 family expenditure survey for northern Ireland. *Manchester School* 59 (4) Dec. 1991, p. 357-77.

Bürger, Ulrich

Soziale Integration durch Heimerziehung-Wunschdenken oder realistische Perspektive?. *Nachrichten Dienst* 71 (12) Dez. 1991, p. 429-34.

Pressman, Steven

Keynes and antipoverty policy. *Rev. of Soc. Econ.* 49 (3) Fall 1991, p. 365-82.

Ravallion, Martin et al.

Quantifying absolute poverty in the

developing world. *Rev. of Income & Wealth* 37 (4) Dec. 1991, p. 345-61.

Santiago, Anne M./Wilder, Margaret G.

Residential segregation and links to minority poverty: the case of Latinos in the United States. *Soc. Problems* 38 (4) Nov. 1991, p. 492-515.

Walker, Alan

The persistence of poverty under welfare states and the prospects for its abolition. *Internat. J. of Health Services* 22 (1) 1992, p. 1-17.

## 家族問題

### 専門誌

Asmussen, Linda/Larson, Reed

The quality of family time among young adolescents in single-parent and married-parent families. *J. of Marriage & the Family* 53 (4) Nov. 1991, p. 1021-30.

Betson, David et al.

Trade-offs implicit in child-support guidelines. *J. of Pol. Anal. & Mgmt.* 11 (1) Winter 1992, p. 1-20.

Bodzinsky, David M./Brozinsky, Anne B.

Impact of family structure on the adjustment of adopted children. *Child Welfare* 71 (1) Jan./Feb. 1992, p. 69-76.

Kingson, Eric R.

The greying of the baby boom in the United States: framing the policy debate. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 44 (1-2) 1991, p. 5-26.

Laitner, John

Modeling marital connections among

family lines. *J. of Poli. Econ.* 99 (6) Dec. 1991, p. 1123-41.

McGregor, P.P.L./Borooah, V.K.

Is low spending or low income a better indicator of whether or not a household is poor: some results from the 1985 family expenditure survey. *J. of soc. Poli.* 21 (1) Jan. 1990, p. 53-69.

Morgan, S. Philip

Late nineteenth- and early twentieth-century childlessness. *Amer. J. of Sociol.* 97 (3) Nov. 1991, p. 779-807.

## 住宅問題

### 専門誌

Khadduri, Jill/Nelson, Kathryn P.

Targeting housing assistance. *J. of Pol. Anal. & Mgmt.* 11 (1) Winter 1992, p. 21-41.

## 統計類

### 単行本

Central Statistical Office

*Family spending 1990*

London, HMSO, 1991

viii, 123p 30 cm.

OECD. Dept. of Economics and ...

*National accounts 1960-1990 vol. 1: main aggregates*

Paris, OECD, 1992

157p 32 cm.

U.N. Economic Commission for...

*Economic survey of Latin America and the Caribbean 1989*

Santiago, U.N., 1991

678p 26 cm.

その他

単行本

Doyal, Len/Gough, Ian

*Theory of human need*

Hong Kong, Macmillan, 1991

xvi, 365p 24 cm.

# 『海外社会保障情報』(第1号～第100号) 総索引

## I. 総目次

### 第1号 (January 1968)

〈発刊に際して〉(山田雄三)

〈各国のトピックス〉

イギリス——チャイルド・ポパティ(田中 寿)

フランス——社会保障改革の動向(田中 寿)

アメリカ——公的扶助の現状をめぐって(田中 寿)

〈ニュース断片〉

ヨーロッパ社会福祉セミナー開かる(前田大作)

OASDHIの動向(橋本正己)

イギリスの保健サービス・1965年(橋本正己)

西ベンガルの農村保健サービス(橋本正己)

オランダ社会保険の改正(上村政彦)

ノルウェーの国民保険に関する新立法(上村政彦)

第2回東南アジア・西太平洋地域社会福祉セミナー  
(三浦文夫)

社会福祉関係国際会議案内・1968年1月以降(前田大作)

〈海外文献紹介〉

社会計画論(前田大作)

カナダの保育問題(前田大作)

貧困と市民の権利：イギリス(前田大作)

イデオロギーと福祉社会(前田大作)

社会の発展における社会保障の役割(上村政彦)

「最低生活の水準」の概念とその測定(上村政彦)

1960年代半ばのECAFE地域における社会開発に  
ついて(三浦文夫)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障財政にかんする若干の考察：イタリア(平石長久)

年金受給者に対する疾病保険の財政：西ドイツ(平石長久)

社会政策の新しい途：西ドイツ(平石長久)

社会保障の政策問題：アメリカ(平石長久)

社会保障と公的扶助：ベルギー(平石長久)

〈解説〉

「負の所得税」論争について(小山路男)

〈海外だより〉

自由指定席の功罪(金田伸二)

レコード・ヴォートにご用心(金田伸二)

### 第2号 (April 1968)

〈各国のトピックス〉

イギリス——処方箋料の復活(田中 寿)

イギリス——Bevanの処方箋料(田中 寿)

アメリカ——社会保障法の大改正(藤田貴恵子)

西ドイツ——自営業者に保険義務制(安積鋭二)

西ドイツ——職員年金の強制加入に所得限度を廃止  
(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

アメリカ保健・教育・福祉長官の辞職についての書  
簡(西 三郎)

アメリカ公衆衛生事業庁の機構改革(西 三郎)

第14回国際社会福祉会議について(井口勝督)

〈海外文献紹介〉

アメリカ連邦保健立法の転期(西 三郎)

高度に発達した産業社会における犯罪問題(根本嘉昭)

ヨーロッパのホーム・メーカー(三本杉国興)

ベルギーにおける社会保障と所得再分配(地主重美)

欧米3カ国における家族の相互援助の類型と社会階  
層(三浦文夫)

所得維持と社会サービス給付の関係(谷 昌恒)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障の諸問題にかんする若干の考察：イタリア  
(平石長久)

社会保障の将来：イギリス(平石長久)

経済・社会政策の手段と補足的賃金基金：イタリア  
(平石長久)

疾病保険の再編成：西ドイツ(平石長久)

疾病保険採用以前のフィンランドにおける疾病と医療サービス利用(平石長久)

〈解説〉

フランスにおける社会保障改革の問題点(上村政彦)

〈海外だより〉

イギリスの社会保障動向(高島 進)

発言原稿丸読みすべからず(金田伸二)

第3号 (July 1968)

〈各国のトピックス〉

フランス——非賃金労働者の疾病保険(平山 卓)

西ドイツ——西ドイツの家族白書(安積鋭二)

アメリカ——急迫する医療問題(藤田貴恵子)

ユーゴスラヴィア——ユーゴスラヴィアの医療制度(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

社会福祉担当閣僚国際会議について(斎藤勇一)

保健医療に関するジョンソン大統領の教書：アメリカ(相磯富士雄)

フランスにおける失業者保護の新立法(上村政彦)

西ドイツ社会保障の最近の動き——1967年財政改正法の疾病保険および年金保険への影響(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

ILO と人権(上村政彦)

イタリアの社会保障制度の発展(藤井良治)

ケースワーク事務の電算化(根本嘉昭)

保健衛生における国際的援助の諸問題(前田ケイ)

所得再分配の国際比較研究(渡辺益男)

近隣地区センターの概念：アメリカ(村山冴子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

企業年金制度の発達：イギリス(平石長久)

経済計画における社会保護と社会扶助：イタリア(平石長久)

家計支出平等化に関する委員会報告：フィンランド(平石長久)

〈解説〉

EEC における社会保障の最近の動向——1965~67年の動向を中心に(三浦文夫)

〈海外だより〉

北欧の年金制度(平石長久)

第4号 (October 1968)

〈各国のトピックス〉

フランス——社会保障改革令の国会承認(平山 卓)

アメリカ——飢餓に悩むアメリカ(藤田貴恵子)

イギリス——苦悩するイギリス社会保障(田中 寿)

西ドイツ——ドイツとフランスの社会的格差の比較(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

ウィスコンシン大学主催のセミナー——社会保障と経済社会開発について(山田雄三)

第2回国際保健会議より(橋本正己)

社会保障にかんする会計検査院報告：フランス(藤井良治)

被用者年金制度の改革：ベルギー(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

アメリカ合衆国の総保健・医療費——1950~66(西三郎)

主婦年金——問題点と提案：西ドイツ(石本忠義)

中期財政計画と社会保障：西ドイツ(石本忠義)

社会福祉活動の要路確保：アメリカ(前田ケイ)

発展途上国の社会福祉——エチオピアの経験(根本嘉昭)

〈ISSA 海外論文要約より〉

年金保険改革と連帯責任の発達：西ドイツ(平石長久)

転換期の疾病保険——解決策への研究：スイス(平石長久)

経済開発5ヶ年計画と社会保障：イタリア(平石長久)

家族手当の現状と将来への予測：イタリア(平石長久)

〈解説〉

普遍性の原則と選別性の原則 universalism vs selectivity(谷 昌恒)

〈海外だより〉

外国語ができないで外国を旅行する話(吉村 仁)

第5号 (January 1969)

〈各国のトピックス〉

フランス——診療報酬引上げをめぐる政府、医師会および労働組合(平山 卓)



アメリカ——注目されるニューヨーク市の公的扶助  
(藤田貴恵子)

イギリス——労働党大会と保守党大会の社会保障論  
議(田中 寿)

西ドイツ——連邦政府の明年度予算と社会支出(安  
積鋭二)

西ドイツ——明年からの年金増額(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

ISSA 第3回アジア・オセアニア地域会議(上村政  
彦)

イギリスは保健省と社会保障省を合併(斎藤治美)

フランス医師会による一方的な診療費値上げの波紋  
(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

社会福祉サービスに総合的運営の提案——シーポー  
ム委員会報告：イギリス(前田大作)

高年労働者の雇用と社会的問題：ILO(山内匡子)

67年社会保障法改正後の公的社会福祉：アメリカ  
(前田ケイ)

広地域計画、広地域開発と提携する環境衛生問題：  
WHO(相磯富士雄)

ヘルスマンパワーに関する大統領諮問委員会報告：  
アメリカ(橋本正己)

老人ホームにおける老人の生活調査：フランス(藤  
井良治)

新しい目標なしの社会政策か：西ドイツ(石本忠義)

老後の所得保障に関する70年代の課題：アメリカ  
(村山冴子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

労働問題から社会国家へ：西ドイツ(平石長久)

国民保健サービスの改善を求めて：イギリス(平石  
長久)

年金保険と年金年齢：イスラエル(平石長久)

自営農民への家族手当：イタリア(平石長久)

〈解説〉

第14回国際社会福祉会議から——社会福祉と人権——  
(中村優一)

〈海外だより〉

フランスにおける社会保障の動向(金田伸二)

第6号 (April 1969)

〈各国のトピックス〉

フランス——社会保障法制に関する二つの判決(平

山 卓)

アメリカ——波瀾よぶ防貧プログラムの改革(藤田  
貴恵子)

イギリス——社会保障白書所得比例による社会保障  
プラン(田中 寿)

〈ニュース断片〉

ベルギーの1969年度医療保険予算(藤井良治)

西ドイツの年金保険財政調整(石本忠義)

フランスのグルネル協定(藤井良治)

スウェーデンの失業者と年金保険(平石長久)

〈海外文献紹介〉

ドイツ家族白書：西ドイツ(春見静子)

求められる中流階級の里親家庭：アメリカ(前田ケ  
イ)

貧困児童と家族手当：イギリス(山内匡子)

負の所得税と児童手当の比較：アメリカ(根本嘉昭)

自営業者の保護：西ドイツ(石本忠義)

病院利用と病院費用の国際比較——カナダと合衆  
国, 1948年～1966年(前田信雄)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保険改正に関する労働総同盟の提案：イタリア  
(平石長久)

財政変更法と社会保険：西ドイツ(平石長久)

疾病保険のダイナミズム：西ドイツ(平石長久)

高齢の諸問題：スイス(平石長久)

家族手当制度の発達とその傾向：スイス(平石長久)

〈解説〉

1967年のドイツ年金保険改正(綱島 衛)

〈海外だより〉

フランス人の処世観——そのひとこま(上村政彦)

第7号 (July 1969)

〈各国のトピックス〉

フランス——非賃金労働者の疾病保険——その後の  
経緯(平山 卓)

アメリカ——非扶助要件に関する最高裁の判決と展  
望(藤田貴恵子)

イギリス——義歯と眼鏡の患者負担と保険拠出の引  
上げ案で労働党紛糾(田中 寿)

西ドイツ——年金引上げ案審議に入る(安積鋭二)

西ドイツ——職員・労働者保険の財政調整(安積鋭  
二)

西ドイツ——疾病保険法改正草案の審議進む(安積

鋭二)

〈ニュース断片〉

第3回 ISSA アジア・オセアニア地域会議の開催(石本忠義)

ISSA 社会保障研究に関する研究グループ主催国際会議(保坂哲哉)

カナダにおける貧乏研究(石本忠義)

イギリスにおける一般医の意見調査結果(前田信雄)

〈海外文献紹介〉

老人福祉の動向：西ドイツ(春見静子)

児童手当の必要性：アメリカ(根本嘉昭)

慢性腎臓病治療への費用・有効性分析の応用：アメリカ(前田信雄)

人権・社会事業および社会政策：フランス(藤井良治)

就業していない婦人の社会保障：西ドイツ(石本忠義)

疾病の社会的要因：オーストリア(石本忠義)

〈ISSA 海外論文要約より〉

自営農民の社会保障——発達を目指して：イタリア(平石長久)

新健康保険の基本線：ユーゴスラヴィア(平石長久)

失業保険と女子勤労者：アメリカ(平石長久)

社会保障法概念の理解について：ソ連(平石長久)

〈解説〉

イギリス国民保険改革案の系譜——フラット原則から所得比例の導入へ——(田中 寿)

〈海外だより〉

各国における特別養護老人ホーム・その1(森 幹郎)

第8号 (October 1969)

〈各国のトピックス〉

フランス——新内閣の発足と社会省の改革——統合と分離の経緯(平山 卓)

アメリカ——社会保障制度に関するニクソン提案と反響(藤田貴恵子)

イギリス——最近の社会保障の動向(田中 寿)

西ドイツ——年金額は最終純所得の75%(安積鋭二)

西ドイツ——農家老人扶助の改善(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

オーストリアの社会保険改正(石本忠義)

フランスの自営業者疾病保険制度(藤井良治)

東ドイツの年金改革(石本忠義)

国連の厚生大臣会議の勧告(山内匡子)

アメリカの失業保険改正(平石長久)

〈海外文献紹介〉

年金についての新しい見方：イギリス(石本忠義)

貧困・病気・保健サービス利用：アメリカ(前田信雄)

シーボーム報告とその意味：イギリス(根本嘉昭)

疾病中の労働者と賃金の継続：西ドイツ(春見静子)

貧困世帯の居住・人種・および年齢——1966年：アメリカ(平石長久)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障に関する当面の諸問題：ベルギー(平石長久)

年金へのかけ橋：イタリア(平石長久)

農業労働者の社会保障：ブルガリア(平石長久)

公的保健サービスの経済的側面：ソ連(平石長久)

母親手当制度の評価：ハンガリー(平石長久)

〈解説〉

社会保障改革への模索——アメリカ——(平石長久)

〈海外だより〉

各国における特別養護老人ホーム・その2(森 幹郎)

第9号 (January 1970)

〈各国のトピックス〉

西ドイツ——社会政策の展望(安積鋭二)

西ドイツ——戦争犠牲者援護の増額(安積鋭二)

西ドイツ——就業者の3分の2は病気——疾病保険改革への一つの提言(安積鋭二)

西ドイツ——疾病保険は不治の患者にも入院治療を拒否できない——西ドイツ連邦社会裁判所の判例(安積鋭二)

フランス——1970年度経済の見通しと社会保障計画(平山 卓)

イギリス——新国民退職年金案と企業年金制度——加入者の適用除外に関する白書(田中 寿)

〈ニュース断片〉

第22回世界保健機関総会開かれる(前田信雄)

アメリカの老人問題と社会保障年金の引上げ提案(藤田貴恵子)

西ドイツの社会保障改正(石本忠義)

イタリアの社会保障改正(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

結婚外の子どもを守る新立法：西ドイツ(春見静子)  
社会事業教育に新しい方向——専門大学の設置をめぐって：西ドイツ(春見静子)

重度精神薄弱児の治療施設——職員の採用と養成：フランス(阪上裕子)

薬剤問題に関する経済社会審議会意見書：フランス(藤井良治)

〈ISSA 海外論文要約より〉

海員年金の諸問題：イタリア(平石長久)

公的疾病保険の傾向：西ドイツ(平石長久)

皆年金——補足的年金制度の将来に関する報告：オランダ(平石長久)

無給母性休暇：ポーランド(平石長久)

小売業高齢者への公的制度の諸問題：西ドイツ(平石長久)

〈解説〉

ニクソン教書の公的扶助——救貧から保障への道程において——(小沼 正)

〈海外だより〉

西ドイツを訪ねて(加地夏雄)

第10号 (April 1970)

〈各国のトピックス〉

西ドイツ——病院への財政援助(安積鋭二)

西ドイツ——医学の進歩に合わせた保障を——疾病保険法改正をめぐって(安積鋭二)

アメリカ——最近の医療制度の問題点(藤田貴恵子)

フランス——医療の異常消費(平山 卓)

イギリス——「国民退職年金及び社会保障法案」をめぐる政府と野党との攻防(田中 寿)

イギリス——私的健康保険の発展の是非についての議会論争(田中 寿)

西ドイツ——娘一人に婿二人(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

フランスの1970年度財政法案その他(藤井良治)

ポーランドの社会保障改正(石本忠義)

スイスの高齢・遺族保険改正(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

雇用促進法とその意義：西ドイツ(春見静子)

「保証収入」制度：ベルギー(上村政彦)

精神薄弱者の保護工場：フランス(阪上裕子)

イギリスにおける病欠欠勤と失業との関係(前田信雄)

〈ISSA 海外論文要約より〉

1980年における退職高齢者の経済状態：アメリカ(平石長久)

第5回ポーランド統一労働党の社会政策に対する決議(平石長久)

西ドイツの産業医療(平石長久)

保健制度改革への提案：イタリア(平石長久)

年金保険の基本原則：ユーゴスラヴィア(平石長久)

〈解説〉

公衆衛生対策と社会保障計画——1969年1月国際社会保障協会円卓会議討議資料を中心に——(前田信雄)

〈海外だより〉

パリ市民の生活と社会保障(上村政彦)

第11号 (July 1970)

〈各国のトピックス〉

西ドイツ——社会報告と社会予算を閣議で承認(安積鋭二)

フランス——再燃した社会保障改革論(平山 卓)

アメリカ——公的扶助制度法案難航す(藤田貴恵子)

イギリス——貧困家庭対策の強化(田中 寿)

イギリス——家族手当引上げ論に答えて(田中 寿)

イギリス——国民保健サービスの使用者拠出引上げ(田中 寿)

〈ニュース断片〉

西ドイツの疾病保険改正(石本忠義)

ベルギーの社会保障改革(上村政彦)

アメリカ合衆国・1969年における労災補償法制の動き(上村政彦)

ノルウェーの社会保障改正(平石長久)

〈海外文献紹介〉

民営疾病保険と公的疾病保険の動向：西ドイツ(石本忠義)

社会保障関係の法案：フランス(藤井良治)

薬剤の消費——専門家調査の中間報告：WHO(前田信雄)

ニクソン氏の「スピーナムランド」：アメリカ(三浦文夫, 遠藤 滋)

国民のための所得維持システムの選択：アメリカ(三浦文夫, 遠藤 滋)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障とその発達：アルゼンチン(平石長久)

将来の社会保障制度の考え方と助言：西ドイツ(平石長久)

国民健康保険への戦いの将来：アメリカ(平石長久)

国民健康保険——ある不可欠な制度：イスラエル(平石長久)

社会保障と企業年金制度：イギリス(平石長久)

年金制度の最低給付：オーストリア(平石長久)

〈解説〉

イギリス国民保健サービスの改革構想について(小川喜一)

〈海外だより〉

「喫煙の制限」などについて(綱島 衛)

第12号 (October 1970)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——進展する医療制度改革の動向(藤田貴恵子)

フランス——社会保障に関する閣議決定(平山 卓)

西ドイツ——児童手当制度(安積鋭二)

西ドイツ——農民と社会保障(安積鋭二)

西ドイツ——医学教育の強化, 短縮計画(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

第15回国際社会福祉会議(山内匡子)

フランスの自営業者健康保険制度の修正(上村政彦)

イギリスの地方団体社会サービス法案について(西三郎)

ベルギーの経済社会審議会の協定(藤井良治)

〈海外文献紹介〉

動態経済と所得保障(山崎泰彦)

社会保障の20年——間接賃金と社会給付に関する資料第1巻：ベルギー(上村政彦)

社会的法治国家における社会保障の財政運営：西ドイツ(伊達隆英)

精薄児の就労問題と施設：フランス(阪上裕子)

民間施設に対する貧困基金の影響：アメリカ(門脇久子)

社会事業制度と社会変化：イスラエル(遠藤 滋)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会政策と経済政策：フィンランド(平石長久)

失業保険の論争：イスラエル(平石長久)

フランスの医療消費：フランス(平石長久)

年金法の改善：ソ連(平石長久)

〈解説〉

国の保健計画について(前田信雄)

〈海外だより〉

ソ連に社会福祉をたずねて(浦辺 史)

第13号 (January 1971)

〈各国のトピックス〉

西ドイツ——年金保険に予想外の余剰金(安積鋭二)

西ドイツ——児童手当の改正(安積鋭二)

西ドイツ——疾病保険の改正[ i ]職員全部の疾病保険加入その他, [ ii ]私的(民間)疾病保険との比較(安積鋭二)

アメリカ——急増する公的扶助の受給者(藤田貴恵子)

〈ニュース断片〉

西ドイツ社会民主党の社会保障計画(伊達隆英)

西ドイツの開業医と歯科医の経済実態(石本忠義)

フランスの社会保障・労災保障給付額の改訂(上村政彦)

ベルギーの社会計画と社会保障(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

刑罰より福祉へ刑執行の改善：西ドイツ(春見静子)

白人と黒人の児童福祉：イギリス(山内匡子)

環境保健対策の計画化：WHO(前田信雄)

貧困の一側面：アメリカ(門脇久子)

コミュニティとコミュニティ・オーガニゼーションの概念：アメリカ(遠藤 滋)

福祉作業所のサービスと隷属性：アメリカ(門脇久子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

国民保険の若干の考察：チェコスロヴァキア(平石長久)

社会保障の諸問題：パキスタン(平石長久)

非被用女子の社会保障：西ドイツ(平石長久)

医療費は高いか？——医療費増大の分析への試み：オランダ(平石長久)

賃金支払税と給付水準引上げ：アメリカ(平石長久)

高齢者対策の研究と計画：フィンランド(平石長久)

〈解説〉

スウェーデンの業務災害保険と通勤途上災害(角田 豊)

〈海外だより〉

高齢問題に関する白亜館会議の準備(村山冴子)

第14号 (April 1971)

〈各国のトピックス〉

- 西ドイツ——社会保険の動き(安積鋭二)  
西ドイツ——病院法改革案と医師会の態度(安積鋭二)  
アメリカ——福祉制度改革の再検討期迫る(藤田貴恵子)  
イギリス——所得補足法案の提出(田中 寿)

〈ニュース断片〉

- アメリカの補助医師制度への提案(前田信雄)  
地球全体の汚染警告網への国際的提案(前田信雄)  
西ドイツの疾病保険の改正(石本忠義)  
西ドイツの社会変化に関する委員会(石本忠義)  
世界労連の社会保障に関する決議(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

- 病院協会による保健公社案：アメリカ(前田信雄)  
保険者の憲法上の地位：西ドイツ(伊達隆英)  
勤労青年住宅の調査報告：フランス(阪上裕子)  
社会保障と社会学[i]世論調査と社会保障計画(花島政三郎), [ii]現代社会における社会保障と社会計画(渡辺益男)  
所得年間保証制度は絵に画いた餅か：カナダ(門脇久子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

- 賃金の継続と疾病保険改正の第一歩：西ドイツ(平石長久)  
医療給付の与えた基本的な影響：アメリカ(平石長久)  
年金制度改革の主要な方向：ポーランド(平石長久)  
高齢な農民と社会政策：イタリア(平石長久)  
失業保険のある考察：ユーゴスラヴィア(平石長久)

〈解説〉

- 西ドイツの中期社会予算(保坂哲哉)

〈海外だより〉

- ラス・パルマスに日本船員保険福祉会館を訪ねて(上山 顕)

第15号 (July 1971)

〈各国のトピックス〉

- 西ドイツ——社会民主党の医療報酬改正案(安積鋭二)

- 西ドイツ——年金保険の改善について(安積鋭二)  
フランス——高齢年金改善をめぐる最近の動き(平山 卓)

- アメリカ——政府の国民健康保険法提出(藤田貴恵子)

- イギリス——ストライキと社会保障法案(田中 寿)

〈ニュース断片〉

- フランスの障害者福祉政策(阪上裕子)  
アメリカの急増する医師養成費用(前田信雄)  
西ドイツ保険者団体の提案(石本忠義)  
西ドイツの農業者社会保障の拡充(石本忠義)  
西ドイツの診療報酬値上げか(石本忠義)  
ベルギーの自営業者年金と資産調査(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

- 生活保護と麻薬中毒患者：アメリカ(松本文子)  
家族扶助計画における郡の役割：アメリカ(門脇久子)

- 家庭政策の動向：西ドイツ(春見静子)

- 社会政策の展望：EEC(伊達隆英)

- 社会保障と行政権の介入：フランス(上村政彦)

- 社会保障制度の拠出上限：アメリカ(平石長久)

〈ISSA 海外論文要約より〉

- 社会保障の将来と可変的な年齢制限の諸問題：西ドイツ(平石長久)

- 早期退職選択の研究：アメリカ(平石長久)

- 児童の治療手当：フィンランド(平石長久)

- 医療計画の諸問題：ソ連(平石長久)

〈解説〉

- ヘルスマンパワー・スタディの国際的動向(橋本正己)

〈海外だより〉

- 見事なファイリングとお粗末な台帳処理(竹内邦夫)

第16号 (October 1971)

〈各国のトピックス〉

- アメリカ——公的福祉制度改革にかんする最近の動き(藤田貴恵子)

- アメリカ——保険の対象として「背骨指圧療法」認可される(前田信雄)

- 西ドイツ——社会保障制度の改善(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

- イギリスの国民保健サービスについて(田中 寿)

- フランスの家族給付への孤児手当の導入(上村政彦)

西ドイツの社会法典作業(石本忠義)

西ドイツの保障の価格:1976年までの租税と保険料負担(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

若年者・成人・老人の医療費:アメリカ(前田信雄)

公的扶助受給者の生活歴と家庭環境:アメリカ(門脇久子)

禁煙キャンペーンの評価:イギリス(金永安弘)

社会保障と労働協約:ラテンアメリカ(上村政彦)

疾病保険の新時代:西ドイツ(石本忠義)

ヨーロッパ的観点より見た社会保障:EEC(伊達隆英)

社会政策の策定と実施における国家と民間の役割:アジア(高橋紘士)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保険の動向:オーストリア(平石長久)

社会政策の将来の役割:フィンランド(平石長久)

70年代の社会保障問題:スウェーデン(平石長久)

疾病保険発達への現状と予想:オーストリア(平石長久)

疾病期間中の喪失所得補償:アメリカ(平石長久)

貧困対策と社会保険:イスラエル(平石長久)

補足的失業給付制度の財源調達:アメリカ(平石長久)

最低年金:チェコスロヴァキア(平石長久)

〈解説〉

イギリスにおける社会福祉とシーボーム委員会報告(三浦文夫)

〈海外だより〉

西太平洋地域諸国の結核事情(田中明夫)

第17号 (January 1972)

〈各国のトピックス〉

イギリス——「年金戦略」白書とその反響(田中 寿)

フランス——診療報酬料金協定の改革(平山 卓)

アメリカ——防貧プログラムの改正——保育所拡充立法の成立(藤田貴恵子)

〈ニュース断片〉

インドの遺族年金採用(平石長久)

西ドイツの児童手当の近況(石本忠義)

フランスの家族給付の改訂(上村政彦)

アメリカの社会保障改正(平石長久)

アメリカのナーシングホーム管理者資格授与について

ての新提案(前田信雄)

〈海外文献紹介〉

ヨーロッパ諸国の薬剤の消費:WHO(前田信雄)

病院従事者の病欠欠勤:イスラエル(前田信雄)

社会法典の準備:西ドイツ(伊達隆英)

1971年社会報告:西ドイツ(石本忠義)

心身障害児の家族:フランス(阪上裕子)

社会保障の25周年:フランス(上村政彦)

現代社会における社会政策の展望——IILS シンポジウム(山崎泰彦)

〈ISSA 海外論文要約より〉

就労中の年金受給者への老齢年金支給:ソ連(平石長久)

農民老齢年金の減額給付:フィンランド(平石長久)

保健サービスにおける医師のニード:フィンランド(平石長久)

社会保障費:西ドイツ(平石長久)

国民健康保健:アメリカ(平石長久)

〈解説〉

イギリスの年金制度改正案(村上 清)

〈海外だより〉

ヨーロッパかけある記(小山路男)

第18号 (April 1972)

〈各国のトピックス〉

西ドイツ——西ドイツの年金改革計画(安積鋭二)

西ドイツ——病院財政法案審議さる(安積鋭二)

アメリカ——新会期むかえた公的福祉制度改革の展望(藤田貴恵子)

〈ニュース断片〉

アメリカにおける自由診療所の全国調査・1967~1969(西 三郎)

西ドイツ連邦議会サリドマイド児救護施設を決定(安積鋭二)

西ドイツの第2次年金改革案(石本忠義)

イギリス社会保障の動向(山崎泰彦)

フランスのヘルス・サービス・コミッショナー(田中 寿)

フランスの病院改革(上村政彦)

オーストラリアの国民保健改正(平石長久)

〈海外文献紹介〉

精神障害者は一般病院へ——精神医療の包括化メモ:イギリス(前田信雄)

保険者(金庫)と医療機関との間の全国協定制: フランス(上村政彦)

重度精神薄弱児の家庭養護: フランス(阪上裕子)

社会保険における自治管理と国家の監督: 西ドイツ(伊達隆英)

医療従事者の問題: 西ドイツ(石本忠義)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会構成員としての高齢者: スウェーデン(平石長久)

モデル・コルホーズ規則と社会保障: ソ連(平石長久)

寡婦年金と女子の社会保障改革: 西ドイツ(平石長久)

社会保障の簡素化: オランダ(平石長久)

貸金支払継続と労働組合: 西ドイツ(平石長久)

薬剤費の諸問題: ユーゴスラヴィア(平石長久)

〈解説〉

フランス社会保障の成功と失敗(保坂哲哉)

〈海外だより〉

WHO のことども——ジュネーブから——(木村正文)

第19号 (July 1972)

〈各国のトピックス〉

西ドイツ——病院融資法案連邦議会で可決(安積鋭二)

西ドイツ——当面する病院の問題(安積鋭二)

イギリス——新年度予算案と負の所得税構想(田中寿)

フランス——自営業者年金制度の一般制度への統合化の幕あけ(平山卓)

アメリカ——ニクソン大統領の老人問題特別教書(藤田貴恵子)

〈ニュース断片〉

ソビエトの第9回国際老年学会議(小寺清孝)

オランダの第16回国際社会福祉会議(冷水豊)

アメリカの看護婦学校への補助金大幅増加(前田信雄)

ベルギー社会保障の財源と国庫負担(上村政彦)

〈海外文献紹介〉

主要国の医療費の動向: イギリス(石本忠義)

疾病保険保護: 西ドイツ(石本忠義)

健康保持組織 HMO を支持する: アメリカ(前田信

雄)

社会保障制度と社会制度: アメリカ(一圓光彌)

家族手当制度への一提案: アメリカ(門脇久子)

衛生教育専門職の役割: アメリカ(金永安弘)

〈ISSA 海外論文要約より〉

イスラエルにおける貧困のパターン: イスラエル(平石長久)

疾病保険・将来の発達: 西ドイツ(平石長久)

社会的年金: イタリア(平石長久)

年金への新政策: オランダ(平石長久)

家族手当と母性保護: チェコスロヴァキア(平石長久)

〈解説〉

イギリスの未婚の母と福祉(日下部禧代子)

〈海外だより〉

渡欧日誌抄(三浦文夫)

第20号 (October 1972)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——社会保障の諸年金大幅に増額(藤田貴恵子)

イギリス——医薬品産業の国営化を検討する労働党(田中寿)

イギリス——GP はより大きな単位で(田中寿)

西ドイツ——政府の当面する社会政策(安積鋭二)

西ドイツ——疾病保険改善に関する提案(安積鋭二)

西ドイツ——医療に対する批判にこたえる保険医師会(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

西ドイツ社会保障の最近の動き(石本忠義)

アメリカにおける心身障害者のためのデイ・ケア計画(小寺清孝)

アメリカの施設老人のための処遇類型(小寺清孝)

アメリカにおける医療料金の統制(前田信雄)

西ドイツの老人ホームの老人に対する保護の改善をめぐって——新老人ホーム法案(春見静子)

〈海外文献紹介〉

マイナスの所得税は労働意欲を減少させるか?: アメリカ(前田大作)

外国人被用者と年金保険: 西ドイツ(石本忠義)

年齢階層別の医療支出: アメリカ(一圓光彌)

老人福祉計画への地方の参加: 国連(冷水豊)

心身障害者とソーシャル・ワーカー: フランス(阪上

裕子)

自営業者の社会保障：ベルギー(上村政彦)  
フリンジ・ベネフィッツの動向：アメリカ(平石長久)

〈ISSA 海外論文要約より〉

農民年金制度の採用：オーストリア(平石長久)  
社会保障と全国的社会保険の諸問題、基本原則および政策：アルゼンチン(平石長久)  
社会的手当の改革：ハンガリー(平石長久)  
コルホーズの安全対策の社会保険：ソ連(平石長久)  
可変的な年金年齢の実現を求めて：西ドイツ(平石長久)  
産業の合理化や再編成と被用者の保障：チェコスロヴァキア(平石長久)

〈解説〉

国民保健計画の国際的動向：WHO(橋本正己)  
〈海外だより〉  
欧米先進国の精神薄弱者対策をみて(秦 安雄)

第21号 (January 1973)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——私的年金改正の動き(藤田貴恵子)  
イギリス——税制と社会保障制度を一本化する改革(田中 寿)  
西ドイツ——年金の改革(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

児童手当の新計画：西ドイツ(安積鋭二)  
西ドイツの農家疾病保険法と民間疾病保険(安積鋭二)  
西ドイツの病院財政改革法(石本忠義)  
アメリカにおける「難病」の公費負担(前田信雄)  
老人健保の被保険者：アメリカ(一圓光彌)

〈海外文献紹介〉

社会保障における公的扶助の役割：アメリカ(一圓光彌)  
社会事業へのマルクス主義的アプローチ：アメリカ(冷水 豊)  
精神医療と病院改革：フランス(阪上裕子)  
入院日数に関する実態調査報告：フランス(上村政彦)  
公的社会サービス——その来るべき局面(萩原清子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

疾病保険の改革：西ドイツ(平石長久)

農民の健康状態：オーストリア(平石長久)  
社会保険基金の観点からみた薬剤の供給と消費の問題：ユーゴスラヴィア(平石長久)  
高齢者の福祉問題：フィンランド(平石長久)  
高齢者とかれらのニード：ポーランド(平石長久)  
社会保障の将来：イタリア(平石長久)

〈解説〉

西ドイツの1972年社会報告(石本忠義)

〈海外だより〉

ゆれ動く社会福祉(根本嘉昭)

第22号 (April 1973)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——72年公的福祉改正に伴う諸問題(藤田貴恵子)  
イギリス——社会改革(年金・保健・福祉)のための諸法案(田中 寿)  
西ドイツ——年金改革の改革(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

WHO・医学教育の費用を引下げることができるか(前田信雄)

西ドイツの疾病保険電算データ処理(石本忠義)  
アメリカの鉄道員年金制度改正(平石長久)  
強制的退職か弾力的退職か——争点と実態：アメリカ(冷水 豊)

〈海外文献紹介〉

EC・移住労働者の社会保障に関する新規則(上村政彦)  
国民保健サービス費のコントロール：イギリス(一圓光彌)  
農業における社会保障：西ドイツ(石本忠義)  
貧困の機能分析：アメリカ(渡辺益男)

〈ISSA 海外論文要約より〉

保健サービス改善5ヶ年計画：イスラエル(平石長久)  
年金と収入：チェコスロヴァキア(平石長久)  
第7回年金制度委員会報告：フィンランド(平石長久)  
労働災害——共同責任方式と費用と利益：イギリス(平石長久)

企業と家族手当：ユーゴスラヴィア(平石長久)  
産業の被用者補償測定：アメリカ(平石長久)

〈解説〉



フランスの病院改革の現状と改革の試み(阪上裕子)  
〈海外だより〉  
欧米の社会福祉専門教育(星野信也)

第23号 (July 1973)

〈各国のトピックス〉

イギリス——「国民保健サービス病院における私的診療」に関する白書(田中 寿)  
アメリカ——HMO 関係立法の審議始まる(藤田貴恵子)  
西ドイツ——早期年金受給者の就業継続問題(安積鋭二)  
西ドイツ——重度障害者の就業助成計画(安積鋭二)  
〈ニュース断片〉  
西ドイツの医療費の増加について(安積鋭二)  
西ドイツの職員年金(石本忠義)  
イギリスの社会保障給付の濫用に関するフィッシャー委員会報告(田中 寿)  
スペインの社会保障改正(平石長久)

〈海外文献紹介〉

保健所の評価：WHO(前田信雄)  
1971年私的健康保健の現状：アメリカ(一圓光彌)  
1971年の私的な労働福祉制度：アメリカ(平石長久)  
1972年度の社会予算および国家予算における保健支出：フランス(藤井良治)  
67年改革後の社会保障：フランス(上村政彦)  
〈ISSA 海外論文要約より〉  
社会福祉の計画：ユーゴスラヴィア(平石長久)  
農村の労働者と社会保障：ブラジル(平石長久)  
農民の疾病保険：西ドイツ(平石長久)  
年金の法令にみられる均一性と差別：ソ連(平石長久)  
雇用災害法の給付事故と範囲：アルゼンチン(平石長久)

〈解説〉

負の所得税(負の所得税研究会)  
〈海外だより〉  
世界かけめぐりの記(寺松 尚)

第24号 (October 1973)

〈各国のトピックス〉

イギリス——タックス・クレジット案に関する下院

特別委員会の報告(田中 寿)

フランス——社会保障財政方式の改革をめぐる政府および労組の攻防(平山 卓)  
西ドイツ——人口と社会の福祉(安積鋭二)  
アメリカ——国民健康保険立法に関するその後の動き(藤田貴恵子)

〈ニュース断片〉

アメリカにおける企業年金と公的政策(染谷倭子)  
西ドイツの社会法典の編纂進む(安積鋭二)  
高くなる西ドイツの社会保険(安積鋭二)  
上昇する西ドイツの薬価(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

欧州各国の医療費(一圓光彌)  
第VI次経済・社会発展計画における社会保障の財政問題：フランス(藤井良治)  
税制と社会福祉：アメリカ(冷水 豊)  
西ドイツとイギリスの民営健康保険(石本忠義)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会的諸給付の財源調達：西ドイツ(平石長久)  
罹患率の社会経済的影響：ソ連(平石長久)  
全市民に対する健康保護の提供をめぐる障害：アメリカ(平石長久)  
国民保健サービスの費用節約：イギリス(平石長久)  
高齢者の経済保障と年金の役割：ポーランド(平石長久)

〈解説〉

ILO 第102号条約(高橋 武)

〈海外だより〉

「保健経済学」セミナー出席者の印象記(前田信雄)

第25号 (January 1974)

〈各国のトピックス〉

フランス——新年度における社会保障改善の方向(平山 卓)  
西ドイツ——年金の展望(安積鋭二)  
アメリカ——増大する歯科治療保険プログラム(藤田貴恵子)  
イギリス——自由党のタックス・クレジット・システム案(田中 寿)

〈ニュース断片〉

西ドイツ・増大する社会予算——「社会報告」の発表(安積鋭二)  
イギリス労働党大会の社会保障論議(田中 寿)

西ドイツにおける安定した年金水準の保障——年金の新しい調整方法(保坂哲哉)

アメリカにおける社会保障法の改正(平石長久)

〈海外文献紹介〉

ヨーロッパの健康保険制度(一圓光彌)

1972年の EC 域内における社会保障の動向(上村政彦)

老年学の緊急課題としての介護必要性と介護可能性の不均衡：西ドイツ(春見静子)

社会福祉の公私関係：アメリカ(根本嘉昭)

疾病保険の最近の状況：西ドイツ(石本忠義)

〈ISSA 海外論文要約より〉

1962年の補足的現金給付——所得維持政策の事例研究：イスラエル(平石長久)

工業化社会と雇用されない婦人の社会的保護：西ドイツ(平石長久)

社会政策的観点による疾病と罹患率：フィンランド(平石長久)

疾病の経済的考察——移転と医療費の規模と構成：アメリカ(平石長久)

企業内の社会政策に対する資金調達：東ドイツ(平石長久)

〈解説〉

イタリア年金保険70年の歩みと将来構想(保坂哲哉)

〈海外だより〉

国際社会保障協会 (ISSA) 第18回総会に出席して(石本忠義)

第26号 (July 1974)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——社会保障諸措置の大幅改革(藤田貴恵子)

フランス——身障者対策基本法案の大綱(平山 卓)

イギリス——デービス委員会、入院患者の苦情に対する審査会の設置を勧告(田中 寿)

〈ニュース断片〉

医療の監視制度と医師の動き：アメリカ(田中 寿)

疾病保険に家政扶助の新設：西ドイツ(安積鋭二)

新薬事法の計画：西ドイツ(安積鋭二)

〈海外文献紹介〉

社会保障の国際的動向：ISSA(石本忠義)

社会保障の統合：オランダ(一圓光彌)

退職年齢前の給付：フランス(藤井良治)

父親に対する出産現金給付制度の創設：スウェーデン(丸山史朗)

〈ISSA 海外論文要約より〉

1970年代の国民保健サービス——社会化されたサービスのニード：イギリス(平石長久)

疾病・災害対策の努力と「引責者」補償の目的：チェコスロヴァキア(平石長久)

疾病保険の当面の諸問題：オーストリア(平石長久)

年金改革と労働基金の提案：オランダ(平石長久)

〈解説〉

フランスの第6次社会経済計画における老人問題(藤井良治)

〈海外だより〉

パリとロンドンの印象(小山路男)

第27号 (October 1974)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——労働者災害補償法の改正(藤田貴恵子)  
西ドイツ——労働者市場と婦人、高齢者の問題(安積鋭二)

イギリス——新年度予算にみる社会保障(田中 寿)  
スウェーデン——国有化薬局事業の発足(保坂哲哉)

〈ニュース断片〉

医師会議の動き：西ドイツ(安積鋭二)

医療の質審査機関の設置に AMA 反対：アメリカ(藤田貴恵子)

〈海外文献紹介〉

疾病保険漸進的發展への道：西ドイツ(保坂哲哉)

疾病保険の給付改善：西ドイツ(石本忠義)

社会保障の改革試案：フランス(上村政彦)

民間社会福祉団体の将来：アメリカ(根本嘉昭)

ボランティア社会サービス：西ドイツ(小林良二)

失業者に対する政策——援助か抑圧か：イギリス(一圓光彌)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障の改革を求めて：ベルギー(平石長久)

1970年の疾病保険：チェコスロヴァキア(平石長久)

年金制度の改革：ポーランド(平石長久)

職業安全と社会保障：フィンランド(平石長久)

失業中の所得保障：西ドイツ(平石長久)

〈解説〉

フランスの医療保険と税制(小山路男)

〈海外だより〉

パリの印象——8年ぶりの訪仏から——(藤井良治)

### 第28号 (January 1975)

#### <各国のトピックス>

イギリス——年金白書——退職後の生活水準を上げる提案(田中 寿)

アメリカ——私的年金改正法の成立(藤田貴恵子)

#### <ニュース断片>

社会・人口統計の体系化——医療を中心として：国連(城戸喜子)

東ドイツとの保健条約：西ドイツ(石本忠義)

西ドイツにおける児童手当の改正と届出：西ドイツ(安積鋭二)

年金者医療費と代用疾病金庫の立場：西ドイツ(安積鋭二)

開発における参加——第17回国際社会福祉会議から(根本嘉昭)

#### <海外文献紹介>

強制私的年金制度：スイス(丸山史朗)

プロフェッショナルリズムと公的資金利用の問題：アメリカ(小林良二)

ナーシングホーム退所患者の生活コース：アメリカ(萩原清子)

#### <ISSA 海外論文要約より>

疾病保険の将来：ベルギー(平石長久)

高齢者の保健サービス：イスラエル(平石長久)

任意制の補足的年金保険制度——動向と直接的役割：東ドイツ(平石長久)

社会保障制度の仕組みと家族手当の発達：ハンガリー(平石長久)

#### <解説>

西ドイツ社会保障の近況(石本忠義)

#### <海外だより>

ロスアンゼルス身辺雑記(前田信雄)

### 第29号 (March 1975)

#### <各国のトピックス>

アメリカ——ナーシング・ホームの腐敗(藤田貴恵子)

西ドイツ——企業年金改善法議会を通過(安積鋭二)

西ドイツ——新たに発効する法律(安積鋭二)

フランス——統一制度をめざす社会保障財政調整法

(平山 卓)

#### <ニュース断片>

児童扶養控除制度を統合した新児童手当制度：西ドイツ(保坂哲哉)

公的勤務の医師の不足：西ドイツ(安積鋭二)

「公衆衛生」の新方向——米国における地方保健行政の地方分権化と統合化(前田信雄)

#### <海外文献紹介>

医師報酬に関する研究報告：西ドイツ(石本忠義)

行政コミュニティ・ワーカーのジレンマ：カナダ(根本嘉昭)

老人保護サービスとしての後見人制度：アメリカ(萩原清子)

納税者の認識と志向に関する調査：スウェーデン(城戸喜子)

#### <ISSA 海外論文要約より>

社会政策と平等：フィンランド(平石長久)

生計費による年金の調整：アメリカ(平石長久)

より弾力的な年金制度：ポーランド(平石長久)

母親手当の概念と問題点：西ドイツ(平石長久)

新しい家族手当の構想：ベルギー(平石長久)

#### <解説>

アジア諸国の社会保障(一圓光彌)

#### <海外だより>

マニラ市の五日間——ISSA, アジア・オセアニア円卓会議から——(島村彌蔓)

### 第30号 (July 1975)

#### <各国のトピックス>

アメリカ——社会保障年金財政の危機(藤田貴恵子)

西ドイツ——疾病保険料上昇の見込(安積鋭二)

西ドイツ——社会保障の現状に対する野党の批判(安積鋭二)

EC——EC 諸国の社会保障費(唐木英雄)

ニュージーランド——新拠出制年金制度(一圓光彌)

#### <ニュース断片>

新児童給付制度案：イギリス(田中 寿)

疾病保険改正法案：西ドイツ(保坂哲哉)

老人と Gift-Relationship——研究の新しい方向：イギリス(小林良二)

#### <海外文献紹介>

最近の西ドイツ疾病金庫の状況：西ドイツ(石本忠義)

アメリカの社会保障費：アメリカ(一圓光彌)  
ワーカーの専門性の法制化：アメリカ(根本嘉昭)  
西ドイツ中期社会予算(1974～78)(保坂哲哉)  
西ドイツ疾病保険の費用の動向(石本忠義)  
国民経済計算と福祉の測定：国連(城戸喜子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

農業部門の社会保障：スイス(平石長久)  
外国人労働者と年金保険——将来の諸問題は？：西ドイツ(平石長久)  
家計負担平等化への合理的な制度の考え方：西ドイツ(平石長久)  
早期退職制度：フランス(平石長久)

〈紹介〉

雑談社会保険——オランダ・西ドイツ・フランス——(熊田真澄)

〈海外だより〉

ケニアの保健・医療事情瞥見記(芦沢正見)

第31号 (October 1975)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——医療看護訓練法案の成立(藤田貴恵子)  
イギリス——国民保健サービス：危機回避のための支出削減(田中 寿)  
フランス——社会保障財政改革の方向：社会保障財政調整法の成立(平山 卓)  
ベルギー——保証所得制度の拡張(一圓光彌)

〈ニュース断片〉

片親家庭の貧困とフィスナー報告：イギリス(田中 寿)  
医療費をめぐって：西ドイツ(安積鋭二)  
失業者給付の拡充を検討：アメリカ(藤田貴恵子)  
薬剤費の動向：西ドイツ(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

増大する社会保障への負担：西ドイツ(石本忠義)  
社会保障：貧困は政策の試金石である：イギリス(都村敦子)  
社会サービスの今後の方向——その担い手としての公的社会福祉：アメリカ(萩原清子)  
増大する医療制度の費用：西ドイツ・フランス・イギリス・オランダ(石本忠義)  
鉄道員の制度による失業と疾病の受給者：アメリカ

〈ISSA 海外論文要約より〉

16歳未満の児童への家族手当：オーストラリア(平

石長久)

家族手当と交替する教育・訓練保険：オランダ(平石長久)

疾病と障害を減少させる経済的な方策：ブルガリア(平石長久)

老齢・遺族保険制度の主要な諸問題：スイス(平石長久)

早期退職と退職年齢の社会経済的側面：イスラエル(平石長久)

〈解説〉

ILO 第102号条約についての若干のコメントール(綱島 衛)

〈海外だより〉

外がわから見たスウェーデンの感想(三浦文夫)

第32号 (January 1976)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——失業給付に関する最近の動き(藤田貴恵子)

アメリカ——高血圧対策月間(前田信雄)

WHO, UNICEF——「第1次保健ケア」勧告(前田信雄)

西ドイツ——年金保険財政急激に悪化(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

生活水準、過去20年間で最低となる：イギリス(田中 寿)

発展する歯科治療保険：アメリカ(藤田貴恵子)

疾病金庫の給付についての与党案：西ドイツ(安積鋭二)

西ドイツ——医療費爆発(保坂哲哉)

〈海外文献紹介〉

第一回 EEC 社会予算(藤井良治)

西ドイツ社会民主党の長期医療政策要綱(石本忠義)

年齢階層別国民医療費：アメリカ(一圓光彌)

主婦の経済的価値：アメリカ(前田信雄)

スウェーデンにおける脳性麻痺の状況 <1954～70>(三宅貴夫)

社会保険制度の動向：イラン(平石長久)

〈ISSA 海外論文要約より〉

最低の生活水準と不適切な所得のグループ：チェコスロヴァキア(平石長久)

家族手当の分析と提案：アメリカ(平石長久)

租税と社会福祉：オーストラリア(平石長久)

健康給付の改善——費用と正当性：西ドイツ(平石長久)

中年被用者の退職に対する態度：カナダ(平石長久)

〈解説〉

オーストラリアの新医療保障制度——メディバンク制度(山崎泰彦)

〈海外だより〉

不況下のイギリス社会保障(地主重美)

第33号 (March 1976)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——新米国厚生教育福祉長官マシューズ博士のプロフィール(前田信雄)

アメリカ——初のインターン・レジデントの全国組合の結成(前田信雄)

アメリカ——小児の腎臓病対策(前田信雄)

アメリカ——在宅ケア、是か非か(前田信雄)

アメリカ——企業プログラムにHMO採用(藤田貴恵子)

ILO——ILOの社会保障費(唐木英雄)

〈ニュース断片〉

大統領選挙で公的福祉問題再燃か：アメリカ(藤田貴恵子)

貸金継続支払いと疾病の増加：西ドイツ(安積鋭二)

〈海外文献紹介〉

年金制度の改正：カナダ(一圓光彌)

職員疾病金庫の財政状況と年金受給者疾病保険の財政対策：西ドイツ(石本忠義)

社会的負担の国際比較：EC, OECD(石本忠義)

西ドイツの薬局の収入(石本忠義)

チェコの医学教育改革論(日野秀逸)

市民参加と特別歳入調整：アメリカ(中野いく子)

アジア発展途上国の社会政策(保坂哲哉)

〈ISSA 海外論文要約より〉

1970年代後半における社会保険の緊急改革：フィンランド(平石長久)

何時まで入院できるのか？：西ドイツ(平石長久)

年金購買力維持の問題：西ドイツ(平石長久)

失業保険——その経済的役割：アメリカ(平石長久)

〈解説〉

フランスの社会保障財政調整法(平山 卓)

〈海外だより〉

フランス・不況下の社会保障——年金問題とその周

辺——(上村政彦)

第34号 (July 1976)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——社会保障年金財政再建策をめぐる最近の動き(藤田貴恵子)

西ドイツ——医療制度の崩壊に面して(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

負担の公正——“不当負担”を分析したグレゴワール委員会報告：フランス(平山 卓)

貧困、失業、不況：アメリカ(中野いく子)

〈海外文献紹介〉

イギリス国民保健サービスの問題：イギリス(一圓光彌)

最近の不況が貧困に及ぼす影響：アメリカ(冷水豊)

ソビエト保健制度の創設者——セマシュコとソロヴィエフ——に関する2つの分析(日野秀逸)

保健経済学：WHO(前田信雄)

西ドイツの疾病保険財政(石本忠義)

〈ISSA 海外論文要約より〉

国民健康保険制度は望ましいのか？：オランダ(平石長久)

医師の状況：オーストリア(平石長久)

連邦老齢・遺族保険制度における女性の立場：スイス(平石長久)

家族手当——基本的な目的と法令の発達：ベルギー(平石長久)

〈解説〉

社会保障の医療費支払い方式(藤井良治)

〈海外だより〉

西ドイツ印象記(丸田和夫)

第35号 (October 1976)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——保健関係マンパワーの法案成立か(藤田貴恵子)

イギリス——児童給付制度案をめぐる論争(田中寿)

アメリカ——公的福祉の全国円卓会議(萩原清子)

〈ニュース断片〉

社会関係立法審議進む：西ドイツ(安積鋭二)

東ドイツの出産休暇, 育児手当法の改正(安積鋭二)  
〈海外文献紹介〉

近隣地区レベルでのサービス提供のための組織的方法:  
アメリカ(冷水 豊)

病院財政改革法の効果: 西ドイツ(石本忠義)

保健サービスと社会サービスに関する資料集——  
1934~現在: イギリス(日野秀逸)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障の発展——現状と将来の方向: ポーランド  
(平石長久)

母子検診: オーストリア(平石長久)

年金受給者の購買力保護: ベルギー(平石長久)

年金受給者の稼得活動: スイス(平石長久)

児童手当の改正: イスラエル(平石長久)

〈解説〉

年金制度の行方(田村正雄)

〈海外だより〉

イギリス二週間の旅(一圓光彌)

### 第36号 (January 1977)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——アメリカの貧困者のプロフィール(藤  
田貴恵子)

西ドイツ——年金財政の行き詰まり(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

ソーシャル・ワーカーの資格と専門職制の確立: イ  
ギリス(田中 寿)

社会保障財政の再建計画: フランス(平山 卓)

医療疾病保険委員会における討議: ISSA(石本忠  
義)

〈海外文献紹介〉

保健および医療保険委員会報告: フランス(藤井良  
治)

社会サービスの新しい方向: アメリカ(冷水 豊)

健康保険10年の歩み: アメリカ(一圓光彌)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会・経済保障の提供における社会的保護の目的:  
ユーゴスラヴィア(平石長久)

予防的な医療: ベルギー(平石長久)

連邦老齢保険の個別的公正と社会的妥当性: アメリ  
カ(平石長久)

老齢者に対する稼得活動従事の奨励法: ソ連(平石  
長久)

失業保険: イスラエル(平石長久)

家族給付の選別性: フランス(平石長久)

〈解説〉

西ドイツの診療報酬制度(石本忠義)

〈海外だより〉

社会保険の諸問題と国際的相互性——西独疾病金庫  
付属研究所とISSA 医療保険部会の活動を見て—  
—(久保敦彦)

### 第37号 (March 1977)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——公的福祉に対する新政権の態度(藤田  
貴恵子)

イギリス——男女平等と年金年齢(田中 寿)

フランス——補足制度によって助長される社会的  
公正——社会問題監査局年次報告——(平山 卓)

アメリカ——老人ボランティアの開発(中野いく子)

〈ニュース断片〉

年金, 疾病保険の財政建直し計画: 西ドイツ(安積鋭  
二)

1976会計年度の社会福祉支出: アメリカ(平石長久)

1990年の労働力予測: アメリカ(平石長久)

公的ワーカーとボランティアの関係——その現状と  
課題: イギリス(萩原清子)

〈海外文献紹介〉

景気後退とインフレ下における社会保障の諸問題:  
ISSA(都村敦子)

年金のスライド制——先進8カ国の経験(一圓光彌)

西ドイツの新薬事法(石本忠義)

各国における性病とその対策: WHO 報告(石野  
誠)

〈ISSA 海外論文要約より〉

疾病・廃疾保険と身障者: ベルギー(平石長久)

年金年齢到達者を就労させる要因: チェコスロヴァ  
キア(平石長久)

〈解説〉

イギリスの身体障害者の移動サービス(炭谷 茂)

〈海外だより〉

ポーランド・ハンガリー研修の旅(三宅貴夫)

### 第38号 (June 1977)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——職業保証と現金給付の新しい公的福祉  
改革プログラム(藤田貴恵子)

イギリス——「ホスピタル・アト・ホーム」システ  
ム(田中 寿)

〈ニュース断片〉

社会法案審議会を通過：西ドイツ(安積鋭二)

保護されていない児童の権利：アメリカ(藤田貴恵  
子)

疾病金庫の近況：西ドイツ(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

一般医学専門医の診察活動分析：東ドイツ(日野秀  
逸)

シーボーム改革以後の社会サービス：イギリス(本  
間みさ子・冷水 豊)

社会的負担の国際比較：OECD(石本忠義)

ティトマスと社会福祉：イギリス(一圓光彌)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障における受刑者とその家族：フランス(平  
石長久)

病院費用の管理と保健改革：イタリア(平石長久)

高齢者のサービス研究：スイス(平石長久)

多産への児童手当効果：イスラエル(平石長久)

〈紹介〉

インフレ下のスウェーデンの年金制度と老人福祉  
(小野寺百合子)

〈解説〉

最近の諸外国の企業年金：西ドイツとイギリス(石  
本宏昭)

〈海外だより〉

南半球の福祉国家——ニュージーランドの印象——  
(山崎泰彦)

第39号 (September 1977)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——社会保障年金制度の財政改革に関する  
カーター教書(藤田貴恵子)

アメリカ——養子斡旋制度の改正(藤田貴恵子)

西ドイツ——保健費節約法の成立(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

社会保障改革案のコスト：イギリス(田中 寿)

児童給付制度をめぐって：イギリス(都村敦子)

片親家庭手当の創設：フランス(都村敦子)

社会サービスにおける組織ボランティアの実態：イ

ギリス(萩原清子)

〈海外文献紹介〉

西ドイツの薬剤消費と医薬品産業(石本忠義)

西ドイツにおける老人医療問題(石本忠義)

スタグフレーション下の経済と社会保障(一圓光彌)

老人の地域サービス——欧米8カ国比較調査(冷水  
豊)

キューバの医学教育カリキュラム——ハバナ大学に  
おける総合プラン(日野秀逸)

ソーシャルワークの統一理論導入を批判す：イギリ  
ス(萩原清子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

所得政策と低所得——老齢年金と社会扶助との併  
合：オランダ(平石長久)

社会的変化と遺族の社会保障：チェコスロヴァキア  
(平石長久)

年金受給者の雇用は望まれるべきか？：東ドイツ  
(平石長久)

〈解説〉

模索する WHO——予算の動向を中心に——(水田  
邦雄)

〈海外だより〉

イギリス人の生活感覚(小林良二)

第40号 (December 1977)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——公的福祉に関する上院委員会案提出さ  
る(藤田貴恵子)

イギリス——1976年補足給付委員会年次報告書より  
(田中 寿)

フランス——今年度社会保障財政の黒字予測(平山  
卓)

〈ニュース断片〉

年金を食いつぶす老人養護費：西ドイツ(安積鋭二)  
連邦医療制度の不正を矯す法案成立か：アメリカ  
(藤田貴恵子)

疾病保険費用抑制法：西ドイツ(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

障害老人に対する地域に基盤を置いた継続的ケア事  
業：イギリス(本間みさ子)

アメリカにおける社会保障と教育投資(岸 功)

〈ISSA 海外論文要約より〉

福祉と税制——個人所得税と社会保障制度：オース

トラリア(平石長久)

フィンランドにおける疾病発生の地域的相違(平石長久)

公的災害保険制度の評価：西ドイツ(平石長久)

貧困の減少——現在でも関連をもつ古い問題：イスラエル(平石長久)

〈紹介〉

ニュージーランドのオンブズマン制度(大平晃司)

〈解説〉

フランス病院改革法その後——病院地区設定のための調査——(柿崎正平)

〈海外だより〉

ISSA 総会に出席して(一圓光彌)

第41号 (March 1978)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——社会保障年金財政再建の最近の動き(藤田貴恵子)

アメリカ——アメリカ人の見たソヴェト医療システム(日野秀逸)

西ドイツ——婦人の社会保障問題(石本忠義)

〈ニュース断片〉

保険拠出限度上がる：西ドイツ(安積鋭二)

老齢限度の引き下げをめぐって：西ドイツ(安積鋭二)

アメリカにおける失業とAFDC 給付(岸 功)

〈海外文献紹介〉

新しい社会保障財源調達方式——付加価値に基づく拠出方式(藤井良治)

平等と社会政策(一圓光彌)

離婚の場合の社会保障給付：ISSA(都村敦子)

老人に対する家族援助態勢——社会学および人口統計学的考察：アメリカ(本間みさ子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

ストライキとロックアウトに対する傾向：西ドイツ(平石長久)

産業保健制度：フィンランド(平石長久)

〈解説〉

フランスと西ドイツの医療費問題(石本忠義)

〈海外だより〉

米国の地域保健活動——予防を担う人々を訪ねて——(前田信雄)

第42号 (June 1978)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——定年法の成立(藤田貴恵子)

イギリス——民間団体の将来(根本嘉昭)

〈ニュース断片〉

連邦議会の選挙で国民健康保険問題再燃か：アメリカ(藤田貴恵子)

年金改訂をめぐって：西ドイツ(安積鋭二)

年金改正——財政の建て直し：オーストリア(山崎泰彦)

〈海外文献紹介〉

各国年金の給付水準(一圓光彌)

時代遅れの政府貧困線：アメリカ(冷水 豊)

所得保障と情報伝達：アメリカ(岸 功)

歯科医療保険の急速な普及：アメリカ(村上岩夫)

〈ISSA 海外論文要約より〉

高齢者——労働と退職の態度：ポーランド(平石長久)

労働不能への補償：イギリス(平石長久)

移住労働者の社会保障について：ユーゴスラヴィア(平石長久)

高齢者の生活環境と基本ニーズ：ポーランド(平石長久)

〈紹介〉

西ドイツの開業医の所得(石本忠義)

〈解説〉

フランスの薬剤費対策(平山 卓)

〈海外だより〉

メキシコでの研修から(丸山史朗)

第43号 (September 1978)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——福祉支出増大に拍車をかける私生児急増問題(藤田貴恵子)

西ドイツ——年金改正法案成立の見込み(安積鋭二)

西ドイツ——外国旅行で疾病保険を利用する場合(安積鋭二)

〈ニュース断片〉

国民保健サービス30年の審判：イギリス(田中 寿)

アメリカ連邦社会保障審議会の新たな選出<1978>：アメリカ(前田信雄)



医療保障の運営組織：イギリス(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

国の年金制度と職域年金制度の関係：イギリス(一圓光彌)

HMOの近況：アメリカ(日野秀逸)

負担の水平的公平性の測定(岸 功)

社会保障制度合理化への動向——家族手当および労働災害給付：ISSA(都村敦子)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障の不適切な受給：オランダ(平石長久)

社会保険予算：ソヴィエト(平石長久)

1972-73年の社会福祉費：アメリカ(平石長久)

ウィーンとカルンテンにおける予防的検診の実験：オーストリア(平石長久)

社会保障発達への考察：フランス(平石長久)

〈解説〉

英国における医師の診療報酬制度，医療施設の再整備計画，国民保健サービスの運営組織(石本忠義)

〈海外だより〉

イギリスの福祉権運動を訪ねて(河野正輝)

フランス雑感(藤井良治)

第44号 (December 1978)

〈各国のトピックス〉

イギリス——女子の機会平等と児童のデイ・ケア施設の増強(田中 寿)

イギリス——国民保健サービスの費用(田中 寿)

アメリカ——1978年前半の失業(平石長久)

イギリス——保守党の国民保健サービス改革案(一圓光彌)

〈ニュース断片〉

歯科医の数は十分か：西ドイツ(安積鋭二)

年金保険の財政について：西ドイツ(安積鋭二)

社会保障の改正：オーストラリア(山崎泰彦)

母子保健対策の強化：フランス(平山 卓)

〈海外文献紹介〉

健康のための不健康な費用——医療費問題とその対策：アメリカ(石本忠義)

疾病保険費用抑制法の効果：西ドイツ(石本忠義)

児童のいる家庭に対する所得維持制度の改革：イスラエル(都村敦子)

1977会計年度の国民保健費：アメリカ(藤井洋一)

〈ISSA 海外論文要約より〉

年金への態度：イギリス(平石長久)

疾病保険の将来の発達に対する目標：西ドイツ(平石長久)

経済的観点による医師報酬の改革：西ドイツ(平石長久)

労働災害と職業病に対する保険の諸問題：イタリア(平石長久)

欠損家庭の生活問題：フィンランド(平石長久)

〈解説〉

アメリカ社会保障法の1977年改正(藤田貴恵子)

〈海外だより〉

アメリカのジレンマ(和田修一)

第45号 (March 1979)

〈各国のトピックス〉

アメリカ——医療問題最近の動き(藤田貴恵子)

西ドイツ——労働争議と社会保険(安積鋭二)

西ドイツ——西ドイツの人口問題(安積鋭二)

フランス——社会保障財政の赤字とその対策(平山卓)

〈ニュース断片〉

イタリアの年金スライド制(一圓光彌)

未成年者禁酒年齢18歳にすべきか：アメリカ(前田信雄)

この「貧しき」弁護士たち：アメリカ(前田信雄)

虚弱老人のためのデイ・ケア施設に代わる選択：アメリカ(萩原清子)

社会保障費の動向と費用抑制策：西ドイツ(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

Stacking——公的扶助の新たな悪者：アメリカ(萩原清子)

コミュニティ評価のための社会経済会計システム(三重野卓)

「老人白書」発表に向けて政策課題を提示：イギリス(冷水 豊)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障発達への影響：フランス(平石長久)

社会保障の財源調達：イタリア(平石長久)

〈解説〉

イタリアの年金ジャングルと制度改正(藤川鉄馬)

〈海外だより〉

東ドイツ・チェコを訪ねて——理論家の国と実際家

の国——(久保敦彦)

### 第46号 (June 1979)

#### <各国のトピックス>

アメリカ——病院費用規制特別教書(藤田貴恵子)  
アメリカ——手術の抑制 死亡率下げる!(前田信雄)  
フランス——予想の2倍に達した1978年度疾病保険の赤字とその対策(平山 卓)

#### <ニュース断片>

三大政党の選挙政綱にみる国民保健サービス再編プラン(田中 寿): イギリス  
家族政策の目的をめぐって(安積鋭二): 西ドイツ  
青少年扶助法の改正をめぐって(安積鋭二): 西ドイツ

#### <海外文献紹介>

児童の貧困と児童給付: イギリス(一圓光彌)  
包括的社会保障制度へ向けて: フランス(久塚純一)  
地域医療に対する新しい視点: フィリピン(丸山史朗)  
社会福祉の巨視的分析: アメリカ(和田修一)  
女性の失業と社会政策の課題: アメリカ(萩原清子)  
西ドイツ医療保障の推移と現状: 西ドイツ(石本忠義)

#### <ISSA 海外論文要約より>

社会保険と企業年金制度における動態的年齢制限の財政的側面: 西ドイツ(平石長久)  
社会保障の公平と均衡のとれた財政改革への提案: フランス(平石長久)  
強制的企業年金: スイス(平石長久)

#### <解説>

フランスにおける医師の組織化の歴史(久塚純一)  
<海外だより>  
タイ, チャンタブリを訪ねて(保坂哲哉)

### 第47号 (September 1979)

#### <各国のトピックス>

アメリカ——食糧スタンプ制度の審議をめぐって(藤田貴恵子)  
西ドイツ——危機に立つ年金制度(安積鋭二)  
西ドイツ——非就業主婦に出産手当を(安積鋭二)  
<ニュース断片>

『海外社会保障情報』(第1号~第100号) 総索引

「国民保健サービスに関する王立委員会」報告: イギリス(田中 寿)

社会保障財政, 年度半ばですでに110億の赤字: フランス(平山 卓)

貧困線以下の家族を援助するための新しい制度の実施: カナダ(都村敦子)

#### <海外文献紹介>

ソーシャルワーカーのストライキとシーボーム改革: イギリス(冷水 豊)  
疾病保険費用抑制法のその後: 西ドイツ(石本忠義)  
ティトマス以降のソーシャル・ポリシー: イギリス(一圓光彌)  
東ドイツにおける女性労働の地位: 東ドイツ(小林良二)  
社会保障と財産形成: アメリカ(岸 功)

#### <ISSA 海外論文要約より>

高齢労働者の雇用と年金制度: アメリカ(平石長久)  
父親への出産給付: スウェーデン(平石長久)  
年金の公的委員会勧告: イスラエル(平石長久)  
退職と老齢の社会的な現象: フランス(平石長久)  
母親手当の人的資源に与える影響の抽出調査の結果: チェコスロヴァキア(平石長久)  
農場譲渡年金——農民の選択: フィンランド(平石長久)

#### <解説>

所得税制と福祉制度下における扶養児童の扱い(城戸喜子)  
<海外だより>  
アメリカ・コーネル大学での研修に出席して(一圓光彌)

### 第48号 (December 1979)

#### <各国のトピックス>

西ドイツ——西ドイツの社会保障, 最近の問題(安積鋭二)  
西ドイツ——芸術家の社会保障をめぐって(安積鋭二)  
アメリカ——児童保健保証プログラムの審議(藤田貴恵子)  
アメリカ——保健医療の実状(藤田貴恵子)  
<ニュース断片>  
国税負担を上回る社会保険料負担: フランス(平山卓)

イタリアの医療保障改革——80年から国民保健サービス：イタリア(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

イギリスにおける最近の貧困——P.タウンゼントの新しい調査報告から：イギリス(冷水 豊)

今日の対人社会サービス——対人社会サービス協議会の役割：イギリス(萩原清子)

NHS 施行30年をめぐる最近の文献：イギリス(日野秀逸)

社会保障の未来像：アメリカ(平石長久)

老人の施設ケア——ケアを受けている老人のセンサス：アメリカ(本間信吾)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障と経済発展：西ドイツ(平石長久)

病院の費用と医療給付制度：アメリカ(平石長久)

〈解説〉

欧米諸国の医療費問題(石本忠義)

〈海外だより〉

アメリカの公衆衛生学校に学んで(中原俊隆)

ロンドン大学留学記(日野秀逸)

〈広場〉

タシケントの ISSA 地域会議に出席して(平石長久)

第49号 (March 1980)

〈各国のトピックス〉

フランス——一般制度年金受給者に対する疾病保険保険料の設定(平山 卓)

WHO——喫煙制圧についての世界保健機関の勧告(前田信雄)

〈ニュース断片〉

社会保障に関する世論調査：西ドイツ(安積鋭二)

自動的調整による引き上げ：アメリカ(平石長久)

薬剤消費の状況：西ドイツ(石本忠義)

〈海外文献紹介〉

家族形態の変化と社会保障——オーストラリアの状況(一圓光彌)

在宅老人福祉サービスの発展と課題：イギリス(冷水 豊)

補足給付受給の失業者——その生活水準と低所得への対応：イギリス(本間信吾)

西ドイツにおける貧困論議(保坂哲哉)

〈ISSA 海外論文要約より〉

社会保障研究——政府機関の研究と政策企画の関

係：アメリカ(平石長久)

社会保険の改善と発達：ポーランド(平石長久)

〈解説〉

イタリアにおける年金制度改革の論争(藤川鉄馬)

〈海外だより〉

日独社会保険技術交換計画に参加して(古川貞二郎)

〈広場〉

イスラエルの社会保険と医療供給(平石長久)

第50号 (June 1980)

〈論文〉

フランス「医師倫理規則」の形成過程(久塚純一)

英国における所得保障政策の動向(井口直樹)

〈海外の動き〉

ILO 総会における中高年労働者に関する勧告について(長尾立子)

スウェーデンにおけるアルコール問題(菱村将隆)

〈海外文献紹介〉

ラウントリーの再評価(一圓光彌)

〈海外トピックス〉

老人健康保険(メディケア)の保険料、一部負担の値上げ：アメリカ(前田信雄)

厚生教育省の分離——文部省の創設：アメリカ(前田信雄)

第51号 (September 1980)

〈論文〉

フランスにおける医療費問題——その傾向と対策——(江口隆裕)

カナダにおける在宅ケアサービスの現状——老人の場合を中心にして——(小林良二)

〈海外の動き〉

国連婦人の10年——1980年世界会議と厚生行政(大泉博子)

イギリスの社会福祉行財政について(井上恒男)

老人のための社会サービス——80年代の課題：イギリス(冷水 豊)

〈海外社会保障関係文献目録〉

〈海外トピックス〉

第20回国際社会福祉会議(出雲祐二)

社会福祉大臣会議出席メモ及び ASEAN 5 カ国の雑感(酒井英幸)

『海外社会保障情報』(第1号~第100号) 総索引

第52号 (January 1981)

〈座談会〉

フリードマンの『選択の自由』をめぐって(粥川正敏,  
佐藤隆三, 高山憲之, 徳永芳郎, 新飯田昇)  
座談会のための資料(新飯田昇)

〈海外の動き〉

国際障害者年の目的及び行動計画に関する技術的会  
合と地域セミナーについて——ESCAP主催のバン  
コク会議報告——(昆 精一)

〈海外トピックス〉

労働組合の年金政策の転換: アメリカ(山崎泰彦)  
老人性痴呆症の治療, 新しい老人保健関係補助金,  
大企業によるナーシングホーム建設ラッシュ: ア  
メリカ(前田信雄)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第53号 (March 1981)

〈講演〉

スウェーデンの社会保障(太田義武)  
年金制度の積立方式と賦課方式(N.A.バール, 一圓  
光彌訳)

〈海外の動き〉

米国公的年金財政の危機とその対策(浅野史郎)

〈海外トピックス〉

健康と社会保障——社会保障の全国民への普及(在  
日フランス大使館情報部)

国際障害者年(1981年)を迎えて——WHO 事務局長  
ハーフダグ・マラー及び UNICEF 事務局長ジ  
ェームズ・グラントの共同声明——

〈海外社会保障関係文献目録〉

第54号 (June 1981)

〈論文〉

英国 NHS における地域間資金配分政策(井口直樹)  
1980年代の社会政策に関する会議(大谷泰夫)

〈海外の動き〉

フランスにおける医学教育制度の現状とその改革  
(江口隆裕)

フランスおよび英国における児童手当制度改革の背  
景と評価(都村敦子)

〈海外文献紹介〉

OECD 諸国における所得分配について(三井速雄)

〈海外社会保障統計(イギリス)〉(曾原利満)

〈海外社会保障関係文献目録〉

〈海外トピックス〉

レーガン政権の経済政策(堀 勝洋)

第55号 (September 1981)

〈論文〉

ヨーロッパの障害者対策の諸問題(大島一良)

〈海外の動き〉

国際障害者年——世界の動き(丸山一郎)

〈翻訳〉

OECD 諸国における所得分配(I)(三井速雄訳)

〈海外文献紹介〉

西独の第三次家庭報告の概要(中込正則)

腎不全患者の医療と医療費(J.D.キャンベル, A.R.キ  
ャンベル, 前田信雄他訳)

〈海外社会保障カレント・トピックス(1)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

〈スウェーデン社会保障関係費用——1979——〉(中村秀  
一)

〈海外社会保障統計(イギリス)〉(曾原利満)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第56号 (December 1981)

〈座談会〉

障害者対策の国際的動向とわが国の障害者対策のあ  
り方(伊藤隆二, 河野康徳, 小沼康夫, 澤村誠志,  
小島蓉子, 堀 勝洋)

〈論文〉

アジア太平洋8カ国中心の高齢者福祉調査(星野信  
也)

〈海外社会保障カレント・トピックス(2)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

〈海外社会保障統計(アメリカ)〉(曾原利満)

第57号 (March 1982)

〈論文〉

アメリカにおける高齢者の労働供給パターン(三上  
英美子)

〈海外の動き〉

西ドイツにおける年金改革の動向(栃本一三郎)

〈海外文献紹介〉

社会的保護勘定と国民勘定との統合について(城戸喜子)

〈翻訳〉

OECD 諸国における所得分配 (II) (三井速雄訳)

〈海外社会保障カレント・トピックス(3)〉 (厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第58号 (June 1982)

〈論文〉

アメリカ公的扶助政策の動向——AFDC の場合(水田邦雄)

日米厚生行政交流会議について(山本章)

〈海外の動き〉

レーガン政権下の社会保障年金改革(水田邦雄)

〈翻訳〉

OECD 諸国における所得分配 (III) (三井速雄訳)

〈海外文献紹介〉

ニード評価のための障害の測定(平岡公一)

〈海外社会保障カレント・トピックス(4)〉 (厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障統計 (スウェーデン)〉 (中村秀一)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第59号 (September 1982)

〈論文〉

レーガン政権下のアメリカの福祉政策(水田邦雄)

年金の国際通算問題と日米年金通算協定の動向(田中正昭)

〈翻訳〉

OECD 諸国における所得分配 (IV) (三井速雄訳)

〈海外社会保障カレント・トピックス(5)〉 (厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第60号 (December 1982)

〈論文〉

サッチャー政権下の NHS(炭谷 茂)

〈海外の動き〉

スウェーデンの協約年金について(小野寺百合子)

西ドイツにおける「統合教育」——ミュンヘン大学ヘルブルッゲ教授会見記(高橋紘士)

〈海外文献紹介〉

西ドイツの第5次青少年報告について——青少年援助批判の視座——(大谷津晴夫)

〈海外社会保障カレント・トピックス(6)〉 (厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第61号 (March 1983)

〈論文〉

わが国社会保障の海外広報について——西ドイツにおける体験から(古瀬 徹)

〈海外の動き〉

スウェーデン社会民主党新政権の政策と当面する課題(中村秀一)

カナダの年金制度と女性の立場(平石長久)

〈海外文献紹介〉

家族における介護——第69回ドイツ社会福祉大会の議論から(栃本一三郎)

〈海外社会保障統計 (イギリス)〉 (曾原利満)

〈海外社会保障カレント・トピックス(7)〉 (厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第62号 (June 1983)

〈論文〉

ミッテラン政権下の社会保障政策(棕野美智子)

〈海外の動き〉

最近のスウェーデンにおける老人福祉サービス——リディンイエ市のケースを中心に(三上芙美子)

〈海外文献紹介〉

健康の不平等——『ブラック報告』について(武川正吾)

〈海外社会保障カレント・トピックス(8)〉 (厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障統計 (イギリス)〉 (曾原利満)

〈海外社会保障関係文献目録〉

『海外社会保障情報』(第1号~第100号) 総索引

第63号 (September 1983)

〈論文〉

OECD 諸国における年金の支給開始年齢について  
(尾形裕也)

韓国における社会保障制度の現況(李仁之)

〈海外の動き〉

第三の国連都市——ウィーン(林 民夫)

〈海外文献紹介〉

社会保障の財源調達に関する専門家会議について・  
ILO(都村敦子)

〈海外社会保障カレント・トピックス(9)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

第64号 (December 1983)

〈論文〉

イタリアの年金制度とその改革の方向(上)(藤川鉄  
馬)

韓国における医療保障の現状と医療保険制度の拡大  
(三井速雄, 矢野 聡)

〈海外社会保障カレント・トピックス(10)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第65号 (March 1984)

〈論文〉

イタリアの年金制度とその改革の方向(下)(藤川鉄  
馬)

〈海外の動き〉

米国における障害者の「自立生活」概念の展開(石川  
准)

〈海外文献紹介〉

医療に関する苦情処理制度について——スウェーデ  
ンの苦情処理委員会——(小原亜生)

欧米における家族政策の文献目録(宇野正道)

〈海外社会保障カレント・トピックス(11)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

第66号 (June 1984)

〈論文〉

アメリカの年金制度——1983年の大改正を経て——  
(府川哲夫)

在韓日本人の生活保障(金應烈)

〈海外文献紹介〉

健康の経済学(1)(ヘルス・エコノミックス研究会)

イギリスにおけるソーシャル・ポリシーの経済学(城  
戸喜子)

〈海外社会保障カレント・トピックス(12)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第67号 (August 1984)

〈特別号〉

ヨーロッパ諸国の医療費対策(金田一郎)

第68号 (September 1984)

〈論文〉

カナダの年金改革(山崎伸彦)

アメリカの個別ソーシャル・サービス——タイトル  
20のその後の発展(ジョージ・ホシノ, 星野信也訳)

〈海外の動き〉

イギリスにおける対人社会サービス供給システムの  
再編成の動き——「パッチシステム」の実験的導  
入の事例(平岡公一)

〈海外文献紹介〉

英国における医療に関する苦情処理制度について  
(小原亜生)

健康の経済学(2)(ヘルス・エコノミックス研究会)

〈海外社会保障カレント・トピックス(13)〉(厚生省大  
臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第69号 (December 1984)

〈論文 特集：中国の社会保障〉

労働保険——現代中国の社会保障制度(田辺義明)

中国における老人社会学研究の重要性(袁緝輝, 田辺  
義明訳)

中国における障害者福祉(根橋正一)

中国の社会福利

1. はじめに(福武 直)

2. 中国の社会福利施策

- (1)身体障害者とその施策(三和 治)
- (2)老人ホーム I (武川正吾)
- (3)老人ホーム II (三上英美子)

3. 中国社会保障の転機(福武 直)  
中国の社会保障に関する日本語文献

〈海外文献紹介〉

健康の経済学(3)(ヘルス・エコノミックス研究会)

〈海外社会保障カレント・トピックス(14)〉(厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第70号 (March 1985)

〈論文〉

西ドイツの福祉国家論争を追う——社会国家と福祉国家のあいだ(武井 昭)

西ドイツにおける高齢者の現状(古瀬 徹)

途上国の社会保障制度——制度の導入を中心にして——(平石長久)

〈海外の動き〉

高齢化社会視察団に参加して——北ヨーロッパの老人福祉サービスにおける新しい動き——(城戸喜子)

住宅問題への新たな挑戦——D.ドニソンの包括的住宅給付の系譜——(大和田建太郎)

〈海外文献紹介〉

ハロルド・L・ウィレンスキーのコーポラティズム論(下平好博)

健康の経済学(4)(ヘルス・エコノミックス研究会)

〈書評〉

M.ブルース著『福祉国家への歩み』(大沢真理)

〈海外社会保障カレント・トピックス(15)〉(厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第71号 (June 1985)

〈論文〉

サッチャー政権下の英国国民生活と福祉政策の動向(大山 博)

〈海外の動き〉

アメリカの障害年金(堀 勝洋)

イギリス社会福祉の基礎統計——老人福祉を中心に——(平岡公一)

〈海外文献紹介〉

福祉国家とコーポラティズム——ミシュラ『福祉国家の危機』について——(武川正吾)

健康の経済学(5)(ヘルス・エコノミックス研究会)

〈書評〉

D.ドニソン・C.アンガーソン著『あすの住宅政策』(内田勝一)

〈海外社会保障カレント・トピックス(16)〉(厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第72号 (September 1985)

〈論文〉

スウェーデンの新しい社会サービス法(小野寺百合子)

イギリスの退職年金——現状と問題点(坂本純一)

イギリスのグリーンペーパーについて(稲垣誠一)

〈海外の動き〉

OECDにおける最近の医療支出抑制策について(香取照幸)

イギリスの社会保障制度改革提案に対するアトキンソンの論評(都村敦子)

〈海外文献紹介〉

健康の経済学(6)(ヘルス・エコノミックス研究会)

〈書評〉

福島勝彦著『イギリスの社会保障政策(戦後の展開)』(深沢和子)

〈海外社会保障カレント・トピックス(17)〉(厚生省大臣官房国際課)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第73号 (December 1985)

〈論文〉

北欧の老人福祉サービス施設の動向——いわゆる中間型複合施設について——(丸尾直美)

英国社会保障における最近の動向と課題(ロバート・ピンカー, 岡田藤太郎監修, 福岡社会保育短大・社会福祉研究会訳)

出生率の変動と社会保障(市川 洋)

オールド自由主義の福祉国家危機論と社会的秩序政策(大谷津晴夫)

〈海外文献紹介〉

健康の経済学(7)(ヘルス・エコノミックス研究会)  
〈海外社会保障カレント・トピックス(18)〉(厚生省大臣官房国際課)  
〈海外社会保障関係文献目録〉

第74号 (April 1986)

〈論文〉  
スウェーデンにおける高齢者の住環境をめぐる近年の動向——スウェーデン型ケア付住宅“Service-hus”の登場とその役割を糸糸にして——(外山義)  
統計からみた各国の社会保障の動向(平岡公一)  
開発途上国の社会保障制度——シンガポールにおけるひとつの実験(下平好博)  
〈海外の動き〉  
インドの婦人問題——日本の過去と未来があって「現在」はない(大泉博子)  
英国における社会保障の動向について——ホワイト・ペーパーの発表(井上恒夫)  
英国ピータボロ市における在宅入院(Hospital at Home)の新しい試み(小原亜生)  
〈海外文献紹介〉  
健康の経済学(8)(ヘルス・エコノミックス研究会)  
〈海外社会保障カレント・トピックス(19)〉(厚生省大臣官房国際課)  
〈海外社会保障関係文献目録〉

第75号 (June 1986)

〈論文〉  
英国のナーシング・ホーム(井上恒男)  
〈海外の動き〉  
イギリスの老人福祉印象記——海外出張報告——(武川正吾)  
〈翻訳〉  
超高齢者の社会的保護——ヨーロッパ評議会レポート——(小野暁史)  
〈海外文献紹介〉  
雇用機会均等政策と男女の就業分野の偏り(木村陽子)  
〈海外社会保障カレント・トピックス(20)〉(厚生省大臣官房国際課)  
〈海外社会保障関係文献目録〉

第76号 (September 1986)

〈論文〉  
福祉国家の危機と社会政策のパラダイム転換(大谷津晴夫)  
スウェーデン社会政策の現状と今後への展望(竹崎孜)  
スウェーデンの公的扶助制度について(1)(城戸喜子)  
〈海外の動き〉  
スウェーデンにおける社会政策の動向(京極高宣)  
〈海外文献紹介〉  
ILO および世界銀行の所得分配に関する報告書(林英機)  
〈海外社会保障カレント・トピックス(21)〉(厚生省大臣官房国際課)  
〈海外社会保障関係文献目録〉

第77号 (December 1986)

〈論文〉  
スウェーデンの公的扶助制度について(2)(城戸喜子)  
〈海外の動き 特集：国際機関の動き〉  
ISSA の最近の活動(井口直樹)  
社会保障分野におけるILOの活動について(山崎伸彦)  
OECDにおける社会保障政策に関する取り組み(福田素生)  
〈資料〉  
スウェーデンの住宅建築基準法における福祉的視点(城戸喜子)  
〈海外文献紹介〉  
大量失業と貧困問題——イギリス・フランス・西ドイツの自治体間比較研究について(下平好博)  
〈海外社会保障関係文献目録〉

第78号 (March 1987)

〈論文 特集：海外の要介護老人の処遇〉  
要介護老人の長期ケア——アメリカ——(前田信雄)  
スウェーデンの要介護老人の処遇について(安田陸男)  
要介護老人の処遇——フランス——(松村祥子)  
イギリスにおける要介護老人の処遇——政策展開と



その現状——(矢野 聡)

西ドイツにおける老人介護の現状と改革の方向(柄本一三郎)

〈論文〉

高齢者ボランティアとその貢献時間：調査研究(M.オザワ, N.モロハウエル, 星野信也訳)

スウェーデンの公的扶助制度について(3)(城戸喜子)

〈海外の動き〉

続・イギリスの老人福祉印象記(武川正吾)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第79号 (June 1987)

〈論文〉

EC 社会保障法における男女平等原則——理事会命令の概要と構成国(イギリス)の社会保障制度への影響——(竹中康之)

福祉維持のための攻撃——スウェーデンの財政再建行政改革の動き——(川崎一彦)

スウェーデンの公的扶助制度について(完)(城戸喜子)

〈海外の動き〉

オーストラリアの老人施設視察見学記(力丸のり子)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第80号 (September 1987)

〈論文 特集：北欧の社会保障制度〉

デンマークにおける医療保障の危機(米林喜男)

ノルウェーの老後保障政策(本間信吾)

フィンランドの社会保障(マチコ・ヤマダ・アルホ)

フィンランドの公的年金制度——どのように報酬比例部分の保障に私的年金を活用しているか——

(木村陽子)

〈海外の動き〉

アメリカにおけるソーシャルワーカーの現状(川尻良夫)

フランスの福祉専門家教育(伊奈川秀和)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第81号 (December 1987)

〈論文 特集：アジア NICs の社会保障制度〉

シンガポールの社会保障——CPF・公共住宅政策と

医療を中心として——(二木 立)

韓国における保健システムの現状(元奭朝, 星旦二・前田信雄訳)

台湾における社会保障建設の現状(呉凱勳)

香港の社会保障制度(梁宝霖, 下平好博訳)

転換期を迎えた中国の社会保障制度——制度改革についての社会学的分析——(松戸庸子)

インドネシアの医療保障——その現状と将来展望——(坂井スオミ)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第82号 (March 1988)

〈論文 特集：オーストラリア・ニュージーランドの社会保障〉

オーストラリアの社会保障事情(概説)(本田清隆)

オーストラリアにおける老人長期ケア(前田信雄)

高齢者のためのヘルス・サービス(1)——異なった状況におけるケア提供——(ライス・ハーン, 都賀潔子訳)

高齢者の住宅とケア：オーストラリア, ヨーロッパおよび北アメリカにおける選択権と選択肢(ダンカン・ポリデイ, 矢野 聡訳)

ニュージーランドの社会福祉——最近の動向の教えるもの——(小松隆二)

ニュージーランドの社会保障——所得保障を中心として——(片岡 直)

ニュージーランドの福祉行政と高齢者の社会福祉——在宅と施設福祉の実態に基づいて——(佐藤進)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第83号 (Summer 1988)

〈論文 特集：各国におけるボランティア・オーガニゼーション〉

イギリスの民間非営利団体(武川正吾)

フランスのボランティア組織——アソシアシオンについて——(出雲祐二)

オーストラリアの高齢者福祉サービス——高齢者の福祉サービス・システムおよび施設処遇基準を中心として——(佐藤 進)

高齢者のためのヘルス・サービス(2)——異なった状況におけるケア提供——(ライス・ハーン, 都賀潔

子訳)

〈特別セミナー〉

スウェーデンの社会福祉——高齢者のケアをめぐる  
て——(クリスター・リンドマーク, イェット・ス  
ンドストレーム, 丸尾直美)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第84号 (Autumn 1988)

〈論文 特集: 各国における障害者福祉〉

イギリスの障害者福祉: コミュニティ・ケアの限界  
(星野信也)

アメリカの障害者福祉(三本杉国興)

フィンランドの障害者福祉(マチコ・山田・アルホ)

スウェーデンにおける保健福祉機器の開発普及策  
(京極高宣)

フランスにおける障害者雇用政策の展開(大曾根寛)

〈海外の動き〉

80年代のスウェーデンにおける社会福祉の新しい動  
向(ハラルド・スウェドナー, 岡田藤太郎訳)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第85号 (Winter 1988)

〈論文 特集: イタリア・スイス・オランダの社会  
保障〉

イタリア年金制度の近年の動向(岡本義行)

スイスの年金制度(藤田至孝)

オランダの年金制度(J.M.L.ユンカー, 鎌田繁則訳)

イタリアの医療制度改革(松井和子)

オランダの高齢者福祉政策(廣瀬真理子)

〈論文〉

スウェーデンの最近の社会保障事情(竹崎 孜)

〈海外の動き〉

スウェーデン: 寡婦年金を廃止(宇野 裕)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第86号 (Spring 1989)

〈論文 特集: 各国の家族政策〉

フランスの家族と家族手当政策(藤井良治)

スウェーデンの家族政策(古橋エツ子)

イギリスの家族政策の動向(井上恒男)

アメリカの家族政策——母子世帯への対応を中心に

——(松原康雄)

〈論文〉

医療と福祉の連携——フランスの高齢者福祉サービ  
スの場合——(松村祥子)

移民労働者への社会的統合策——西ヨーロッパ諸国  
の経験(上)——(下平好博)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第87号 (Summer 1989)

〈論文 特集: 税制改革と社会保障〉

アメリカの税制改革と社会保障(林 宣嗣)

カナダの税制改革と社会保障(村上雅子)

サッチャー政権下の税制改革と社会保障(樋口正昇)

フランスの税制改革と社会保障(矢野秀利)

スウェーデンの税制改革と社会保障(飯野靖四)

〈論文〉

移民労働者への社会的統合策——西ヨーロッパ諸国  
の経験(下)——(下平好博)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第88号 (Autumn 1989)

〈論文〉

社会保障の将来——真の社会保障を求めて——(J.  
V.ランゲンドク, 岡 伸一訳)

諸外国における早期引退及び段階的引退制度(山崎  
隆志)

シンガポール中央積立基金——その展開と政策目的  
——(Tay Boon Nga, 田辺忠史訳)

西独における社会保障制度改革の動向(高原弘海)

〈海外の動き〉

OECDにおける社会保障議論の動向(本田 一)

〈文献紹介〉

B.G.ピーターズ『行政官僚制の比較研究』(武智秀之)

V.R. Fuchs, Why Are Children Poor?(粟沢尚志)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第89号 (Winter 1989)

〈論文〉

アメリカの老人医療と福祉(岡本祐三)

〈海外の動き〉

英国地方自治体における社会福祉サービスのネット

ワーク(上)——ロンドン・イズリントン区の場合——(ジョン・レイプライス講演, 岡田藤太郎・植田美佐恵編訳)

失業保険と老齢年金の交錯——フランス早期年金制度の展開——(岡 伸一)

アメリカのメディケア・メディケイド政策をめぐる最近の動き(矢野 聡)

〈資料紹介〉

フィンランド障害者連盟「障害者用住宅計画指導書」(山田真知子・アルホ)

〈国際会議のご案内〉

〈海外社会保障関係文献目録〉

第90号 (Spring 1990)

〈論文〉

福祉と医療の連携の条件——デンマークの高齢者福祉医療政策からの教訓——(伊東敬文)

フランスの共済組合について(高藤 昭)

中国社会保障制度改革のディレンマ(松戸庸子)

〈翻訳〉

活力と健康(1)——老化についての研究——(アルバル・スバンボリィ, 三瓶恵子訳)

〈海外の動き〉

1988年家庭援護法の制定——米国における画期的福祉改革——(多々良紀夫, 渋谷百合訳)

英国地方自治体における社会福祉サービスのネットワーク(下)——ロンドン・イズリントン区の場合——(ジョン・レイプライス講演, 岡田藤太郎・植田美佐恵編訳)

〈資料紹介〉

経済的視座からみた高齢者介護のあり方——WHO報告書——(上)(小原亜生)

〈国際学会トピックス〉

第14回世界老年学協会主催国際大会に出席して(前田信雄)

〈国際会議のご案内〉

〈海外社会保障関係文献目録〉

第91号 (Summer 1990)

〈論文〉

社会保障制度におけるオンブズマン制度——イギリスの場合——(山田 晋)

〈国際会議のご案内〉

〈海外の動き〉

エイズ対策の動向と社会へのインパクト(濃沼信夫)  
イギリスの社会保障研究機関3例(星野信也)

〈翻訳〉

活力と健康(2)——老化についての研究——(アルバル・スバンボリィ, 三瓶恵子訳)

〈研究機関紹介〉

アーバン・インスティテュート——政策研究とシンク・タンク——(上野真城子)

〈資料紹介〉

経済的視座からみた高齢者介護のあり方——WHO報告書——(下)(小原亜生)

〈文献紹介〉

Kent Tout, Ageing in Developing Countries(粟沼尚志)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第92号 (Autumn 1990)

〈論文〉

アメリカの保健医療システム(ジョン・アイグルハート, 廣井良典訳)

〈国際会議のご案内〉

〈カレント・トピックス〉

絶えざる改革——スウェーデンの老人福祉の動向——(上)(三上英美子)

スウェーデン医療福祉の源泉(福本一朗)

〈海外の動き〉

アメリカの障害者対策の動向(鈴木良子)

イギリス国民保健サービス改革白書とその反響(坂口正之)

西欧型社会保障制度への切り替えを急ぐハンガリー(有岡二郎)

WHOヨーロッパ支部と Eurosocial の組織と活動について——昭和63年度海外出張報告——(城戸喜子)

〈国際学会トピックス〉

第3回高齢者及び障害者のための保健福祉サービスに関するシステム科学国際会議(安梅勅江)

〈翻訳〉

活力と健康(3)——老化についての研究——(アルバル・スバンボリィ, 三瓶恵子訳)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第93号 (Winter 1990)

〈論文〉

アメリカ医療政策への一視点——国民皆保険への道標と医学研究振興政策——(広井良典)

〈国際会議のご案内〉

〈カレント・トピックス〉

モロッコの児童福祉の現状(桑原洋子)

1990年夏ベルリンより(村上雅子)

絶えざる改革——スウェーデンの老人福祉の動向——(下)(三上英美子)

〈海外の動き〉

ベルギーの年金制度(岡 伸一)

WHOの保健医療政策の動向(尾形裕也)

高齢者の経済的地位——アメリカにおける実証研究について——(塚原康博)

〈国際学会トピックス〉

第25回国際社会福祉会議に参加して——アフリカ・モロッコ(マラケシュ)会議の提起したもの——(佐藤 進)

〈資料紹介〉

ウィーン国際女性会議レポート——テーマ:「女性イニシアチヴのネットワーク形成」——(野村明代)

〈国際セミナー〉

ノンプロフィット・セクターの活動とアメリカの市民社会(上野真城子)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第94号 (Spring 1991)

〈論文〉

アメリカの企業年金——租税優遇措置を中心に——(渋谷博史)

アメリカの高齢者介護政策の動向(宮崎 尚)

〈カレント・トピックス〉

カナダのNew Horizons Programについて(岡本民夫)

〈海外の動き〉

障害者問題における国連の動き——「国連障害者の十年」終了を控えて——(中沢一隆)

スウェーデンの老人福祉——日本との比較で——(小野寺百合子)

〈研究機関紹介〉

ヨーク大学社会科学研究所(牛丸 聡)

〈資料紹介〉

Social Security Advisory Committee, Why don't they go to work? Mothers on benefit, HMSO, 1989(下夷美幸)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第95号 (Summer 1991)

〈論文〉

フランスにおける高齢者と高齢者への諸施策(久塚純一)

英国の1989年児童法(許 末恵)

機会の均等を求めた Americans with Disabilities Act と障害者雇用(鈴木良子)

〈国際会議のご案内〉

〈海外の動き〉

家庭における老人扶養の問題について・中国の現状(岡田太造)

フィンランド精神薄弱者福祉の動向(山田眞知子・アルホ)

オーストラリアの社会保障政策——転換期を迎えた年金制度——(漆原克文)

デンマークの社会保障政策～社会保障政策と政治・経済・社会政策との融合——高齢者福祉を中心として——(対馬貞二)

〈研究機関紹介〉

イエンスェピン老年学研究所(イエット・スンドストレーム, 三上英美子訳)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第96号 (Autumn 1991)

〈論文 特集: 統一ドイツと社会保障〉

統一経済と社会保障(大西健夫)

年金制度における課題(本沢巳代子)

医療保障制度における課題と展望(高智英太郎)

ドイツの女子労働と育児保障(古橋エツ子)

〈論文〉

ナーシングホームにおける老人の入所期間及び退所時の予後予測の要因に関する研究——米国・ノースカロライナ州における調査研究から——(奥山正司)

〈海外の動き〉

オランダにおける高齢者のインフォーマル・ケア(マ  
ット H.J.M.クナッペン, ヤン M.L.ヨンカー, 都賀  
潔子訳)

〈資料紹介〉

J.S. McGuire and B.M. Popkin, Helping Women  
Improve Nutrition in the Developing World(粟  
沢尚志)

〈国際セミナー〉

1990年代のソーシャル・ポリシー(デイビッド・ドニ  
ソン, 星野信也訳)

〈海外社会保障関係文献目録〉

〈国際会議のご案内〉

第97号 (Winter 1991)

〈論文〉

福祉政策の分権化と住民移動——アメリカにおける  
実証研究について——(塚原康博)

韓国における公的年金制度の成立——退職金制度と  
の関連を中心に——(李海英)

〈海外の動き〉

スウェーデンの看取り休暇制度(三瓶恵子)

アメリカにおける高齢者食事サービス(野村知子)

アメリカにおけるナーシング・ホーム改革——入所  
者アセスメントの導入と支払い方式への応用——  
(翠川純子)

東西ドイツ統合と社会保障, 介護保険の検討状況(カ  
ール・ユング)

〈カレント・トピックス〉

デンマークの社会保障雑感——自治体における高齢  
者福祉への取り組み——(香取照幸)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第98号 (Spring 1992)

〈論文 特集: EC 統合と社会保障〉

1992年欧州統合と社会保障(J.V.ランゲンドク,  
岡伸一訳)

社会保障と欧州単一市場(J.H.ピーターセン, 粟沢尚  
志訳)

EC 統合における社会保障関連領域(岡伸一)

ドイツからみたECにおける社会政策——ドイツ統  
一後, EC 域内市場統合の完成を前にして——(ベ

ルト・シュルテ, 小林甲一訳)

〈論文〉

イギリスの年金制度の考え方と特徴(上)(堀勝洋)

〈国際学会トピックス〉

第13回国際労働法・社会保障学会世界会議に参加し  
て(大曾根寛)

〈海外社会保障関係文献目録〉

第99号 (Summer 1992)

〈論文〉

ILO『社会保障への途』から50年(高橋武)

フランスにおける外国人労働者と社会保障——社会  
保障センターと社会への参入基金——(久塚純一)

スイスにおける外国人労働者と社会保障(中野育男)

カナダの老人ケアの現状と問題点(高橋淑郎)

イギリスの年金制度の考え方と特徴(下)(堀勝洋)

〈海外の動き〉

福祉先進国における痴呆性老人のケアの思想と方法  
——スウェーデン・オランダのグループホームを  
中心に——(大本圭野)

〈文献紹介〉

桑原靖夫著『国境を越える労働者』, 手塚和彰著『続・  
外国人労働者』(鈴木克彦)

'New Poverty' in the European Community edited  
by G. Room(粟沢尚志)

〈国際交流セミナー〉

EC 統合と社会保障の役割(J.V.ランゲンドク)

〈海外社会保障関係文献目録〉

〈国際会議のご案内〉

第100号 (Autumn 1992)

〈時代の眼〉

普遍化の視点と連動化の視点(宮澤健一)

〈第100号記念特別寄稿〉

「生活大国」は福祉と経済とのディレンマを考えよ  
(山田雄三)

海外社会保障情報100号記念号に寄せて——創成期  
の思い出(平石長久)

〈第100号記念座談会〉

海外の社会保障の新潮流(炭谷茂, 藤井良治, 古瀬  
徹, 丸尾直美, 堀勝洋)

〈論文 特集: ベヴァリジ報告と現代——報告発表

から50年>

ベヴァリジ報告と公的年金政策(檜原 朗)

ベヴァリジと児童手当(星野信也)

ベヴァリジ報告とNHS(一圓光彌)

<海外の動き>

アメリカにおける医療と年金の最近の動向(府川哲夫)

アメリカにおける児童扶養履行強制制度(Child

『海外社会保障情報』(第1号~第100号)総索引

Support Enforcement Program)の展開(下夷美幸)

<Book Review>

竹崎孜著『生活保障の政治学』, 岡沢憲英著『スウェーデンの挑戦』(伊藤周平)

<海外社会保障関係文献目録>

<第1号~第100号総索引(総目次及び国別総索引)>

## II. 国別総索引

### 凡 例

- (1) 各国別に、「論文・海外の動き・解説等」及び「海外文献紹介・書評」をそれぞれの国について分けて掲載した。
- (2) 第1号～49号については、「各国のトピックス」「ニュース断片」「ISSA 海外論文要約より」「海外だより」において短い解説・抄訳・トピックスなどが掲載されているが、これらは国別総索引からは除外した。なお、「海外社会保障関係文献目録」も除外している。
- (3) 各項目は、題名/執筆者/掲載号数/掲載月年の順に記載されている。
- (4) 国名は50音順に並んでいる。

### アメリカ

#### 【論文・海外の動き・解説等】

社会保障改革への模索（平石長久/第8号/October 1969）  
ニクソン教書の公的扶助——救貧から保障への道程において——（小沼 正/第9号/January 1970）  
公衆衛生対策と社会保障計画——1969年1月国際社会保障協会円卓会議討議資料を中心に（前田信雄/第10号/April 1970）  
アメリカ社会保障法の1977年改正（藤田貴恵子/第44号/December 1978）  
米国公的年金財政の危機とその対策（浅野史郎/第53号/March 1981）  
アメリカにおける高齢者の労働供給パターン（三上 英美子/第57号/March 1982）  
アメリカ公的扶助政策の動向——AFDC の場合（水田邦雄/第58号/June 1982）  
日米厚生行政交流会議について（山本 章/第58号/June 1982）  
レーガン政権下の社会保障年金改革（水田邦雄/第58号/June 1982）  
レーガン政権下のアメリカの福祉政策（水田邦雄/第59号/September 1982）  
年金の国際通算問題と日米年金通算協定の動向（田中正昭/第59号/September 1982）  
米国における障害者の「自立生活」概念の展開（石

川 准/第65号/March 1984）  
アメリカの年金制度——1983年の大改正を経て——（府川哲夫/第66号/June 1984）  
アメリカの個別ソーシャル・サービス——タイトル20のその後の発展（ジョージ・ホシノ、星野信也訳/第68号/September 1984）  
アメリカの障害年金（堀 勝洋/第71号/June 1985）  
要介護老人の長期ケア——アメリカ——（前田信雄/第78号/March 1987）  
高齢者ボランティアとその貢献時間：調査研究（M. オザワ、N.モロハウエル、星野信也訳/第78号/March 1987）  
アメリカにおけるソーシャルワーカーの現状（川尻良夫/第80号/September 1987）  
アメリカの障害者福祉（三本杉国興/第84号/Autumn 1988）  
アメリカの家族政策——母子世帯への対応を中心に——（松原康雄/第86号/Spring 1989）  
アメリカの税制改革と社会保障（林 宣嗣/第87号/Summer 1989）  
アメリカの老人医療と福祉（岡本祐三/第89号/Winter 1989）  
アメリカのメディケア・メディケイド政策をめぐる最近の動き（矢野 聡/第89号/Winter 1989）  
1988年家庭援護法の制定——米国における画期的福祉改革——（多々良紀夫、渋谷百合訳/第90号/Spring 1990）  
エイズ対策の動向と社会へのインパクト（濃沼信夫/

- 第91号/Summer 1990)  
 アーバン・インスティテュート——政策研究とシンク・タンク——(上野真城子/第91号/Summer 1990)  
 アメリカの保健医療システム(ジョン・アイグルハート, 廣井良典訳/第92号/Autumn 1990)  
 アメリカの障害者対策の動向(鈴木良子/第92号/Autumn 1990)  
 アメリカ医療政策への一視点——国民皆保険への道標と医学研究振興政策——(広井良典/第93号/Winter 1990)  
 高齢者の経済的地位——アメリカにおける実証研究について——(塚原康博/第93号/Winter 1990)  
 ノンプロフィット・セクターの活動とアメリカの市民社会(上野真城子講演/第93号/Winter 1990)  
 アメリカの企業年金——租税優遇措置を中心に——(渋谷博史/第94号/Spring 1991)  
 アメリカの高齢者介護政策の動向(宮崎 尚/第94号/Spring 1991)  
 機会の均等を求めた Americans with Disabilities Act と障害者雇用(鈴木良子/第95号/Summer 1991)  
 ナーシングホームにおける老人の入所期間及び退所時の予後予測の要因に関する研究——米国・ノースカロライナ州における調査研究から——(奥山正司/第96号/Autumn 1991)  
 福祉政策の分権化と住民移動——アメリカにおける実証研究について——(塚原康博/第97号/Winter 1991)  
 アメリカにおける高齢者食事サービス(野村知子/第97号/Winter 1991)  
 アメリカにおけるナーシング・ホーム改革——入所者アセスメントの導入と支払い方式への応用——(翠川純子/第97号/Winter 1991)  
 アメリカにおける医療と年金の最近の動向(府川哲夫/第100号/Autumn 1992)  
 アメリカにおける児童扶養履行政策の展開(下夷美幸/第100号/Autumn 1992)
- 【海外文献紹介・書評】**  
 アメリカ連邦保健立法の転期(西 三郎/第2号/April 1968)  
 近隣地区センターの概念(村山冴子/第3号/July 1968)  
 アメリカ合衆国の総保健・医療費——1950~66(西三郎/第4号/October 1968)  
 社会福祉活動の要路確保(前田ケイ/第4号/October 1968)  
 67年社会保障法改正後の公的社会福祉(前田ケイ/第5号/January 1969)  
 ヘルスマンパワーにかんする大統領諮問委員会報告(橋本正己/第5号/January 1969)  
 老後の所得保障にかんする70年代の課題(村山冴子/第5号/January 1969)  
 求められる中流階級の里親家庭(前田ケイ/第6号/April 1969)  
 負の所得税と児童手当の比較(根本嘉昭/第6号/April 1969)  
 病院利用と病院費用の国際比較——カナダと合衆国, 1948年~1966年(前田信雄/第6号/April 1969)  
 児童手当の必要性(根本嘉昭/第7号/July 1969)  
 慢性腎臓病治療への費用・有効性分析の応用(前田信雄/第7号/July 1969)  
 貧困・病気・保健サービス利用(前田信雄/第8号/October 1969)  
 貧困世帯の居住・人種・および年齢——1966年(平石長久/第8号/October 1969)  
 ニクソン氏の「スピーナムランド」(三浦文夫, 遠藤滋/第11号/July 1970)  
 国民のための所得維持システムの選択(三浦文夫, 遠藤 滋/第11号/July 1970)  
 民間施設に対する貧困基金の影響(門脇久子/第12号/October 1970)  
 貧困の側面(門脇久子/第13号/January 1971)  
 コミュニティとコミュニティ・オーガニゼーションの概念(遠藤 滋/第13号/January 1971)  
 福祉作業所のサービスと隷属性(門脇久子/第13号/January 1971)  
 病院協会による保健公社案(前田信雄/第14号/April 1971)  
 生活保護と麻薬中毒患者(松本文子/第15号/July 1971)  
 家族扶助計画における郡の役割(門脇久子/第15号/July 1971)  
 社会保障制度の拠出上限(平石長久/第15号/July 1971)  
 若年者・成人・老人の医療費(前田信雄/第16号/October 1971)



- ber 1971)
- 公的扶助受給者の生活歴と家庭環境(門脇久子/第16号/October 1971)
- 健康保持組織 HMO を支持する(前田信雄/第19号/July 1972)
- 社会保障制度と社会制度(一圓光彌/第19号/July 1972)
- 家族手当制度への一提案(門脇久子/第19号/July 1972)
- 衛生教育専門職の役割(金永安弘/第19号/July 1972)
- マイナスの所得税は労働意欲を減少させるか?(前田大作/第20号/October 1972)
- 年齢階層別の医療支出(一圓光彌/第20号/October 1972)
- フリンジ・ベネフィットの動向(平石長久/第20号/October 1972)
- 社会保障における公的扶助の役割(一圓光彌/第21号/January 1973)
- 社会事業へのマルクス主義的アプローチ(冷水 豊/第21号/January 1973)
- 貧困の機能分析(渡辺益男/第22号/April 1973)
- 1971年私的健康保健の現状(一圓光彌/第23号/July 1973)
- 1971年の私的な労働福祉制度(平石長久/第23号/July 1973)
- 税制と社会福祉(冷水 豊/第24号/October 1973)
- 社会福祉の公私関係(根本嘉昭/第25号/January 1974)
- 民間社会福祉団体の将来(根本嘉昭/第27号/October 1974)
- プロフェッショナルリズムと公的資金利用の問題(小林良二/第28号/January 1975)
- ナーシングホーム退所患者の生活コース(萩原清子/第28号/January 1975)
- 老人保護サービスとしての後見人制度(萩原清子/第29号/March 1975)
- アメリカの社会保障費(一圓光彌/第30号/July 1975)
- ワーカーの専門性の法制化(根本嘉昭/第30号/July 1975)
- 社会サービスの今後の方向——その担い手としての公的社会福祉(萩原清子/第31号/October 1975)
- 鉄道員の制度による失業と疾病の受給者(第31号/October 1975)
- 年齢階層別国民医療費(一圓光彌/第32号/January 1976)
- 主婦の経済的価値(前田信雄/第32号/January 1976)
- 市民参加と特別歳入調整(中野いく子/第33号/March 1976)
- 最近の不況が貧困に及ぼす影響(冷水 豊/第34号/July 1976)
- 近隣地区レベルでのサービス提供のための組織的方法(冷水 豊/第35号/October 1976)
- 社会サービスの新しい方向(冷水 豊/第36号/January 1977)
- 健康保険10年の歩み(一圓光彌/第36号/January 1977)
- アメリカにおける社会保障と教育投資(岸 功/第40号/December 1977)
- 老人に対する家族援助態勢——社会学および人口統計学的考察(本間みさ子/第41号/March 1978)
- 時代遅れの政府貧困線(冷水 豊/第42号/June 1978)
- 所得保障と情報伝達(岸 功/第42号/June 1978)
- 歯科医療保険の急速な普及(村上岩夫/第42号/June 1978)
- HMO の近況(日野秀逸/第43号/September 1978)
- 健康のための不健康な費用——医療費問題とその対策(石本忠義/第44号/December 1978)
- 1977会計年度の国民保健費(藤井洋一/第44号/December 1978)
- Stacking——公的扶助の新たな悪者(萩原清子/第45号/March 1979)
- 社会福祉の巨視的分析(和田修一/第46号/June 1979)
- 女性の失業と社会政策の課題(萩原清子/第46号/June 1979)
- 社会保障と財産形成(岸 功/第47号/September 1979)
- 社会保障の未来像(平石長久/第48号/December 1979)
- 老人の施設ケア——ケアを受けている老人のセンサス(本間信吾/第48号/December 1979)
- 腎不全患者の医療と医療費(J. D. キャンベル, A. R. キャンベル, 前田 信雄他訳/第55号/September 1981)
- 海外社会保障統計(曾原利満/第56号/December 1979)

1981)

## イギリス

## 【論文・海外の動き・解説等】

- イギリス国民保険改革案の系譜——フラット原則から所得比例の導入へ——(田中 寿/第7号/July 1969)
- イギリス国民保健サービスの改革構想について(小川喜一/第11号/July 1970)
- イギリスにおける社会福祉とシーボーム委員会報告(三浦文夫/第16号/October 1971)
- イギリスの年金制度改正案(村上 清/第17号/January 1972)
- イギリスの未婚の母と福祉(日下部禧代子/第19号/July 1972)
- イギリスの身体障害者の移動サービス(炭谷 茂/第37号/March 1977)
- 英国における医師の診療報酬制度, 医療施設の再整備計画, 国民保健サービスの運営組織(石本忠義/第43号/September 1978)
- 英国における所得保障政策の動向(井口直樹/第50号/June 1980)
- イギリスの社会福祉行財政について(井上恒男/第51号/September 1980)
- 老人のための社会サービス——80年代の課題(冷水豊/第51号/September 1980)
- 英国 NHS における地域間資金配分政策(井口直樹/第54号/June 1981)
- フランスおよび英国における児童手当制度改革の背景と評価(都村敦子/第54号/June 1981)
- サッチャー政権下の NHS(炭谷 茂/第60号/December 1982)
- イギリスにおける対人社会サービス供給システムの再編成の動き——「パッチシステム」の実験的導入の事例(平岡公一/第68号/September 1984)
- サッチャー政権下の英国国民生活と福祉政策の動向(大山 博/第71号/June 1985)
- イギリス社会福祉の基礎統計——老人福祉を中心に——(平岡公一/第71号/June 1985)
- イギリスの退職年金——現状と問題点(坂本純一/第72号/September 1985)
- イギリスのグリーンペーパーについて(稲垣誠一/第72号/September 1985)

- イギリスの社会保障制度改革提案に対するアトキンソンの論評(都村敦子/第72号/September 1985)
- 英国社会保障における最近の動向と課題(ロバート・ピンカー, 岡田藤太郎監修, 福岡社会保育短大・社会福祉研究会訳/第73号/December 1985)
- 英国における社会保障の動向について——ホワイト・ペーパーの発表(井上恒夫/第74号/April 1986)
- 英国ピータボロ市における在宅入院(Hospital at Home)の新しい試み(小原亜生/第74号/April 1986)
- 英国のナーシング・ホーム(井上恒男/第75号/June 1986)
- イギリスの老人福祉印象記——海外出張報告——(武川正吾/第75号/June 1986)
- イギリスにおける要介護老人の処遇——政策展開とその現状——(矢野 聡/第78号/March 1987)
- 続・イギリスの老人福祉印象記(武川正吾/第78号/March 1987)
- イギリスの民間非営利団体(武川正吾/第83号/Summer 1988)
- イギリスの障害者福祉: コミュニティ・ケアの限界(星野信也/第84号/Autumn 1988)
- イギリスの家族政策の動向(井上恒男/第86号/Spring 1989)
- サッチャー政権下の税制改革と社会保障(樋口正昇/第87号/Summer 1989)
- 英国地方自治体における社会福祉サービスのネットワーク(上)——ロンドン・イズリントン区の場合——(ジョン・レイプライス講演, 岡田藤太郎・植田美佐恵訳/第89号/Winter 1989)
- 英国地方自治体における社会福祉サービスのネットワーク(下)——ロンドン・イズリントン区の場合——(ジョン・レイプライス講演, 岡田藤太郎・植田美佐恵訳/第90号/Spring 1990)
- 社会保障制度におけるオンブズマン制度——イギリスの場合——(山田 晋/第91号/Summer 1990)
- イギリスの社会保障研究機関3例(星野信也/第91号/Summer 1990)
- イギリス国民保健サービス改革白書とその反響(坂口正之/第92号/Autumn 1990)
- ヨーク大学社会科学研究所(牛丸 聡/第94号/Spring 1991)
- 英国の1989年児童法(許末恵/第95号/Summer

- 1991)
- 1990年代のソーシャル・ポリシー (D.ドニソン講演、星野信也訳/第96号/Autumn 1991)
- イギリスの年金制度の考え方と特徴(上) (堀 勝洋/第98号/Spring 1992)
- イギリスの年金制度の考え方と特徴(下) (堀 勝洋/第99号/Summer 1992)
- ベヴァリジ報告と公的年金政策(櫻原 朗/第100号/Autumn 1992)
- ベヴァリジと児童手当 (星野信也/第100号/Autumn 1992)
- ベヴァリジ報告とNHS (一圓光彌/第100号/Autumn 1992)
- 【海外文献紹介・書評】**
- 貧困と市民の権利(前田大作/第1号/January 1968)
- ケースワーク事務の電算化 (根本嘉昭/第3号/July 1968)
- 社会福祉サービスに総合的運営の提案——シーボーム委員会報告 (前田大作/第5号/January 1969)
- 貧困児童と家族手当 (山内匡子/第6号/April 1969)
- 年金についての新しい見方 (石本忠義/第8号/October 1969)
- シーボーム報告とその意味 (根本嘉昭/第8号/October 1969)
- イギリスにおける病欠欠勤と失業との関係 (前田信雄/第10号/April 1970)
- 白人と黒人の児童福祉 (山内匡子/第13号/January 1971)
- 禁煙キャンペーンの評価 (金永安弘/第16号/October 1971)
- 精神障害者は一般病院へ——精神医療の包括化メモ (前田信雄/第18号/April 1972)
- 主要国の医療費の動向 (石本忠義/第19号/July 1972)
- 国民保健サービス費のコントロール(一圓光彌/第22号/April 1973)
- 西ドイツとイギリスの民営健康保険(石本忠義/第24号/October 1973)
- 失業者に対する政策——援助か抑圧か(一圓光彌/第27号/October 1974)
- 社会保障：貧困は政策の試金石である(都村敦子/第31号/October 1975)
- イギリス国民保健サービスの問題 (一圓光彌/第34号/July 1976)
- 保健サービスと社会サービスに関する資料集——1934～現在 (日野秀逸/第35号/October 1976)
- シーボーム改革以後の社会サービス (本間みさ子、冷水 豊/第38号/June 1977)
- ティトマスと社会福祉 (一圓光彌/第38号/June 1977)
- ソーシャルワークの統一理論導入を批判す (萩原清子/第39号/September 1977)
- 障害老人に対する地域に基盤を置いた継続的ケア事業 (本間みさ子/第40号/December 1977)
- 国の年金制度と職域年金制度の関係(一圓光彌/第43号/September 1978)
- 「老人白書」発表に向けて政策課題を提示 (冷水 豊/第45号/March 1979)
- 児童の貧困と児童給付 (一圓光彌/第46号/June 1979)
- ソーシャルワーカーのストライキとシーボーム改革 (冷水 豊/第47号/September 1979)
- ティトマス以降のソーシャル・ポリシー (一圓光彌/第47号/September 1979)
- イギリスにおける最近の貧困——P.タウンゼントの新しい調査報告から (冷水 豊/第48号/December 1979)
- 今日の対人社会サービス——対人社会サービス協議会の役割 (萩原清子/第48号/December 1979)
- NHS 施行30年をめぐる最近の文献 (日野秀逸/第48号/December 1979)
- 在宅老人福祉サービスの発展と課題(冷水 豊/第49号/March 1980)
- 補足給付受給の失業者——その生活水準と低所得への対応 (本間信吾/第49号/March 1980)
- 海外社会保障統計 (曾原利満/第54号/June 1981)
- 海外社会保障統計 (曾原利満/第55号/September 1981)
- 海外社会保障統計 (曾原利満/第61号/March 1983)
- 海外社会保障統計 (曾原利満/第62号/June 1983)
- イギリスにおけるソーシャル・ポリシーの経済学(城戸喜子/第66号/June 1984)
- 英国における医療に関する苦情処理制度について (小原亜生/第68号/September 1984)
- 福島勝彦著『イギリスの社会保障政策<戦後の展開>』(深沢和子/第72号/September 1985)
- Social Security Advisory Committee, Why don't

they go to work? Mothers on benefit, HMSO, 1989 (下夷美幸/第94号/Spring 1991)

## イタリア

### 【論文・海外の動き・解説等】

イタリア年金保険70年の歩みと将来構想(保坂哲哉/第25号/January 1974)

イタリアの年金ジャングルと制度改正(藤川鉄馬/第45号/March 1979)

イタリアにおける年金制度改革の論争(藤川鉄馬/第49号/March 1980)

イタリアの年金制度とその改革の方向(上)(藤川鉄馬/第64号/December 1983)

イタリアの年金制度とその改革の方向(下)(藤川鉄馬/第65号/March 1984)

イタリア年金制度の近年の動向(岡本義行/第85号/Winter 1988)

イタリアの医療制度改革(松井和子/第85号/Winter 1988)

### 【海外文献紹介・書評】

イタリアの社会保障制度の発展(藤井良治/第3号/July 1968)

## オーストラリア

### 【論文・海外の動き・解説等】

オーストラリアの新医療保障制度——メディバンク制度(山崎泰彦/第32号/January 1976)

オーストラリアの老人施設視察見学記(力丸のり子/第79号/June 1987)

オーストラリアの社会保障事情(概説)(本田清隆/第82号/March 1988)

オーストラリアにおける老人長期ケア(前田信雄/第82号/March 1988)

高齢者のためのヘルス・サービス(1)——異なった状況におけるケア提供——(ライス・ハーン, 都賀潔子訳/第82号/March 1988)

高齢者のためのヘルス・サービス(2)——異なった状況におけるケア提供——(ライス・ハーン, 都賀潔子訳/第83号/Summer 1988)

高齢者の住宅とケア: オーストラリア, ヨーロッパおよび北アメリカにおける選択権と選択肢(ダン

カン・ポリデイ, 矢野 聡訳/第82号/March 1988)  
オーストラリアの高齢者福祉サービス——高齢者の福祉サービス・システムおよび施設処遇基準を中心として——(佐藤 進/第83号/Summer 1988)  
オーストラリアの社会保障政策——転換期を迎えた年金制度——(漆原克文/第95号/Summer 1991)

### 【海外文献紹介・書評】

家族形態の変化と社会保障——オーストラリアの状況(一圓光彌/第49号/March 1980)

## オランダ

### 【論文・海外の動き・解説等】

オランダの年金制度(J.M.L.ユンカー, 鎌田繁則訳/第85号/Winter 1988)

オランダの高齢者福祉政策(廣瀬真理子/第85号/Winter 1988)

オランダにおける高齢者のインフォーマル・ケア(マット H.J.M.クナッペン, ヤン H.L.ヨンカー, 都賀潔子訳/第96号/Autumn 1991)

福祉先進国における痴呆性老人のケアの思想と方法——スウェーデン・オランダのグループホームを中心に——(大本圭野/第99号/Summer 1992)

### 【海外文献紹介・書評】

社会保障の統合(一圓光彌/第26号/July 1974)

## カナダ

### 【論文・海外の動き・解説等】

カナダにおける在宅ケアサービスの現状——老人の場合を中心に——(小林良二/第51号/September 1980)

カナダの年金制度と女性の立場(平石長久/第61号/March 1983)

カナダの年金改革(山崎伸彦/第68号/September 1984)

カナダの税制改革と社会保障(村上雅子/第87号/Summer 1989)

カナダの New Horizons Program について(岡本民夫/第94号/Spring 1991)

カナダの老人ケアの現状と問題点(高橋淑郎/第99号/Summer 1992)

## 【海外文献紹介・書評】

カナダの保育問題(前田大作/第1号/January 1968)  
 所得年間保証制度は絵に画いた餅か(門脇久子/第14号/April 1971)  
 行政コミュニティ・ワーカーのジレンマ(根本嘉昭/第29号/March 1975)  
 年金制度の改正(一圓光彌/第33号/March 1976)

## ス イ ス

## 【論文・海外の動き・解説等】

スイスの年金制度(藤田至孝/第85号/Winter 1988)  
 スイスにおける外国人労働者と社会保障(中野育男/第99号/Summer 1992)

## 【海外文献紹介・書評】

強制私的年金制度(丸山史朗/第28号/January 1975)

## ス ウ ェ ー デ ン

## 【論文・海外の動き・解説等】

スウェーデンの業務災害保険と通勤途上災害(角田豊/第13号/January 1971)  
 スウェーデンにおけるアルコール問題(菱村将隆/第50号/June 1980)  
 スウェーデンの社会保障(太田義武講演/第53号/March 1981)  
 スウェーデン社会保障関係費用——1979——(中村秀一/第55号/September 1981)  
 海外社会保障統計(中村秀一/第58号/June 1982)  
 スウェーデンの協約年金について(小野寺百合子/第60号/December 1982)  
 スウェーデン社会民主党新政権の政策と当面する課題(中村秀一/第61号/March 1983)  
 最近のスウェーデンにおける老人福祉サービス——リディンイエ市のケースを中心に(三上英美子/第62号/June 1983)  
 スウェーデンの新しい社会サービス法(小野寺百合子/第72号/September 1985)  
 スウェーデンにおける高齢者の住環境をめぐる近年の動向——スウェーデン型ケア付住宅“Servicehus”の登場とその役割を経糸にして——(外山義/第74号/April 1986)  
 スウェーデン社会政策の現状と今後への展望(竹崎

孜/第76号/September 1986)

スウェーデンの公的扶助制度について(1)(城戸喜子/第76号/September 1986)  
 スウェーデンの公的扶助制度について(2)(城戸喜子/第77号/December 1986)  
 スウェーデンの公的扶助制度について(3)(城戸喜子/第78号/March 1987)  
 スウェーデンの公的扶助制度について(完)(城戸喜子/第79号/June 1987)  
 スウェーデンにおける社会政策の動向(京極高宣/第76号/September 1986)  
 スウェーデンの住宅建築基準法における福祉的視点(城戸喜子/第77号/December 1986)  
 スウェーデンの要介護老人の処遇について(安田陸男/第78号/March 1987)  
 福祉維持のための攻撃——スウェーデンの財政再建行政改革の動き——(川崎一彦/第79号/June 1987)  
 スウェーデンの社会福祉——高齢者のケアをめぐる——(講演:クリスター・リンドマーク, イェット・スンドストレーム, 丸尾直美/第83号/Summer 1988)  
 スウェーデンにおける保健福祉機器の開発普及策(京極高宣/第84号/Autumn 1988)  
 80年代のスウェーデンにおける社会福祉の新しい動向(ハラルド・スウェドナー, 岡田藤太郎訳/第84号/Autumn 1988)  
 スウェーデンの最近の社会保障事情(竹崎 孜/第85号/Winter 1988)  
 スウェーデン:寡婦年金を廃止(宇野 裕/第85号/Winter 1988)  
 スウェーデンの家族政策(古橋エツ子/第86号/Spring 1989)  
 スウェーデンの税制改革と社会保障(飯野靖四/第87号/Summer 1989)  
 活力と健康(1)——老化についての研究——(アルバル・スバンポリィ, 三瓶恵子訳/第90号/Spring 1990)  
 活力と健康(2)——老化についての研究——(アルバル・スバンポリィ, 三瓶恵子訳/第91号/Summer 1990)  
 活力と健康(3)——老化についての研究——(アルバル・スバンポリィ, 三瓶恵子訳/第92号/Autumn 1990)

スウェーデン医療福祉の源泉 (福本一朗/第92号/Autumn 1990)  
 絶えざる改革——スウェーデンの老人福祉の動向——  
 (上) (三上美美子/第92号/Autumn 1990)  
 絶えざる改革——スウェーデンの老人福祉の動向——  
 (下) (三上美美子/第93号/Winter 1990)  
 スウェーデンの老人福祉——日本との比較で——  
 (小野寺百合子/第94号/Spring 1991)  
 イエンシェピン老年学研究所 (イエット・スンドスト  
 レーム, 三上美美子訳/第95号/Summer 1991)  
 スウェーデンの看取り休暇制度 (三瓶恵子/第97号/  
 Winter 1991)

## 【海外文献紹介・書評】

父親に対する出産現金給付制度の創設 (丸山史朗/第  
 26号/July 1974)  
 納税者の認識と志向に関する調査 (城戸喜子/第29  
 号/March 1975)  
 スウェーデンにおける脳性麻痺の状況 <1954~70>  
 (三宅貴夫/第32号/January 1976)  
 医療に関する苦情処理制度について——スウェーデ  
 ンの苦情処理委員会—— (小原亜生/第65号/  
 March 1984)  
 竹崎 孜著『生活保障の政治学』, 岡沢憲英著『スウ  
 ェーデンの挑戦』 (伊藤周平/第100号/Autumn  
 1992)

## ド イ ツ

## 【論文・海外の動き・解説等】

1967年のドイツ年金保険改正 (綱島 衛/第6号/  
 April 1969)  
 西ドイツの中期社会予算 (保坂哲哉/第14号/April  
 1971)  
 西ドイツの1972年社会報告 (石本忠義/第21号/Janu-  
 ary 1973)  
 西ドイツ社会保障の近況 (石本忠義/第28号/Janu-  
 ary 1975)  
 西ドイツの診療報酬制度 (石本忠義/第36号/Janu-  
 ary 1977)  
 最近の諸外国の企業年金——西ドイツとイギリス  
 (石本宏昭/第38号/June 1977)  
 西ドイツにおける年金改革の動向 (柄本一三郎/第57  
 号/March 1982)

西ドイツにおける「統合教育」——ミュンヘン大学  
 ヘルブルック教授会見記 (高橋紘士/第60号/  
 December 1982)  
 わが国社会保障の海外広報について——西ドイツに  
 おける体験から (古瀬 徹/第61号/March 1983)  
 西ドイツの福祉国家論争を追う——社会国家と福祉  
 国家のあいだ (武井 昭/第70号/March 1985)  
 西ドイツにおける高齢者の現状 (古瀬 徹/第70号/  
 March 1985)  
 西ドイツにおける老人介護の現状と改革の方向 (柄  
 本一三郎/第78号/March 1987)  
 西独における社会保障制度改革の動向 (高原弘海/第  
 88号/Autumn 1989)  
 1990年夏ベルリンより (村上雅子/第93号/Winter  
 1990)  
 統一経済と社会保障 (大西健夫/第96号/Autumn  
 1991)  
 年金制度における課題 (本沢巳代子/第96号/  
 Autumn 1991)  
 医療保障制度における課題と展望 (高智英太郎/第96  
 号/Autumn 1991)  
 ドイツの女子労働と育児保障 (古橋エツ子/第96号/  
 Autumn 1991)  
 東西ドイツ統合と社会保障, 介護保険の検討状況 (カ  
 ール・ユング講演/第97号/Winter 1991)

## 【海外文献紹介・書評】

主婦年金——問題点と提案 (石本忠義/第4号/Octo-  
 ber 1968)  
 中期財政計画と社会保障 (石本忠義/第4号/Octo-  
 ber 1968)  
 新しい目標なしの社会政策か (石本忠義/第5号/  
 January 1969)  
 ドイツ家族白書 (春見静子/第6号/April 1969)  
 自営業者の保護 (石本忠義/第6号/April 1969)  
 老人福祉の動向 (春見静子/第7号/July 1969)  
 就業していない婦人の社会保障 (石本忠義/第7号/  
 July 1969)  
 疾病中の労働者と賃金の継続 (春見静子/第8号/  
 October 1969)  
 結婚外の子どもの守る新立法 (春見静子/第9号/  
 January 1970)  
 社会事業教育に新しい方向——専門大学の設置をめ  
 ぐって—— (春見静子/第9号/January 1970)

- 雇用促進法とその意義 (春見静子/第10号/April 1970)
- 民営疾病保険と公的疾病保険の動向 (石本忠義/第11号/July 1970)
- 社会的法治国家における社会保障の財政運営 (伊達隆英/第12号/October 1970)
- 刑罰より福祉へ刑執行の改善 (春見静子/第13号/January 1971)
- 保険者の憲法上の地位 (伊達隆英/第14号/April 1971)
- 家庭政策の動向 (春見静子/第15号/July 1971)
- 疾病保険の新時代 (石本忠義/第16号/October 1971)
- 社会法典の準備 (伊達隆英/第17号/January 1972)
- 1971年社会報告 (石本忠義/第17号/January 1972)
- 社会保険における自治管理と国家の監督 (伊達隆英/第18号/April 1972)
- 医療従事者の問題 (石本忠義/第18号/April 1972)
- 疾病保険保護 (石本忠義/第19号/July 1972)
- 外国人被用者と年金保険 (石本忠義/第20号/October 1972)
- 農業における社会保障 (石本忠義/第22号/April 1973)
- 老年学の緊急課題としての介護必要性和介護可能性の不均衡 (春見静子/第25号/January 1974)
- 疾病保険の最近の状況 (石本忠義/第25号/January 1974)
- 疾病保険漸進的発展への道 (保坂哲哉/第27号/October 1974)
- 疾病保険の給付改善 (石本忠義/第27号/October 1974)
- ボランティア社会サービス (小林良二/第27号/October 1974)
- 医師報酬に関する研究報告 (石本忠義/第29号/March 1975)
- 最近の西ドイツ疾病金庫の状況 (石本忠義/第30号/July 1975)
- 西ドイツ中期社会予算 (1974~78) (保坂哲哉/第30号/July 1975)
- 西ドイツ疾病保険の費用の動向 (石本忠義/第30号/July 1975)
- 増大する社会保障への負担 (石本忠義/第31号/October 1975)
- 増大する医療制度の費用: 西ドイツ・フランス・イギリス・オランダ (石本忠義/第31号/October 1975)
- 西ドイツ社会民主党の長期医療政策要綱 (石本忠義/第32号/January 1976)
- 職員疾病金庫の財政状況と年金受給者疾病保険の財政対策 (石本忠義/第33号/March 1976)
- 西ドイツの薬局の収入 (石本忠義/第33号/March 1976)
- 西ドイツの疾病保険財政 (石本忠義/第34号/July 1976)
- 病院財政改革法の効果 (石本忠義/第35号/October 1976)
- 西ドイツの新薬事法 (石本忠義/第37号/March 1977)
- 一般医学専門医の診察活動分析: 東ドイツ (日野秀逸/第38号/June 1977)
- 西ドイツの薬剤消費と医薬品産業 (石本忠義/第39号/September 1977)
- 西ドイツにおける老人医療問題 (石本忠義/第39号/September 1977)
- フランスと西ドイツの医療費問題 (石本忠義/第41号/March 1990)
- 疾病保険費用抑制法の効果 (石本忠義/第44号/December 1978)
- 西ドイツ医療保障の推移と現状 (石本忠義/第46号/June 1979)
- 疾病保険費用抑制法のその後 (石本忠義/第47号/September 1979)
- 東ドイツにおける女性労働の地位 (小林良二/第47号/September 1979)
- 西ドイツにおける貧困論議 (保坂哲哉/第49号/March 1980)
- 西独の第三次家庭報告の概要 (中込正則/第55号/September 1981)
- 西ドイツの第5次青少年報告について——青少年援助批判の視座—— (大谷津晴夫/第60号/December 1982)
- 家族における介護——第69回ドイツ社会福祉大会の議論から (栃本一三郎/第61号/March 1983)

## ニュージーランド

### 【論文・海外の動き・解説等】

ニュージーランドの社会福祉——最近の動向の教えるもの—— (小松隆二/第82号/March 1988)

ニュージーランドの社会保障——所得保障を中心として—— (片岡 直/第82号/March 1988)

ニュージーランドの福祉行政と高齢者の社会福祉——在宅と施設福祉の実態に基づいて—— (佐藤 進/第82号/March 1988)

## フランス

### 【論文・海外の動き・解説等】

フランスにおける社会保障改革の問題点 (上村政彦/第2号/April 1968)

フランス社会保障の成功と失敗 (保坂哲哉/第18号/April 1972)

フランスの病院改革の現状と改革の試み (阪上裕子/第22号/April 1973)

フランスの第6次社会経済計画における老人問題 (藤井良治/第26号/July 1974)

フランスの医療保険と税制 (小山路男/第27号/October 1974)

フランスの社会保障財政調整法 (平山 卓/第33号/March 1976)

フランス病院改革法その後——病院地区設定のための調査—— (柿崎正平/第40号/December 1977)

フランスの薬剤費対策 (平山 卓/第42号/June 1978)

フランスにおける医師の組織化の歴史 (久塚純一/第46号/June 1979)

フランス「医師倫理規則」の形成過程 (久塚純一/第50号/June 1980)

フランスにおける医療費問題——その傾向と対策—— (江口隆裕/第51号/September 1980)

フランスにおける医学教育制度の現状とその改革 (江口隆裕/第54号/June 1981)

フランスおよび英国における児童手当制度改革の背景と評価 (都村敦子/第54号/June 1981)

ミッテラン政権下の社会保障政策 (棕野美智子/第62号/June 1983)

要介護老人の処遇——フランス—— (松村祥子/第78号/March 1987)

フランスの福祉専門家教育 (伊奈川秀和/第80号/September 1987)

フランスのボランティア組織——アソシアシオンについて—— (出雲祐二/第83号/Summer 1988)

フランスにおける障害者雇用政策の展開 (大曾根寛/

第84号/Autumn 1988)

フランスの家族と家族手当政策 (藤井良治/第86号/Spring 1989)

医療と福祉の連携——フランスの高齢者福祉サービスの場合—— (松村祥子/第86号/Spring 1989)

フランスの税制改革と社会保障 (矢野秀利/第87号/Summer 1989)

失業保険と老齢年金の交錯——フランス早期年金制度の展開—— (岡 伸一/第89号/Winter 1989)

フランスの共済組合について (高藤 昭/第90号/Spring 1990)

フランスにおける高齢者と高齢者への諸施策 (久塚純一/第95号/Summer 1991)

フランスにおける外国人労働者と社会保障——社会保障センターと社会への参入基金—— (久塚純一/第99号/Summer 1992)

### 【海外文献紹介・書評】

老人ホームにおける老人の生活調査 (藤井良治/第5号/January 1969)

人権・社会事業および社会政策 (藤井良治/第7号/July 1969)

重度精神薄弱児の治療施設——職員の採用と養成 (阪上裕子/第9号/January 1970)

薬剤問題に関する経済社会審議会意見書 (藤井良治/第9号/January 1970)

精神薄弱者の保護工場 (阪上裕子/第10号/April 1970)

社会保障関係の法案 (藤井良治/第11号/July 1970)

精薄児の就労問題と施設 (阪上裕子/第12号/October 1970)

勤労青年住宅の調査報告 (阪上裕子/第14号/April 1971)

社会保障と行政権の介入 (上村政彦/第15号/July 1971)

心身障害児の家族 (阪上裕子/第17号/January 1972)

社会保障の25周年 (上村政彦/第17号/January 1972)

保険者 (金庫) と医療機関との間の全国協定制 (上村政彦/第18号/April 1972)

重度精神薄弱児の家庭養護 (阪上裕子/第18号/April 1972)

心身障害者とソーシャル・ワーカー (阪上裕子/第20号/October 1972)

精神医療と病院改革 (阪上裕子/第21号/January



1973)  
入院日数に関する実態調査報告 (上村政彦/第21号/  
January 1973)  
1972年度の社会予算および国家予算における保健支  
出 (藤井良治/第23号/July 1973)  
67年改革後の社会保障 (上村政彦/第23号/July  
1973)  
第VI次経済・社会発展計画における社会保障の財政  
問題 (藤井良治/第24号/October 1973)  
退職年齢前の給付 (藤井良治/第26号/July 1974)  
社会保障の改革試案 (上村政彦/第27号/October  
1974)  
保健および医療保険委員会報告 (藤井良治/第36号/  
January 1977)  
包括的社会保障制度へ向けて (久塚純一/第46号/  
June 1979)

### ベルギー

#### 【論文・海外の動き・解説等】

ベルギーの年金制度 (岡 伸一/第93号/Winter  
1990)

#### 【海外文献紹介・書評】

ベルギーにおける社会保障と所得再分配 (地主重美/  
第2号/April 1968)

「保証収入」制度 (上村政彦/第10号/April 1970)  
社会保障の20年——間接賃金と社会給付に関する資  
料第一巻 (上村政彦/第12号/October 1970)  
自営業者の社会保障 (上村政彦/第20号/October  
1972)

### 北 欧 (スウェーデンを除く)

#### 【論文・海外の動き・解説等】

高齢化社会視察団に参加して——北ヨーロッパの老  
人福祉サービスにおける新しい動き—— (城戸喜  
子/第70号/March 1985)  
北欧の老人福祉サービス施設の動向——いわゆる中  
間型複合施設について—— (丸尾直美/第73号/  
December 1985)  
デンマークにおける医療保障の危機 (米林喜男/第80  
号/September 1987)  
ノルウェーの老後保障政策 (本間信吾/第80号/Sep-

tember 1987)

フィンランドの社会保障 (マチコ・ヤマダ・アルホ/  
第80号/September 1987)

フィンランドの公的年金制度——どのように報酬比  
例部分の保障に私的年金を活用しているか——  
(木村陽子/第80号/September 1987)

フィンランドの障害者福祉 (マチコ・山田・アルホ/  
第84号/Autumn 1988)

福祉と医療の連携の条件——デンマークの高齢者福  
祉医療政策からの教訓—— (伊東敬文/第90号/  
Spring 1990)

デンマークの社会保障政策～社会保障政策と政治・  
経済・社会政策との融合——高齢者福祉を中心とし  
て—— (対馬貞二/第95号/Summer 1991)

フィンランド精神薄弱者福祉の動向 (山田真知子・  
アルホ/第95号/Summer 1991)

デンマークの社会保障雑感——自治体における高齢者  
福祉への取り組み—— (香取照幸/第97号/Winter  
1991)

#### 【海外文献紹介・書評】

フィンランド障害者連盟「障害者用住宅計画指導書」  
(山田真知子・アルホ/第89号/Winter 1989)

### その他の国々

#### 【論文・海外の動き・解説等】

西欧型社会保障制度への切り替えを急ぐハンガリー  
(有岡二郎/第92号/Autumn 1990)

モロッコの児童福祉の現状 (桑原洋子/第93号/Win-  
ter 1990)

#### 【海外文献紹介・書評】

社会事業制度と社会変化：イスラエル (遠藤 滋/第  
12号/October 1970)

病院従事者の病欠欠勤：イスラエル (前田信雄/第17  
号/January 1972)

児童のいる家庭に対する所得維持制度の改革：イス  
ラエル (都村敦子/第44号/December 1978)

社会保険制度の動向：イラン (平石長久/第32号/  
January 1976)

発展途上国の社会福祉——エチオピアの経験 (根本  
嘉昭/第4号/October 1968)

疾病の社会的要因：オーストリア (石本忠義/第7

- 号/July 1969)  
 キューバの医学教育カリキュラム——ハバナ大学における総合プラン (日野秀逸/第39号/September 1977)  
 ソビエト保健制度の創設者——セマシュコとソロヴィエフ——に関する2つの分析 (日野秀逸/第34号/July 1976)  
 チェコの医学教育改革論 (日野秀逸/第33号/March 1976)  
 社会保障と労働協約: ラテンアメリカ (上村政彦/第16号/October 1971)

### EC および欧州全般

#### 【論文・海外の動き・解説等】

- EECにおける社会保障の最近の動向——1965~67年の動向を中心に (三浦文夫/第3号/July 1968)  
 ヨーロッパの障害者対策の諸問題 (大島一良/第55号/September 1981)  
 ヨーロッパ諸国の医療費対策 (金田一郎/第67号/August 1984)  
 統計からみた各国の社会保障の動向 (平岡公一/第74号/April 1986)  
 超高齢者の社会的保護——ヨーロッパ評議会レポート—— (小野暁史/第75号/June 1986)  
 EC社会保障法における男女平等原則——理事会命令の概要と構成国 (イギリス) の社会保障制度への影響—— (竹中康之/第79号/June 1987)  
 移民労働者への社会的統合策——西ヨーロッパ諸国の経験 (上) —— (下平好博/第86号/Spring 1989)  
 移民労働者への社会的統合策——西ヨーロッパ諸国の経験 (下) —— (下平好博/第87号/Summer 1989)  
 社会保障の将来——真の社会保障を求めて—— (J.V.ランゲンドク, 岡 伸一訳/第88号/Autumn 1989)  
 諸外国における早期引退及び段階的引退制度 (山崎隆志/第88号/Autumn 1989)  
 1992年欧州統合と社会保障 (J.V.ランゲンドク, 岡 伸一訳/第98号/Spring 1992)  
 社会保障と欧州単一市場 (J.H.ピーターセン, 粟沢尚志訳/第98号/Spring 1992)  
 EC統合における社会保障関連領域 (岡 伸一/第98号/Spring 1992)

- ドイツからみた ECにおける社会政策——ドイツ統一後, EC域内市場統合の完成を前にして—— (B.シュルテ, 小林甲一訳/第98号/Spring 1992)  
 EC統合と社会保障の役割 (J.V.ランゲンドク講演/第99号/Summer 1992)  
 第100号記念座談会・海外の社会保障の新潮流 (炭谷茂, 藤井良治, 古瀬 徹, 丸尾直美, 堀 勝洋/第100号/Autumn 1992)

#### 【海外文献紹介・書評】

- ヨーロッパのホーム・メーカー (三本松国興/第2号/April 1968)  
 欧米3カ国における家族の相互援助の類型と社会階層 (三浦文夫/第2号/April 1968)  
 社会政策の展望: EEC (伊達隆英/第15号/July 1971)  
 ヨーロッパ的観点より見た社会保障: EEC (伊達隆英/第16号/October 1971)  
 EC・移住労働者の社会保障に関する新規則 (上村政彦/第22号/April 1973)  
 欧州各国の医療費 (一圓光彌/第24号/October 1973)  
 ヨーロッパの健康保険制度 (一圓光彌/第25号/January 1974)  
 1972年の EC域内における社会保障の動向 (上村政彦/第25号/January 1974)  
 第1回 EEC社会予算 (藤井良治/第32号/January 1976)  
 各国年金の給付水準 (一圓光彌/第42号/June 1978)  
 大量失業と貧困問題——イギリス・フランス・西ドイツの自治体間比較研究について (下平好博/第77号/December 1986)  
 G. Room, 'New Poverty' in the European Community (粟沢尚志/第99号/Summer 1992)

### アジア諸国

#### 【論文・海外の動き・解説等】

- アジア諸国の社会保障 (一圓光彌/第29号/March 1975)  
 アジア太平洋8カ国中心の高齢者福祉調査 (星野信也/第56号/December 1981)  
 韓国における社会保障制度の現況 (李仁之/第63号/September 1983)  
 韓国における医療保障の現状と医療保険制度の拡大

- (三井速雄, 矢野 聡/第64号/December 1983)  
 在韓日本人の生活保障(金應烈/第66号/June 1984)  
 労働保険——現代中国の社会保障制度(田辺義明/第69号/December 1984)  
 中国における老人社会学研究の重要性(袁緝輝, 田辺義明訳/第69号/December 1984)  
 中国における障害者福祉(根橋正一/第69号/December 1984)  
 中国の社会福利(福武 直, 三輪 治, 武川正吾, 三上英美子/第69号/December 1984)  
 開発途上国の社会保障制度——シンガポールにおけるひとつの実験(下平好博/第74号/April 1986)  
 インドの婦人問題——日本の過去と未来があって「現在」はない(大泉博子/第74号/April 1986)  
 シンガポールの社会保障——CPF・公共住宅政策と医療を中心として——(二木 立/第81号/December 1987)  
 韓国における保健システムの現状(元奭朝, 星旦二, 前田信雄訳/第81号/December 1987)  
 台湾における社会保障建設の現状(呉凱勲/第81号/December 1987)  
 香港の社会保障制度(梁宝霖, 下平好博訳/第81号/December 1987)  
 転換期を迎えた中国の社会保障制度——制度改革についての社会学的分析——(松戸庸子/第81号/December 1987)  
 インドネシアの医療保障——その現状と将来展望——(坂井スオミ/第81号/December 1987)  
 シンガポール中央積立基金——その展開と政策目的——(Tay Boon Nga, 田辺忠史訳/第88号/Autumn 1989)  
 中国社会保障制度改革のディレンマ(松戸庸子/第90号/Spring 1990)  
 家庭における老人扶養の問題について・中国の現状(岡田太造/第95号/Summer 1991)  
 韓国における公的年金制度の成立—退職金制度との関連を中心に—(李海英/第97号/Winter 1991)

#### 【海外文献紹介・書評】

- 1960年代半ばのECAFE 地域における社会開発について(三浦文夫/第1号/January 1968)  
 社会政策の策定と実施における国家と民間の役割：アジア(高橋紘士/第16号/October 1971)  
 アジア発展途上国の社会政策(保坂哲哉/第33号/

March 1976)

- 地域医療に対する新しい視点：フィリピン(丸山史朗/第46号/June 1979)

#### 国際機関

##### 【論文・海外の動き・解説等】

- 第14回国際社会福祉会議から——社会福祉と人権——(中村優一/第5号/January 1969)  
 国の保健計画について：WHO(前田信雄/第12号/October 1970)  
 国民保健計画の国際的動向：WHO(橋本正己/第20号/October 1972)  
 ILO 第102号条約(高橋 武/第24号/October 1973)  
 ILO 第102号条約についての若干のコメンタール(綱島 衛/第31号/October 1975)  
 模索する WHO——予算の動向を中心に——(水田 邦雄/第39号/September 1977)  
 ILO 総会における中高年労働者に関する勧告について(長尾立子/第50号/June 1980)  
 国連婦人の10年——1980年世界会議と厚生行政(大泉博子/第51号/September 1980)  
 国際障害者年の目的及び行動計画に関する技術的会合と地域セミナーについて——ESCAP 主催のバンコク会議報告——(昆 精一/第52号/January 1981)  
 1980年代の社会政策に関する会議：OECD(大谷泰夫/第54号/June 1981)  
 OECD 諸国における年金の支給開始年齢について(尾形裕也/第63号/September 1983)  
 第三の国連都市——ウィーン(林 民夫/第63号/September 1983)  
 OECDにおける最近の医療支出抑制策について(香取照幸/第72号/September 1985)  
 ISSAの最近の活動(井口直樹/第77号/December 1986)  
 社会保障分野におけるILOの活動について(山崎伸彦/第77号/December 1986)  
 OECDにおける社会保障政策に関する取り組み(福田素生/第77号/December 1986)  
 OECDにおける社会保障議論の動向(本田 一/第88号/Autumn 1989)  
 WHO ヨーロッパ支部と Eurosocialの組織と活動について——昭和63年度海外出張報告——(城戸

喜子/第92号/Autumn 1990)  
 WHOの保健医療政策の動向(尾形裕也/第93号/  
 Winter 1990)  
 障害者問題における国連の動き——「国連障害者の  
 十年」終了を控えて——(中沢一隆/第94号/  
 Spring 1991)  
 ILO『社会保障への途』から50年(高橋 武/第99号/  
 Summer 1992)

## 【海外文献紹介・書評】

ILOと人権(上村政彦/第3号/July 1968)  
 保健衛生における国際的援助の諸問題(前田ケイ/第  
 3号/July 1968)  
 高年労働者の雇用と社会的問題:ILO(山内匡子/第  
 5号/January 1969)  
 広地域計画, 広地域開発と提携する環境衛生問題:  
 WHO(相磯富士雄/第5号/January 1969)  
 薬剤の消費——専門家調査の中間報告:WHO(前  
 田信雄/第11号/July 1970)  
 環境保健対策の計画化:WHO(前田信雄/第13号/  
 January 1971)  
 ヨーロッパ諸国の薬剤の消費:WHO(前田信雄/第  
 17号/January 1972)  
 老人福祉計画への地方の参加:国連(冷水 豊/第20  
 号/October 1972)  
 保健所の評価:WHO(前田信雄/第23号/July 1973)  
 社会保障の国際的動向:ISSA(石本忠義/第26号/  
 July 1974)  
 国民経済計算と福祉の測定:国連(城戸喜子/第30  
 号/July 1975)  
 社会的負担の国際比較:EC, OECD(石本忠義/第33  
 号/March 1976)  
 保健経済学:WHO(前田信雄/第34号/July 1976)  
 景気後退とインフレ下における社会保障の諸問題:  
 ISSA(都村敦子/第37号/March 1977)  
 各国における性病とその対策:WHO報告(石野  
 誠/第37号/March 1977)  
 社会的負担の国際比較:OECD(石本忠義/第38号/  
 June 1977)  
 離婚の場合の社会保障給付:ISSA(都村敦子/第41  
 号/March 1978)  
 社会保障制度合理化への動向——家族手当および労  
 働災害給付:ISSA(都村敦子/第43号/September  
 1978)

OECD諸国における所得分配について(三井速雄/  
 第54号/June 1981)  
 OECD諸国における所得分配(I)(三井速雄訳/第  
 55号/September 1981)  
 OECD諸国における所得分配(II)(三井速雄訳/第  
 57号/March 1982)  
 OECD諸国における所得分配(III)(三井速雄訳/第  
 58号/June 1982)  
 OECD諸国における所得分配(IV)(三井速雄訳/第  
 59号/September 1982)  
 社会保障の財源調達に関する専門家会議について・  
 ILO(都村敦子/第63号/September 1983)  
 雇用機会均等政策と男女の就業分野の偏り:OECD  
 (木村陽子/第75号/June 1986)  
 ILOおよび世界銀行の所得分配に関する報告書(林  
 英機/第76号/September 1986)  
 経済的視座からみた高齢者介護のあり方——WHO  
 報告書——(上)(小原亜生/第90号/Spring 1990)  
 経済的視座からみた高齢者介護のあり方——WHO  
 報告書——(下)(小原亜生/第91号/Summer  
 1990)

## 海外一般

## 【論文・海外の動き・解説等】

「負の所得税」論争について(小山路男/第1号/Jan-  
 uary 1968)  
 普遍性の原則と選別性の原則 universalism vs  
 selectivity(谷 昌恒/第4号/October 1968)  
 ヘルスマンパワー・スタディの国際的動向(橋本正  
 己/第15号/July 1971)  
 負の所得税(負の所得税研究会/第23号/July 1973)  
 社会保障の医療費支払い方式(藤井良治/第34号/  
 July 1976)  
 年金制度の行方(田村正雄/第35号/October 1976)  
 所得税制と福祉制度下における扶養児童の扱い(城  
 戸喜子/第47号/September 1979)  
 欧米諸国の医療費問題(石本忠義/第48号/Decem-  
 ber 1979)  
 座談会・フリードマンの『選択の自由』をめぐる  
 (粥川正敏, 佐藤隆三, 高山憲之, 徳永芳郎, 新  
 飯田昇/第52号/January 1981)  
 座談会のための資料(新飯田昇/第52号/January  
 1981)

- 座談会・障害者対策の国際的動向とわが国の障害者対策のあり方(伊藤隆二, 河野康徳, 小沼康夫, 澤村誠志, 小島蓉子, 堀 勝洋/第56号/December 1981)
- 途上国の社会保障制度——制度の導入を中心にして——(平石長久/第70号/March 1985)
- 住宅問題への新たな挑戦——D.ドニソンの包括的住宅給付の系譜——(大和田建太郎/第70号/March 1985)
- 出生率の変動と社会保障(市川 洋/第73号/December 1985)
- オールド自由主義の福祉国家危機論と社会的秩序政策(大谷津晴夫/第73号/December 1985)
- 福祉国家の危機と社会政策のパラダイム転換(大谷津晴夫/第76号/September 1986)
- 第14回世界老年学協会主催国際大会に出席して(前田信雄/第90号/Spring 1990)
- 第3回高齢者及び障害者のための保健福祉サービスに関するシステム科学国際会議(安梅勅江/第92号/Autumn 1990)
- 第25回国際社会福祉会議に参加して——アフリカ・モロッコ(マラケシュ)会議の提起したもの——(佐藤 進/第93号/Winter 1990)
- 第13回国際労働法・社会保障学会世界会議に参加して(大曾根寛/第98号/Spring 1992)
- 【海外文献紹介・書評】**
- 社会計画論(前田大作/第1号/January 1968)
- イデオロギーと福祉社会(前田大作/第1号/January 1968)
- 社会の発展における社会保障の役割(上村政彦/第1号/January 1968)
- 「最低生活の水準」の概念とその測定(上村政彦/第1号/January 1968)
- 高度に発達した産業社会における犯罪問題(根本嘉昭/第2号/April 1968)
- 所得維持と社会サービス給付の関係(谷 昌恒/第2号/April 1968)
- 所得再分配の国際比較研究(渡辺益男/第3号/July 1968)
- 動態経済と所得保障(山崎泰彦/第12号/October 1970)
- 社会保障と社会学(花島政三郎, 渡辺益男/第14号/April 1971)
- 現代社会における社会政策の展望——IILSシンポジウム——(山崎泰彦/第17号/January 1972)
- 公的社会サービス——その来るべき局面(萩原清子/第21号/January 1973)
- 年金のスライド制——先進8カ国の経験(一圓光彌/第37号/March 1977)
- スタグフレーション下の経済と社会保障(一圓光彌/第39号/September 1977)
- 老人の地域サービス——欧米8カ国比較調査(冷水豊/第39号/September 1977)
- 新しい社会保障財源調達方式——付加価値に基づく拠出方式(藤井良治/第41号/March 1978)
- 平等と社会政策(一圓光彌/第41号/March 1978)
- 負担の水平的公平性の測定(岸 功/第43号/September 1978)
- コミュニティ評価のための社会経済会計システム(三重野卓/第45号/March 1979)
- ラウンドリーの再評価(一圓光彌/第50号/June 1980)
- 年金制度の積立方式と賦課方式(N.A.バール講演, 一圓光彌訳/第53号/March 1981)
- 国際障害者年——世界の動き(丸山一郎/第55号/September 1981)
- 社会的保護勘定と国民勘定との統合について(城戸喜子/第57号/March 1982)
- ニード評価のための障害の測定(平岡公一/第58号/June 1982)
- 健康の不平等——『ブラック報告』について(武川正吾/第62号/June 1983)
- 欧米における家族政策の文献目録(宇野正道/第65号/March 1984)
- 健康の経済学(1)(ヘルス・エコノミックス研究会/第66号/June 1984)
- 健康の経済学(2)(ヘルス・エコノミックス研究会/第68号/September 1984)
- 健康の経済学(3)(ヘルス・エコノミックス研究会/第69号/December 1984)
- 健康の経済学(4)(ヘルス・エコノミックス研究会/第70号/March 1985)
- 健康の経済学(5)(ヘルス・エコノミックス研究会/第71号/June 1985)
- 健康の経済学(6)(ヘルス・エコノミックス研究会/第72号/September 1985)
- 健康の経済学(7)(ヘルス・エコノミックス研究会/第

- 73号/December 1985)  
 健康の経済学(8) (ヘルス・エコノミックス研究会/第  
 74号/April 1986)  
 ハロルド・L・ウィレンスキーのコーポラティズム論  
 (下平好博/第70号/March 1985)  
 M.ブルース著『福祉国家への歩み』(大沢真理/第70  
 号/March 1985)  
 福祉国家とコーポラティズム——ミシュラ『福祉国  
 家の危機』について——(武川正吾/第71号/June  
 1985)  
 D.ドニソン, C.アンガーソン著『あすの住宅政策』(内  
 田勝一/第71号/June 1985)  
 B.G.ピーターズ著『行政官僚制の比較研究』(武智秀  
 之/第88号/Autumn 1989)  
 V.R. Fuchs, Why Are Children Poor? (粟沢尚志/  
 第88号/Autumn 1989)  
 Kent Tout, Ageing in Developing Countries (粟沢  
 尚志/第91号/Summer 1990)  
 ウィーン国際女性会議レポート——テーマ:「女性  
 イニシアチブのネットワーク形成」——(佐藤明  
 代/第93号/Winter 1990)  
 J.S. McGuire and B.M. Popkin, Helping Women  
 Improve Nutrition in the Developing World (粟  
 沢尚志/第96号/Autumn 1991)  
 桑原靖夫著『国境を越える労働者』, 手塚和彰著『続・  
 外国人労働者』(鈴木克彦/第99号/Summer 1992)

## 編 集 後 記

- 『海外社会保障情報』の100号記念特集号を送る。本誌のこれまでの歴史をふりかえり、今後の社会保障を展望する意味から、特別寄稿・座談会・特集論文・総目次などいくつか工夫を凝らした編集となっている。社会保障研究を志す若い研究者には、ぜひじっくりと読んでほしい内容であり、われわれ編集幹事も歴史をふりかえることの大切さを今回の編集作業の中で学び、かつ楽しんだのである。

もちろん、今日の社会保障は大きな課題を抱えており、本号から「時代の眼」をスタートさせたのも、社会の基本的な動き・流れをおさえておきたいという発想からである。EC 統合、ソ連・東欧社会主義国の崩壊とその後、アメリカの大統領選挙など社会保障を揺り動かす大きなうねりが始まったが、国家や家族の崩壊・危機が叫ばれる中で、社会保障はこれまでのやり方で維持・発展が可能なのかどうか。社会保障を成立させる基本的条件の根本的な再検討の時期にある。 (高木)

- No. 100を迎えて海外社会保障に関する研究蓄積の重さ、数多くの皆さまのご協力、そして編集における先輩諸研究員による努力の大きさを痛感する。 (粟沢)
- この25年間、読者として執筆者として『海外社会保障情報』に関わって下さった幾人もの方々への感謝と責任を忘れることなく、その信頼と期待にこたえる内容をお届けできるよう努力したい。引き続きこれからも、皆様からのご意見・ご指導を頂くことができればと願っている。 (下夷)

編集委員長 宮澤健一(社会保障研究所長)  
編集委員 稲上毅(法政大学教授)  
貝塚啓明(東京大学教授)  
郡司篤晃(東京大学教授)  
小山路男(社会保障研究所顧問)  
地主重美(駿河台大学教授)  
袖井孝子(お茶の水女子大学教授)  
田近栄治(一橋大学教授)  
都村敦子(日本社会事業大学教授)

庭田範秋(慶應義塾大学教授)  
橋本宏子(神奈川大学教授)  
浦文夫(日本社会事業大学教授)  
宮島洋(東京大学教授)  
堀勝洋(社会保障研究所研究部長)  
三上英美子(社会保障研究所調査部長)  
高木安雄(社会保障研究所主任研究員)  
粟沢尚志(社会保障研究所研究員)  
下夷美幸(社会保障研究所研究員)

### 編 集 幹 事

---

## 海外社会保障情報 No. 100

平成4年9月25日発行

定価1,340円(本体1,301円)  
(送料210円)

編集・発行 **社会保障研究所**

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号  
(赤坂2丁目アネックスビル内)  
電話 03(3589)1381

製作・発売 **第一法規出版株式会社**

〒107 東京都港区南青山2丁目11番17号  
電話 03(3404)2251(大代表)  
振替口座 東京 3-133197

---